

令和7年第3回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（9月1日）	頁
1. 議事日程	17
2. 出席議員氏名	18
3. 欠席議員氏名	18
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	18
5. 議会事務局職員出席者	18
6. 開 会・開 議	19
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	19
8. 日程第2 会期の決定	19
9. 日程第3 報告	19
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	19
11. 日程第5 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて （令和7年度志布志市一般会計補正予算（第4号））	21
12. 日程第6 議案第43号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	22
13. 日程第7 議案第44号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	24
14. 日程第8 議案第45号 志布志市農業集落排水処理施設条例及び志布志市水道給水条 例の一部を改正する条例の制定について	25
15. 日程第9 議案第46号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	26
16. 日程第10 議案第47号 令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	31
17. 日程第11 議案第48号 令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）	32
18. 日程第12 議案第49号 令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	33
19. 散 会	34
第2号（9月2日）	
1. 議事日程	35
2. 出席議員氏名	36
3. 欠席議員氏名	36
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	36

5. 議会事務局職員出席者	36
6. 開 議	38
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	38
8. 日程第2 一般質問	38
小野 広嗣	38
野村 広志	61
9. 延 会	75

第3号（9月3日）

1. 議事日程	76
2. 出席議員氏名	77
3. 欠席議員氏名	77
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	77
5. 議会事務局職員出席者	77
6. 開 議	78
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	78
8. 日程第2 一般質問	78
西江園 明	78
小辻 一海	88
9. 延 会	107

第4号（9月4日）

1. 議事日程	108
2. 出席議員氏名	109
3. 欠席議員氏名	109
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	109
5. 議会事務局職員出席者	109
6. 開 議	110
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	110
8. 日程第2 一般質問	110
稲付 洋平	110
八代 誠	115
永田 梓	124
南 利尋	132
東 宏二	147

9. 延 会	158
--------	-----

第5号（9月5日）

1. 議事日程	159
2. 出席議員氏名	160
3. 欠席議員氏名	160
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	160
5. 議会事務局職員出席者	160
6. 開 議	161
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	161
8. 日程第2 一般質問	161
小園 義行	161
鶴迫 京子	180
9. 散 会	187

第6号（9月19日）

1. 議事日程	188
2. 出席議員氏名	189
3. 欠席議員氏名	189
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	189
5. 議会事務局職員出席者	189
6. 開 議	190
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	190
8. 日程第2 議案第43号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	190
9. 日程第3 議案第46号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	191
10. 日程第4 報告第4号 専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解することについて）	198
11. 日程第5 議案第50号 権利の放棄について	199
12. 日程第6 議案第51号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	202
13. 日程第7 議案第53号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	203
14. 日程第8 報告第5号 令和6年度志布志市健全化判断比率について	204
15. 日程第9 報告第6号 令和6年度志布志市資金不足比率について	205

16.	日程第10	認定第1号	令和6年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	205
17.	日程第11	認定第2号	令和6年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	207
18.	日程第12	認定第3号	令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	207
19.	日程第13	認定第4号	令和6年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	208
20.	日程第14	認定第5号	令和6年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて	208
21.	日程第15	認定第6号	令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について	208
22.	日程第16	認定第7号	令和6年度志布志市水道事業会計決算認定について	208
23.	日程第17	認定第8号	令和6年度志布志市農業集落排水事業会計決算認定について	208
24.	日程第18	議案第52号	令和6年度志布志市水道事業剰余金の処分について	208
25.	散 会			212

第7号（10月10日）

1.	議事日程			213
2.	出席議員氏名			214
3.	欠席議員氏名			214
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名			214
5.	議会事務局職員出席者			214
6.	開 議			215
7.	日程第1	会議録署名議員の指名		215
8.	日程第2	報告		215
9.	日程第3	南利尋議員の辞職の件		215
10.	追加日程第1	議会運営委員の選任		216
11.	追加日程第2	広報等調査特別委員の選任		217
12.	追加日程第3	大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙		217
13.	日程第4	認定第1号	令和6年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	218
14.	日程第5	認定第2号	令和6年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	222
15.	日程第6	認定第3号	令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	222
16.	日程第7	認定第4号	令和6年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ	

		いて ……………	222
17. 日程第8	認定第5号	令和6年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて ……………	223
18. 日程第9	認定第6号	令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について ……………	223
19. 日程第10	認定第7号	令和6年度志布志市水道事業会計決算認定について ……………	223
20. 日程第11	認定第8号	令和6年度志布志市農業集落排水事業会計決算認定について…	223
21. 日程第12	議案第52号	令和6年度志布志市水道事業剰余金の処分について ……………	223
22. 日程第13	議員派遣の決定	……………	228
23. 日程第14	閉会中の継続審査申出について (総務常任委員長)	……………	229
24. 日程第15	閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長)	……………	229
25. 閉 会		……………	229

令和7年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
9月 1日	月	本会議	開会・会期の決定・議案上程
2日	火	本会議	一般質問（午後） ※午前中休会
3日	水	本会議	一般質問（午後） ※午前中休会
4日	木	本会議	一般質問
5日	金	本会議 委員会	一般質問 常任委員会
6日	土	休 会	
7日	日	休 会	
8日	月	休 会	
9日	火	委員会	予算常任委員会
10日	水	休 会	
11日	木	休 会	
12日	金	休 会	
13日	土	休 会	
14日	日	休 会	
15日	月	休 会	敬老の日
16日	火	休 会	
17日	水	休 会	
18日	木	休 会	
19日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決 令和6年度決算認定議案上程
20日	土	休 会	
21日	日	休 会	
22日	月	休 会	
23日	火	休 会	秋分の日
24日	水	委員会	決算審査特別委員会（一般会計決算）
25日	木	委員会	決算審査特別委員会（一般会計決算）
26日	金	委員会	決算審査特別委員会（一般会計決算）
27日	土	休 会	

月 日	曜日	種 別	内 容
28日	日	休 会	
29日	月	委員会	決算審査特別委員会（一般会計決算）
30日	火	休 会	
10月 1日	水	休 会	
2日	木	休 会	
3日	金	委員会	常任委員会（特別会計決算）
4日	土	休 会	
5日	日	休 会	
6日	月	休 会	
7日	火	休 会	
8日	水	休 会	
9日	木	休 会	
10日	金	本会議	令和6年度決算採決・閉会

2. 付議事件

- | 番号 | 事 件 名 |
|---|--|
| 承認第7号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度志布志市一般会計補正予算(第4号)) |
| 議案第43号 | 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第44号 | 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第45号 | 志布志市農業集落排水処理施設条例及び志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第46号 | 令和7年度志布志市一般会計補正予算(第5号) |
| 議案第47号 | 令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第48号 | 令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第49号 | 令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 報告第4号 | 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) |
| 議案第50号 | 権利の放棄について |
| 議案第51号 | 令和7年度志布志市一般会計補正予算(第6号) |
| 議案第53号 | 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 報告第5号 | 令和6年度志布志市健全化判断比率について |
| 報告第6号 | 令和6年度志布志市資金不足比率について |
| 認定第1号 | 令和6年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第2号 | 令和6年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第3号 | 令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第4号 | 令和6年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第5号 | 令和6年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第6号 | 令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第7号 | 令和6年度志布志市水道事業会計決算認定について |
| 認定第8号 | 令和6年度志布志市農業集落排水事業会計決算認定について |
| 議案第52号 | 令和6年度志布志市水道事業剰余金の処分について |
| 議員派遣の決定 | |
| 閉会中の継続審査申出について
(総務常任委員長) | |
| 閉会中の継続調査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長) | |

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 小野 広 嗣	1 将来推計人口を見据えたまちづくりについて	(1) 本年は、団塊の世代全員が75歳以上に達し、国民の5人に1人が後期高齢者となる。少子高齢化の進展により、人口における年齢構成が変化している中で、本市の将来推計人口を見据えたまちづくりについて問う。	市 長
	2 食のまちづくりについて	(1) 総務常任委員会の所管事務調査を行った千葉県館山市では、平成27年に「たてやま食のまちづくり計画」を策定し、推進理念の下に、目的（一次産業を始めとした地域の産業振興＝雇用・移住・定住・関係人口の増加）を明確にして事業に取り組んでいた。本市における食のまちづくりについての考え方を問う。	市 長
	3 高齢者等へのDX対策について	(1) デジタル化が加速する現代、生活のあらゆる面でインターネットやスマートフォンの活用が進んでいる一方で、デジタル社会にうまく適応できないことによる「生きづらさ」を感じている高齢者等も多い。自治体DXを推進する上での高齢者等へのDX対策について問う。	市 長
	4 学校図書館について	(1) 文部科学省は、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、学校司書の配置拡充を図るために、令和4年度から令和8年度までの第6次学校図書館図書準備等5か年計画を策定し、目標を定め計画を進めているが、計画目標年度まで1年余りとなる中で、本市の取組状況について問う。	教 育 長
2 野村 広 志	1 防災行政について	(1) 防災対策基本法第42条の規定に基づき、志布志市防災会議が地域防災計画を定めているが、基本的な考え方や理念について問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 野村 広志	1 防災行政について	(2) 本市での防災の在り方を考える上で、各地区内の自助・共助の計画として、地区防災計画の策定を推進する考えはないか問う。	市長
	2 外国人労働者の確保・定着への取組について	(1) 本市の外国人労働者の現状について問う。 (2) 外国人労働者の増加の実態を本市ではどのように受け止め、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めていく考えか問う。 (3) 外国人労働者の住居について、公営住宅を活用した支援は考えられないか問う。	市長 市長 市長
3 西江園 明	1 今後の志布志港と都城志布志道路について	(1) 都城志布志道路の全線開通により、志布志港の貨物量も急速に増大傾向にある。そのような中、トラックヤードが手狭になった志布志港について、志布志港港湾計画の改訂の正式な発表はいつ頃になると県から伝えられているのか。 (2) 都城志布志道路は、急速にトラック等の交通量が増えていると思うが、現状の把握と今後の展望について問う。 (3) 都城志布志道路の全線4車線化について、早期に要望活動をすべきと思うが、見解を問う。 (4) 港湾の企業との情報交換は、どのような形で行っているのか。 (5) 港湾のコンテナヤードの運用に対し、市がもっと積極的に関わるべきと思うが、見解を問う。	市長 市長 市長 市長 市長
	2 職員研修について	(1) 本市の職員研修の現状を問う。 (2) 港湾等の市内企業での実務従事等の職員研修を行ったことはあるのか。	市長 市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
3 西江園 明	2 職員研修について	(3) 職員が自由に研修先を選択できる柔軟な研修制度を導入すべきと思うが、見解を問う。 (4) 職員研修を充実させるため更なる予算措置をすべきと思うが、見解を問う。	市長 市長
4 小辻一海	1 特認校制度について	(1) 潤ヶ野小学校、田之浦小学校及び森山小学校を特認校制度による指定校とした経緯と特認校制度の内容について問う。 (2) 特認校制度について、保護者等からこれまでに出了たあらゆる意見・課題はどのように検証されたのか問う。 (3) 特認校に通学する児童について、スクールタクシーの廃止に伴う今後の通学手段をどのように考えているか問う。	市長 教育長 市長 教育長 市長 教育長
	2 グループ制について	(1) グループ制の導入から約1年6か月が経過している。その効果が得られているか問う。 (2) 係長を中心とした指示系統（係制）に戻す考えはないか問う。 (3) グループ制の導入後に出了たあらゆる意見・課題について、しっかりと検証し具体的な取組が協議されているか問う。	市長 市長 市長
5 稲付洋平	1 農業政策について	(1) 自民党の食料安全保障強化本部は、農家の所得向上に向け、今後5年間で2兆5,000億円の予算を確保し、農地の大区画化を進めることなどを求める「農業構造転換集中対策の実施に向けた緊急決議」を決定し、内閣総理大臣に申入れを行った。この予算が計上された場合の本市における計画はあるのか。 (2) 本市の農家の平均年齢と離農件数について問う。	市長 市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 稲付洋平	1 農業政策について	(3) 令和3年に策定した志布志市過疎地域持続的発展計画について、「事務事業マネジメントシート等による事業評価、効果検証を行う」となっているが、農業政策の効果検証をしているのか。	市長
	2 土地改良事業分担金について	(1) 志布志市土地改良事業分担金徴収条例施行規則第2条第3号の農業農村整備事業の分担金は、「土地10アールにつき5万円を乗じて得た額」となっているが、この5万円の根拠を問う。	市長
		(2) 分担金の使途は、志布志市土地改良事業分担金徴収条例第1条に定められているが、その具体的な内容を示せ。	市長
3 ほ場整備事業について	(1) ほ場整備事業について、行政の関わり方を問う。	市長	
6 八代 誠	1 道路行政について	(1) 伐採作業が依然として実施されていない市道が多く見受けられる。今年度の市道伐採作業の状況について問う。	市長
		(2) 市道の交差点について、指導停止線が視認できない箇所が多く見受けられる。対策を急ぐために、地域コミュニティ協議会をはじめ、地域安全モニター部会や交通安全協会支部に補助金を交付し、指導停止線の補修作業ができる仕組みを構築できないか問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6 八代 誠	2 伊崎田地区の住居環境整備について	(1) 伊崎田地区において、県立の「曾於地区特別支援学校」が令和10年4月に開校する予定となっている。このことにより、伊崎田地区には新たな地域特性が形成され、交流・関係人口が拡大すると考える。この機会を活かして、県と連携しながらまちづくりに取り組み、移住・定住を促進するための環境（住宅用地・学校職員用の戸建住宅等）の整備を検討できないか問う。	市長 教育長
7 永田 梓	1 環境行政について	<p>(1) 使用済紙おむつの市全域の回収が令和6年度から始まったことで、埋立処分場の延命化が図られたとのことだが、その詳細を問う。</p> <p>(2) 災害ごみの仮置き場について問う。また、近隣の自治体と連携し、焼却処分することはできないか問う。</p> <p>(3) 井手間資源ごみ収集所について、粗大ごみの持込みが廃止となった経緯を問う。また、粗大ごみの持込みの再開を望む住民の声を聞いているが、再開する考えはないか問う。</p> <p>(4) 市内2か所の循環センター及び井手間資源ごみ収集所での一般ごみの回収について、見解を問う。</p> <p>(5) 令和6年第2回定例会において、循環センター（有明）に併設予定のリユースショップやリペア施設の運用開始時期についての質問に対し、「実証実験を踏まえ、運用方法や開始時期などについて、民間事業者とも協議・研究していく」との答弁であったが、その後の進捗状況について問う。</p>	市長 市長 市長 市長 市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8南 利尋	1 道路行政について	(1) 雑草、竹、雑木等の成長に道路の伐採作業が追い付いていない現状にある。道路維持作業員や重機を増やして対応すべきではないか問う。 (2) 集落伐採清掃報奨金について、近年続く物価高騰の影響を考慮し、増額を検討すべきと考えるが、見解を問う。 (3) 市内にある県道には、多くの危険箇所が点在する。保全管理のため、今以上に県と緊密な連携を図るべきではないか問う。	市長 市長 市長
	2 地域振興について	(1) 地域社会における住民同士のつながりが薄れてきていることが懸念される。自治会員間の交流の機会を増やすためにも、各自治会の集会所内の設備が充実できるような補助事業を創設すべきではないか問う。	市長
	3 職場環境整備について	(1) 市民サービスの向上を目指すためには、職員間で円滑なコミュニケーションが取れていることが不可欠である。庁舎内に職員が交流しやすい設備を整備すべきではないか問う。	市長
	4 観光振興について	(1) ダグリ岬ベイサイドパーク構想は、市民も大きな期待を寄せている。本構想について、進捗状況を定期的に公開すべきではないかと考えるが、見解を問う。 (2) ダグリ岬ベイサイドパーク構想の範囲には、国際の森周辺が含まれている。国道北側の国際の森周辺は、「県立公園」としての整備を県に要望していくべきではないか問う。	市長 市長
9東 宏二	1 ふるさと納税について	(1) 新聞報道によると、本市の令和5年度のふるさと納税寄附額は約67億6,500万円であったが、令和6年度は約15億7,400万円の減となった。その要因を問う。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
9 東 宏二	1 ふるさと納税について	(2) 令和7年度のふるさと納税寄附額の見通しは、令和5年度の水準に近づくと捉えているのか。	市 長
	2 道路行政について	(1) 市道の中央線や白線が消えている箇所が多く見受けられる。今後の対応について問う。また、県道・国道も同様の状況が見受けられるが、国・県との連携について問う。 (2) 市道の植樹帯の除草がされていない箇所が多く見受けられる。今後の対応について問う。また、県道・国道も同様の状況が見受けられるが、国・県との連携について問う。	市 長 市 長
10小園義行	1 情報保護の在り方について	(1) 本市の情報資産がSNS上において公開されたことが疑われる事案が確認され、セキュリティ侵害の発生を未然に防ぐ対策として、執務室への入室に関する措置が講じられている。これに至る経緯を問う。	市 長
	2 職員採用試験について	(1) 試験区分は、毎年度見直しをして決定されていると考えるが、それぞれの区分の現在（令和7年度）の職員数は、定数に対して何人いるのか。 (2) これまでの試験区分にない図書館及び学校図書室の司書及び司書補の採用をどのように考えているのか。 (3) 本市の障害者の法定雇用率の達成状況はどうか。	市 長 教 育 長 市 長 教 育 長
	3 学校教育について	(1) 中学校における部活動の地域移行の現状はどうか。 (2) 地域移行したときに、市役所職員が指導者として関われる環境作りはどうか。	市 長 教 育 長 市 長 教 育 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
10小園義行	4 国保について	(1) 国は、国保の保険証の有効期限が過ぎた後でも、令和8年3月末までは利用できる旨の通知を出している。国保加入者への早急な周知が必要と考えるが、対策はどうか。	市 長
	5 自衛隊への名簿提供について	(1) 現在の自衛隊への名簿提供の在り方について、自己情報コントロール権の視点から見直す考えはないか。	市 長
11鶴迫京子	1 福祉行政について	(1) 車椅子に対応した福祉車両を市で購入し、貸し出す事業に取り組むことができないか問う。	市 長
	2 がん検診について	(1) がん検診の種類別の対象者数と受診者数について、本市の現状を問う。 (2) がん検診の種類別の受診率は、近隣市町と比較してどのような状況にあるか問う。 (3) がん検診の更なる受診率向上のために、具体的な取組を検討しているか問う。	市 長 市 長 市 長

令和7年第3回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和7年9月1日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度志布志市一般会計補正予算（第4号）)
- 日程第6 議案第43号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第44号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第45号 志布志市農業集落排水処理施設条例及び志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第46号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第47号 令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第48号 令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第49号 令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栢 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課 健康増進グループリーダー 岩 崎 浩 二	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議 会 グ ル ー プ リ ー ダ ー 末 原 和 幸
サ ブ リ ー ダ ー 前 田 範 雄	サ ブ リ ー ダ ー 上 野 健 太 郎

午前10時00分 開会 開議

○議長（福重彰史議員） ただいまから、令和7年第3回志布志市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、玉垣大二郎議員と鶴迫京子議員を指名します。

○
日程第2 会期の決定

○議長（福重彰史議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月10日までの40日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から10月10日までの40日間に決定しました。

○
日程第3 報告

○議長（福重彰史議員） 日程第3、報告を申し上げます。
さきの定例会から議会運営に関する申合せの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりです。
陳情第5号は、総務常任委員会に付託します。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人志布志市農業公社から令和6年度事業実績報告書及び収支決算書並びに令和7年度事業計画書及び収支予算書が、また、監査委員から監査報告書が提出されましたので、配布しました。参考にしていただきたいと思います。

○
日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（福重彰史議員） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2

人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこで、お諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（福重彰史議員） ただいまの出席議員数は、20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条の規定によって、立会人に小野広嗣議員及び東宏二議員を指名します。

候補者名簿を配ります。

(候補者名簿配布)

○議長（福重彰史議員） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投票用紙配布)

○議長（福重彰史議員） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（福重彰史議員） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長（福重彰史議員） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。小野広嗣議員及び東宏二議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（福重彰史議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票0票。有効投票のうち、山田義盛議員19票、井上勝博議員1票。以上のおりです。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

—————○—————

○議長（福重彰史議員） お諮りします。

日程第5、承認第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第5 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度志布志市一般会計補正予算（第4号））

○議長（福重彰史議員） 日程第5、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業の実施に伴い、緊急に令和7年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和7年7月22日に、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めらるるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,061万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303億9,083万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を4,061万3,000円増額するものであります。

予算書は6ページ、付議案件説明資料は1ページをお開きください。

歳出の社会福祉費は、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、令和6年度に実施した定額減税及び調整給付に当たり、令和6年分所得税額及び定額減税が確定した後に、本来給付すべき額が調整給付金の額を上回った方に対して、その差額を支給する定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業を4,061万3,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第7号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。



日程第6 議案第43号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第6、議案第43号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度において、1年につき取得できる時間の範囲内で、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択することを可能とする等の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（鮎川勝彦君） 議案第43号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申

し上げます。

付議案件説明資料は、2ページをお開きください。

第1条、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正についてでございます。

第20条を新設し、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対して意向の確認の措置を講じるものであります。

以降の条については、条の新設に伴う規定の整理を行っております。

次に第2条、志布志市職員の育児休業等に関する条例の改正についてでございます。

第1条については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う根拠規定の変更のため「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改めるものでございます。

4ページをお開きください。

第23条の改正は、部分休業をすることができない非常勤職員の要件である1日の勤務時間の要件を削るものであります。

第24条の改正は、現行の部分休業を第1号部分休業と改めるものでございます。

第25条から第27条までを新設し、第2号部分休業について規定するものであります。

これは、新たに設立された部分休業制度であり、規定された時間を1年の間で本人が自由に割り振り、休業することが可能な制度でございます。

第28条を新設し、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情について規定するものであります。

第25条の改正は、部分休業制度全体についての規定であることを明確化し、同条を第29条とするものであります。

第30条を新設し、部分休業の承認の取消事由について規定しております。

第27条及び第28条の改正は、規定の整理により、4条ずつ繰り下げております。

附則につきまして、御説明申し上げます。

議案を御覧ください。

附則第1項は、条例の施行日を規定するものであります。

この条例は、育児休業法の改正に合わせて令和7年10月1日から施行します。ただし、附則第2項については、公布の日から施行するものとします。

附則第2項では、改正後の志布志市職員の勤務時間、休暇に関する条例第20条第2項に規定する措置を施行日以前から講じることができ、講じた措置は、施行日以後も同項の規定により講じられたものとみなす規定であります。

附則第3項では、第2号部分休業の制度が令和7年10月1日から施行することに伴い、請求可能な期間が半年間であるため、請求可能な時間を今年度に限り、非常勤職員以外の職員については「77時間30分」を「38時間45分」に、非常勤の職員については「1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間」を「1日当たりの勤務時間数に5を乗じて得た時間」とそれぞれ読み替える

規定であります。

附則第4項は、条例改正による条の繰下げが行われたことに伴い、引用する条の繰下げを規定しております。

附則第5項及び第6項では、附則第4項と同様の条の繰下げ及び部分休業の規定に第2号部分休業に相当する規定を加えております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第43号は、総務常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） お諮りします。

日程第7、議案第44号及び日程第8、議案第45号、以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号及び議案第45号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第44号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第7、議案第44号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、さらなる市民の利便性の向上及び市役所窓口の混雑の緩和を図るため、本庁及び支所に設置している自動交付機を廃止し、新たに多機能端末機を設置することから、自動交付機に関する規定を削るものであります。

内容につきましては、自動交付機による印鑑登録証明書を交付する規定である第17条を削り、第18条中「民間事業者が設置する」を削り、自動交付機による印鑑登録証明書を交付する際に入力する暗証番号に関する規定である第20条から第23条までを削るとともに、規定の整理を行うものであります。

なお、この条例は、多機能端末機が稼働する令和7年9月22日から施行します。
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第44号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第8 議案第45号 志布志市農業集落排水処理施設条例及び志布志市水道給水条例の一部 を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第8、議案第45号、志布志市農業集落排水処理施設条例及び志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、志布志市農業集落排水処理施設条例及び志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、災害その他非常の場合における排水設備及び給水装置の工事の適正な実施を図るため、他の市町村長等が指定した業者による工事の実施を可能とする措置を講じるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○水道課長（萩原政彦君） 議案第45号、志布志市農業集落排水処理施設条例及び志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の10ページをお開きください。

上段、志布志市農業集落排水処理施設条例新旧対照表を御覧ください。

第5条第1項中「工事」の次に「（以下この条において「排水設備工事」という。）」を、同項「これを行うものとする。」の次に「ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長が指定した業者が排水設備工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。」のただし書を加えるものでございます。

また、第5条第2項中「前項の工事」を「排水設備工事」に改めるものでございます。

次に、下段、志布志市水道給水条例新旧対照表を御覧ください。

第9条第1項に「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。」のただし書を加えるものでございます。

改正の趣旨といたしまして、令和6年能登半島地震では、宅内配管工事を担う地元業者の数が被害の規模と比較すると少なかったこと、事業者自身の被災等に加え、工事需要が集中したことにより、災害復旧のための工事事業者の確保が困難な状況がありました。

そのため、災害等非常時の場合に、市長が指定する指定事業者及び管理者が指定する指定給水装置工事事業者に加え、他の市町村長等が指定している指定事業者又は給水装置工事事業者が排水設備工事又は給水装置工事を施行することを可能とし、事業者の適切な確保を行うことを目的としております。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第45号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第46号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（福重彰史議員） 日程第9、議案第46号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第5号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、ふるさと納税推進事業、農業用施設災害復旧事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（坂元正知君） 議案第46号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に30億2,998万円を追加し、予算の総額を334億2,081万4,000円とするものでございます。

予算書の5ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、学校教育施設等整備事業債を9,070万円増額、緊急防災・減災事業債を410万円増額、過疎対策事業債を総額で1億6,600万円減額、災害復旧事業債を3,080万円増額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございます。

予算書の10ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備事業を68万2,000円計上しております。

11ページをお願いします。

16款、県支出金、2項、県補助金、8目、災害復旧費県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業を6,207万5,000円計上しております。

12ページになります。

3項、県委託金、1目、総務費県委託金は、国勢調査を182万3,000円増額しております。

13ページをお開きください。

18款、寄附金は、ふるさと納税の増加見込みにより、ふるさと志基金寄附金を20億円増額しております。

14ページになります。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として7億844万5,000円減額、4目、施設整備事業基金繰入金は、旧ひばりビル敷地内駐車場整備工事等に充当する経費として4,585万2,000円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、ふるさと納税推進事業等に充当する経費として8億2,083万2,000円増額、29目、地方創生応援税制基金繰入金は、農業公社負担金に充当する経費として200万円増額しております。

15ページをお願いします。

2項、特別会計繰入金は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計について、令和6年度の繰越額の確定による精算に伴い、総額で3,727万9,000円増額しております。

16ページの20款、繰越金は、令和6年度一般会計の繰越額の確定に伴い、8億233万6,000円増額しております。

18ページをお開きください。

22款、市債は、4,040万円減額し、総額で23億7,350万円としております。

次に、歳出予算でございます。

予算書は19ページ、説明資料は1ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費は、旧ひばりビル敷地内において、多世代交流施設や小児科の事業計画の確定に伴い、多くの人の利用が見込まれることから、駐車場の整備を行うため、旧ひばりビル敷地内駐車場整備工事を4,000万円計上しております。

4目、企画費は、ふるさと納税の増加見込みにより、ふるさと志基金積立金を20億円増額しております。

予算書は25ページ、説明資料は5ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、イノシシやアナグマ等の有害鳥獣による農作物への被害が継続して発生しており、相談件数や目撃情報が増加していることから、被害の防止及び軽減を図り、農家所得の維持向上のため、有害鳥獣捕獲事業を747万3,000円増額しております。

説明資料は、6ページをお開きください。

5目、茶業振興費は、あおぞら農業協同組合のてん茶とドリンク原料を生産する茶工場の増築及び製造ラインの改修整備に伴い、当該茶工場へ生葉を出荷する生産者へ生じる負担額を支援することで、生産者の安定的な収入を確保し、茶産地の維持・拡大に寄与するため、あおぞら農業協同組合負担金を3,271万円計上しております。

予算書は26ページ、説明資料は2ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、ふるさと納税の寄附見込額を30億円から50億円へ変更し、歳入予算を増額することに伴い、インターネット上における本市特産品の販路拡大につながる委託事業費を増額するため、特産品販売力向上事業を6,006万円増額しております。

3目、観光費は、ふるさと納税の寄附見込額を30億円から50億円へ変更することに伴い、ふるさと納税推進事業を7億360万8,000円増額しております。

予算書は30ページ、説明資料は9ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、松山地域の小学校3校及び中学校1校を再編し、新たに義務教育学校を設置するため、学校施設の適正な配置及び整備に必要な計画を策定する松山地域学校再編整備事業を524万円計上しております。

予算書は、32ページをお開きください。

5項、保健体育費、2目、体育施設費は、志布志運動公園体育館利用者の利用環境を整えるために、暑熱対策の空調設備を設置するための設計業務を行う志布志運動公園体育館空調設備設置事業を440万円計上しております。

予算書は33ページ、説明資料は7ページから8ページになります。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、農林水産施設災害復旧費は、6月梅雨前線豪雨により被災した農地及び農業用施設を復旧し、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与するため、農業用施設災害復旧事業（補助）を9,700万円計上しております。

また、歳出補正予算につきましては、歳入の地方債の減額に伴う財源振替を行っております。

以上が補正予算（第5号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、説明資料を御参照ください。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（野村広志議員） 決算でもよかったのですが、今、補正で出ましたので、1点だけお聞かせください。予算書16ページの令和6年度の繰越金のところですが、8億233万6,000円と確定した繰越金ということです。これは、計画どおりに事業が執行されずに、損なわれたというような理解になるわけですが、幾つかこの中でお聞かせください。これは、事業の遅れや中止、あるいは今あります人員不足であったりとか、入札不調、資材高騰等、予算の執行の遅れや計画性の不足はなかったのかというのが1点。2点目に、必要な時期に必要な施策が実行されずに、住民のサービスへの対応が遅れたおそれはなかったのか。3点目、国や県の補助金、交付金については、事業が実施されることを前提として交付されていると思いますが、執行の遅れや返還金等が発生しなかったのか。また、それに伴って今後、補助金等の獲得に対する影響はないのか。最後4点目ですが、予算編成時で、実行可能評価の見通しの甘さによる事業計画や執行体制に問題はなかったのか。この4点について、お答えください。

○財務課長（坂元正知君） 4点ほど御質問があったところであります。1点目の各事業計画の遅れ等があったのではないかとといったことでありますが、これは、予算書の16ページの繰越金は、前年度決算に伴う繰越金となります。補正としてその積み上げた結果の8億円となりますので、実際の繰越額といたしましては、実質収支額としては10億円ほどとなったところでございます。議員御理解のとおり、例年よりも多額の繰越しとなっているところであります。全体的に各事業は、計画どおりに行われている結果ではありますが、当然、全てがそのとおりいったという形ではありません。相当程度影響のあるものというものは、3月議会時等におきまして明許繰越などをお願いをいたしまして、その承認を得て繰り越した上で執行していくという形を取っているものであります。あまりにも計画の遅れ等が反映した結果で、繰越額の増につながったというようなもの等はないというふうに捉えているところであります。2点目が、必要な時期、おおむね予定どおり執行しているという形であります。あと、国・県の交付金などの返還金等というところではありますが、国・県等への返還金等は、3月議会時等におきましても返還金が必要なものは補正予算に計上して、返還を行っているという形を取っております。執行体制のことにつきましては、各課、当然それぞれの事業の進捗状況につきましては把握をし、事業の執行に努めてまいるので、直近の補正予算のほうに計上して対応している、その結果でもあります。最後の予算編成などの各課の計画の甘さ等はなかったのかというところでもあります。それぞれの事業は、当然各計画や方針に基づいて実施をしているものではあります。先ほど申し上げましたように、

その直近の状況を確認しながら、補正予算において対応したものであります。それぞれの結果の対応として、繰越金としては大きく10億円となったものであります。それはまた、令和7年度の当初予算のほうにも繰越金として入っております。また今後、令和7年度の予算におきましても適切に活用していくという考えを持っております。

○8番（野村広志議員） 少しまだ納得できるような回答は得られなかったかなと思っています。これは、住民サービスに影響はなかったということで、これだけの繰越金があるということは、計画どおりに実行されなかったというようなことは数字として出ていますので、10億円という金額は本市の当年度で総額予算を見ても、何%に当たるのかということ考えたときに、住民サービスに何らかの影響があったのではないのかなと、すごく危惧するところでもあります。その点が1点。もう1点、先ほど返還金については、3月議会の段階で行ったということですが、今後の補助金の獲得については影響はないというような理解でいいのか。それともう1点、3点目ですが、繰越金については、当局としては何%程度が妥当なものかという理解でいるのか。そこについて、お聞かせください。

○財務課長（坂元正知君） まず、1点目の住民サービスのほうに影響はなかったのかということでございます。今回の繰越額から見まして、住民サービスのほうに影響があったかどうかということにつきましては、事業につきましては、基本的には予定どおり執行できているという形で捉えております。2点目の補助金に対しての影響はないのかということでございます。繰越金の額の多寡によって、補助金や交付金の決定に影響があるという形は把握はしていないところであります。そのような情報というのは、これまでも得たところはないところであります。3点目の何%ほどの繰越金が適当と見なされているのかという点です。繰越金につきまして、そのような何%ほどが適正かといったもの等は、特に示されていないというふうに把握しているところでございます。

○8番（野村広志議員） この金額が妥当かどうかというのは、すごくしっかりとした見解がまだ示されていないのかなというような思いがあります。先ほども申しましたとおり、繰越金という執行できなかった金額がこれだけあるということは、やはり計画どおりに実行できなかったというような理解で、私の中ではあるところです。その中で、1点目、事業計画の段階で実現可能な予算組みについて、精査の在り方について、今後しっかりと検証すべきではないかと考えています。2点目については、進捗の管理の強化について、遅延をしている要因について早期把握に努める。この仕組みづくりについて、やはりしっかり検討するべきではないかなと思っています。3点目ですが、繰越金の多い事業については、事業評価と予算編成のプロセスについて、しっかりこれも改善を図っていく必要があるのではないかと、この3点について見解をお聞かせください。

○財務課長（坂元正知君） 今、議員からいただきました3点の件であります。事業の精査の在り方について、2点目の事業執行状況の進捗の把握について、あと、この結果を踏まえた事業評価についてであります。いずれにつきましても重要な点であると思います。この精査の在り方、

進捗の把握、そしてそれに基づいた事業評価ということにつきましては、事務事業マネジメントシートなどもあります。そういったものを活用した事業の把握、そして進捗の指導、そういったものというのは、当然、議員おっしゃるように、今後努めてまいらないといけないと考えております。今後は、この点につきましても十分に指導、そして方針として進めていきたいと考えます。

○市長（下平晴行君） 今の御質問については、繰越金については決算を経て対応しているわけですので、不用額がどうだったのかという質問であると、決算前にしていただければ、大変ありがたいというふうに思っております。今の時点では、もう決算をオーケー出していただいたということでの額でありますので、そこは理解していただきたいと思えます。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、予算常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） お諮りします。

日程第10、議案第47号から日程第12、議案第49号まで、以上3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号から議案第49号までの3件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第10 議案第47号 令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（福重彰史議員） 日程第10、議案第47号、令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、令和7年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、一般会計繰出金、保健事業費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,165万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,281万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を2,165万3,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の保健事業費の特定健康診査等事業費の会計年度任用職員期末手当を1万円、会計年度任用職員勤勉手当を1万円増額するものであります。

7ページを御覧ください。

歳出の保健事業費の疾病予防費の会計年度任用職員期末手当を5,000円、会計年度任用職員勤勉手当を5,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を464万8,000円増額するものであります。

9ページを御覧ください。

予備費を1,697万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第11 議案第48号 令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（福重彰史議員） 日程第11、議案第48号、令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきまして、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,349万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を127万8,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を55万4,000円増額するものであります。

7ページを御覧ください。

予備費を72万4,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第48号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第49号 令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（福重彰史議員） 日程第12、議案第49号、令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、令和7年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、償還金、介護保険基金積立金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,948万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,717万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を4億7,948万2,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金は、国庫補助等返還金を9,728万6,000円増額するものであります。

7ページを御覧ください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を3,207万7,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の基金積立金は、介護保険基金積立金を8,500万円増額するものであります。

9ページを御覧ください。

予備費を2億6,511万9,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 以上で、本日の日程は、終了しました。

明日の会議は、志布志地区秋季畜産品評会のため、午後2時に繰り下げて開くことにします。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午前11時00分散会

令和7年第3回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和7年9月2日（火曜日）午後2時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

西江園 明

小 辻 一 海

稲 付 洋 平

八 代 誠

永 田 梓

南 利 尋

東 宏 二

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
8 番 野 村 広 志	9 番 八 代 誠
10 番 小 辻 一 海	11 番 持 留 忠 義
12 番 平 野 栄 作	13 番 西江園 明
14 番 丸 山 一	15 番 玉 垣 大二郎
16 番 鶴 迫 京 子	17 番 小 野 広 嗣
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

7 番 青 山 浩 二

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五代 千加子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課 健康増進グループリーダー 岩 崎 浩 二	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	危 機 管 理 監 黒 川 晃

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議 会 グ ル ー プ リ ー ダ ー 末 原 和 幸
-----------------	-----------------------------

サブリーダー 前田 範雄

サブリーダー 上野 健太郎

午後2時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから、本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、玉垣大二郎議員と鶴迫京子議員を指名します。



日程第2 一般質問

○議長（福重彰史議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、小野広嗣議員の一般質問を許可します。

○17番（小野広嗣議員） 皆様、こんにちは。毎日大変に暑い日が続いていますけれども、お互いにしっかりと熱中症対策を取りながら、市民の皆さん共々にこれを乗り越えていきたいと思っています。それでは、早速、質問通告書に従い、順次質問をさせていただきます。

初めに、将来推計人口を見据えたまちづくりについて、質問をいたします。本年は、団塊の世代全員が75歳以上に達し、国民の5人に1人が後期高齢者となる年であり、少子高齢化の進展により、人口における年齢構成が変化してきています。本市においても人口が減る中で、どのようにまちづくりをしていくのか、その議論をしていく必要があると思います。去る6月定例会においても市の地方創生の取組の状況、成果、課題等の観点から、第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進状況についてお聞きをいたしました。今回は、引き続き本市の将来推計人口を見据えたまちづくりの在り方について、伺いたいと思います。

次に、食のまちづくりについて質問いたします。7月に総務常任委員会として所管事務調査を行った千葉県館山市では、平成27年に「たてやま食のまちづくり計画」を策定し、その推進理念の下、目的を1次産業をはじめとした地域の産業振興として、雇用、移住・定住、関係人口の増加を明確にして事業に取り組みながら、地域づくり、まちづくりにつなげて館山市の活性化を図っており、大変参考になりました。そこで、本市における食のまちづくりについて、市長は、どのようにお考えなのかを伺いたいと思います。

次に、高齢者等へのDX対策について質問いたします。デジタル化が加速する現代において、生活のあらゆる面でインターネットやスマートフォンの活用が進む中、一方では、デジタル社会にうまく適応できないことで、生きづらさを感じている高齢者等も多いと言われています。これまでも、デジタルデバイド、いわゆる情報格差の解消に向けては、度々この場で質問をしております。今後、本市が自治体DXを効果的に活用するには、市民のデジタルリテラシーを高めることが重要であると思います。そこで、本市の高齢者等へのDX対策の現状について、伺っておきたいと思います。

次に、学校図書館について質問いたします。文部科学省は、公立小・中学校の学校図書館・図書室における学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、学校司書の配置拡充を図るために、令和4年度から令和8年度の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、目標を定め、現在、計画を進めています。学校図書館ガイドラインでは、学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示していますので、本市の学校図書館においてもその活用が図られているものと思いますが、いよいよ計画目標年度まで1年余りとなる中での本市の現在の取組状況について、伺っておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

初めに、将来推計人口を見据えたまちづくりについて、お答えします。

全国的な少子高齢化の進展、経済活動や社会保障を支える15歳から64歳までの生産年齢人口の減少は、本市においても深刻な課題であると認識しています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口によれば、2050年には本市の高齢化率は40%を超え、特に75歳以上の後期高齢者の増加割合が高くなることを見込まれています。このような変化に適切に対応するために、定期的に本市独自の将来推計人口を把握しながら、推計に基づく施策を機動的に展開することにより、市民の皆様の幸福度を高めるまちづくりに努めているところであります。

続きまして、食のまちづくりにつきまして、お答えします。

本市は、豊かな自然と海、山の恵みに囲まれ、多彩な食材がそろう地域として食を活かしたまちづくりを展開する可能性を秘めています。この地域特有の年間を通して温暖な気候で育まれる食材は、本市の魅力そのものであります。まずは、地産地消の観点から市内飲食店や学校給食などで、地元食材を積極的に活用し、市民の皆様が食の魅力を体感できるよう努めてまいります。また、観光と食を組み合わせる需要にも注力し、食にまつわるイベントや体験ツアーなどを通して、流入人口の増加に向けて継続して取り組んでいくことで、地域住民の誇りや地元の魅力の再認識を図ります。このような取組を積み重ねることで、本市の活気を育み、次世代につなげていく食を活かしたまちづくりを推進してまいります。

続きまして、高齢者等へのDX対策について、お答えします。

デジタル化が進む現代において利便性が飛躍的に向上する一方で、高齢者やデジタル技術が苦手な方々が取り残されるリスクが存在することを重く受け止めています。本市では、「誰一人取り残さない」デジタル社会を目指し、高齢者の方々が日常生活でデジタル技術を利用できるよう、スマートフォンの基本的な操作を学べる講座や地域のデジタル人材育成に取り組み、地域に根差したデジタル化を推進する支援策を講じているところであります。今後もデジタル技術に不慣れな方々への支援を強化し、地域全体でデジタル化を支え合う体制を構築することを目指し、質の高い市民サービスの提供に努めてまいります。

なお、学校図書館につきましては、教育長がお答えします。

○教育長（福田裕生君） 学校図書館について、お答えいたします。

国の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」における本市の取組状況につきまして、学校

図書館における蔵書充足率は、昨年度末時点で小学校で96%、中学校で80%となっています。学校図書館は、学習センター、情報センター、読書センターの機能を十分に有する必要があると考えていますので、令和8年度末までに目標である100%の達成に向けて各小学校、中学校と連携を図り、学校図書館の一層の整備、充実に努めてまいります。

○17番（小野広嗣議員） ただいま、市長、教育長それぞれ御答弁をいただきましたので、通告書に従って、順次一問一答でお聞きをしてみたいと思います。

初めに、この将来推計人口を見据えたまちづくりの観点から質問をいたします。5年ごとの国勢調査を基に国立社会保障・人口問題研究所が推計し、発表しているデータでは、2008年をピークに、それ以降年々人口が減少してきており、50年後には人口が8,700万人まで落ち込み、100年後には5,000万人を切ってしまうという衝撃的なものでありました。先ほど市長も答弁いただきましたように、本市の高齢者人口もそのときには40%を超えていると、大変な状況であります。その5年に1度の国勢調査が本年10月から新たにまたスタートをし、現在、テレビCMでもその周知が始まっているところでございます。そういった中、現在は、2020年の国勢調査を基にした人口予測、将来予測の下で、本市の様々な計画も策定をされているところであります。そこで、2020年以降の現在までに市が取り組んできた人口減少対策、少子化対策について、その主なもので結構でございますので、伺っておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市では、令和2年3月に、本市独自で2060年までの将来人口を推計した人口ビジョンを策定しています。また、全国的に人口減少や高齢化が進行する中、地方の活力を維持し、持続可能性を高める地方創生を推進するため、志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地元活躍人材育成、移住定着充実、ウェルカム赤ちゃん、子育て支援などのプロジェクトによって、全庁を挙げて人口減少、少子化対策に取り組んでいるところであります。ここ数年の取組内容としては、人口減少対策の主な事業として新たな住宅取得への支援、若者・子育て世帯への移住支援、奨学金返還支援などに取り組み、少子化対策の主な事業として保育料や給食費の完全無償化、小児科の開設や病児保育、子供の室内遊び場の整備などに取り組んでいるところであります。

○17番（小野広嗣議員） 今、それぞれ市長に答弁をしていただきました。この総合政策課より、今、市長が述べられた部分も含めて、総合的な取組の資料を頂いていますので、それを見ていきますと、62事業に上る様々な施策を打たれているということで、その取組に対しては十分理解をいたしています。例えば、今言われた事業もそうですし、そういった事業を展開する上で、例えば雇用促進がどれだけ進んだのか、あるいは実際に事業によって結婚をされ、その結婚をされた方々にどれだけの子供さんが産まれたのか、あるいは移住・定住によって本市の家族構成とか、そういった世帯構成がどのように変化したのかとか、そういった細かい部分の検証、追跡はしっかりなされているのか。その点について、お示しをください。

○市長（下平晴行君） 人口減少、少子化対策の事業にかかわらず、総合振興計画に基づく全ての事業については、毎年度のPDCAサイクルをしっかりと回すために、事業の進捗や設定した

成果指標の達成度合いを総合政策課において取りまとめ、事業担当課とのヒアリングを実施しながら、事業を進めるに当たっての課題や改善点などを協議しながら取り組んでいるところであります。また、人口減少や少子化対策等の事業を戦略的に進めるための総合戦略については、産業や金融、有識者など幅広い層で構成する協議会により、毎年度効果検証を行っていただいております。そこでの御意見を次年度の取組へ反映させているところであります。

○17番（小野広嗣議員） 今、現在の本市の取組状況というのは、市長のほうからお述べいただきましたし、6月にもお聞きをしていますので、理解をします。それでは、具体的にお聞きをしてみたいと思います。合併後20年近く経過する中で、全体の人口の本市における5年ごとのその推移ですね。そして、とりわけ子供の出生数が減少しているかと思いますが、その子供の出生数の推移、20年前と比較して現在の出生数との差がどれだけ開いているのか。そこについてもお示しをください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

住民基本台帳による本市の1年間の出生数は、合併をした平成18年が270人、5年後の平成23年が287人、さらに5年後の平成28年が270人、また令和3年が177人、令和6年が151人となっております。平成28年から令和3年の5年間の減少幅が最も大きく、平成18年から令和6年度の間に約46%減少している現状となっております。

○17番（小野広嗣議員） もう1点お聞きしますので、そこを整理してから追加質問をしてみたいと思います。今、数値的にはお聞かせをいただきました。国においても、現在、出生率が2.0を大きく下回っています。人口が増加するには、自然減を考えると、出生率2.02が必要だと言われております。当局も御存じのとおりであります。合計特殊出生率は、1人の女性が一生の間に産むとしたときの子供の数を表したものでありますので、具体的には、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであります。本市の出生数については、先ほど総合政策課長に答弁いただきましたが、出生率については、まだ聞いておりませんので、分かる範囲でお答えいただければと思っています。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

厚生労働省の人口動態調査による本市の合計特殊出生率については、先ほどの出生数と同様に合併の年の平成18年が1.77、平成23年が1.92、平成28年が2.03、令和3年が1.60、令和6年が1.50となっております。年度によりましてばらつきはあるものの、合併後から比べますと、0.27ポイント減少しているという現状でございます。

○17番（小野広嗣議員） 今、それぞれ出生数、出生率、人口の推移を聞きました。この流れを見ていくと、平成15年以降、平成28年に向けて出生率は向上しているんですよね。国が示している2.02を超えて、本市は、2.03まで一旦いつているんですよ。それ以降、すごい勢いで下降し始めているんですね。そして、現在は、もう1.50。もしかしたら、これを下回るような状況になってきているのかもしれない。これは、なぜなんですか。お示しください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 私たちも今回この調査をいたしまして、この平成28年が2.03

ポイントということで、2.02の人口を維持できる数字より上回っているというところでいろいろ分析をしまして、平成28年以降の令和3年が1.60というところから、やはり新型コロナウイルスの影響というのがあって、あと、女性の社会進出とか、そういったところが要因ではないかというふうに分かったところがございます。

○17番（小野広嗣議員） 今、課長から答弁をいただきました。まだ、様々な角度からちょっと分析をしていただきたいなという思いが私にはあります。そこは、ここでは述べませんが、人口の推移と出生数、出生率、そういった状況を聞いて、大変な危機感を持ったところでもあります。一方で、全国的にも当然これは、早いスピードで高齢者人口が増加していくと予想されていますが、同じように本市もそういった状況を呈しているということがよく分かると思います。この本格的な人口減少、少子高齢化社会にあって、先ほど市長も言われましたが、生産年齢人口が減っているんですね。そういった中で、地域の魅力を高め、将来にわたって地域の活力を維持していかなければなりません。そうした場合、いわゆる地方創生につなげる取組が重要になってくるかと考えます。本市の置かれている現状をある1点、魅力ある地域づくりという観点から捉えたときには、どのような認識を持たれているのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 先ほど説明しましたけれども、この数値を少しでも遅らせるために、本市での地方創生の取組を戦略的に進めて、将来にわたって持続可能な魅力あるまちづくりを進めていくことが大変重要であるというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 当然、市長も同じ思いで危機感を持って仕事をされていると思います。今回質問しているこの「将来推計人口を見据えたまちづくり」というテーマは、かなり大きなテーマでありますので、6月もそうだったのですが、議論しないわけにはいかない。そういった中で、少し絞り込んでお聞きをしたいと思います。冒頭も申し上げましたように、少子高齢化の進展によって、人口における年齢構成が変化してきており、年々、子供と若者の割合が減る一方で、高齢者の割合が増える。そうしながらも、総人口が減少していくというのが現状であります。そうしたときに、特に顕著なのが、先ほどお示しをいただきました子供の数の減少であると思います。その背景の一つには、未婚率の高まりがあると。2020年の国勢調査によりますと、50歳までに一度も結婚したことのない人の割合は、男性で約28%、女性で約18%に上り、調査が始まった1920年以降、過去最高を記録しており、それは、全く本市も同じ数字なんですよ、全く同じような推移を取っています。こうした中、懸念されているのが、単独世帯が増えていることですね。そこで、お聞きします。家族類型別の推計結果として本市の単独世帯、あるいは夫婦のみの世帯の予測がどのようになされているのか、お聞かせください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

国勢調査による本市の単独世帯数は、市の全世帯数が減少していく中にありまして、平成17年が4,275世帯、平成22年が4,344世帯、平成27年が4,625世帯、令和2年が4,802世帯となっており、増加傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所による日本の世帯数の将来推計によりますと、令和32年には、全世帯のうち44.3%が単独世帯になり、全国的に人口が減る中においても単

独世帯が増加していくと予想されています。また、本市の夫婦のみの世帯数につきましては、平成17年が4,163世帯、平成22年が3,949世帯、平成27年が3,844世帯、令和2年が3,604世帯となっており、減少傾向にあります。これも同じく国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、令和32年には、全世帯のうち18.9%が夫婦のみの世帯になると予測されており、人口減少に伴って全国的にも夫婦のみの世帯が減少していくと予想されているという現状でございます。

○17番（小野広嗣議員） ただいまの答弁をお聞きしましたが、今までの主流でありましたこの夫婦と子供の世帯構成といったところ、また、少子高齢化、人口減少が進む中で、単独世帯が今後も増加する見通しであるのは、本市も一緒であります。ですから、そうであれば、当然、世帯の状況は変わっていくんだということを想定したまちづくり、そういった取組が求められると思います。その点については、市長は、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 人口減少や少子高齢化、それによる年齢構成の変化などに的確に対応するため、将来人口の推計を見直し、本年度新たな人口ビジョンの策定を進めており、最新の将来推計人口を参考にしながら今後の施策を展開してまいりたいと考えています。現在、本市では、安心して子育てができるまちづくりのため、出会い、結婚、妊娠、出産、子育て、住宅購入といったライフイベントごとに、様々な支援策を充実させており、市内で子育てを行う世帯が増えるように本市の子育て環境の魅力の周知を図り、当事者の声を聴きながら取り組んでいるところであります。また、単独世帯が増えることと、高齢化の進展に伴い、買物や移動手段など日常のサービス需要が高まり、自治会などの地域活動に影響が出ることを予測しており、そのような地域ごとの課題に対しては、本市では、地域コミュニティ協議会とパートナーシップ協定を結び、市と対等な立場で協力して解決に当たっているところであります。このような取組について、最新の推計人口を意識し、適宜、見直しをしながら取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 本市も様々な取り組んでいただいて、この令和2年3月に改正された志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでも、先を見据えた施策が打たれてきているのは、十分分かっています。質問の冒頭でも申し上げましたように、この団塊の世代全員が本年75歳以上に達するわけですね。国民の5人に1人が後期高齢者となるわけです。また、団塊の世代の夫婦のどちらかが先に亡くなったりすることによって、一人暮らしが増加をし、見守り活動や訪問介護、地域コミュニティの形成などによる孤立対策の需要が見込まれるとともに、買物や食事、掃除、介護といった生活支援サービスの需要も一方で見込まれていきます。また、今度は逆に、若年層でも価値観の変革によって、先ほどから申し上げます結婚しない、また子供を持たない選択をする人々が増えておりまして、人口減少による働き手、担い手不足も叫ばれる中で、どのように時代に即した政策をデザインしていけばいいのかを考えながら、今後は、施策を矢継ぎ早に打っていかなければ、追い付かないと思うのですが、この点についての市長の現状におけるお考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 毎年の当初予算編成時には、それぞれの所管課において、変化し続ける地域や社会全体の現状、市民ニーズを十分把握し、各業務における理想の将来像を想定しながら、

合理的な根拠に基づいて優先度を付けて、関係課で相互に連携して機動的に事業を進めていくように指示をしているところであります。令和7年度については、人口減少対策に継続して取り組みつつも、特に社会減への対策として、市民一人一人の幸福度を高める環境を整える、いわゆるwell-beingな状態を目指し、若者定着、結婚・子育てのしやすさ、魅力があり安心して暮らせる、変革による課題解決といった四つの視点を持って、既存の施策を見直し、あるいは事業を構築するように促しているところであります。

○17番（小野広嗣議員） 今、市長の答弁の中に、「令和7年度は、市民の幸福度を上げていくためにwell-beingにしっかり取り組んでいく」ということであります。これまでも、私が一般質問で2回ほど申し上げてきたテーマでもあります。ぜひ、そういった取組をしていただきたいと思います。実は、今回の質問に当たりまして、本市の総合計画をはじめとして、12ほどにわたる計画、ビジョン、プランなどについて、ざっとではありますが、1日かけて目を通してみました。どの計画もやはりこの将来推計人口というのを想定した上で、そこから計画が立てられているわけでありまして。しかし、現実には、国立社会保障・人口問題研究所が推計した結果より早いスピードで進んでいるというのが実感であります。おそらく本年実施される国勢調査2025の結果は、それを裏付けるものになることは間違いないと思っています。各課が立てた計画の進捗状況は、各課で精査しながら進めていると思いますが、各課は、それぞれ抱えている仕事がありますので、市全体の進捗状況を見渡すことは当然できません。庁内全ての課にわたって、その全体観に立った人口減少対策の進行管理は、総合政策課が担っているものと思います。その司令塔としての取組は、現在、しっかりとできていますと理解していいのか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 総合振興計画で定めた目標人口の達成に向けては、人口減少、少子化対策の事業を含め、毎年度のPDCAサイクルにより総合政策課において進行管理に努めているところであります。把握した進捗状況については、私を本部長とし、全課長で構成する地方創生・SDGs推進本部会議において共有し、人口減少の現状や将来予測を含め、その対策等について協議をしているところであります。

○17番（小野広嗣議員） 大変な大きな課題を抱えながら、前に進めていかなければいけないという、悩ましい大きな問題であります。この本格的な人口減少、少子高齢化社会に突入して、人口構成も、先ほどから申し上げているように、急速に変化をしていく中で、いわゆる本市も時代の転換点に立っているという認識を持っています。そうした課題に立ち向かう、いわゆる本市が持続的に発展して市民が豊かに暮らしていくためには、市内外の方々に本市を選んでいただけるよう、地域の特色を踏まえた魅力ある地域づくりを進めていく必要があると思っています。これは、市長も同じ考えだろうと思っています。これまでの施策を検証しながらも、将来推計人口を見据えたまちづくり、魅力ある地域づくりについては、引き続き、まちづくりの主体である市をはじめ、市民、地域、民間企業、団体などと強固に連携して取り組んでいっていただきたいものだと思います。この項の最後に、市長の率直な思いをお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 全国的な人口減少や少子高齢化によって人材希少社会になっていく中に

においては、人中心のまちづくりを進めることが重要であり、市民の皆様の将来への不安を取り除き、教育の内容や質を充実させるとともに、自己実現を可能とする環境を整備し、経済を発展させ、ふるさとへの思いを高めることができるようあらゆる施策を総動員し、市民一人一人の well-being を高め、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指してまいります。このようなまちづくりを進めるに当たっては、これまでも市民、市議会議員、地域、企業の皆様には、多大な御協力をいただいております。今後も引き続き、将来推計人口を見越した様々な施策に連携して取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○17番（小野広嗣議員） 市長のそういった思いがそのまま市民の満足度につながっていくことを望んでいるわけでございます。この点については、今回はここで止めておきたいと思っております。

それでは、食のまちづくりについて質問をしております。実は、平成31年の第1回定例会の施政方針を受けて、食のまちづくりとにぎわいのある商店づくりについて質問をしております。その際の施政方針で、市長は、このように述べられています。「今後も、ご当地グルメの市内外への情報発信や、その活動の支援、新たなグルメ発掘を図りながら、食のまちづくりとにぎわいのある商店街づくりに努める」と述べられているわけでございます。当時は、地元ラーメン店の鹿児島ラーメン王座決定戦でのグランプリ獲得や「“志布志発” かがしま黒豚三昧丼」のグランプリ獲得など、行政と民間による情報発信が全国に向けて広がっていた時期でありましたが、その後、ご当地グルメの市内外への情報発信やその活動への支援、新たなグルメ発掘などは、あまり進んでこなかったのではないかと実感がございます。まず、その点について、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 食のまちづくりとにぎわいのある商店街づくりを目指し、平成24年から官民一体となって取り組んでいた全国ご当地どんぶり選手権等への参加は、本市の食を全国に発信する契機となり、令和2年まで9回参加し、一定の成果を得られたと感じているところであります。現在は、大隅半島が一体となった「大隅うなぎ街道」や「おおすみお肉旅」などの広域的な取組に加え、全国的にも魅力的な特産品を有する地域として認知された本市の優位性と魅力的な資源である人・モノ・自然・企業力などを活かしながら、SNS、ファンサイト、広告等を通じて情報発信を行っているところであります。

○17番（小野広嗣議員） 今、市長のほうからは、そういった答弁でございます。実は、なぜこういったことを今回お聞きするかといいますと、この鹿児島ラーメン王座決定戦でのグランプリ、黒豚三昧丼のグランプリ、こういったものが続いたわけですね。そうすることによって、大変に五、六年盛り上がった時期がありました。「食」によるそういった情報発信がすごかったんですね。それからすると、情報発信のトーンがその後落ち込んでいった感が私には否めないんです。ちなみに、市長の所信表明と8回にわたる施政方針で、食のまちづくりの観点で検索をかけてみました。市長が食のまちづくりに言及されたのは、私が一般質問でお聞きした際の平成31年第1回定例会の施政方針のみだったんですね。それ以前と以降は、一度も触れておられません。学校教育の観点とか、食育という観点では述べていらっしゃるんですよ。ですから、私には、食のま

ちづくり、食文化の推進に関する市長のトーンが少し弱くなったのか、あるいは当時と一緒のような職員のモチベーションが下がったのか、その両方なのか、どちらかなのか、大変気になったところでありましたので、その点について、市長の実感とは違うかもしれませんが、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 食のまちづくりにつきましては、本市特産品の振興だけではなく、市の認知度向上や観光誘客を図る上でも、非常に大切な取組であるというふうに考えています。本市につきましては、昨今の気候変動やコロナ禍への対応、またその中で変化する消費者のニーズにも対応しながら、都度、推奨する食材を変化してきたものの、ふるさと納税による成果や地元生産業者の動向を捉え、連携を図りながら取り組んできたところでもあります。私としては、環境に配慮された食材を地元で活用する地産地消の取組やふるさと納税においても、特に需要の高い食材、本市ならではの旬の食材を観光と組み合わせるなど、本市の魅力ある農畜水産物の振興を図る中で、食のまちづくりを推進していきたいというふうに考えているところでもあります。

○17番（小野広嗣議員） 市長のお考えを確認できましたので、安心をいたしました。引き続き、食のまちづくりという一つのくくりの中でも、事業を進めていただければいいなと思っています。具体的な質問に入る前に、今2点ほど市長のお考えを確認できましたので、その上で、総務常任委員会で研修に訪れた館山市で学んだことをベースに質問をしたいと思います。研修先で頂いた資料も既に当局にはお渡しをしていますので、市長も目を通されていると思います。館山市では、農漁業、観光業、商工業など、異業種間の連携を目的とした組織を平成25年に立ち上げ、冒頭申し上げたように、平成27年に「たてやま食のまちづくり計画」を策定し、その理念の下で、1次産業をはじめとした地域の産業振興として雇用、移住・定住、関係人口の増加を明確にして事業を展開し、大きな成果を上げておりました。私は、本市も食に関わる関係機関で構成する志布志市食のまちづくり推進協議会のような組織を立ち上げて、市とそこが主体となって、産業振興をはじめ、観光振興、関係人口の受入れなどに関する計画を策定し、目標を定め、具体的に取組を進めていくべきではないかと考えるところでもあります。その点、市長は、どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 提案の内容は、非常に有意義であり、本市の食文化を活用した産業振興や観光振興、さらには関係人口の拡大を図ることは、地域活性化に向けた重要な施策と言えます。研修資料を拝見しましたところ、館山市では、JA、漁協、観光協会、商工会議所などと連携し、情報発信等に取り組んでいるようであります。本市においても、今年1月の組織再編により設置したシティセールス課や農政畜産課を中心に、JAをはじめ、志布志市商工会や観光特産品協会等と連携し、地産地消や販路拡大、情報発信といった分野において積極的に取り組んでいるところでもあります。

○17番（小野広嗣議員） 本市も館山市に劣らない進め方をされているというような答弁だったと思います。やはり組織をしっかりと整理して、今市長が言われたように、1月に新たな組織構造で立ち上げられていますので、そういったところとの連携が今後ますます密になっていくこと

を望みたいと思っています。

あと、先ほど市長のほうも少し述べられましたが、この食の観点から言ったときに、この地産地消という取組が本市ではなされているのですが、これが十分広がりを見せていると言えるのか、あるいは今後さらなる広がりを持っていかなければいけないと思われているのか、そこらの感じ方を教えてください。

○市長（下平晴行君） 本市の地産地消の取組としては、学校給食の一部に地元農産物の利用を行っているところであります。今後さらなる推進を図るために、給食センター、生産者団体と地元農産物利活用の方向性や問題点について、現在、検討をしているところであります。

○17番（小野広嗣議員） 現状について、今、市長が答弁されたとおりであります。実は、館山市では、地産地消の取組として農産物直売所連絡協議会の設置をはじめとして、地産地消推進店、地産地消サプライヤー、地産地消サポーターを設けるとともに、地産地消レシピの開発、消費者の食の安全性の意識の高まりと地域農水産業の維持継続、担い手育成の必要性などから、館山市地産地消推進条例を制定するなど、様々知恵を絞って取り組んでおり、農水産物等を軽トラックに乗せて直接販売をする「館山まるしえ」も、大変なにぎわいを呈しています。市長は、こういった取組をお聞きになって、どのような感想を持たれたのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 館山市の地産地消推進条例を拝見しましたが、館山市は、地元の豊富な農水産物を活かして、地産地消と食育の推進、観光振興に結び付け、食のまちづくりを目指す一方で、農水産業従事者の減少、担い手不足による1次産業の生産力低下などの課題があることから、豊かな自然を守り、地域の産業をふるさとの財産として誇りと愛着を持って次の世代に引き継ぐため、市、市民、生産者、消費者及び事業者の役割を明確にして、市民の繁栄に資するため、条例を制定したようであります。私の感想としては、まちの強みを活かして課題を克服すべく、市民をはじめ、関係者全てを巻き込んでまちづくりを推進しているということで、本市においてもそのようなまちづくりの参考にできるところがあるのではないかというふうに感じたところではございます。

○17番（小野広嗣議員） 率直な感想をお聞きすれば、それでいいと思っています。

あと、館山市は、食のまちづくりとの両輪で館山産ジビエのブランド化も進めておりまして、イノシシを中心とした有害鳥獣対策が深刻さを増す中、捕獲されたイノシシなどを処理する有害鳥獣処理施設と食肉として有効活用できるジビエの加工処理施設を整備し、イノシシ肉は、館山ジビエセンターで販売をされていますし、市内にもジビエ料理を提供する店舗が複数ありました。その料理も食してみました、大変に美味でありました。有害鳥獣対策で悩む志布志市にとっても、大変参考になる取組であると感じて帰ってきたところでありました。市長は、こういった情報に触れられて、どのように受け止めておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 全国でも捕獲した野生鳥獣を食用として利活用していることは、認識しているところであります。現在、本市においては、わななどで捕獲されたものは、ほとんどが埋設、もしくは自家消費されているところであります。館山市では、捕獲鳥獣を資源とみなし、食

肉として有効活用を図っておられるとのことですが、当該施設については、国が示す指針において衛生管理に関する多くのハードルがあります。しかしながら、今後、民間によるジビエ料理店等の出店が行われるようであれば、市としても支援をしっかりと考えて検討していきたいというふうに思っています。

○17番（小野広嗣議員） ぜひ、今後の本市の方向性を考える上で参考にさせていただければというふうに思っています。

もう1点ですね、食のまちづくり拠点施設としてスタートをした道の駅グリーンファーム館山というのがございました。そこにも伺いました。市有地を中心とした敷地に農水産物の直売、加工、飲食、情報発信や体験もできる施設を道の駅として整備をし、運営は、民間事業者が市の資金で設計、建設から運営、維持管理までを一括として行うDBO方式、デザイン・ビルド・オペレート方式で実施している事業で、緑あふれる広々とした自然の中で、地域の観光と農水産業をつなぎ合わせ、農業や食の体験、交流ができる体験価値の高い道の駅を目指しており、事業形態をはじめ、新しいスタイルの道の駅として大変参考になりました。この新しいスタイルの道の駅については、本市が今後、食のまちづくりを進めていく上での拠点施設を検討していくとした場合、大変参考になるのではないかと思ったところでもあります。市長は、どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 道の駅の整備に関しては、観光物産の拠点として本市としても必要性は感じているところでもあります。現在、令和9年度からの第3次志布志市観光振興計画の策定に向け、担当課を中心に協議を進めているところでもあります。その計画の中に何らかの形で盛り込んでいくように考えているところでもあります。

○17番（小野広嗣議員） その計画を策定される中で、ぜひ参考にさせていただければというふうに思います。

少し角度は違うんですが、私の議員1期目から2期目の頃にかけて、料理人育成のための専門学校をつくって、全国に、また全世界に志布志市から情報発信ができればと、そういった構想が浮上したことがあったのですが、いつか立ち消えになった経緯がございます。そういったことも多様なプランの一つではないかと、それをそのままやれということではないですよ、いろんなプランが考えられるのではないかなという点から見たときに、市長は、3期目を目指される中で、この食のまちづくり、食文化推進についての思い切ったプランは、現在、お持ちではないのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 本市では、食を強みとしてふるさと納税や流入人口の増加を図っており、その核となる第2次志布志市観光振興計画においても食の志布志ブランディングを基本施策に掲げ、志布志ブランドの向上や特産品を活用した誘客多角化など、五つのアクションプランを設定しています。本市においては、先ほど答弁しましたように、関係団体と連携を図り、観光振興計画の目標とする「志の融合するまち志布志」の実現に向けて、取り組んでいるところでもあります。

○17番（小野広嗣議員） 現在進められているそういったプランも含めて、一步一步前に進めて

いっていただければと思います。

ここで、今回の食のまちづくりに関する質問で、私が一番言いたかったことを述べてみたいと思います。市長との一般質問でのやり取りの際にもお聞きしましたが、その後、答弁に沿った方向性が示されていないように思います。少し長くなりますが、その際のやり取りを再現したいと思います。その際の一般質問で、私は、食のまちづくり条例を全国初でつくった小浜市の取組を紹介し、小浜市では「食に光を当てることによって、地域の総合的な政策も大きく方向付けることができる」としており、「例えば、歴史と伝統ある食文化に着目することは地域のアイデンティティの形成に寄与することになる。安全な食をたゆみなく供給するためには農林水産業をはじめとする産業の振興は欠かせない。また、食を大切にすることは、それを育む自然環境を保全することにもつながる。そして食を通じて人と人との交流も生まれる、そもそも人が生きる上で欠くことのできない食を捉えることで、教育の大切さも見えてくる。このように食を広範に捉えてまちづくりを進めていきたいというのが、この小浜市の捉え方」でありました。「本当に素晴らしいと思う」と、その場で私も述べています。そして、「市長の施政方針でも、『食のまちづくりをしっかりとやる』と言われているわけですので、様々な事業等を一過性のものにしない、その覚悟を示すために、しっかりと『食のまちづくり条例』をつくって、そして基本計画をしっかりとくって前に進むべきではないのか」と述べています。その際、市長は、「『食』は、毎日生活する上で大変必要であり、そして、それを発信することで志布志市の情報を提供していただく、志布志市を売っていただくことでもあり、その条例をどういう形でつくればいいのか、先進地等の事例等も参考にしなければいけないが、そういうことで充実していくためであれば、必要になるものと考えています」と述べておられます。そのとき以降、全国的にも先進的な食文化のところはいっぱいあり、既に食によるまちづくりや食文化に係る条例を制定する例がかなり増えています。先ほど市長も言われたように、私は、志布志市は海の幸、山の幸、川の幸を持っており、決してそれらの地に劣らないものを持っていると思っています。全庁的な食に関する取組を進めるためには、ぜひともこの食のまちづくりを推進するための条例をつくって、前に進めるべきだと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 御紹介いただいた食のまちづくりの取組については、情報発信をはじめ、地産地消や食文化の継承などを進める上で、本市も大変参考になるというふうに考えています。また、ここ数年で新型コロナウイルス感染症や物価高など、食を取り巻く環境の変化が著しいことから、条例の運用等も含め、改めて先進事例などを調査・研究してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、答弁をいただきました。食文化を活かしたまちづくりは、日本に限らず、ネットワークは世界にも広がっておりまして、今後はますますその重要度は増してくると思っています。ただいま市長にも答弁をいただきましたように、そういった市長の思いというものも前進していき、市民にも、職員にも、また我々議員にも理解をされて、冒頭もやり取りをさせていただきましたが、一時的な盛り上がりとか、一過性のものではなくて、しっかりとした

理念を条例でうたって、具体的な計画として施策を打っていくことが大事だと思っています。この食のまちづくりをしっかりと推進していこうとされる市長の力強い思いを、最後にお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 本市では、これまでふるさと納税事業の成果によって、全国的にも魅力的な食を中心とした特産品を有する地域として認知されてきているところでもあります。このようなまちの強みを活かし、市民の皆様をはじめ、食に関係される方々と一緒になって「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

それでは、高齢者等へのDX対策であります。これは、これまで何度となく質問をしてきました。インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる、いわゆるデジタルデバイド、情報格差に関連した質問に今回もなっているわけでありませう。このデジタルデバイドが発生する原因は、大きく五つに分類されるとされていますので、今回は、その観点から質問をしたいと思います。一つは、経済的な理由であります。低所得や経済的に困難を抱える層は、周辺機器を含むデジタル機器を購入することが困難になり、十分な情報を得られにくくなります。最近では、新型の携帯電話で10万円、中には20万円を超える機種も珍しくなくなり、ますますデジタル機器の購入に関する経済的なハードルは高くなってきています。また、インターネットの利用率は、低所得世帯で低く、年収200万円未満の世帯では、利用率が63.1%という結果も出ています。こうした社会的条件の違いでインターネットにアクセスできないということは、生活に必要な行政サービスなどを利用できない問題にもつながっていくものと思われまふ。このような点について、本市では、現状をどのように受け止めておられるのか、まず伺っていききたいと思います。

○市長（下平晴行君） デジタル化が進む現代において、利便性が飛躍的に向上する一方で、高齢者やデジタル技術が苦手な方々が取り残されるリスクが存在することを重く受け止めているところでもあります。本市では、「誰一人取り残さない」デジタル社会を目指し、高齢者の方々が日常生活でデジタル技術を利用できるよう、スマートフォンの基本的な操作を学べる講座や地域のデジタル人材育成に取り組み、地域に根差したデジタル化を推進する支援策を講じているところでもあります。今後もデジタル技術に不慣れな方々への支援を強化し、地域全体でデジタル化を支え合う体制を構築することを目指し、質の高い市民サービスの提供に努めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○17番（小野広嗣議員） 二つ目です。これは、ITリテラシーの低さが指摘されています。高齢者は、若い世代に比べてデータの技術の利用経験が少なく、操作方法を理解するのが難しいことが多く、デジタル環境に触れる機会の部分で、大きな格差が発生しています。この点においては、高齢者の多くは携帯電話、いわゆるスマホに対して不慣れであることやデジタル用語が分からない、家族の支援を受けられないなどの理由で、デジタルに苦手意識を持つようになるそう

であります。ただいまも市長が答弁をされておりましたが、本市ではスマホ相談所を開設して、そういった課題に対応されています。さらに積極的にスマホに触れることができるよう、個別対応による長期的なサポートを行うことができる環境は必要だと、僕は感じています。先進事例としては、学生や若い人たちによるボランティアがスマホ相談会を開催したところ、孫の世代の若者には気楽に相談ができることもあり、多くの高齢者の方々が参加をされ、世代を越えた交流が広がった例もたくさんございます。こうした成功事例を共有しながら、デジタルデバイドの要因や対策を学ぶセミナーを開催するなど、さらなる工夫が必要かと思いますが、この点について、今後どのような展開を考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） デジタル機器に不慣れな高齢者へのITリテラシー向上は、重要な課題であり、市では今年度スマホ相談所を設置し、個別対応を進めているところであります。しかし、単発の支援だけでは十分ではないと認識しています。高齢者の方々が身近な方からも支援を受けられるように体制を構築するため、相談所の利用者の御意見を基に、支援内容の拡充を検討してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） ぜひですね、今、市長答弁がありましたように、現在の支援の内容をもう少し精査しながら拡充を図っていただければというふうに要請をしておきたいと思います。

もう1点、先進事例といいますか、お伝えします。埼玉県横瀬町では、これは、本市でも活用していますが、地域活性化起業人制度を活用し、主に高齢者を対象としたスマートフォン教室を実施しています。教室とはいうものの、講義形式ではなく、スマホの分からないことを1対1で聞けるという形式でございます。参加された方々によると、「自分以外の人は、みんなスマホをちゃんと使えると思っていたが、みんな自分と同じと分かった」と、「スマホの使い方も少し分かると、もっと使いたくなる」、「知ると楽しくなる」などといった感想も多く、非常に評判が良いようです。これに加えてですね、ここが大事なんですけど、このスマホ教室は、「ITよろず相談」という名称なのですが、ITの相談だけではなくて、よろずの部分では話し相手になり、高齢者の見守り機能も果たしているという思いがけない良い効果も上がっているようであります。こうした事例は、横瀬町以外でも行われていると思いますので、参考となる事例を学びながら、本市でも高齢者に寄り添った支援を行うことが効果的ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 高齢者を含む市民の皆様が安心できる環境、デジタル技術を活用できるサービスを整備することは、重要であるというふうに認識しています。本市につきましても、現在デジタル人材を1名受け入れているところであります。スマートフォンを活用したさらなる事業の推進を図るとともに、今後、高齢者サロン等のボランティアの方々をデジタル人材として育成することによりデジタル活用と見守り支援の双方を備えた生活支援体制構築について、今後、調査・研究してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、市長の答弁とも少し関連するのですが、この三つ目で指摘されるのが都市部と地方の格差なんですね。若者が都市部に流出していくことによって、地方にはこの

デジタル技術に弱い高齢者が取り残されていくと、そういった事態が増えていて、それによってデジタル化がなかなか進まないということが指摘をされているわけですね。ただいま答弁されていましたが、IT人材の確保では、本年も国の制度を使って1人採用がされています。本市でも一步一步取り組まれています、やはり、IT人材の裾野をさらに広めていく計画を持っていけないと、このDX対策というのは進まないのではないかと思います。その点について、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 本市につきましても、昨年度よりデジタル推進委員の育成や活動の拡大に取り組んでおり、現在6名が登録されている状況でございます。今後も高齢者が身近で気軽に利用できるよう、まずは人材を育成し、またその人材が活躍できる場を設け、地域全体にDXの恩恵が享受できる人員体制と事業の展開を目指してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） この裾野をさらに広げていくという方向性で市長もいらっしゃるということで、理解してよろしいですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○17番（小野広嗣議員） はい。四つ目が障害の理由です。情報化社会が進展する中で、デジタル技術は、私たちの生活の中で欠かせないものとなってきているわけです。特に、障害を持たれる方にとって、情報や技術へのアクセスには大きな格差が生じることが多いようであります。一方で、ユニバーサルデザインの概念が浸透することによって、公共施設やWEBサイト、アプリケーションなどの設計においても、障害者のニーズが考慮されるようになってまいりました。本市でも一部でそういった配慮がなされていますが、今後は、ユニバーサルITの概念がこうした問題を解決するための重要な鍵となると言われています。ユニバーサルITとは、障害者を含む全ての人が平等に情報技術へアクセスできるようにするための理念、概念であります。これによって、障害者は、社会参加の機会を得て、自己実現を果たすことができるとされています。このユニバーサルITという概念について、当局は、どのように現在認識されているのか、伺っておきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） ユニバーサルITは、年齢、性別、身体的な制約、技術的な知識の有無にかかわらず、全ての人々がITを利用できるようにすることを目指すものであるというふうに認識をしています。本市としても、デジタル技術を活用して、誰もが平等にその恩恵を受けられるサービスの実現のため、非常に重要な要素というふうに認識をしているところであります。

○17番（小野広嗣議員） 市長のそのような答弁でありますので、今後はまさしくこのユニバーサルITという概念の下で自治体DXは進むものと思えます。今後の研究・検討方を要請をしておきたいと思えます。

インターネットは、この現代社会において情報を得るための基盤であります。このインターネットの利用には、先ほどから申し上げているように技術的なスキルも求められるわけで、ただいま述べてまいりましたように、高齢者や障害者の中にはパソコンやスマートフォンの操作に不安を抱える人も多くて、その結果として情報を得る手段が限られてしまいます。いわゆる、このよ

うな技術的な障壁は、情報格差をさらに拡大させる要因となって、高齢者や障害者への配慮がなければ、その恩恵を享受することが難しくなるわけです。このような現実を理解するためには、高齢者や障害者の視点からの情報発信が求められるものと思います。高齢者や障害者の方々が直面する課題を明らかにして、どのような支援や技術を必要とされているのか、それをまず知ることが情報格差を解消する第一歩になるかと私は思っています。そういった視点に立った施策を本市もしっかりと打っていくことは大事ではないかと思っています。その点についての市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 高齢者の意見集約を図るために、令和6年度に実施したスマホパンフレット配布事業においてアンケートを実施したところ、一定数意見を集約しており、令和7年度においても相談所運営の中で意見を聞き取り、次の事業展開の参考としているところであります。一方、障害者の意見につきましては、関係機関や団体等と連携し、障害者の視点からの情報発信やどのような支援や技術が必要とされているのか、協議を行ってまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） そういった意見に関しては、情報をしっかりいただきながら施策を練っていただければと思います。

五つ目は、高齢化なんですね。日本総合研究所の調べは、70歳以上の約40%は「端末の使用方法が分からない」、「無関心」、「必要性を感じていない」といった理由から、これは、パソコンも含むんですけど、デジタル機器の利用率は一気に下降しています。世代間による情報格差は、非常に大きな隔たりが存在しています。DXを効果的に活用するには、まずもって市民のデジタルリテラシーを高めることが重要だと思っています。幾ら国・県・市がDXを整備しても、市民がその便利さを享受できないと、行政の効率化は図れないわけでありまして。デジタルを苦手と感じる方は、そもそもスマホ教室に出向くこと自体にも、実は心理的な抵抗があると言われていたわけでありまして。今後、高齢者等のこのデジタルデバインド対策を推進するには、こうした心理的なハードルを解消することが大変に重要であると思っています。市長は、どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これまで様々なデジタルデバインド施策を実施し、デジタル機器に対する心理的ハードルの存在については認識しているところでありますが、本年度実施のデジタルデバインド対策の中で、マンツーマンでの相談体制をつくり、一定の効果を感じているところであります。それらの検証を行った上で見直しを行い、より身近な場所で利用しやすい事業が展開できるように検討していきたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 先ほどから市長が述べていらっしゃるwell-being、幸福度の追求、このまちに住んでよかったと、そういう満足度を高めるためにも検証を加えながら前へ進めていただきたいなというふうに思います。

あと、このスマホは、僕もシニアの世代ですので、若いという表現がおかしいですが、もう今や、このシニア世代にとっても生活に欠かせないアイテムでもあります。スマートフォンは、家

族との連絡や行政サービス、防災情報の取得に欠かせないツールにもなっています。しかし、ガラケーから乗り換えたいけれど、端末価格が高い、契約や設定が難しそうと感じる世代は少なくありません。最近、何とかですね、うちの89歳になる母もガラケーからスマホに変えて、今、一生懸命教えている最中です。やはり、その便利さはですね、使っていくごとに分かるわけです。そういったシニア世代の声に応えるために、全国各地の自治体では、65歳前後の高齢者が初めてスマホを購入する際に、本体代や事務手数料を助成する制度を相次いで導入しています。中には、最大3万円まで受け取れる自治体もあります。高齢者向けスマホ補助金は、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現を掲げる国や自治体が、インターネット利用のハードルを下げることを目的に創設をしています。例えば、山形県の村山市は、情報格差の解消とマイナンバーカード普及を掲げ、端末購入費を助成しています。一方、宮城県の栗原市では、いつでも防災情報を確認できる環境整備を制度の趣旨として明記をしています。こういった多くの取組が現在生まれていますので、参考にさせていただきながら、さきにも1点目に述べました低所得世帯、あるいは先ほども述べました障害者の皆様、そして高齢者などの方々に対して、本市においても独自の端末購入費の助成ができないものか、検討方を求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 防災情報などの人命に関する情報の提供手段は、迅速かつ確実に届けることが使命であるというふうに考えています。近年の物価上昇等に伴い、スマートフォンなど端末購入費についても高額化しつつあるところでもあります。高齢者や低所得者に対してのサポートについて先進事例を参考にするなど、調査・検討していく必要があるというふうに考えています。また、それらを実施する場合には、必要な行政情報を必要な方が取得できる体制を構築しながら、進めていく必要があるというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今申し上げましたシニアの方々、低所得者世帯の方々、障害を持たれたの方々、多くの方がスマートフォンを利用することによって、生活、そして防災、健康管理、こういったことにもつながってまいりますので、そうすることによって、デジタル社会への参加や孤立感の軽減にもつながっていくものと思います。ぜひ、検討方を要請しておきたいと思います。

あと、デジタルへの移行とデジタル弱者に対するアナログとの両立についてです。当面は、デジタルとアナログの両立はやむを得ないと考えていますが、できることからデジタル化に移行していただきたいと思っています。本市では、くらし応援志券を紙の商品券とデジタル商品券で発行されて、デジタル商品券に付加価値を付けておられます。こういった点については必要な取組だと私は思いますので、十分理解をいたしています。紙への依存をなくすためにも、フォローはしながらも基本的にはデジタルで完結する社会をつくっていくんだという強い意志を持って進めることが大事かなというふうに思っているところでございます。行政として、市民に対してどのようにこれからサポートしていけるのか、また、していくのが、さらに重要になっていくと思います。DXですから、デジタル技術を暮らしに実装することでトランスフォーメーション、いわゆる変革が起きる。その変革は、市民一人一人にとって、その生きやすさ、暮らしやすさに必ずつながるんですよというところをきちんとお伝えしていくということが、僕は大事だと思

っているんです。最後に、この件に関して、自治体DXを推進する上での市長の思いをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 商品券事業において、紙とデジタルの併用は、現状のニーズを踏まえ実施しましたが、効率化の観点からは、業務の二重化による職員負担も大きい状況となったところでもあります。デジタルに関する恩恵は、行政事務の効率化にも寄与するものであり、デジタルを取り入れることによる住民サービスの利便性向上と同時に、新たな取組による市民生活のサポートへの観点も含め、行政DXを進めてまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） ぜひ、そのような取組を要請しておきたいと思います。

それでは、教育長のほうにお聞きをしてみたいと思います。質問の冒頭でもお聞きをしていますが、文科省は、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」において、令和8年度までに全学校での蔵書達成率100%を目標にしているわけであります。先ほども少し述べていただきましたが、本市の全小・中学校では、学校図書の計画的な整備が十分に進んでいるのか、その達成がまた可能なのか、学校におけるばらつきはないのか、そういった点について、率直な答弁を求めておきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

各小・中学校につきましては、毎年、廃棄する本と新たに購入する本の検討・調整を図りながら、学校図書の計画的な整備に努めているところでございます。市立小・中学校21校のうち、充足率が100%を達成している学校は、現時点では8校、達成率は38%でございます。学校間にばらつきがあるところでございますので、目標達成に向けて、今後も引き続き環境整備について教育委員会からも啓発や指導をしてみたいと思っています。

○17番（小野広嗣議員） 資料は頂いていますが、学校ごとのデータも出ています。その一つ一つを捉えて、学校ごとに質問する気は全くありません。本市の状況というのは、今、教育長からいただきましたし、資料としても頂いていますので、現状認識としてはよく理解をしております。一方で、この達成率という数字だけにとられるあまり、この古くなった本を廃棄していく雰囲気はないのか。あるいは、逆に廃棄せずに達成率を高めた学校があるとすれば、入替えに大変苦戦をしたのではないかと気になるんですね。「学校図書館図書整備等5か年計画」を見ていきますと、児童・生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から、図書の適切な廃棄・更新に努めるとされているわけであります。そこで、本市では、図書廃棄の考え方については、どのような視点に立っておられるのか、廃棄・更新について研修等を通じてしっかりと指導をされているものと思いますが、現状はどうか、お示しをください。

○教育長（福田裕生君） 学校図書館における蔵書廃棄の指針といたしまして、全国学校図書館協議会が定めています学校図書館図書廃棄規準がございまして、本市につきましては、教育総務課が所管していますので、司書の研修会、それから管理職の研修会等におきまして、この規準について研修をしながら、それぞれの学校において、毎年1回は自校の学校図書館の蔵書等についての点検をお願いし、適正な廃棄・更新をすることとしています。

○17番（小野広嗣議員） 国の指針に従って適切に指導、対応方がされていると、今、答弁をお聞きして思いました。当然、教育長も御存じのように、例えば、刊行後に時間の経過とともに最新の情報を記載されていない古い図書、あるいは汚損・破損による修理が不可能になった本、こういったものをいつまでも残していくわけにはいけないわけです。そうした場合に、今も述べていただいたように、しっかりと廃棄・更新についての研修・指導というのを密にやっていただきながら、こういった問題の解消に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っています。ただいま、この本市の現状、あるいはデータで頂きましたので、それを知る中で思ったのですが、本市では、この学校図書購入予算というのは十分に確保されていると理解していいのか、蔵書の数など各学校からの要望に十分に応えられていると理解していいのか、そこらをお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 学校図書購入費につきましては、学校配当予算の範囲内で、各学校で担当教諭、それから管理職等で検討していただきまして購入を進めているところでございます。毎年、当初予算編成前に各学校のヒアリングを実施しています。学校からの要望等を聞いた上で、予算計上をしているところでございます。実は、昨年度、私が学校職員とざくばらんいろいろなことを語りましょうということをしていただきましたところ、ある学校の学校司書の方も来ていただきました。その方とその学校における様々な図書指導のこと、それから蔵書のこと、廃棄等のことについても話題にした折に、図書の状況等についていろいろなことが分かってまいりましたので、その方との話が終わった後、担当課のほうに「全ての学校について状況をしっかりと把握し、内容によっては教育委員会から適切な指示を出すように」といったようなこともございました。今後も、各学校の状況については、担当課を中心にしっかりと状況を把握しながら、適切な予算配当もそうですし、整備に向けた具体的な手法等についてもアドバイスをしていきたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 冒頭にも答弁をいただきましたが、各学校において充足率から見たときにもばらつきが結構あるわけですね。そこへこの配当予算の範囲内だけで一律にやっていくわけにもいきませんし、当然、学校からの要請もあるわけですね。今、教育長が答弁されたように、やはり教育委員会として各学校の状況をしっかりと精査した上で、こちらからでも「もうちょっと図書予算を付けたほうがいいのではないか」とかいうぐらいあって、僕はしかるべきだと思っているんですね。学校側が遠慮する場合だってあるわけですので、そういった配慮方もしっかりとやっていただきたいなというふうに思っています。そこで、基本的なことではありますが、学校図書館が本来果たすべき役割は何なのか。また、本市の学校図書の在り方と教育方針を踏まえて、各学校では適切にこの図書資料の更新を行いながら、学校ごとに定めた教育目標に沿って学校図書館の利活用がなされているのか。そこについて、お示しをください。

○教育長（福田裕生君） 各学校につきましては、学校長が学校図書館の館長という位置づけでいます。ですので、学校長のリーダーシップの下で、読書指導担当教諭、それから学校司書等が連携をいたしまして、学校図書館の整備充実、それから子供たちに対する読書指導に努めている

ところでございます。教育委員会としては、学校の教育活動全般を支えている学校図書館が学習センター、情報センター、読書センターとして、その機能を十分に発揮できるように具体的な役割について示すとともに、また状況によっては、具体的な指導も引き続き行ってまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、教育長が述べていただいたように、学校図書館がいわゆる読書センター、学習センター、情報センターとして機能を三つ持っていますよね。これが各学校でしっかりと機能しているのかというのを教育委員会としてもしっかりと見定めながら指導していただきたいなというふうに思っています。

あと、新学習指導要領では、学校教育を知識注入型から主体的・対話的で深い学びに転換する方向が示されています。学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的な学びの実現に向けた授業改善に活かすとされており、全国各地の学校現場では、大変に試行錯誤が重ねられているという記事を最近読んだところであります。そこで、その点については、本市でうまく対応できているのか、機能しているのか、お聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 本市におきましても、児童・生徒の主体的・自発的な学習活動や読書活動を充実させるために、それぞれの学校において試行錯誤を重ねています。例えば、その時期の季節行事や催事、この時期で申しますと、戦争や平和であるとか、食育であるとか、交通安全だとか、健康、命などのことについて特化した読書紹介コーナーを学校図書館の中に設けていただいたり、また、上学年あるいは保護者が読み聞かせをしたり、子供同士あるいは先生方から自分に読まれた本をみんなに紹介したりしながら、子供たちの感性を育み、豊かな学びにつながるような工夫がそれぞれの学校でなされています。今後につきましても、図書館が授業の中でしっかりと活用できるように、どのような活動が子供にとって最適な学びにつながるかということは、研究・実践をしていただきたいと思います。

○17番（小野広嗣議員） ぜひ、教育現場の中で、今、教育長が答弁されたような方向で、試行錯誤もあるでしょうが、調査・研究をしていただき、先進事例等もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、この学校図書館は、子供たちにとって一番身近な図書館でもあります。子供たちが本の魅力や読書の意義を知る場として、また探究学習などを通じて自らが学ぶ姿勢を培い、情報リテラシーなどについて学ぶ場として大切な役割を担っています。先ほどの三つの視点ですね。さらには、安心して学校生活を送るための居場所の役割としても重視されています。今後は、さらに多様な子供にもっと対応できる環境づくりとして、学校図書館におけるバリアフリーについても、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。市立図書館では、読書のバリアフリー環境整備の一環として、私も申し上げてきましたが、電子図書館、大活字本、りんごの棚、大きな文字の子ども文庫などがございます。学校図書館については、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 学校図書館は、子供たちの読書の機会を確保する場でもあり、また学習機会を確保する場でもあります。一方で、まさに学びのよりどころであるという捉え方もでき

と思っています。学校につきましては、通常、自分の教室で学ぶのが主たる学びの場とはなっているのですが、なかなかそういう状態にならない、いわゆる教室に入りづらさを感じている子供がいる学校もございますので、学校図書館がそういう生きづらさを、入りづらさを感じている子供たちの居場所の一つにもなっている現状も実際ございます。今後も引き続き、学校図書館が子供たちにとって読書しやすい場所、それから学習しやすい場所、一方で、安心できる居場所となるような環境を整備することを大事にしていきたいと思います。そしてまた、大活字本やLLブックなど、児童・生徒の特性や個性に合った読書バリアフリーにも積極的に取り組んでいくことが大事だと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今いただきましたように、この読書バリアフリーという観点で申し上げたときには、電子図書がございまして。文字の大きさや色を変えられる、あるいは内容を音声で聞けるなど、バリアフリーに配慮した機能が備わったものも増えてきています。そしてまた、そのコンテンツの充実にも今後努めていただきたいなと思っています。今、教育長も言われたように、御存じのように、市立図書館でこれまでも述べてきたのですが、易しい言葉で分かりやすく書かれているLLブックの観点ですね。また、点訳の絵本、あるいは紙の本をテキストデータ化し、パソコンなどで読み上げることができるテキストデイジーなど様々ございますので、読書バリアフリー環境の整備には予算をしっかりと付けていただいて、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

あと、この5か年計画を見ていきますと、学校司書の配置拡充についても掲げられています。本市では、もう既に各学校に司書、司書補などをしっかりと配置されておりまして、その点については、当局の姿勢を大変に評価いたしているところでございます。一方で、5か年計画では、学校図書館充実のために予算が措置されていますが、これは、用途を特定しない交付金のために、図書の充実をはじめとした環境整備などは、自治体によって大きく異なる状況にあるようでありまして。学校図書館を充実させるためには、教育予算を増やし、さらなる環境整備を行うことが必要かと思っております。本市は、その整備に向けて、その予算措置は十分だとお考えなのか、お聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 学校図書館の整備充実のための予算措置につきましては、本市においては十分に措置をしているというふうに考えています。各学校に司書、司書補の配置もいたしていますし、購入本等についても、幾らか学校に購入額の差はあるものの、十分に計画的な購入もなされていると考えています。こういったことが、先ほどからちょっと申し上げているように、学校任せになることがないように、教育委員会としてもそれぞれの学校の状況をしっかりと積極的に把握しながら、場合によっては、少し踏み込んだ指導等も今後も重ねてまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 100%を目標とした図書の充足率を考えたときに、いまだそこに届かない現状を冒頭述べていただきました。それは、取りも直さず、この図書購入費予算が潤沢であると僕は到底理解をしてないんです。ですから、「あと1年猶予ですよ」と冒頭に質問をしてい

るんですね。そこは、やはり学校側の遠慮もあるわけですので、しっかり精査して手当てをしていく。これがやはり教育委員会の在り方だろうと僕は思うんですよ。なぜ、こういうことを言うかということ、第6次「学校図書館整備等5か年計画」の概要資料を読んできると、「子どもたちのために、読書環境の整備を進めましょう」というタイトルがあるんです。その下で、地方財政措置は、用途を特定しない一般財源として措置されているので、「適切な予算措置のお願い」という項目を改めて設けてありました。「各自治体において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費用に充てられる」としているんです。「教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要」であって、「各自治体においては、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします」とあるんですよ。通告はしておりませんので、市長はじめ、財政部局には、今までも配慮はしていただいているんですが、こういった観点からもさらなる配慮を求めておきたいと思います。市長、うなずくだけで結構です。よろしくお願ひしたいと思います。

あと、文部科学省は、2022年から公立小・中学校全ての図書館に、今も触れました新聞を複数紙配備することとして、小学校は2紙、中学校は3紙配備することを通知しています。また、新しい学習指導要領では、新聞を教材として活用することになっています。新聞は、毎日届く社会を見渡せる情報源でもあり、読解力の向上や情報活用能力の育成などにも役に立つものと考えています。学校における新聞の配備状況について、お聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 2紙以上配備している学校が、小学校で9校、中学校は5校全てでございます。なお、本市の小学校1校がN I E、新聞を教育に活かす推進校にもなっておりまして、この新聞購読によって子供たちの学びを豊かにし、それを他の学校に波及するような取組等をこれからも進めてまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 学校図書館は、読書をするだけの場所ではないというのは、先ほども確認しました。調べ学習なども含めて、子供たちの主体的な学びをサポートする場所であると。それと同時に、多くの情報源から必要な資料を取捨選択し、活用することで、情報活用能力を育む場所にもなっていくんですね。そのような場所に、新聞はもう欠かせない資料なんですね。現状については、今、教育長が述べていただきましたので、分かりました。この充実に向けた今後の方向性について、お聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 新聞は、社会の出来事や論評などを伝える情報伝達の基幹媒体であって、学校図書館への新聞配備は、非常に重要なことであると十分に理解はしています。今後は、新聞配備率の向上はもちろんですが、併せて、その活用につきましても十分に取組んでいただき、新聞を読むことを楽しむ子供たちを育ててまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） ぜひ、そのように取組んでいていただきたいと思うわけです。各学校、各教科によって、この活用の頻度とかの違いは多少はありますが、学習指導要領にももううたわれていますので、いわゆる複数紙の読み比べ、今、本市は整備されていませんよね。中学校も3紙がまだ2紙だけにとどまっている。小学校も1紙と2紙がばらついている。これをしっ

かりそろえていただいて、複数紙を読み比べることによって情報の発信の仕方を勉強するとか様々ありますので、適切な新聞の配備と活用方を求めておきたいと思います。

あと、日本新聞協会は、例年、新聞配達の日、新聞少年の日というのを定めておりまして、本年は、10月19日の日曜日になっています。その日に向けて、第32回新聞配達に関するエッセイコンテストを実施しています。今年の特別審査員は、プロ野球福岡ソフトバンクホークスの元監督の工藤公康さんが担われているのですが、その一文を見ていきますと、「新聞は人の手で毎日家まで届けられています」というタイトルが付いているんですね。ですから、新聞を読むときに、様々な人の手を渡って、今ここに届いているんだということをお子たちにもしっかり認識してもらって、学校で教材として活用していく。この角度も大事なかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 子供たちに新聞への関心を持ってもらうためにも、まず、学校図書館に配備し、子供たちが紙をめくり、自分で読んだり、また読み比べたりして、新聞への興味を持ってもらう必要があると考えています。新聞記者が現場で取材をされ、記事を書かれ、そして印刷をされ、多くの人たちのおかげで新聞が届けられ、読むことができるということをお子たちにも認識してもらうためにも、授業などで新聞を教材として活用したり、あるいは新聞製作の業務に従事されている方を講師として呼び出して話を聞いたりするなどして、ますます新聞に触れる機会を増やしていきたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 僕は、議員に当選させていただいた27年前から、新聞を教材として活用することの必要性というのを常に言ってまいりました。しかし、配備状況を見ると、まだそこに至っていない。それが残念ではないから、こういった質問もしているということをお十分に理解していただきたいと思っています。この全国学力テストに関連する記事を読んだのですが、昨年行われた全国学力テストでは、新聞を「ほぼ毎日読む」と答えた児童は、「ほとんど・全く読まない」とした児童より、正答率において10ポイント以上高かったという結果が出ておりました。新聞のある環境の有効性が指摘をされておりました。本市においても、引き続き授業での積極的な活用をさらに進めていただきたいという思いから、このことについて、再三質問をいたしています。最後に、教育長の思いをお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 私たちは、新聞からは政治、経済、科学、事件や事故、スポーツ、文化、それから文芸、読者の意見や投稿文など、様々な観点から、ジャンルから情報を得ることができます。今を知る社会の窓、感情が揺さぶられる心の栄養、情報を読み解く力を養う、まさに生きた教材として、新聞は、非常に価値が高いというふうに捉えています。また、そのことは、子供たちにとっては、これから主権者となっていくための資質能力を身に付けることにもつながるものだと捉えているところでございます。新聞を読む、また読み比べることによって社会への関心が高まり、学習内容の理解や思考力につながると考えていますので、授業で新聞を活用することによって、多面的で深い思考力が育っていくように、今後もそれぞれの学校の状況を把握しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 教育長の今の答弁は、大変に納得のいく答弁であったと僕は聞いておりました。今後とも、ぜひとも今述べていただいた角度で、今述べられていた新聞だけが全てではありませんが、学校現場において、これまで以上に新聞の活用をしながら、教育指導に当たっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、小野広嗣議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————
午後 3 時40分 休憩

午後 3 時50分 再開
—————○—————

○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、8番、野村広志議員の一般質問を許可します。

○8番（野村広志議員） 改めましてこんにちは。会派、志みらいの野村広志であります。今回、防災行政についてと外国人の労働者の確保・定着に向けた取組の2点について、お伺いしてまいります。

早速ですが、まず初めに、防災行政についてお伺いをさせていただきます。9月は、防災月間でもありますし、近年、声高に叫ばれています、将来発生が心配されています南海トラフ巨大地震など、懸念される事案への備えとして、やはり事前を取るべき対策については備えておく必要があることは、当局としても危機感を持っておられることと思っております。そこで、防災対策基本法第42条の規定に基づき、志布志市でも防災会議において地域防災計画を定めています。まずは、本市の地域防災計画の基本的な考え方や理念について、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えします。

志布志市地域防災計画につきましては、災害に強い「安全・安心でぬくもりがある元気なまちづくり」を基本理念に、災害から市民の生命、身体、財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的として、災害発生時に必要となる「自助・共助・公助」の考えの下、計画を定めたところであります。

○8番（野村広志議員） ついせんだっても、本市を含む県内各地で、特に始良・霧島地区において、台風や線状降水帯等による大規模な災害が発生したばかりであります。全国を見ても、熊本県や金沢市、そして東北北部など、場所や地域に関係なく、多くの被害が発生している状況があり、大変心配されるところであります。改めまして、この場をお借りして、無念にもお亡くなりになられた方々へお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様にもお見舞いを申し上げたいと思っております。

そこで、基本的な考え方や理念について、今、答弁があったことであろうと思っております。私は、この志布志市地域防災計画の基本的な考え方、理念は変わらずとも、常に更新されるべき事項を

多く含んでいるのかなと考えています。この地域防災計画は、3部構成として、1に一般災害対策、2に地震災害対策、3に津波災害対策で構成されており、各部において対策や方針が詳細に示されています。その中で、特に注視しているのが、基本方針の第4で示してあります地域防災力の向上と、第2部のところの災害予防における市民の防災活動の促進の部分であります。そこでまず、地域防災力の向上についてであります。この地域防災計画では、実際に市民に対して具体的に何を期待しているものなのか、その点について、どのようなお考えなのかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 市地域防災計画では、市民の基本的責務として、自らの身の安全は自ら守るという「自助」と、地域の安全は地域住民がお互いに助け合って確保するという「共助」が防災の基本であり、日頃から食料、飲料水等の備蓄などを自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・県消防機関等の行政が行う地震防災活動と連携・協力を求め、また、風水害等に際しての警戒・避難活動等の互助により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるための防災業務等について、自発的な協力をお願いをしているところであります。

○8番（野村広志議員） 市民の基本的な責務として、今、様々ございました。自発的な協力としてお願いをしているという、そういったところがポイントになるのかなと、今お聞きして思ったところです。そこで、この地域防災計画では、地域の自主防災組織やボランティアの育成を強化し、「自助・共助・公助」による地域防災力の向上を図ると計画に示されています。では、この点について、具体的にどのような強化に取り組みされたのか、お聞かせいただけますか。

○危機管理監（黒川 晃君） 現在、市では、各種出前講座や高齢者サロン等に出向き、各自で3日分の備蓄品の確保や平常時からの避難経路の確認など、「自助」の部分について強化を図っているところで、地域コミュニティ協議会会長会等においても、地域防災力の向上の必要性について講話をさせていただいています。

○8番（野村広志議員） 今の答弁では、自発的な協力としての「自助」の部分の強化が主だったものであるようです。自主防災組織やボランティアの育成の強化について具体的な答弁が示されませんでした。具体的に何か進んでいますでしょうか。

○危機管理監（黒川 晃君） 具体的にというのは、基本的には各個人の防災意識がまず高まる必要があるんだろうなというふうに思っています。各個人がそういった防災力を高めないといけないというところがあって、さらに地域でこういったことを取り組まないと、「自助・共助」というのは成り立っていかないのだろうなというふうに思うところであります。現在、出前講座等でそういった自助に関する意識啓発を具体的に図っているところでございます。

○8番（野村広志議員） 以前にも、自主防災組織の在り方についてお聞きをしたところでした。その際には、「地域でできることやどのように支援が必要なのか御意見等を伺うとともに、地域と連携を図りながら、研修会の開催や防災訓練等の実施により、防災意識の高揚、地域防災力の向上を互いに連携しながら図ってまいりたい」と答弁なされています。これは、令和6年度の施

政方針の中でも、能登半島地震を受けて「地域のきずなが強い地区で避難行動や安否確認、避難所運営が円滑に行われており、自助・共助の要となるコミュニティの重要性が改めて認識された。」と述べられ、さらに、「市と各地区コミュニティ協議会と一体となって、防災意識の高揚や防災訓練等に取り組んでいく」と述べられています。そこで、本市の自主防災組織の組織率ですが、組織数305数でありまして、組織されている地域の世帯数が1万2,363世帯、実に82.1%が組織されています。この数字が示すとおり、市内全域で80%以上の世帯で自主防災組織に組み込まれている。これは、果たして、市民の方々が、防災への意識や自発的協力や役割についてのどの程度周知がなされ、コミュニティ協議会と一体となった自主防災組織の重要性が理解され、認識されているのか。私は、すごくこれが疑問でならないわけなんです。自主防災組織について、昨年3月定例会の一般質問でお聞きをしています。1年半経過した段階で、現在において具体的な取組がなかなか見えてこない、先ほど危機管理監から、「自助」の部分のお願いと、まずはそこからということの答弁でありました。私は、なかなかこれは進んでいないのかなという感じがしています。「自助」の部分の強化を図り、コミュニティ協議会会長等に防災の講話などを実施されたようですが、市長は、「どのような支援が必要か」とか、「御意見を伺う」というようなことも答弁されています。そういった御意見を伺ったりとかいうことがあったということでもよろしいですか。どのような御意見があったかということをお聞かせいただけますか。

○危機管理監（黒川 晃君） 地域コミュニティ協議会の会の中では、特にそういった質問等は出なかったところですが、各出前講座で伺っている高齢者サロン等の中ではいろんな質問が出ますので、それに答える形で、地域の方々が何を必要としているのかということ把握するように努めているところでございます。

○8番（野村広志議員） 自主防災組織の在り方、自主防災組織をどう機能的に動かしていけばいいのかという、その点について、お聞きになりましたでしょうか。

○危機管理監（黒川 晃君） 自主防災組織の話については、具体的には示していないところでございます。

○8番（野村広志議員） 私どもは、こうやって質問をさせていただいて要望や指摘をして、改善や対策を提案させていただき、「図ってまいりたい」とか、「取り組んでいきたい」というような答弁を引き出すわけですが、これは、1年半を過ぎてもなかなか進みが見えてこない。その必要性について伝え切れてなかったんだらうなということで、非常に残念でならないわけです。これは、できないということななぜやらないんだというような話で言っているわけではございません。「図ってまいりたい」、「取り組んでまいりたい」というような答弁があったところに対して、なかなか進んできてないなということをお聞きしているわけですので、そのことについては、もう一度、対応の在り方についても御協議いただきたいなと思います。

では、改めてお聞きをいたします。自主防災組織への認識について、当局としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○危機管理監（黒川 晃君） 自主防災組織についてでございますが、当初、地域住民が自分た

ちの地域は自分たちで守るという意識に基づき、自主的に結成する防災組織として、本市では、自治会単位を中心に数多く組織されています。組織されてから年月がたち、市からの周知不足もあることから、自分が自主防災組織の一員であることの認識や役割等は薄れてきており、実践活動において組織機能が発揮されるかという点については、大変厳しいと感じているところでございます。

○8番（野村広志議員） 市長、率直なところ、自主防災組織は必要だと考えられますか。

○市長（下平晴行君） 監も申しましたとおり、まず、「自助」が必要だということでの話がありました。これは、自主防災というのは、自分たちの地域のそういういろんな災害等々も含めて出た場合には、しっかりと自分たち自らがそういう対応をしていくということでありますので、絶対必要であるというふうに思っています。

○8番（野村広志議員） 市長の認識は理解いたしました。地域防災力の向上について、自分事として市民が共感をして、成果として感じとり、我々市民の生活の安心・安全につながっていくのか、そういった点について取組がなかなか進んでこなかったのかなと少し感じています。この自主防災組織については、80%以上の組織ができていますので、組織の形態をつくり上げること自体が目的となり、本来のもしもの備えとしての災害発生時の機能し得る第一次的な組織体になっていない現状は、大変危惧されるところであります。そこで、再度お聞きいたしますが、この現状を踏まえて、現在組織されていると思われるこの自主防災組織を今後検証して、必要な措置を講ずる必要があると思いますが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

○危機管理監（黒川 晃君） 近年、地震や津波、線状降水帯の発生等、異常気象や地殻変動による様々な災害が国内外で発生し、市民一人一人の防災への意識が変わりつつあると感じています。自主防災組織をいま一度検証していただく良い機会であると同時に、市としては、まず自助となる備蓄品の整備や避難経路の確認等、自分でできることについての見直しを行うなど、自主防災組織での活動見直しと合わせ、その必要性について周知してまいりたいと考えています。

○8番（野村広志議員） このことは、当然、自主防災組織ということでありますので、設置されている組織なり、これは、先ほど答弁がありました、主だって自治会単位になると思います。この自治会が自主的に検証して見直しをし、実施していくことが本来の姿であるのかなと思いますが、これは、なかなか現状を鑑みた場合、それだけの高い防災意識や危機感を抱いて、このことに取り組もうとする自治会がどの程度あるのか、少し不安があります。だからこそ、先ほどからあります自助の部分を高めていきたいというような話になるのかなと思います。やはり、ある程度行政が、「共助」の取組として組織や活動の見直しをサポートしていく道筋を立てる指導的な立場にあるのではないかなと感じています。これは、市長、その必要性和行政としての関わり方について、どのようにお感じになりますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、「自助・共助」、やはりそういうことについては、その意識を持ってもらうことが基本的なことだと、そのための行政としての指導なり、研修なり、そういうことをしていかなければいけないというふうに思っています。

○8番（野村広志議員） 市長の考えも理解しますが、しっかりと自主防災組織についても前に進めていただきたいものだなとお願いしておきます。あわせて、先ほど答弁も少しございましたが、これは、計画でも示されています市民や事業所等に対して自主備蓄などの事前の備えの協力を促すとありました。現在までこの点について周知や協力体制については構築がなされていますか。

○危機管理監（黒川 晃君） 自主備蓄などの事前の備えの協力につきましては、事業所への周知はなかなか行えていないところではありますが、市民の方々につきましては、出前講座や高齢者サロンへ可能な限り積極的に参加させていただき、その必要性を伝えながら協力を促しているところでございます。

○8番（野村広志議員） では、この事業所等で周知ができていないと今、答弁がありました。これは、事業所に何らかの手だてというか、対策を取るということをお考えでありますか。

○危機管理監（黒川 晃君） 今後、事業者等には協力を要請していきたいと考えています。

○8番（野村広志議員） 理解いたしました。

では、自主備蓄についてであります。これは、以前にも質問して、市民に対して積極的に促す必要性について提案、提言させていただきました。これは、先ほどから、出前講座や高齢者サロン等でその必要性について伝えながら、協力をお願いしているようであります。現実として、どの程度理解が進んで、自主備蓄が進んでいるのか気になるところです。当局としては、どのような現状認識でおられますか。

○市長（下平晴行君） 備蓄品倉庫等につきましては、倉庫機能を兼ね備えた防災機能拠点となる施設の整備の必要性も考慮し、今、庁内で協議を進めているところであります。

○8番（野村広志議員） 今、備蓄倉庫のところを市長に答弁いただきましたが、備蓄倉庫のところもまたお伺いさせていただきます。この備蓄品については、個人の自主備蓄という形で今聞きしたところですが、これは、なかなか現状認識として、市民の方々がどれだけ自分のところで備蓄しているのかということと把握しづらいのかなと思います。市の職員等において、どれぐらい把握しているのかということも取られた経緯はございませんか。

○危機管理監（黒川 晃君） これまで市民の備蓄状況について調査をしたことはございませんが、出前講座等では、基本的には3日分の食料を備蓄していただきたいということでお願いをしています。その際に、市では5年保存、7年保存といったものを備蓄していますが、市民の皆さんにおかれましては、そういった高価なものではなくて、インスタントラーメンとか、ペットボトルの水を購入していただいて、それを一旦は保管していただき、次に、新たに購入したときに保管していたものを食べるローリングストックという形で、家の中に3日分ぐらいの食料があるようにしていただきたいということで、協力をお願いしているところでございます。

○8番（野村広志議員） そういった「自助」の部分のお願いをしているということです。なかなかその実態の調査は難しいのかなと理解するところです。今、危機管理監からありましたとおり、賞味期限の問題もあるでしょうし、最低3日分はというような話もありましたので、これは、

引き続き、そういったことをお願いをしておきたいなと思います。

では、先ほど市長のほうからも答弁がございました災害備蓄品の倉庫について、これも以前お聞きをしました。内部で協議をするということで、現在、どんな状況になってるのかというのがなかなか見えてこなかったわけですので、関連してお聞きいたします。今、答弁があったとおり、庁内で協議をしているというところでの答弁でよかったですよね。

[何言か呼ぶ者あり]

○8番（野村広志議員） 庁内で協議をしているとありましたので、この点についても、1年半ほど前に質問でお聞きしています。具体的な規模であったりとか、備蓄品の内容であったりとか、設置場所であったりとか、設置時期等についても具体的なことは全然聞こえてこないわけです。その必要性については、当時、市長は、「必要性は感じている」ということのお答えでありましたが、お変わりはありませんか。

○市長（下平晴行君） 基本的には防災センターを兼ね備えた、いわゆる備蓄品倉庫等々の施設が必要じゃないかというようなことも含めて、庁内で協議をしているところでございます。

○8番（野村広志議員） 以前、有明庁舎の別館のような話も少しあったところでしたが、あそこが学びの多様化学校という形で新たに提案をされましたので、また白紙なのかなというような思いがしているところです。しっかりとこのことに向き合いながら、前に進めていただきたいなをお願いをしておきたいなと思います。備蓄倉庫の有用性や必要性については、十分に理解いただけているものと思います。しっかりと進めていただきたいなと思います。また、自主備蓄等といった点についても、この地域防災計画の中に示されていますので、具体的に必要な施策の実現に向けて、前に進めていただきたいなと思います。

では、第2部のところの災害予防における市民防災活動の促進について。ここで、防災ボランティアの育成強化と要配慮者対策についてお聞かせいただきたいなと思います。まず、具体的な防災ボランティアの育成強化については、どのような取組が進んでいるのか、その点について、お聞かせください。

○危機管理監（黒川 晃君） 災害時におけるボランティアの受入態勢につきましては、8月26日に市社会福祉協議会主催によるボランティアセンター設置運営訓練をやちくふれあいセンターにて実施していただき、私たちも参加させていただいたところです。今後も、このような訓練を実施する中で想定される様々な課題等の掘り起こしを行い、関係機関と連携し、有事の際に向けた実践的な活動に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○8番（野村広志議員） ボランティアセンター設置の運営訓練については、私も参加をさせていただきましたが、有益な訓練だったなと感じたところでありました。では、実際に、市内にも防災ボランティアとして登録されている方がいらっしゃるのでしょうか。いらっしゃるれば、何名ほど登録されているのか。それとも、災害等が発生した場合に、ボランティアの必要性が生じたときだけ登録を募るというような形になるのでしょうか。その辺について、少し詳細をお聞かせいただけますか。

○危機管理監（黒川 晃君） 災害ボランティアにつきましては、市社会福祉協議会とその運営等に関して協定を締結しているところでございますが、ボランティアの把握につきましては、社会福祉協議会にお願いするところでありまして、今、手元にちょっと資料がございませんので、答弁できないところでございます。申し訳ありません。

○8番（野村広志議員） これは、人数を聞くとは通告しておりませんでしたので、また分かれば、教えていただければと思います。では、関係団体とも連携をしながら、防災ボランティアの方々の育成や受入れの態勢の構築に向けて、引き続き、これは取り組んでいただければと思います。

では、要配慮者対策についてであります。個別避難計画等について策定が進んでいると思いますが、それと併せて、要配慮者対策については、本市としてはどのように進めていくお考えなのか、その点について、お聞かせいただけますか。

○危機管理監（黒川 晃君） 個別避難計画につきましては、令和3年5月に改正された災害対策基本法を受け、併わせて改正された避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、個別避難計画の作成が市の努力義務と位置づけられ、おおむね5年程度をめどに作成に取り組むこととされています。しかし、必要とされる個別避難計画につきましては、大まかな作成手順は示されているものの、自治体において把握要件等も異なることから、近隣自治体の計画内容等も参考にしながら、現在、計画作成や必要な要支援者の洗い出しや、庁内及び関係機関との協議を進めているところでございます。まずは、数件の計画作成について本年度中に取り組みながら、要支援者をスムーズに避難させられる計画を作成してまいりたいと考えているところでございます。

○8番（野村広志議員） ちなみに、要配慮者と考えられる方についてですが、現在、把握されているのであれば、市内に何名ほどいらっしゃるのか、お示しできますか。

○危機管理監（黒川 晃君） 個別避難計画の作成対象となる要支援者数は、令和7年8月末現在で3,008人となっています。

○8番（野村広志議員） 3,008人ということで報告がありましたが、非常に多いのかなと思います。これは、要配慮者に対する個別避難計画の策定を早急に進めていただきたいものだなとお願いをしておきたいと思います。では、個別避難計画を最大限に機能させるためには、私は、自治会やコミュニティ協議会、自主防災組織に対して積極的な落とし込み、いわゆる協力要請や情報提供をする必要があるのかなと思っています。この点について、市長は、どのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） これは、コミュニティ協議会等々にも、この災害に対する活動支援等々もやっていますので、自分たちの地域は自らで対応していこうというようなことでのそういう考え方を持っていただきたいなというふうに思っています。

○8番（野村広志議員） 3,008人という大変多い方々、個別避難対象者という方で要配慮者という形になります。やはり地域でしっかりと落とし込んでいただいて、自治会やコミュニティ協

議会、自主防災組織と機能的に活用していくというのは必要なのかなと思います。落とし込む必要性の理由については、当然、これは計画をつくりますので、計画と実行の乖離を防ぐためということが1点と、2点目は、地域の実情が反映ができるということになるのかなと、3点目が、やはり共助の体制の強化ができるのかなと思っています。もう1点、落とし込む際の注意点ではありますが、やはり個人情報の取扱いについてでありますとか、自主防災組織等にあまり過度の負担がかからないようにするということと、あと、地域の消防団であったりとか、民生委員、社会福祉協議会や福祉関係の団体の方々としっかり連携を取りながら訓練をしていくということは、要配慮者に対しては必要なのかなと思いますので、しっかりとこれは課内でも協議をいただきまして、この地域防災計画の中で網羅していただければなと思っています。

では、この地域防災計画の策定手段について、少しお聞かせください。この計画については、志布志市防災会議で策定されたものと認識をしていますが、この策定に当たっては、専門家や行政が中心となって策定されたものという理解でよろしいでしょうか。

○危機管理監（黒川 晃君） 志布志市地域防災計画につきましては、年1回、関係機関や市民の代表からなる志布志市防災会議を開催し、その中で出た貴重な御意見を計画に反映させながら、より実践的な計画となるよう努めているところでございます。しかしながら、計画された内容が市民に理解され、いざというときに行動を起こすことができるかという点につきましては、私どもといたしましても不安を感じているところでございます。このことにつきましては、平常時から市民の皆様の意識向上が一番大事だと考えていますので、市としては、様々な機会、広報を通じ、災害への備えの大切さや訓練への参加を呼びかけてまいりたいと考えています。

○8番（野村広志議員） 市民の代表者も加わった防災会議ではありますが、やはり行政主導で作成された計画については、市民が自分事として理解をして参加いただけるのは、少し不安が残るのかなと思っています。そこで、昨日の新聞紙面にも載っておりましたが、南海トラフ臨時情報に対応するために、全国の54の自治体で地域防災計画の見直しを予定しているとのことでありました。鹿児島県下では、対象8市町でありまして、見直したところは、大崎町だけでありました。本市も含めて6市町が検討中あるいは未定として、肝付町については、「見直さない」との回答があったようであります。この計画が市民や自主防災組織等の意見が十分に反映されたものであるためにも、また昨年初めて発表されました南海トラフ地震臨時情報への不測の事態に対応するためにも、住民参加の部分をしっかりと担保されるよう、また国からも最新の被害想定等についても、今年の3月に更新がなされていますので、そういったことも含みながら、今後、この地域防災計画を見直していく考えについてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） このことについては、課長会でも私は話をしたところであります。各課それぞれが役割分担をしっかり持って、対応していくというようなことでの見直しが必要ではないかということでの話をしたところでございました。

○8番（野村広志議員） 今、市長からありました、見直しをするという理解でよろしいということですかね。

[何言か呼ぶ者あり]

○8番（野村広志議員） 災害発生時には、想定しきれない事態も往々にして起こり得るかもしれません。より実効性の高い計画への見直しも含めて検討する必要もあるかと思っておりますので、適時、対応していただけるようお願いをしておきたいと思っております。やはり、より実効性を高めるためには、市民の方々や事業者等の協力が不可欠ではないのかなと考えています。そこで、お聞きいたしますが、防災対策の行動指針となる各地区の「自助」と「共助」の計画として、地域防災計画よりさらに具体的で地域の実情に寄り添ったものとして地区防災計画を策定し、推進する必要があるのではないかと考えています。この点については、どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 国は、東日本大震災時において「自助・共助・公助」の連携がうまくいかなかったことを背景に、地区防災計画作成の推進を図ってまいりました。これを受け、本市につきましても1地区ではございますが、過去に計画を作成された地区もあるところであります。しかしながら、現在、その地区が作成された計画を基に活動が行われているわけではなく、その見直し等も行われていないというのは現状であります。市としては、地域に詳しい地元の方々がお住まいの地域防災計画を作成していただけることは大変ありがたいことであり、その計画に沿った行動ができることは望ましいことであります。まずは出前講座等による「自助」の取組推進や防災訓練への参加を促すことによる「共助」の必要性を認識していただくなど、市民一人一人の防災の意識の向上を高める取組を進めてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

○8番（野村広志議員） 現状を鑑みながら、市当局の考えについては一定の理解をするところであります。今まで答弁があった地域防災計画における各種計画であったりとか、進捗状況、一番大事だとする市民の防災意識を高める取組を進めるということについては、十分に理解するところでありますが、なかなかそのことを周知する答弁については、少しまだ物足りなさを感じています。皆さん御認識のとおり、災害はいつ発生するか分かりませんし、現に志布志市は、想定される南海トラフ地震被害やそれに伴う津波被害、そして毎年のように被害がある台風や近年の線状降水帯による風水害など、災害発生率は決して低いものではないと考えられます。当局としても、さらに危機感を持った善後策について、積極的に議論していただきたいなと思っております。この地域防災計画は、計画が広範囲で包括的であり、地域の細かい実情までは反映しきれない現状があります。その点、地区防災計画は、自治会やコミュニティ、自主防災組織等の地域住民が主体であり、自分たちの地域に合わせた具体的な行動計画を示すことができ、誰がどの役割を担うのか、避難経路や安否確認など、個別避難計画にもきめ細やかに対応することが利点であります。地域防災計画は、全体としての骨格を示すもので、行政側の行動指針に当たるものだと思います。それに対して、地区防災計画においては、まさしく現場マニュアルに相当するもので、市民側の行動計画に当たるものとして認識をしています。行政主導で作成された地域防災計画を実際により機能させるためにも、地区ごとに独自の具体的な計画を持つことは不可欠であり、特に地震や豪雨のような突発的な災害の発生時には、「自助・共助」の助けが最初の数時間から数日

にかけて、災害対策においては大きく左右すると言われていています。だからこそ、市民の行動指針となる地区防災計画の備えが求められていると言えるのではないのでしょうか。また、現在、幾つかのコミュニティ協議会の中では、地域支援員の配置が進んでいます。こういった地区に特化した人材を効果的に活用しながら、計画の草案作りや運用を図っていくという手法も考えられるのではないかなと思っています。市長、お聞きになり、その必要性をどのように御認識でしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどからありますように、やはりこの地区防災計画については、自らが自分の命を守る、いわゆる「自助」、このことをしっかりと認識していただくということから、我々がそういうことを説明し、理解していただくということから始まるのではないかなというふうに思っていますので、そういうことに取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 今、市長からありました、その「自助」の延長線上にはこういった計画もあるというようなことをしっかりと捉えながら、その「自助」の浸透、周知についても取り組んでいただければなと思います。そのことと併せて、やはりこの地区防災計画が形になれば、自主防災組織が機能することで、この地区防災計画をさらに具現化する地区組織として大きな役割を果たすものになるのかなと私は考えています。ぜひとも、当局としても、今、市長から「自助をまずはしっかりと周知しながら」というような答弁もありましたが、防災意識を高める取組を進めることとともに、より具体的な市民への周知の在り方についても議論を深めていただきたいと思います。先ほど答弁いただきました、研修会や出前講座、高齢者サロンへ積極的に出向いて、「自助」の取組の推進や防災訓練の参加を促すという地道な取組についても、十分にその必要性は理解をしていますが、市民にとってやはり自分事として防災意識の高揚につながってきたのか、まだまだこれは、少し不安が残るものと私も感じています。より実効性のある、市民が共感をして自分事として捉えられる計画や周知の在り方についても、いま一度、議論していただきたいとお願いしておきます。最後に、市民が安心・安全に生活できる防災・減災への思いについて、市長、一言いただけますか。

○市長（下平晴行君） 先ほどからありますように、自分の命は自らが守るんだということを基本に、そして「共助」も含めて、その必要性を高めるためにも、しっかりと私ども行政がそのことについての理解をしていただくような説明、研修等をしていかなければいけないのではないかなというふうに思っているところでございます。

○8番（野村広志議員） 繰り返しになりますが、再三、市長が言われます「自助」の延長線上にそういった地区防災計画であったりとか、自主防災組織であったりとか、そういったものが出てまいりますので、その先も含めながら、しっかりと取組を進めていただきたいとお願いをしておきたいと思います。これから本格的な台風シーズンに入りますが、あらゆる可能性を排除せずに、取れる対策については十分な備えと準備を怠らないように改めてお願いをして、次にまいりたいと思います。

次に、外国人労働者の確保と定着への取組についてをお聞きしてまいります。本市でも、労働力不足を補う観点から、外国人労働者に多くの場面で依存している現状が、近年、顕著に表れて

いると感じています。そこで、まずは本市における外国人労働者の現状についてをお聞かせ願えますか。

○市長（下平晴行君） 本市における外国人の人口は、住民基本台帳による集計によりますと、7月末時点で884人となっています。志布志市全体の人口の3.12%を占める状況であります。在留資格では、技能実習が344人、特定技能が328人と大きな割合を占めており、本市で活躍いただいているところであります。また、国籍別では、ベトナムやインドネシアからの方が多いようでございます。

○8番（野村広志議員） 884名とお聞きして、率直に「多いな」と感じたところでした。今、市長から答弁がありましたとおり、外国人労働者は、技能実習生と特定技能外国人、それと高度外国人材、留学生アルバイト等に分けられるようではありますが、本市では、多くが技能実習生と特定技能外国人であるようです。この技能実習生と特定技能外国人の違いについて分かれば、少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 技能実習は、日本で習得した技術を母国に持ち帰って広めてもらう国際貢献の制度であります。一方、特定技能は、様々な分野で不足する人材を確保する制度となっています。なお、技能実習は、原則転職できませんが、特定技能は、転職可能となっています。

○8番（野村広志議員） 特定技能は、転職ができるということで、これは、報道で少しありましたが、新しい制度もまた何か入ってくるようなと、転職が可能なのがあるというようなことも少し報道でも見聞きいたしました。では、本市の中でも様々な職種に就労されているかと思いますが、どのような職種に就労されてるかお分かりでしょうか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 市内で活躍されている外国人の職種別については、把握できておりませんが、令和3年度に実施しましたアンケート調査の回答では、農業が一番多く、次に製造業といった結果でございました。

○8番（野村広志議員） なかなかこの現状の把握というのは、市のほうでは難しいのかなというのも、それは、理解いたします。では、外国人労働者に関して幾つか課題について整理を試みたところ、労働環境や待遇の問題、法制度や権利の保護の問題であったり、また生活面の課題として言語や居住地問題、そして社会や文化的課題など、多岐にわたる課題があるようでありました。そこで、外国人の受入環境として、多文化共生社会の取組について、本市での取組状況を少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市における在留資格が技能実習や特定技能の外国人が増加していることは認識しているところであります。多文化共生社会の実現に向けた取組として、今年度は、多言語通訳システムを各庁舎の窓口には1台ずつ導入し、生活に関する適切な情報提供及び相談等を行えるようにしたところであります。また、多言語情報配信クラウドサービスを導入することで、増加する外国人が市の広報紙などの情報発信媒体を活用しやすい環境整備を行うところであります。また、外国人とのコミュニケーションの向上を図るため、職員を対象に「やさしい日本語」講座を行ったところでございます。今後も、外国人と市民が共に安全・安心に暮らせるよう、取

組を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○8番（野村広志議員） 先般の新聞等でも本市の多文化共生社会の取組について取り上げられておりましたが、やはり地域ぐるみと申しますか、地域を巻き込んだこの共生社会の受け止め方というのは、大変重要ではなかろうかなと思います。市のほうでも様々取組がされているようですが、事業者等の需要を鑑みたときに、今後、まだまだ受入れのほうは大変増えてくるのかなというようなことも想定されます。そういった受入環境について、市民にもある程度この協力を仰ぎながら、この多文化への理解の浸透を図る努力が必要ではないのかなと少し考えています。そこでお聞きいたしますが、実際に本市にいられている外国人の方々の声や、それに対して、受け入れている地元の方々の声みたいなものが本市のほうには届いていますでしょうか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 外国人との交流会が行われた際に、参加されていた外国人と話をさせていただいた中で、「日本語をもっと学びたい」という声を聞きました。また、先ほど申し上げました令和3年度に実施したアンケート調査では、「買物などの生活に不便を感じている」というふうな声があったところです。

○8番（野村広志議員） 接する機会等を設けながら、こういった実態の調査について、当局でも少し把握されているようですが、全体把握になると、やはりなかなかまだ難しい部分もあるのかなと少し感じたところでありました。本市が受け入れている外国人の方々に対して、志布志市としても、志あふれ、思いやりや住みやすさが享受できるような受入れの環境整備についても取組を深めていただきたいものだなと考えています。

そこで、今後、本市としても外国人労働者の受入環境について、何らかのサポートや支援をしていく考え方についてどのような考えをお持ちなのか、その点について、お聞かせいただけますか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） おっしゃるとおり、6月末から7月末においても、約120名の外国人の方が増えている状況です。市としても、まだ本格的な相談窓口までを設置するには至っておりませんが、ホームページ等で生活に関する国のホームページの紹介とか、相談窓口の紹介等、まずは情報発信、外国人の方へそういった情報が届くような体制を整えていきたいと考えています。

○8番（野村広志議員） 増え続けるこの外国人に対する対応ということは、今後、やはり大きな課題にもなってくるのかなと思いますので、当局としてもあらゆる場面において、その対応に当たっていただきたいなとお願いをしておきたいと思います。外国人労働者を受け入れている事業者や外国人本人が、難儀さや不便さ、また必要なサービスが周知されずに置き去りにされるようなことのないように、サポートの在り方についても考えていただきたいものだなと思います。

では、外国人労働者の住居についてのところを少しお聞きいたします。公営住宅の空き部屋を利用することについてお聞きします。県営住宅等では、目的外使用として、外国人技能実習生の住宅として使用することを認めていますし、他の自治体でも、えびの市や天草市、八代市、そして都城市においてもそうなっているようでありますが、市営住宅を外国人技能実習生のグループ

でルームシェアすることを認めています。そこで、お聞きいたしますが、本市でも市営住宅の空き部屋において、同様の制度を導入することは考えられないか、その点について、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 外国人労働者の増加に伴い、企業によっては住居の確保が困難な状況であることは認識しており、技能実習生などを安定的に受け入れるには、安心して生活できる住環境の整備を行うことが重要であるというふうに考えています。市営住宅は、市民が安全・安心に暮らすための住居を確保する目的で設けられたものであり、その運営については、公営住宅法及び志布志市営住宅管理条例に基づいて行っているところであります。市営住宅は、入居者資格の要件を満たす者であれば、外国人労働者であっても申請・入居が可能となっています。市としては、外国人を雇用する企業や地域、関係機関と協力し、適切な情報提供に努め、外国人労働者の住環境整備についての課題解決に向けて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志議員） 先ほども申しましたとおり、県営住宅ではそのようなことが進められています。本市においても、県営住宅が7団地405部屋あるようでしたが、県営住宅と対応を合わせていくという考え方も必要なのかなと思ったところでした。ちなみに、県営住宅の空き部屋状況と貸出要件等については、どのようになっているかお示しできますか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

令和7年8月1日現在の県営住宅の管理戸数につきましては、先ほど言われました405戸でございます。そのうち政策空き家と位置づけられています戸数が31戸ありまして、それを引いた戸数が374戸ございます。この374戸が入居可能戸数でございまして、374戸のうち、空き家戸数としては138戸、空き家率としては36.9%となっています。県営住宅のその目的外使用として、そういった技能実習生が入居されているということでございますが、より具体的な中身については、まだ県のほうから情報が入ってないところでございます。

○8番（野村広志議員） まだ具体的なことが県のほうから来ていないと、ホームページ等でも少し示されておりましたが、外国人からのそういった問合せだったりとか、企業からの問合せについては、どうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 問合せにつきましては、企業から市営住宅に入居はできないかの相談を受けた実績はございます。外国人であっても、在留カードを保持している方で市営住宅の入居要件を満たしている場合は、住宅の申込み、入居ができる旨は説明をしています。

○8番（野村広志議員） では、先ほど少し説明しましたが、グループとしてルームシェアをすると、現行の市の条例では、そのままでは入居していただくということは可能ではないのかなと思います。それについて、もし不可能とすれば、条例等の変更が必要になってくるのかなと思いますが、そういった考えについてはどうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

県営住宅のほうで、その目的外使用として、外国人の技能実習生の社宅として実際使用してい

ます。その中で、今回の目的外使用といたしますのが、地域対応活用制度を利用して、鹿児島県がそういった地域における住宅に対する多様な需要に対応して住居の安定を確保するため、公営住宅をそういった外国人労働者向けに貸し出している状況でございます。それに対しては、地域活用計画を策定して、国の承認を得る必要がございます。建設課としても、やはりそのような地域の事情を勘案した市営住宅の空き家を活用した技能実習生用の社宅であるとか、そういった専用住宅であるような形の計画書の策定をして、国の承認を得る必要があると考えています。ただし、やはり本来そこに入る方々の入居を阻害しないことが大前提でございますので、そのことを大切にしながら対応を図っていきたくと思っています。

○8番（野村広志議員） 近隣と申しますか、九州でも事例等はございますので、こういった形でそういった制度を設けたかということも含めながら、ぜひ検討をしていただきたいなと思います。当然、これは、今ありましたとおり、先に住んでいらっしゃる方の住居権だったり、それを阻害するようなことがあってはならないと、そこはもう十分に理解をしています。心配される声として、やはり既存の居住者や近隣の住民の反応の対応についてであります。現在でも民間のアパートだったりとか、貸家等に実際に居住をされていますが、特段にトラブル等の話は聞かれておりませんか。こういった点についても、こういった形で理解や周知を図っていくのか、その点についての見解をお聞かせください。

○建設課長（富岡 裕君） 現在、本市におきます外国人労働者以外の外国人入居につきましては、市営住宅に5世帯ございます。入居者が外国人の方が3世帯、同居者が外国人の世帯が2世帯ございますが、その方々について、団地からの苦情等は今のところないところでございます。

○8番（野村広志議員） 当然、コミュニティの中で居住していくとなれば、外国人労働者にとってもルールや決まり事への理解や協力は不可欠であります。同時に、市民にとっても、先ほどもいろいろやり取りしましたが、多文化の共生社会としての地域を巻き込んだ協力が必要で、多文化への理解の浸透を図り、共生していくコミュニティ社会を構築することは必要だと考えています。当局としても、こういった点についても丁寧に理解を図ることがこの事業を進めるに当たって大変重要ではなかろうかなと感じています。最後に、市長、これをお聞きになり、どのようにお感じでしょうか。

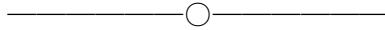
○市長（下平晴行君） 本市が外国人に魅力あるまちだと感じていただけるよう、今後も、外国人と市民が共に安全・安心に暮らせる取組を進めてまいります。また、特定技能基準省令の一部を改正する省令の施行に伴い、令和7年4月1日から特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れに当たり、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村に対し、協力確認書を提出することになり、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を求めることができるようになりましたので、協力確認書に基づき情報収集に努めるなど、多文化共生社会の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） このことについては、実際に雇用されている事業者の方々の声として、「住居に対して、非常に確保することに難儀をしている」というような声もあったところで、こ

の質問に至っています。まだ様々な課題が散見されるようでありますので、しっかりと整理をしていただきまして、ぜひ、こういった市営住宅、空き家等も活用できるような仕組みづくりに取り組んでいただけるようお願いをしておきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わりといたします。

○議長（福重彰史議員） 以上で、野村広志議員の一般質問を終わります。



○議長（福重彰史議員） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日の会議は、有明地区秋季畜産品評会のため、午後2時に繰り下げて開くことにします。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後4時51分 延会

令和7年第3回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和7年9月3日（水曜日）午後2時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

西江園	明
小 辻 一 海	
稲 付 洋 平	
八 代 誠	
永 田 梓	
南 利 尋	
東 宏 二	
小 園 義 行	
鶴 迫 京 子	

出席議員氏名（18名）

1 番 永 田 梓	3 番 稻 付 洋 平
4 番 隈 元 香穂子	5 番 南 利 尋
6 番 市ヶ谷 孝	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（2名）

2 番 栢 山 晋 司	7 番 青 山 浩 二
-------------	-------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課 健康増進グループリーダー 岩 崎 浩 二	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議会グループリーダー 末 原 和 幸
サブリーダー 前 田 範 雄	サブリーダー 上 野 健 太 郎

午後2時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから、本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、玉垣大二郎議員と鶴迫京子議員を指名します。

○
日程第2 一般質問

○議長（福重彰史議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、西江園明議員の一般質問を許可します。

○13番（西江園 明議員） 改めまして、皆さんこんにちは。午前中は、品評会、どうも御苦労さまでございました。何といたっても志布志市の基幹産業であります。厳しく言われている中で、若い夫婦が一生懸命活躍されている姿を見ると、非常に頼もしく、ほほ笑ましく、そしてまた、ああいう誇りを持って仕事をしている姿を見てうれしく感じた一人でした。では、早速通告書に従って質問してまいりたいと思います。今回は、志布志市の大きな産業基地であります志布志港と、それを結ぶ高規格道路、都城志布志道路について、そして、将来を背負う職員の資質向上に向けての職員研修について質問をいたします。

まず冒頭に、志布志港についてであります。重要港湾として、毎年確実に整備が進み、大きな経済効果をもたらしていますが、現在の状況をまず伺います。直近の貨物の状況を含めてお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 西江園議員の御質問にお答えします。

志布志港の令和6年における貨物取扱量の状況としましては、全体の貨物量が速報値で1,061万トンで前年比2%の増加、外部コンテナ貨物量が速報値で10万8,096TEUで前年比7%の増加、原木の輸出につきましても40万9,000立方メートルで前年比3%の増加となっております。また、令和6年度のフェリーのトラック等の輸送量が7万3,511台で、前年度比5%の増加となっており、いずれにおきましても増加しているところであります。

○13番（西江園 明議員） 今、市長から「確実に増えている」、そしてトラックなんか「5%以上も増えている」という答弁がありました。今の答弁を聞いて、私いつも思うんですけどね、答弁で必ず港の取扱高を表すとき、「TEU」という表現をします。コンテナの大きさを言いますよね。これを果たして一般市民が「TEUで、何だろう」と、ちょっと分かるかなと私はいつも思うんですよ。分かりやすい表現があったと思うんですけどもね。よくテレビなんかではありますよね、広さを表すとき、よく東京ドーム何個分とか。じゃあ、東京ドームがどのくらいの面積なのかというのは、多分知っている人ってあんまりいないんじゃないかなと思うんですよ。で

すから、これと一緒に、今後また分かりやすい表現がありましたら、通称ですから、コンテナ約何個分でもいいのかなというふうにも思います。分かりました。

では、次に伺いますが、現在、次の志布志港の計画改訂が進められています。大きく利用計画も変わると思います。次期計画というのは、いつ発表されるのですか。

○市長（下平晴行君） 志布志港につきましては、おおむね20年から30年先の総合的な港湾空間の形式と在り方を取りまとめた志布志港長期構想が本年3月に策定されたところであります。長期構想においては、新若浜地区へのRORO機能の移転やコンテナ蔵置等の用地不足解消のためのコンテナターミナルの拡張等が示されており、現在、当構想を踏まえて港湾計画の変更に向けた検討が進められているところであります。港湾計画の変更に当たっては、地方港湾審議会や交通政策審議会の意見を聞くこととされています。今後、これを経て港湾計画が変更されるものと考えています。なお、港湾計画改訂の時期については、現時点では具体的に示されていないところであります。

○13番（西江園 明議員） いろいろな審議会等を経てからということですから、発表はまだ分からないということです。私も、次の計画については、県が募集していましたので、幾つかの意見を投稿しました。大きく変わることが期待されています。今、市長の答弁の中にもありましたように、20年から30年後の志布志港という、企業にとっては今後もっと使いやすく、そして市民が気楽に遊びに行けるような港になることを期待しています。このように話しますと、将来、大いに期待できる志布志港と思ってしまうのですが、現場の事情は、ちょっと違うようです。志布志港については、私も議員としても度々勉強を行います。その一環として、先般、現場の状況を勉強しようと船舶会社を訪問しました。A"LINEは、マルエーフエリーですよね。こことさんふらわあのトラック貨物の状況を研修しました。そういえば、先般の新聞にこのマルエーフエリーと桜島運送と企業立地協定をしたと大きく載っていました。この船舶の企業を訪問した後、私もトラック貨物の実態を勉強したく、桜島運送をたまたま訪問したところでした。そして、今回の研修で感じたところは、今まで耳にはしていましたが、市長のほうにもありましたが、貨物の量です。多いとは聞いていたのですが、ここまでとはと驚くと同時に再認識させられたところでした。訪問した2社で1週間に平均17便、あの大きな国内便が運行されるようです。日曜日は、やはりちょっと少ないこともあるそうですが、全便ほとんど満杯で、平日は、船に乗せることができずに積み残しが出るのが現状です。志布志港がハブ港的な役割で、目的別にトラックの貨物を志布志港で降ろして、そして次の目的ごとにまた志布志港から積み込む作業を行っています。関西航路以外は夜中に出港のために、ほとんどの市民が目にすることはないようです。そこで、企業の人いわく、「なぜ、ここまで貨物が増えたか」というと、やっぱり高速道路網の整備です。特に都城志布志道路の完成はありがたかった。この道路のおかげでかなり遠方から、熊本方面からもトラックが走ってくるようになった。本当、無料はもったいない。通行料がかかってもよいと思うぐらい、そんな重要な道路です」と話していらっしやいました。まさに、あの道路が物流の道です。そこで、担当課長にお聞きします。完成したばかりですが、この道路の将来に向けて、

そして今この道路の現況をどのように把握して、今後に向けて調査・研究を行っているのかお尋ねいたします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

今年の3月末に都城志布志道路の志布志道路区間が開通しまして、それに伴いまして都城インターから志布志港までが全線開通しました。やはり、全線開通することによって、交通量も多くなったなというのを実感します。特にまたこの志布志道路区間が開通し、直接港から高速道路にトラックが乗り入れることができたことによって、交通量の増加、そしてあの既存の町原交差点の渋滞緩和にもつながったというふうに考えています。やはり全線開通したことにより交通量が増えて、今後のストックも効果が見えてくるというふうに期待はしているところでございます。その中で、現状の把握と今後の展望ということでございますので、まず現状の把握としては、都城志布志道路の整備効果について、現在、宮崎河川国道事務所、それと鹿児島県を中心とした関係沿線自治体による調査・分析を予定しています。今後の展望としては、その整備効果を調査・分析しまして、それを数値化して、都城志布志道路は暫定2車線区間で整備された道路でございますので、今後の4車線化整備につながっていけばとは考えています。

○13番（西江園 明議員） 今、答弁がありましたように、開通したばかりですが、今後に向けて調査・研究を行っているようです。先ほどの市長の答弁を含めて、交通量が増えたとかこういう効果、このような貨物の状況などを総括して、市民にもっと知らせるべきじゃないかなというふうに私は思います。

そこで、続けてまたこの道路の件について伺います。今、課長のほうからも答弁がありました。この道路は、片側1車線の対面通行です。これだけの交通量があるために、しょっちゅう道路の修繕工事が行われます。そのときは、一般道路に迂回しなければなりません。事故があってもしかり、一般道路への迂回です。結果、一般道路が渋滞し、交通事故が懸念されている状況です。無料区間の道路ですので、「4車線化は厳しいかな」というのは、私も当初は思っていました。これだけの需要があるのだから、早急に4車線化に向けての行動を取るべきと考えます。莫大な事業費がかかりますから、実現には相当な期間がかかります。数十年かかるかもしれません。だからこそ、このような要望活動は、早めに行動に移すことが重要と考えます。この4車線化についての市長の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） 都城志布志道路につきましては、暫定2車線区間として整備がなされ、本年3月に全線開通したところであります。本路線の4車線化が実現しますと、防災・経済・医療の道として、これまで以上に最大限の効果が発揮され、地域経済の活性化につながるものと確信をしています。まずは、都城志布志道路の全線開通による整備効果について、国及び県、関係市による調査・分析、データ収集が行われますので、その内容を精査する必要があるというふうに考えています。また、現在、本路線と東九州自動車道をつなぐ曾於志布志道路、都城末吉道路の事業化に向けた要望活動を都城市、曾於市、志布志市で引き続きを行っていますので、この両路線が事業化となりますと、ますます都城志布志道路の4車線化への機運が高まっていくのでは

ないかというふうに思っています。そのため、4車線化へ向けての要望活動につきましては、新たな事業化としてそれに伴う都城志布志道路のストック効果を合わせて、3市で協議を進めて対応を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○13番（西江園 明議員） 市長の見解をお聞きしました。行政の行う事業ですから、相当な時間を要します。私もですけども、市長も生きての間には目にすることはできないのではないかというような時間がかかると思います。でも、市民に夢を持たせるのも政治家の大きな役目の一つだと思います。市長から「これから分析して活動に展開する」と、今答弁がありました。時間がかかるからこそ、早めの行動に着手することを期待します。

今話しましたように、それだけの多くの貨物が志布志港に搬入、そして搬出されています。そこで、問題が発生します。岸壁の狭さです。先ほどの市長の答弁の中でもありました。大きなトラックの貨物の積替えには、かなりの広いヤードが必要になります。現在は置く場所がないために、少々離れていても、広い民有地を購入しています。私は、「借りているのかな、借地かな」と思っていたのですが、安心して長期間使うためには購入せざるを得ないようです。貨物部分ですね、後ろのシャーシと言いますが、これを保管するだけのために土地まで購入をしています。これが現場の状況です。以前、燃料費の高騰を理由に、さんふらわあが突然撤退という話が出たことがありました。このときも行政と企業との情報交換の不足が指摘されました。そこで、現在は、こういう港の企業との情報交換はどのような形で行っているのですか、伺います。

○市長（下平晴行君） 港湾企業との情報交換につきましては、年始や年度初めに訪問をして行うほか、港湾振興協議会総会や企業立地懇話会で行っているとともに、国の志布志港湾事務所や県港湾空港課とも連携し、様々な情報交換に努めているところでありますが、さらに情報交換の場を増やし、それぞれの企業が抱えている問題点や課題点等を確認するとともに、その解決に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えています。

○13番（西江園 明議員） 市長は、首長として、そういう挨拶とか、いろんな会議なんかに出席されると思います。企業の担当と膝を交えての情報交換の機会を増やしていただきたいと思えます。

次に伺います。通告書のほうに、コンテナヤードの運用に対して云々という具体的に表記されています。その内容については、打合せの段階で話しましたが、企業が関与することですから、いかがなものかと思っています。港全体のことで質問したかったのですが、ここに具体的な表現がありましたのでね、執行部は答弁しやすいでしょうから。そこで、通告書に沿ってお聞きします。志布志港のコンテナヤードは、数社で運営されています。その運営方法がアナログというか、例えば、コンテナは、数段重ねて保管されていますが、これを次にどこかに積み込む、外に出す、運搬するときなどは、そのコンテナが一番下にある場合は、上のをどかして次にそれを出してというふうに、そしてまた、下ろしたやつを元に戻すというような作業が行われています。ほかの港では、コンピューター化され、効率よくコンテナの保管がされ、運営されています。その結果、コンテナヤードの狭さは、解決されます。そこで、企業の人にもこのデジタル化について尋ねて

みました。現在は、数社の企業でそれぞれ運営をしているようではございますけれども、「この企業間で調整というのは厳しいかなあ」と、「時代遅れというのは十分分かっているけれども、ここに行政が指導してくれれば、改善も可能と思うので、行政が関与してほしい」とおっしゃっています。今ありましたように、ここにも行政に、役所に期待している現場の声があるんです。市長は、このことについて、どのような見解をお持ちですか。

○市長（下平晴行君） 新若浜地区国際コンテナターミナルにつきましては、コンテナ蔵置能力が12万TEUである中、令和6年の速報値で10万8,096TEUと蔵置能力に近い取扱いとなっていますことから、様々な課題が発生しているのではないかと考えています。コンテナヤードの運用につきましては、コンテナターミナルの公共性を維持し、港湾管理者から使用許可を受けたコンテナ施設の公正・円滑な管理運営、環境保全、利用の促進を行う民間団体である志布志港コンテナターミナル会があり、みなと振興課と鹿児島県の志布志駐在機関が特別会員ですので、まずは、このターミナル会で現状の把握等に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○13番（西江園 明議員） 現状については、今、市長から答弁がありました。ですから、そこに行政が今会員としても入っているのであれば、関与して改善をしてほしいというのが現場の声です。情報は、待っていては入りません。企業によって課題も見解も違います。積極的に取り組んで、情報を共有するべきと考えます。ほかのところと比べると失礼ですが、都城市の場合、あらゆる民間の企業イベント等に職員が顔を出し、課題の解決に取り組んでいるようです。この姿が良いか、悪いかは、首長の姿勢だと思います。今話しましたように、企業が立地したくとも、工場を建てたくとも、「ヤードがない」というような声がないように。さんふらわあにしてもしかり。皆さん御存じだと思いますが、さんふらわあにお客さんが乗るとき、トラックの通行帯を横切る形で、船に乗るお客さんの通路があります。そのたびに踏切みたいに遮断機が降ります。こんな危険な形は、全国でも例がないようです。そして、トラックヤードがないために、船にトラックが積み込む時間帯になりますと、道路までトラックが並び、順番待ちの状況です。先ほど、「今後の志布志港の改訂計画が進んでいる」という答弁がありました。だから、「このように変わりますから、期待してください」では困るんです。企業の皆さんは、本当に市役所に期待されています。次の計画があることはうれしいんですけども、20年先では困るのです。切実な声です。次の職員研修のところでも話すつもりですが、市役所が志布志港の計画にもっと積極的に関与するべきだと思います。しかし、「港の規模に対して自治体の規模が小さく、また二、三年で人事異動があるから、志布志市のほうでは厳しいのかな」という意見もあります。だからこそ、企業の切実な要望を反映するため、大いにほかの港や自治体を研修すべきだと思います。そこで伺いますが、先ほど高規格道路のところでも言いましたけど、港の改修工事も莫大な事業費と時間がかかります。最後に、繰り返しになるかもしれませんが、積極的に市役所当局が関わり、取り組むべきと考えますが、市長の見解をお聞きします。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり、担当課の職員が実際に企業と接して、そう

いう課題、問題等についてはしっかりと対応しています。もちろん、人事異動をして、優秀な職員がまた元に帰った事例もあります。やはりそういうふうに、今おっしゃるように、職員の対応がいかにかつ大切かということは私もすごく認識していますので、このことを含めて、しっかりと職員の考え方、受入れ方等々についても対応してまいりたいというふうに考えています。

○13番（西江園 明議員） 今、そういう市長の意気込み、見解を聞けば、企業の方も非常に安心すると思います。行政に期待していますから、そういう市長の取組が今後展開されることを期待して、次に移ります。

今、港のことについては、市長も市役所は積極的に課題解決に、問題解決に取り組むということでした。次に、職員の研修の在り方について伺います。ここにいらっしゃる皆さん含め、職員は、志布志市の大きな財産であると思います。首長や私ども議員は、一時的には行政の運営に関わりますが、職員の皆さんは、大げさに言えば、生涯にわたって志布志市の発展のため、市民の福祉向上のために、それこそ、いつも言われますように、住んでよかったまちづくりのために、仕事をしてもらわなければなりません。8月には、県内でも集中豪雨で大きな災害が発生しました。このような災害が発生したとき、徹夜で仕事をしてくれるのは、皆さん、職員だけなんです。市民は、あなたたちが頼りなんです。自信と誇りを持って、業務に取り組んでもらいたいと考えます。そのためには、職員の意識改革を含め、資質向上は最低条件だと思います。そこでまず伺いますが、現在は、どのような職員研修を行っているのですか。

○市長（下平晴行君） 現在、職員研修については、職員研修計画に基づき、新規採用職員研修、動画視聴研修及び法制執務研修などを実施しています。そのほかに、鹿児島県自治研修センターが実施する新規採用職員研修、一般職員研修、役職就任時に実施される係長級、課長補佐級、課長級など階層別の必須の研修や、簿記や意思決定などの特別研修を希望する職員には受講させているところであります。さらに、それぞれの課においては、一般社団法人日本経営協会が実施する税関連などの専門的な研修に参加し、職員それぞれが業務に必要な知識を習得しているところであります。今後も、職員の資質向上のために、市として職員研修を実施するとともに、様々な団体等の研修に参加させていきたいというふうに考えているところであります。

○13番（西江園 明議員） 今ありました職員研修については、階層別とかいろいろありますけど、それは、通常の研修だと思います。また、一般社団法人の云々のもあるということですけど、私は、本当にこの時代の中で、今こそもっと職員に投資すべきではないかという観点から質問いたします。私は、前回、市職員と補助団体職員の自治会加入状況について、一般質問しました。今回も職員の資質向上についてちょっと伺います。時代の変遷の中で、前回も市長の答弁の中でありましたけど、職員の身分の扱いについては、大きく変わってきました。しかし、根本は変わっていないと思います。皆さん、新規採用のときは、宣誓書を朗読しますよね。あれが基本だと思います。時がたてば、つい忘れがちになります。何が言いたいかという、前回、地域の活性化のことを質問いたしました。地域の活性化において、職員の参加率というか、関与の在り方です。一生懸命、公民館のことや地域コミュニティ協議会のことや自治会のことに関与する職員も

いるし、全く関与しない職員もいるようです。こういうことが少なくとも職員間のあつれきを生むこともあるでしょう。本当に松山のやっちくのああいう大きなイベント、祭りを見ると、数か月前から職員が準備して、そして、ああいう立派な祭りをすることによって、全国各地から研修に来るといふふうにもお聞きしています。そこで伺いますけど、職員の自己申告書的なものというか、地域の自治会とか、そういう役職的なことを記入する自己申告書かどうか正式な名称は分かりませんが、そういう記入する欄があるんですか。

○市長（下平晴行君） 自己申告書の中に「地域活動・ボランティア活動の概要」という項目を設けています。地域活動等について記載することとしているところでもあります。また、自由意見の記載欄もあり、地域活動等を含めて記載できる環境は整えているところでもあります。

○13番（西江園 明議員） あるということで安心しました。そういうことですね。私は、以前も言った記憶があるんですが、ある市役所職員が自治会や公民館のことに一生懸命取り組んでいるので、「君はすごいね、感心だね。忙しいのに、よくそこまでできるね」と尋ねたことがありました。すると、その職員いわく、「役所に入ったとき、先輩から『給与の半分は、地域のことをすることも含まれているという心構えで仕事をしよう』と言われたので、そのとおりにしているだけです」といふふうに言いました。その職員は、今は課長さんになっているようですが、このような職員もいるということです。市長は、これに対してどのように思われますか。

○市長（下平晴行君） これは、地域活動に一生懸命取り組んでいる職員がいるということは、大変うれしく、当然と言えば当然というか、ありがたいことだといふふうに思っています。職員が自分の住んでいる地域などに入り込んで、地域の方々と共に活動することは、市職員の大きな役割であるといふふうに考えていますので、また、そのことについては、市民からもよく期待をされているのではないかといふふうに思っているところでもあります。

○13番（西江園 明議員） ちょっと市長の答弁が「かわいそうかな」と思ったんですけど、市長から「当然と言えば当然」といふふうに、今、答弁がありました。じゃあ、その当然のことをしていない人もいるわけですね。だから、そういう当然という表現がいいのかどうか、ちょっとですね、そのことについて質問してるわけではないですから、言葉尻を取ったようになりましたが、話は次に行きます。

先般、鹿児島市内で市町村の議員研修がありました。市役所からも市長をはじめ、副市長も行かれていましたが、職員も出席していたようです。この中でも、講師が研修、そして現場を見ることの大切さをお話しされていました。冒頭にも述べましたように、職員は、これから志布志市を背負っていく大事な人材です。もっと人材育成に投資すべきと思います。職員は、もっとほかの自治体や企業を訪問し、研修し、そして、それを今後の公務員としての業務に活かしてもらいたいと思います。我が志布志市は、海に面し、前面は志布志港、背後地は広大な農地を活かし、日本一となったお茶を中心とした農業や畜産が大きな産業です。志布志市の職員としては、まず、我がまちのことを知ることが第一歩だと思います。そこで、まず身近な研修先として、志布志港は、飼料工場を中心に運送関係や関連企業が多く立地していますが、職員の皆さんは、ここを研

修したことがあるのですか。背後地には、世界に輸出しているお茶や畜産の企業もあります。訪問し、研修したことがありますか、伺います。

○市長（下平晴行君） 港湾等の市内企業での職員研修については、実施していないところではありますが、近年の新規採用職員につきましては、港湾施設の現状について現地で市の担当者からの説明を受け、理解を深めているところでもあります。また、そのほかに、そおりサイクルセンターでは、ごみ収集やごみの中間処理などの説明を受けているところでもあります。

○13番（西江園 明議員） まず、職員にはですね、我がまちがどんなまちかということを知ってもらうことが基本だと思います。そして、これは、教育委員会ですかね、今回配布された行政報告の中に、教育委員会が所管だと思うんですが、市こころざしアップフレッシュ研修会というのがありまして、志布志市の教職員を対象に、教職員の資質向上を目的として、志布志市について知る活動、今回はさんふらわあ見学及び若潮酒造見学等の研修を行ったという行政報告があります。このように先生たちは現場でなさってるわけですから、私は、このように職員もすべきだということで、今言っているところです。まず、我がまちを知ることで、これから自分たちが背負っていくのだという誇りを持ってほしいと思います。ぜひ、一度にしろということは不可能ですから、数年かかるかもしれませんが、研修をしていないということですので、研修すべきと思います。そして、職員の皆さんは、常にアンテナを張り、情報を得て、いち早く業務に活かしてもらいたいと思います。情報を共有し、政策として活かすことができる風通しのいい職場であることが、我がまちが発展する原点だと思います。確かに、研修に行っても、我がまちにはなじまない、不可能ということもあるでしょう。でも、それが研修なんです。行って初めて分かることです。以前も言いましたが、まだ志布志市がふるさと納税を始めていませんでしたが、九州のある自治体で、ふるさと納税の担当に二十五、六歳の若い職員が人事異動で着任し、最初にした仕事がふるさと納税の仕組みを変える。そしたら、1年でその自治体の市民税相当の寄附があったと全国版のテレビで放送されていました。また、ある自治体の保健師さんがインフルエンザ対策として、学校給食で提供されている牛乳を一時期やめて、値段は高くなりますが、いまや全国区になっている発酵乳製品に替えてほしいと提案し、それを提供したら、インフルエンザが残念ながら1人だけ発生したそうです。言い方を変えれば、1人だけで済んだということです。結果、医療費の軽減に大いに役立ったというニュースもありました。このように、一職員の提案を採用した自治体も立派です。風通しの良い、職員が意見を言える職場だからこそと思います。結果、その企業は、このニュースのおかげで全国でばか売れするようになり、今でも毎日CMで流れるぐらいの商品になっています。先ほどの新聞でも、ふるさと納税の自治体別の結果が報道されていました。当初は5,000億市場というふうに言われていましたが、1兆2,000億市場になっているようです。この制度のおかげで、我がまちも大きな財源になっています。残念ながら、県内トップからは脱落しましたが、職員の頑張りで、昨年も大きな数字を残してくれました。このふるさと納税のメニューも職員のアイデア一つで変わり得ると私は思います。以前、北海道の東川町のことを話しました。ここを訪問したとき、「昨日まで大崎町の職員がふるさと納税のことで打合

せに来ていました」と話をされました。その後、今度は常任委員会の研修で、やはりここを訪問したそうです。そしたら、今度は東川町の職員が「大崎町を訪問し、打合せをして、それこそ昨日帰ってきました」と話をされたようです。このように、ほかの自治体は、メニュー開発のために全国を飛び回っているのです。「このような雰囲気我がまちにあるか」と、私は疑問を持ってしまいます。大崎町がふるさと納税で強いのも、職員への投資の結果だと私は思いました。市長は、職員の人材育成や業務の一環として、職員への投資について、どのような見解をお持ちですか。

○市長（下平晴行君） 志布志市も自己申告で第1希望、第2希望、第3希望を取って、自分が何をしたいのか、どこの課に行って、こういうことをしたいというようなことの要望、希望を取っているところであります。三百数名の自己申告書を全部目を通してはいるわけですが、先ほどもありましたように、職員の考え方、そして意見等々も記載するようにしているところであります。一つは、やはり自己申告の大きな目的は、仕事は割と時間がたてば慣れるんですけども、やはり人と人の付き合い、そういうものが私は一番影響しているんだらうというふうに思っていますので、そういうことも書くようにしています。そういうことを書いている職員については、極力異動をして本当に行きやすい職場というか、登校拒否じゃないですけど、そういうこと等を含めて、そういう職員の考え方をしっかり大事にして、働きやすい職場環境整備に努めているということであります。そしてもう一つは、先ほどもありましたように、職員によって、例えば企業等々の連携等も含めてなんですけども、仕組み・組織・人、この三つの改革をしないと、まちの活性化はあり得ないんだというようなことも話をしています。そういう面では、自己申告書の中に記載していることを取り入れて、実際、実施に向けて取り組んだ事業等もあります。そのように、職員のやる気をどう引き出すことかが私の責任でもあるというふうに思っています。やはり、職員が本当に気持ちよく、そして事業に一生懸命取り組むことができる体制づくりを私はしていかなきゃいけないというふうに思っていますので、職員のそういう思いがかなうような、異動等も含めて対応しているところであります。

○13番（西江園 明議員） 「本当に職員の思いを大事にして、そしていろいろ自己申告書を含め、そういう責任を持って対応する」と、市長の決意の今の答弁を聞けば、非常に職員も喜ぶのではないかというふうに私は感じました。きつい言葉かもしれませんが、職員の皆さんは、情報収集のアンテナを張り巡らし、ぜひ、「勉強してみたいと自発的に提案できる雰囲気づくりも含めてつくる」というふうに、市長はおっしゃっていますので、そういうふうな職場であるべきと思います。議員の間でもよく話が出るんですよね。私どもも研修に行ったとき、「職員も一緒に見てもらいたい、研修に行けたらなあ」と思うんですけども、議員と職員が同行する時代もあったんですが、今はあまり許されないのですかね。だから、結果、こういう一般質問という形で提案、提言せざるを得なくなってくると思います。今、市長から非常に前向きな答弁がありました。そこで、私が以前これに似たようなことを質問したときも、市長は、「研修などの経費も予算措置する」というふうに答弁されましたが、次年度の予算書では見当たりませんでした。私

は、今、市長に投資ということでお聞きしましたが、再度、確認のために伺います。そういう職員研修等の費用を含めて予算措置をしますか、伺います。

○市長（下平晴行君） 研修実施のための予算については、主に旅費・負担金になりますが、この予算については、これまで当初予算に計上するなどして対応しているところであります。今後引き続き、予算措置をしてみたいというふうに考えています。

○13番（西江園 明議員） 分かりました。一括計上は総務課長のところでもするのですが、各課の事業の中では各課も計上する部分もあるでしょう。「乳母車にやさしいまちづくり」をスローガンに、市内の道路の段差を全てなくそうと取り組み、結果、若い世代の移住が増えたという自治体もあります。こういうのは、建設課になるかもしれませんが、ぜひ、そういうのも情報を得て、我がまちの政策の中に取り入れてもらいたいと思います。今、市長も「ちゃんと予算措置はする」ということですので、職員にもその旨を周知してということで、理解してよろしいですか。総務課長のほうでもいいです。

○総務課長（鮎川勝彦君） それぞれの職員のスキルアップにつながる研修につきましては、人材育成の観点からも非常に重要と考えているところでございます。人材育成基本方針に基づきまして、各職員からの自己申告書に基づく職員の研修の意向を踏まえて、研修計画に可能な限り反映させ、積極的にその推進が図れるよう予算に反映させていきたいと考えているところでございます。また、それぞれの事業の推進におきましても、必要な先進地研修につきましては、各課と連携をして予算編成をするようにしてまいります。

○13番（西江園 明議員） ここに座っていらっしゃる皆さんは、幹部職員ですので、部下の職員が「どうせ言ったって、通らないし」というような後ろ向きな姿勢にならないように、今答弁がありましたように自己申告して、ぜひ、そういう研修をして、政策に反映される我がまちであってほしい、我が志布志市役所であってほしいと思います。以前も述べましたけども、昨日も小野議員のほうから、食のまちづくりについてのこともありました。秋田県横手市は、B級グルメ選手権で横手焼きそばで出場してグランプリを獲得し、横手市の一大産業をつくりました。これだって若い職員から提案され、最初は、「焼きそばなんて全国にあるから、無理なんじゃないか」というような雰囲気だったそうです。職員の熱意に負け出場したら、優勝し、市役所のほうが驚いたそうです。そして、それからもほかにもいろいろ職員から提案され、「これは」と自信を持って取り組んだのですが、うまくいかず、即撤退したこともあるそうです。このように風通しが良くなれば、職員の提案がまちの活性化につながると思います。大いに研修されますことを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、西江園明議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

○
午後 2 時 55 分 休憩

午後 3 時 05 分 再開



○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、10番、小辻一海議員の一般質問を許可します。

○10番（小辻一海議員） 改めましてこんにちは。小辻一海でございます。通告に従い、順次質問してまいります。今回は、教育行政について、グループ制導入の効果についての2項目について、質問を進めていきたいと思っております。

早速、一つ目の教育行政について、3点、質問してまいります。令和3年6月にもお聞きしたのですが、4年が経過して状況もかなり変わってきていますので、再度、質問してまいります。児童数の減少は、全国的な傾向で、本市においても減少傾向にあります。この状況が続くと、ますます過小規模校が多くなり、校区によっては近いうちに学校も閉校となり、このことにより地域コミュニティ協議会が衰退して、本市のまちづくりに大きく影響してくることが考えられます。現在、市内の潤ヶ野小学校、森山小学校、田之浦小学校に特認校制度が設けられています。様々な理由があって特認校に指定されると思いますが、校区公民館及びPTAからの要望だったのか。教育委員会から、児童減少に伴う学校教育の在り方を考慮してされたのか。その経緯について、お示しいただけないでしょうか。併せて、この制度の内容について、市長、教育長のお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 小辻議員の御質問にお答えします。

小規模校の存続を含む活性化が目的で、特認校制度を開始したというふうに理解をしています。平成28年度からは、小規模校の特性を活かした教育を受けさせたいという保護者の希望に応える制度としているところであります。しかし、本市の児童数の推移につきましては、今年度4月7日現在では1,498人ですが、6年後の令和13年度には998人と500人減少し、3分の2の児童数になることが見込まれています。児童数の減少は、特認校だけでなく他の学校も含め、市全体の問題となったことや自力通学を行っている他の学校の保護者との平準化を図るため、スクールタクシーの見直しを行ったところであります。特認校の三つの小学校のそれぞれが特色ある学習活動を行っていることで、特認校生の増加につながっているところであります。今後も制度を維持し、多様な学びの場の提供に努めてまいりたいというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

特認校制度は、自然環境に恵まれた小規模の小学校で、きめ細やかな学習指導や体験学習、交流活動などを通じて、豊かな人間性を培うことを目的とした教育を希望される児童とその保護者に対して、認可している制度でございます。特認校の指定に関しましては、地元からの要望に応える形で、平成24年度に田之浦小学校、平成28年度に森山小学校と潤ヶ野小学校を指定しています。また、特認校へ転入学できる小学校につきましては、制度開始時は志布志小学校、香月小学校、安楽小学校の3校でしたが、田之浦地域からの要望に応える形で、平成30年度から有明小学校と通山小学校が追加され、現在5校となっています。特認校の3校は、それぞれが小規模校ならではの特色ある学習活動を行うことで、特認校を希望される児童が増えてきたところでござい

ます。引き続き、本制度の趣旨を活かし、学校と一緒に特認校の魅力創出や情報発信に努めてまいりたいと考えています。

○10番（小辻一海議員） 市内の児童数5年間の推移を担当課から頂きましたが、頂いた資料から見ても過小規模校が増えることは予測されます。特に、児童が減少していく小学校への手だてを急ぐ必要があるのではないかと思うところです。教育委員会として、過小規模校の教育課題の解決にどのように取り組まれているのか、具体的にお示しいただけないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 過小規模校といいますのは、複式学級を有する学校だと御理解いただきたいと思います。現在、特認校3校が過小規模校です。そして、それに加えまして本市にはあと3校、複式学級となった学校がございます。秦泰野小学校、原田小学校、山重小学校も過小規模校という位置づけになっています。こういった学校におきましては、学級担任が複式の児童に指導するわけですので、複式の指導の在り方等について十分に研修をした上で、毎日子供と向き合う必要が出てまいります。そういった意味では、教育委員会としては、それぞれの学校の先生方への複式指導の在り方等についての研修の場を設けたり、また、指導主事が出向いて、実際に状況を把握しながら指導方法を伝えたりといったようなこともしています。一方で、それぞれの学校では、人数が少ないという、そういうスケールをメリットとして活かせるような活動にも取り組んでもらっています。例えば、地域の人材を活用したり、他の学校と連携した共同での学習を展開したり、または市内の中学校、高等学校と連携した教育活動を積極的に展開されるなど、学校そのものの特色を活かし、そしてそれを情報発信されることで、より多くの魅力創出につなげておられます。教育委員会としては、そういう状況をしっかりと把握し、情報の発信の在り方についても、学校ももちろんですが、教育委員会としてもそういう情報の発信については積極的に取り組んでいます。そういう意味もありまして、本県に多くの特認校、過小規模校がございますが、いろんな研修会の場で本市の過小規模校の取組が紹介されたり、または発表の場を設けていただいたりするなど、独自のやり方でいろんな活動を展開していただいているのが本市の現在の過小規模校の現状だと、私は認識しています。

○10番（小辻一海議員） 分かりました。過小規模校の教育の在り方については、今、教育長のほうで答弁されました。今後は、過小規模校が小規模校より多くなると思います。その中で統廃合や一貫校、特認校制度など、様々な方法が議論されているようですが、統廃合になると、なかなか地元の理解が難しいと思いますので、学校、保護者、地域コミュニティ協議会の声をしっかりと聞き、十分な協議を行い、相互、納得ができる結論を見いだせるよう取り組んでいただきたいと思います。本市においては、過小規模校の3校が特認校制度を取り入れられています。担当課から頂いた資料を見ますと、特認校児童数の推移が少しは減少していますが、特認校制度は、過小規模校ならではの特色ある学習活動が評価され、学校別の授業成果も出ているので、大いに意義ある制度であると思っています。そこで、特認校で学びたいというような理由は、様々あると思いますが、多い理由を幾つかお示しいただけないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 幾つかの要因はあろうかと思いますが、毎年提出されている申請書の

中を読ませていただきますと、「その校区に残っている伝統芸能に取り組ませたい」とか、「豊かな自然環境の中で学ばせたい」とか、「少ない人数で、子供たち同士、そして子供と先生方との距離感を縮める中で、人間性を磨きたい」といったようなことなどが主たる理由となっています。

○10番（小辻一海議員） 令和8年度から特認校通学スクールタクシーを廃止して、一部補助金へ支援方針が変わります。お聞きすれば、「児童数の多い学校も児童減少により学級編制に変化が起ることから、通学への費用負担などに対し否定的な意見があるので、公平、平等、平準化を考えて変更した」とのことでした。私も、この前までは保護者が通わせたい学校に送迎するのが当たり前で、市長、教育長の考えと全く同じでありました。しかし、この事業が市民の公平、平等という考え方の事業運営になるのか、少し疑問になってきています。私のところも特認校です。特認校、派遣元の学校、PTA、保護者、市民の皆さんのいろいろな意見、要望をお聞きし、議論を重ねるたびに、「特認校制度は、どの学校で学んでも、どのような状況であっても、児童一人一人を大事にして学ばせたい」、また、「地域の児童に、多くの児童と学ばせたい」との思いと、「校区の活性化のため、学校をなくさない」という切実な要望で始まったことが、いまや、その家庭の様々な事情のある子供たちの受皿にもなっていることをお聞きし、このように一人一人の児童を大事にされた教育への通学手段の助成が、公平、平等に当たるのか疑問を抱くようになったのですが、市長、教育長のお考えはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほどありましたように、特認校は、その学校をなくさないためということが始まりだったというふうに理解をしています。このことについては、やはりその地域の活性化も含めてであります。先ほど教育長が「特認校というのは、保護者がその魅力というか、そういうこと思って、その学校に特認校生として通学させているんだ」というようなことであります。通常、市が計画している、例えば、志布志中学校に田之浦中学校と出水中学校が統合をしました。これは、市がそういう計画を立てて事業展開をしているということですので、それとこれはまた違うことで、公正、公平というのは、やはり私はそうではなくて、先ほど言いましたように、市全体の問題として特認校の制度を変えなくてはいけなくなったと、これが人口減少にならなかつたら、こんなことはないわけです。これは、引き続きずっとしていかなければならない。制度は、していくんです。していくんですが、その中身なんですね。スクールタクシーは、経過措置で3年間、令和5、6、7年、そして令和8年からは補助金を70%補助で対応していくというような取組をしてきて、令和4年度にしっかりと説明しているわけですので、それに基づいて対応しているということから考えると、私は、公平、公正であるのではないかというふうに思っています。

○教育長（福田裕生君） いまや、多くの御家庭が共働きで子育てをされておられます。自宅と勤務地の地理的な関係であるとか、放課後の預け先などの都合で、保護者が送迎によって通学しておられる子供の数は、特認校だけでなく、他の学校においても年々増加していることは市民の皆様も重々御理解いただいていると思います。こうした中であって、特認校生に対してスクール

タクシーを市教委が準備し、通学させるというこれまでの支援の在り方については、先ほど小辻議員からもありましたとおり、これまで様々な御意見を私、直接的にもたくさん頂いたところでもございました。こういったことから、子供さんの通学への保護者の負担といたしますか、支援の在り方等については、どの学校に通わせておられたとしても、より公平、公正で平準化されたような形を行政サイドとしては取っていくことが必要ではないかというような考えを整理させていただいたところでもございます。

○10番（小辻一海議員） 教育長、それから市長のいろいろ考え方、受け取り方もありますので、分かりました。

では、2点目です。令和4年9月に廃止の方針を議会に説明され、10月に保護者に説明が行われ、来年度からスクールタクシーの廃止が決定され、一部補助となるわけですが、ここに至るまでの3年間、特認校制度について市民、保護者、PTA、地域の皆さんから出された意見、要望、課題は、どのように検証され、内容をどのように検討されているのかお尋ねします。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

特認校制度への御意見といたしましては、特認校生の保護者からは、特認校ならではの教育環境について大変好評をいただいています。このことが特認校生の増加につながっていると、私どもは理解し、分析をしたところでもございました。今回の見直しに当たっては、令和2年度に特認校制度について外部評価をいただきました。外部評価委員の意見といたしましては、「子供の将来のためにも、本事業はぜひ継続していただきたい。現在の3校となって5年経過しており、制度開始当初とは様々な面で状況が変わってきている。他校、つまり特認校以外との学校との兼ね合いなども考慮しながら、保護者の負担の在り方については、十分検討していただきたい。学校存続のためにも実施方法の見直しを図り、継続していただきたい」というものでございました。また、これを受け、令和3年度に市が実施しました市民意識アンケート調査に、特認校制度についての項目を入れさせていただきました。その中では、特認校制度については、「大変良い制度だ」という意見が多数出されています。一方で、スクールタクシーによる送迎に対して、公平性や費用などについて改善を求める声も多数あったところです。そのような状況を受け、教育委員会といたしましては、スクールタクシーの見直しについてどういった形がいいかということの検討を進め、特認校制度を持続可能な制度とするためにも、令和4年度に現在の方針を定めたところでもございました。特認校に通っている児童の保護者の中には、「特認校を選択したのは、学校の特色に魅力を感じてのことであり、保護者が送迎するのが当然だと考えている」と、「送迎している時間が、親子で会話する非常に貴重な時間となって、ありがたい」というような御意見もいただいたところでもございました。

○10番（小辻一海議員） PTA、保護者、地域の皆さんからは、先ほど教育長のほうからありましたように、要望、意見が出されているようです。また、令和6年11月19日付で潤ヶ野小PTA、潤ヶ野校区コミュニティ協議会、八野地区ふるさと協議会から、「特認校におけるスクールタクシー廃止方針の再考について」の陳情が議会にも出されました。学校ごとに協議が開催され、

いろんな意見が出されているようです。この事業は、市民への公平、平等、平準化という考え方の事業運営になるのか、近頃、少し疑問になってきています。今後の特認校継続のため、幾つかお聞きしてまいります。まず、いろんな意見、要望が出され、評価が高いこの特認校制度について、どのような考えで令和8年度から特認校スクールタクシーの廃止方針を決定されるのか、お示しいただけないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） ここに至るまでにつきましては、先ほど説明をさせていただきました。その後、総合教育会議、それから定例教育委員会の中でも、この件につきましては、幾度となく検討を重ねた上で、こういった方針を決めたところでございます。

○10番（小辻一海議員） 特認校の始まりは、市長、教育長も御存じのとおり、校区、PTAの皆さんが「学校をつぶさない、なくさない、存続させて地域を衰退させない」という目的で、児童数の確保への呼びかけや地域の活動・行事への参加、移住・定住のための土地・家探しなど努力したにもかかわらず、児童の確保ができなかったため、特認校制度の要望を提出され、指定されたものだと思います。一つの通学手段が廃止になることで特認校児童が少なくなり、核になる学校は、閉校の方向へ進み、最初の狙いである「学校をつぶさない、なくさない、存続させて地域を衰退させない」という地域の活力の核を奪うことになるのではと懸念しているところですが、そのあたりのお考えを市長、教育長にお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど申しましたように、市全体として人口減少のために、例えば、派遣元の学校がいわゆる複式になるようになってきた。ですから、そういうことを全体的に考えたときに、やはりこのままの状態がいいのかということで議論されて、先ほど教育長からお話がありましたとおり、令和4年度に説明をして、令和5、6、7年度は経過措置でこのまま、令和8年度からは70%の旅費を提供するというようになったというふうに理解をしているところであります。

○教育長（福田裕生君） 人口減少というのは、もう先ほどから申し上げていますが、特認校だけの問題ではなく、市全体の問題となってきていて、このような形に結論を出させていただいたというようなお話をいたしました。現在の特認校が幾らか今後、児童が減る可能性としてはゼロではないわけでございまして、それは、どの学校も減っていくということが十分に考えられるわけです。その中であって、少しでも児童数を増やすためには、これまで同様、そしてまたこれまで以上に、学校と地域と教育委員会が一緒になって、様々な魅力創出に向けた取組をしていただくということが非常にやはり重要になってくるだろうと考えています。地域コミュニティ協議会と現在もしっかりと連携されているのがこの三つの学校でもありますし、他の学校においても非常に危機感を持たれて、取組を進めようとしてきている学校も出てきています。このことにつきましては、単に特認校3校だけの問題ではなく、先ほど申し上げました、今回、過小規模校という位置づけになったほかの3校についても、様々な側面から学校の活性化、そして学校の存続に向けた様々な取組というようなことは、一緒になって考えていかなければならないと思っています。

○10番（小辻一海議員） ただいま答弁がありましたように、地域コミュニティ協議会の活性化、

郷土芸能の継承などに学校が核になることは、市長、教育長も理解されていると思います。特認校は、その学校の特色や少人数であることを強みに、多くの子供たちの豊かな学びの場になっています。また、発達障害をはじめ、自閉症、不登校など、子供たちを取り巻く問題は驚くほど増え、「多人数クラスでの学習や集団行動には無理があるので、小規模校で学ばせたい」との保護者の願いもあり、事情のある子供たちの受皿にもなっています。何度も言うように、どの学校で学んでも、どのような状況であっても、一人一人の児童が大事にされ、豊かな成長につながるような状況をつくっていくことが教育委員会の教育に取り組む姿勢ではないかと考えますが、そのあたりはどうでしょうか。

○**教育長（福田裕生君）** 全く同じ考えです。小辻議員がおっしゃったとおり、どの学校で、どのような状況で学ぼうとも、その子供の特性や夢、希望をかなえるべく、真剣に、真摯に向き合っていく必要があろうかと考えています。本市21校、来年の4月には学びの多様化学校が1校増えますが、どういった状況の子供も、本市の学校であれば、しっかりと学びを継続できる、豊かに学んでいけるという状況を一緒になってつくってまいりたいと考えています。

○**10番（小辻一海議員）** 先ほどからありますように、基本的には、やはり平等、公平、平準化という考え方で事業の運営をしていく、市民に対して差別をしてはいけないことが基本であると思いますが、特認校制度は、過小規模校ならではの特色のある学習活動が評価され、児童一人一人の能力を最大限に伸ばすことができている、あるいは先ほど申し上げました児童やその家庭にも様々な事情というものがあると思います。その事情のある子供たちの受皿にもなっており、「特認校への通学で、徐々に集団行動ができるようになった」と、保護者の喜びの声も聞いています。このように一人一人の児童が大事にされ、教育に取り組まれている特認校制度の一番大事な通学手段を廃止したことに、ちょっと理解ができなくなったのですが、再度、市長、教育長にお考えをお聞きします。

○**市長（下平晴行君）** 小辻議員がおっしゃるように、やはりそういう子供たちの事情等々もいろいろあるわけでありまして。そういうことも含めて、先ほどから言いますように、人口減少にならなかつたら、こういうことはないわけですね。これは、先ほどからありますように、学校存続のためにこの特認校という制度を導入したということが大きな目的であります。それがかなわなくなったということで、市全体の問題ということからでのことでありますので、そこは理解していただいて、そして、これをやめるということを言ってるわけではないわけでありまして。これを存続しながら、しっかり特認校制の学校の在り方を守りながら、引き続き、学校の運営をしていくということでありまして。

○**教育長（福田裕生君）** 当事者であられる保護者、子供にしてみると、これまでの通学手段であったスクールタクシーが違う形になるわけですので、戸惑いも非常に大きかろうということは重々理解もさせていただき、つらい思いにも寄り添いたいという気持ちもございまして。一方で、先ほどから申し上げているような状況も十分に酌んでいただきたいと思います。そこで、教育委員会といたしましては、この特認校制度が始まった当初、特認校制度活用に伴う遠距離通学が発

生した場合の遠距離通学への補助という形での手当をさせていただくということで、お示したところでございますので、公平、公正、平準化の一つの手法として、そこは御理解いただけないかなと思います。それから、教育の中身、在り方につきましては、これまで以上にしっかりと寄り添いながら、子供一人一人をいかに育てていくかと、そういうことに十分な視点を置きながら取組を進めます。

○10番（小辻一海議員） 私の校区も特認校であります。中学校は閉校になり、小学校まで閉校になれば、校区コミュニティ運営の中で、地域の特色である神楽から児童の声が消えてしまうのではと心配しています。先ほど市長、教育長のほうからありましたように、市全体で児童が減少していることは承知しています。その中で、統廃合や小中一貫校、特認校制度など様々な方法を議論され、伊崎田地区は小中一貫校へ、松山地域は統廃合して小中一貫校への予定、志布志地域3校は特認校への指定と、それぞれ一人一人の児童を大事にし、それぞれの地域や校区の特性に配慮した教育の在り方が検討され、教育委員会の基本方針として特認校制度が設けられているわけですので、過小規模校の取組としてこの制度を導入している以上、特認校制度が廃止されるまでは、他の学校からの否定的な意見があっても、支援を継続していくことは当たり前のことで、過小規模校の取組の方針に沿った特認校生への支援の一環ではないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） これまでのこと、そして現在のこと、これから未来のこと等を十分に踏まえた上で、先ほど申し上げたような状況での結論を出させていただいて、御理解をいただきたいという思いでいます。教育の中身、在り方については、これも先ほどから申し上げているように、中身の充実、魅力化については、過小規模校であろうが、他の学校であろうが、同じように対応してまいりたいと思います。

○10番（小辻一海議員） では、地域の学校に通学するのが基本であるにもかかわらず、特認校児童を除いて他の学校へ通学している児童が236人いると担当課からお聞きしました。これによって、小学校の子供たちの学級編制にも影響が出ているとの状況も考えられますが、他の学校へ通学している理由とその許可をしている教育委員会のお考えは、どうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 指定されている学校から他の学校へ通えるための内容というのは、市教委のほうで定めておりまして、申請が出された時点で、その要件に合っていれば、認めるというような方針でやっています。現在につきましては、例えば、距離的な問題、何々学校の校区であっても、隣の校区に距離が近いとかですね。それから、一時預かり先がこちらの校区にあるので、そこを認めてほしいとか。それから、中学校であれば、部活の関係等も入ってまいります。七つか八つぐらい要件があったと思いますが、それに照らして認可している状況です。

○10番（小辻一海議員） 私も教育委員会のほうへ職員としていましたので、よく分かっています。就学の変更の申出が保護者から提出されたときは、教育委員会が念入りに審議し、理由を認めれば、市内の他の学校へ保護者の責任で通学をさせることができると思います。こういう制度があるにもかかわらず、特認校制度をあえて取り入れられたのは、学校をなくしてはいけないという校区公民館及びPTAからの要望により、市と教育委員会で3校を指定されたわけですので、

派遣元の学級編制に変化が起こるということで、通学への費用負担に対して否定的な意見があるのであれば、派遣元の学校に特認校3校のコミュニティ状況や特認校へ入学を希望される保護者の事情を説明して、派遣元のPTA、保護者の理解を求めるのが先だったのではないかと私は考えますが、それが特認校制度を認めている教育委員会の務めというか、責任だと思います。派遣元のPTA、保護者に特認校制度を理解していただく説明はあったのでしょうか。

○**教育長（福田裕生君）** 特認校の理解につきましては、例えば、管理職の年度当初の研修会あたりでもこのことについては説明をしていますし、それから特認校に勤務されています校長、教頭先生のほうから、それぞれの学校の取組についても、全体の管理職研修会の場で御発表もいただきながら、その必要性については十分理解をしてもらおう方策を取っているところです。また、保護者に対しましては、本年度考えていますのは、就学時健診のときの保護者に対する説明の中で、担当のほうからこの特認校制度の説明と魅力等についての情報発信もする予定にしています。これまでも、保護者に対しては、それぞれの学校において行っていますので、一定の理解はいただいているものと考えます。しかしながら、自分の学校の児童数が減ることであるとか、学級編制に支障が出てくるような状況になることについては、やはり当事者の保護者としては、なかなか全てを受け入れてもいいというような状況にはなりづらいような感触は受けているところではあります。

○**10番（小辻一海議員）** 先ほど市長も「特認校制度はなくさない」と申されましたが、私は、通学手段がなくなっていけば、通学する児童は自然と少なくなると思います。また、先ほどから言われますように、本市においても全学校の児童が減少傾向にあります。「特認校制度は、なくなっていくのでは」と危惧しています。特認校が「小学校をつぶさない、なくさない」という要望から始まった制度で、過小規模校にとって統廃合を回避し、学校を存続させるための有効な手段となります。また、近くに学校があっても、学校に行けないという事情のある子供をお持ちの保護者の方は、大変感謝されています。私は、来年度からの通学手段の廃止ではなく、過小規模校の取組の中で、今後の特認校制度の継続について、PTA、保護者、校区コミュニティ協議会と意見を交わして、それから段階的に今のような廃止方向へ進めていく。それからでも遅くなかったのではと考えますが、そのあたりはどうでしょうか。

○**教育長（福田裕生君）** 教育委員会として、市としての方針を示してから3年間という準備の時間を設けさせていただきました。その間、私どもの考えをお示ししたり、それからまた地域の方々いろいろな考えも聞く中で、調整できる部分は調整したりとかいうようなこと等もしてきたところでございます。いずれにしましても、なかなか全体の数が減っていく中で、どこに着地するかというところで考えましたときに、今回決めさせていただいたことが本市の現状にとって一番いい状況になるというような判断を教育総合会議、それから定例教育委員会等でも十分審議させていただいた上で、決めさせていただいたところでございます。

○**10番（小辻一海議員）** 今、教育長の答弁では、3年前から特認校スクールタクシーの廃止で提案されたわけでしょう。私が言ってるのは、これよりも特認校制度の継続についてどうなるか、

今、多分ですね、このスクールタクシーを廃止された場合、だんだん少なくなって、先ほど言いましたように特認校制度は継続できなくなると思いますよ。そのことについて、最初、特認校制度は廃止とは言わないんですけど、そういう在り方を検討されて、そして多くの保護者の意見を聞いて、それから段階的にスクールタクシーの廃止かなと私は思っているところなんです。それをもう最初からスクールタクシーの廃止となれば、だんだん学校に行く通学の手段をなくすわけです。そうすれば、教育委員会が考えられなくても、自然と特認校制度は継続できなくなりますよ。それをする前に、「制度について継続はどうですか。もしかすると、やがては」というようなことを話してから、こちらに入っていたいただければよかったのではなからうかなと、質問しているところです。

○教育長（福田裕生君） 児童減少のことについては、全ての校区において将来的にこういう形で児童が減少するという説明は、どの校区でもさせていただきました。その中において、私どもも、どういった方法がいいかというのは十分検討させていただいた上で、3年前に示した。それで、今回、その3年間で、それぞれの校区でいろんな方法等についてお考えを整理していただきたいという思いで、このような形を取らせていただいたところでした。

○10番（小辻一海議員） まあ、いいでしょう。では、志布志市教育振興基本計画の後期基本計画のへき地・小規模教育の振興のこれからの政策の方向性③で、「小規模校入学特別認可制度による児童の円滑な受入れに努めます」と、その主な取組として、「小規模校入学特別認可制度について、市や学校のホームページ等で情報提供し、へき地・小規模校の活性化を図ります」と示されています。このように、令和7年度から令和11年度までの5年間の取り組むべき具体的な施策として、今年の2月に作成された第2次志布志市教育振興計画後期基本計画にも示されているにもかかわらず、令和8年度から特別認可制度の一番重要な通学手段をなくすということについては、志布志市教育振興基本計画の後期基本計画に矛盾するのではと考えますが、そのあたりはどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 決して矛盾するというふうには考えておりません。小規模へき地校の充実については、これまで以上に取組を進めてまいりたいつもりですけれども、通学の手段、今回スクールタクシーをなくすことによって、その取組が軽減するとか、低下するというふうには思っていくつもりはございません。

○10番（小辻一海議員） 今、「特認校制度は、この振興基本計画と矛盾していると思わない」と言われましたよね。その理由として、今、私が言ってます手段をなくしたら、共稼ぎをしている方々は、児童を連れていけないわけですよ。そうすると、子供は減っていきますよ。その手段をなくさずにそのまましておけば、私は、何も言いません。だけど、それをなくすということは、どんどん特認校生が少なくなるわけだから。どうですか。

○教育長（福田裕生君） そのことにつきましては、先ほども答弁させていただきましたが、市全体の状況を勘案しながらの結果として受け止めていただきたいと思います。

○10番（小辻一海議員） 全体の児童が減るということは、分かりますよ。しかし、先ほど言い

ましたように、特認校へ通われている児童の皆さんは、いろいろな事情があつて地域の学校に行けない、そういう事情があつて保護者からお願いがあつて、そこには共稼ぎの方もいらっしゃると思いますよ。その方がお願いされて、特認校制度を認めていらっしゃるわけです。そういう方がもし送迎ができなければ、学校には行かせられません。そのあたりは、どうなりますか。

○教育長（福田裕生君） 様々な状況でこの学校を選ばれた、特認校を選ばれた、または別の学校に行かせると、それは、もうどの保護者にとっても同じだというふうな考えを持っています。ですので、これまでの通学方法等が変わることについては、それぞれ戸惑いもあらわれるだろうということは重々承知していますが、この件については、市全体的なこととして御理解をいただいて、遠距離通学の補助を手当としてさせていただくということで、御理解をいただきたいと思います。

○10番（小辻一海議員） いろいろお聞きしましたが、市長、教育長におかれましては、廃止の方針が決まったのに、今になってなぜ質問するのかという思いでしょう。なぜ、このようなことをお聞きするかというと、先ほどから言いますように、教育振興基本計画後期基本計画にも示されている、また、校区公民館、PTAからの要望があつて過小規模校の取組の一環として教育委員会が始められた方針です。また、このことは、学校だけの問題ではないのです。校区から学校がなくなって、コミュニティ協議会が衰退する原因をつくらぬようお聞きしているつもりですので、そのあたりは御理解いただきたいと思います。こつちを立てればあつちが立たずで大変でしょうが、特認校の始まりは、学校の統廃合を回避し、校区にある学校をつぶさないという有効な手段として決定した制度です。特認校に指定された校区は、児童の活躍が夏祭り、先ほど言われました伝統芸能の継承等々、非常に重要視されています。特認校児童の声が聞こえなくなることにより、校区コミュニティ協議会が衰退していくことは、目に見えています。特認校制度を望む声が多数聞かれますが、児童が全体的に減少していく中、今後、特認校制度を含めて、過小規模校への取組をどのように考えていかれるのか、市長、教育長にお考えをお聞きいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほどから言いますように、これは、令和4年度に議会にも説明しているわけでありまして。令和5、6、7年度は、このような状態でスクールタクシーを配置する。そして、先ほど言いましたように、補助金は、令和8年度から3年間です。3年間は、旅費の70%を支援していくということでの経過措置がしっかり示されたわけでありまして、やはりこれは、教育振興基本計画としてあるというふうに思います。ですから、それ……〔何言か呼ぶ者あり〕

それも含めてです。全体的に私は今話をしているところでありますが、これは、先ほどから言いますように、市全体の問題として人口減少になったからこの問題が出てきたわけでありまして、過小校の問題についてもやはり一緒だというふうに私は思っています。

○教育長（福田裕生君） 過小規模校につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今年度から3校から6校になっているということ、それから標準学級数に達している学校も減少しているのが本市の現状でございます。今後、本市の人口が少しでも維持されたり、増えるような状況と

いうのも、これは、市当局と一緒に考えていくべき問題だろうと思いますが、殊、教育につきましては、現在ある学校の中身の充実を私どもとしてはしっかりとしていくことがまず第一。それから、児童数は減少しようとも、地域の方々の思い、保護者の方々の思いにしっかり寄り添って、教育の充実とその学校の存続、継続といったようなこと等にも、共に知恵を出し合いながら、取り組んでいくことが重要かと思っています。

○10番（小辻一海議員） 市長、教育長におかれましても、特認校制度は継続していく考えがあるようですので、少し安心したところです。

であればということで、3点目の特認校児童の移動手段をお聞きしてまいります。特認校制度を妨げる原因や課題の一つとして、登下校の交通手段があるようです。PTAや保護者からの意見、要望があつて、私もこの件につきましては、福祉タクシー、中学校通学バスとの連携はできないか等々質問してまいりましたが、同じ答弁の繰り返しで問題解決には至っていないのが現状であります。先ほどからの答弁で、市長、教育長も、特認校制度の果たす役割が重大であることは理解されているにもかかわらず、令和8年度から特認校通学児童について、スクールタクシーの廃止方針が告げられましたが、今後の通学手段をどのように考えているのか、市長、教育長にお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 人口減少は、特認校がある地域だけでなく、市全体の問題となっております。先ほども言いましたように、特認校生や地域の住民が減少した場合でも、地域の活力が失われないように、地域コミュニティ協議会と市が地域の課題解決に向けて協力し合うことで、さらなる魅力ある地域づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○教育長（福田裕生君） 通学手段につきましては、令和8年4月から、保護者による自力での通学を基本的にお願ひしているところでございます。

○10番（小辻一海議員） では、スクールタクシーが廃止となると、通学手段がなくなり、保護者の自力送迎となります。夫婦が共稼ぎをしている場合には、自力送迎ができなくなります。保護者は、子供のために特認校の希望がありますが、生活がありますので、仕事を辞めるわけにはいかない。仕方がないので、特認校を諦めるという結論になると思います。各家庭様々な理由があつて入学させ、家庭の事情で送迎できない保護者は、特認校への通学にスクールタクシーを大変ありがたく思っています。来年度から廃止になれば、仕方なく特認校を諦めることとなります。保護者の気持ちは、大変だと思います。市長の「誰一人取り残さない」まちづくりの基本姿勢は、どこにいったのですか。また、特認校制度を認めていただいているからには、児童を持つ保護者の声を大事にし、手を差し伸べてやるのが教育の在り方ではないかと考えます。家庭の事情で送迎できない保護者への通学手段をどのようにお考えか、市長、教育長にお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、いわゆる経過措置を3年間、そして令和8年からは旅費の70%を支給するというので、やはり公平、公正という考え方での対応をしているというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） 自力での通学を基本として考えていただきたいということと、支援といたしましては、遠距離通学の補助という形を取らせていただきたいと思っています。仕事等の関係でなかなか送迎が難しいと思っておられる方がおられるというのも、特認校だけでの問題ではございませんので、そこは、もう十分お互いに理解していただいて、お願いを申し上げたいと思っています。

○10番（小辻一海議員） 市のほうでは、送迎される保護者に1キロメートル当たり37円、70%の補助金対応を考えていらっしゃるようですが、先ほどから言いますように、夫婦が共働きをしている場合には、補助金が提案されても、共働き保護者の送迎解決にはならないのではと思います。また、補助金が示されていますが、平等、公平という考え方で事業の運営をしていくとなれば、他の学校においても児童を朝夕送迎されている保護者も多数おられるのも事実であるわけです。派遣元の学校の保護者からは、助成について否定的な意見が出ているわけですので、特認校の保護者だけの補助金の対応は、整合性が取れないのではと考えますが、そのあたりの市長、教育長のお考えはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今までいわゆるスクールタクシーを提供していたという、何もしていなかったら、これは、なかったと思うんですね。していたことでの対応で、1キロメートル当たり37円の70%を支給するということになったというふうに理解をしているところであります。

○教育長（福田裕生君） この件につきましては、本市の特認校制度を活用して遠距離通学という状況になったわけですので、そこについては、幾らかの手当をしたほうがよいという考えで、このような対応を取ることにいたしました。

○10番（小辻一海議員） では、お聞きします。松山地域の学校の在り方について、6月13日の全員協議会において、尾野見小学校、泰野小学校、松山小学校の三つの小学校を統合する形で、小中一貫校として令和11年4月から運用していく予定であると説明があり、今回の補正予算の中にも、松山地域学校再編整備事業が計上をされています。教育環境の整備等において、スクールバスの導入など通学手段を確保していただきたいと要望が出ていますが、どのように検討されているのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

松山地域の学校の統合ということにつきましては、学校設置者の政策によって指定された学区の拡大に伴い生じる通学上の遠距離、そのことを補い、通学手段としてその安全性を確保するという観点から、スクールバスの運行がいいのではないかとということで、具体的な検討に入ろうとしている状況でございます。一方、特認校制度との関係性についての御質問だろうと思いますが、特認校生は、保護者が特認校制度の趣旨に賛同していただいて、個別の申請に対して認可を受け、指定された学校以外に個別の希望により選択して通学していただいているために、通学手段としては自力での通学をお願いしていくということ。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、特認校制度を活用しての遠距離通学ですので、こちらについては、この制度が導入された当時行っていた遠距離通学への支援補助金という形での手当をさせていただくことといたしました。

○10番（小辻一海議員） 松山地域のほうは、設置者であるほうが提案したということですか。それで、特認校は、PTA、校区から要望があったからということですか。松山地域の設置者というのは、市長ということですか。

○教育長（福田裕生君） 設置者というのは、市当局、市長でございます。松山地域につきましては、学校の再編、いわゆる統合について地域のほうから、検討を重ねていただいて市のほうに意見書が出され、それに応じて今、最終的な決定の段階に入るところでございますが、そういった設置者の政策によって学校を整理していく場合につきましては、指定された学区が2校、3校、場合によって4校分拡大していくわけで、通学についての安全性というものを担保する意味からも、これにつきましては、市当局がスクールバスを運行するという形を取るということでございます。これにつきましては、以前、出水中の統廃合の際に行ったものと全く同じ状況でございます。

○10番（小辻一海議員） 松山地域のコミュニティ協議会から出されて、そして市のほうで設置するということですね。そして、特認校は、それでないということですね。

[何言か呼ぶ者あり]

○10番（小辻一海議員） 私は、ちょっと教育の考え方であれば、松山地域は統廃合の一貫校へ、志布志地域は特認校制度の開始で、教育の在り方については、それが平等だと思っていたんですよ。だから、松山地域にスクールバスを導入した場合、特認校の潤ヶ野小学校、森山小学校、田之浦小学校のタクシーの廃止はおかしいので、一貫性がないのではと思ったから質問したんですが、それは、違うということですね。教育委員会は、それは、一貫性に当たらないということではないですか。

○教育長（福田裕生君） 特認校生の場合はですね、指定された学校以外を希望して行かれるということでの特認校です。松山地域については、市として、もうその統合した学校が指定学校になっていきますので、行かなければならない学校になっていきます。そこの違いで、このような状況にしたということでございます。

○10番（小辻一海議員） では、4年前の一般質問で、その当時、実証実験されていたデマンド交通チョイソコしぶし方式が、「児童・生徒の遠距離通学の移動網として利用しやすいものになるのではないかとお尋ねしたところ、「全体的に精査して、検討して対応してまいりたい」と答弁をされています。このことについては、どのように検討され、どのような方向性になったのか、お示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） チョイソコしぶしは、鉄道や路線バスなどと同じく、不特定多数の方が共同利用する公共交通機関の一種であります。そのため、運行時間や運賃など運行上の各種ルールは、法律に基づき、関係する公共交通機関の事業者などで組織される志布志市地域公共交通活性化協議会における協議結果を尊重して決定されています。市の一存で変更することができないものであります。なお、現在の運行時間につきましては、午前9時よりも前及び午後4時よりも後の時間帯は、通常のタクシーの利用客が多い時間帯であるため、同時間帯を避けるように設定

したものであるというふうにお聞きしています。また、チョイソコしぶしは、2台で運行していますが、1台当たりの定員が4人から5人となっていますので、乗車人数に限りがあり、特認校生40人の通学手段として利用することはできないところであります。

○10番（小辻一海議員） 令和8年4月から、志布志市役所有明支所別館に学びの多様化学校が設置されることになりましたが、この学校への通学手段は、保護者の自力送迎になるのか、通学についての教育委員会のお考えはどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） この学校につきましては、保護者の自力通学、学校に近いところは徒歩、それから、中学生の場合は、距離にもよりますけれども、自転車通学を許可する場合もあると考えています。

○10番（小辻一海議員） 以前、中学校通学バスの利用について、一般質問をした経緯があります。契約、料金などいろいろと課題もあるとお聞きしています。考えてみてください。生徒の人数もあると思いますが、前回質問したときの状況で申し上げますと、中学校通学バスにつきましては、うちの場合ですが、朝、空車のまま田之浦郵便局前に着き、生徒を乗車させ学校へ向かいます。市街地からは空車で来るわけですので、効率の悪い事業だと考えます。これを利用して、自力で送迎できない保護者の支援策として検討できないものか。契約、料金などに課題があれば、教育委員会の管轄ですので、契約、料金など課題を運行会社と協議をして通学バスとして検討はできないものか。そのあたりは、どうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 今、小辻議員がおっしゃったとおり、そのようなことは十分考えられるのではなかろうかと私自身も思いました。担当のほうから事業所のほうに協議もさせていただいたところですが、事業所といたしましては、「運行のスケジュール等々の調整が難しい」というようなことでの回答があったというふうを受けています。

○10番（小辻一海議員） その事業者の場合は、「スケジュール等が難しい」と言われたんですか。

○教育長（福田裕生君） スケジュールといいますのは、こちらから送って行って、そして向こうにいる中学生を連れてくるわけですので、40分ぐらい早く運行をスタートさせないといけないわけです。それぞれの小学校も中学校も始まる時間帯というのは、大体8時前後ですので、そこに間に合うようにするためには、かなり早い時間にタクシーが運行を開始しなければならないということと、従業員の数の問題など、そういったこともろもろ調整等がかなり厳しいというふうに、担当のほうは話を受けたというふう聞いています。

○10番（小辻一海議員） 中学校通学バスにつきましては、朝、空車のまま田之浦郵便局前まで来ていたんです。ちょうど特認校のスクールタクシーも大体その時間に来ていました。中学校のバスは、郵便局前で止まって待っていたんです。それができないんですか。

○教育総務課長（児玉雅史君） 中学校の通学バスとスクールタクシーの運行時間の違いというのを説明させていただきたいと思います。

今、中学校の田之浦方面から走っている今別府のルートの方はですね、丸岡を7時25分に出て、

志布志中学校に7時50分に到着するというスケジュールになっています。逆に、市街地から田之浦小学校に通うスクールタクシーの運行時間は、山宮神社前を7時15分に出発して、7時40分に田之浦小学校に到着するというスケジュールになっています。出発する時間がほぼ同じになっていますので、その運行調整というのがどちらか特認校に行く便でたくさん乗せるのであれば、40分程度、6時40分とか、そういった時間帯に設定していかなくてはいけないということになりますし、その中でも乗務員の乗務体制であったりとか、そういったところの運行調整が厳しいというところで、通学バスの利用のほうは難しいというふうに私たちのほうは理解しています。

○10番（小辻一海議員） 分かりました。少し視点を変えて質問してまいります。チョイソコしぶしについて、市街地の皆さんには好評かもしれませんが、市街地から離れた中山間地域の皆さんから「回り道をして目的地まで行くので、思っていた時間に間に合わない」、「9時から運行しているので、病院などの受付が遅くなって、買物もできず、利用しにくい」、「高齢者になると、電話での予約は大変だ」とか、「5人乗車で人数が限られている。思うように予約が取れない」という意見をお聞きしています。チョイソコしぶしが確立されるまでは、まだまだ時間がかかると思います。そこで、提案になりますが、市長も御存じのとおり、志布志地域の中山間地域には、路線バスなどの公共交通機関がありません。チョイソコしぶしが確立されるまで、市街地から離れた四浦、田之浦、森山、八野、潤ヶ野地区の中山間地域に、公共交通機関として福祉バスと経路が重ならないように、交通不便地空白地帯の解消のため、午前と午後の時間に、仮称チョイソコバスというような交通手段を確保していただければ、特認校の授業時間にも間に合い、その後、仮称チョイソコバスを利用して、中学校生徒、高齢者、交通弱者の皆さんは、学校、病院や買物に利用することができると思いますが、御検討はいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） チョイソコしぶしについては、いわゆる時間の予約制ですので、予約をした順番に回っているから、今おっしゃったように、遠回りになる方もいらっしゃるだろうというふうに思います。今、トヨタのほうに事務所があるわけなのですが、その乗合タクシーとなっていますので、このことについては、ちょっと解消が難しいのかなというふうに思っています。今おっしゃったその増設についても、現状ではやはりちょっと難しいのかなと、全体を見てそのように感じているところであります。

○10番（小辻一海議員） 市長、私が言ってるのはですね、名前を借りただけでチョイソコバスと言ったんですけど、そのトヨタカローラと連携を取るというのではなくて、今のスクールタクシーが廃止されるわけでしょう。なくなるわけだから、潤ヶ野、森山、田之浦、四浦でそれを利用して、朝早く来て、帰るということになれば、病院も早く受付ができるから、そのほうを検討していただけないかということです。

○市長（下平晴行君） 新たにバスを出すということですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○市長（下平晴行君） 巡回バスを出すということですね。

[何言か呼ぶ者あり]

○市長（下平晴行君）　そういうことですね。それは、今、急に言われましたので、できる、できないということは、ちょっと答弁できません。これから協議させていただきたいと思います。

○10番（小辻一海議員）　ぜひ、よろしくお願いします。令和8年度からスクールタクシーが廃止ということになると、時間がありません。令和8年度の予算編成は、10月頃からと考えますが、保護者や子供、地域の皆さん、また市民の方が「これなら、大丈夫だ」と納得できる移動手段としては、特認校へ送迎する保護者への補助金ではなく、先ほど申し上げました新たなバスの設定をしていただければ、子供から高齢者まで気軽に利用できると思いますので、運行計画を検討していただければ、大変ありがたいと思います。また、高齢者や児童・生徒の移動手段も確保され、利用したいという皆さんが増えてきて、地域公共交通機関の市長施策の一つとして、市民の皆さんも納得ができるのではと考えますが、そのあたりを再度、お考えをお願いいたします。

○市長（下平晴行君）　いわゆる巡回バスのことだというふうに理解をしているところでありますが、これは、もう相当なお金もかかりますし、どういう形でこの運行ができるのかですね、ここでは次、じゃあ検討させてくださいということも言えませんので、調査・研究をさせていただきたいというふうに思います。

○10番（小辻一海議員）　市長、考えてみてください。特認校スクールタクシーが廃止です。誰でも利用できる、今言ったそういうバスの提案です。隣の串間市、曾於市は、赤字覚悟で市民の皆さんのためということで、コミュニティバスを運行しているのですよ。本市もコミュニティバスを運行していただくことが、今になって妥当ではなかったかと思うところですが、チョイソコしぶしでスタートしたわけですので、チョイソコしぶしが定着するまでの間、このようなバスの運行をしていただければ、特認校児童、中学校生徒、高齢者、交通弱者の皆さんは、学校、病院や買物に利用することができるということで喜ばれると思います。スクールタクシーを廃止して、このような巡回バスを運行することで、児童・生徒、高齢者の利便性の向上や費用の削減につながる可能性があると思います。利用率の高い、無駄のない公共交通機関の事業運営に取り組んでいただきたいと考えますが、市長、もう一回、お願いいたします。

○市長（下平晴行君）　もし、その巡回バスを設置するとなれば、どういう形でできるのかどうかということも含めて、先進事例も含めて調査・研究させていただきたいと思います。

○10番（小辻一海議員）　このことについては、令和8年度まで期間がないので、今後、志布志地域の中山間地域のコミュニティ協議会や3校PTA、保護者と市長部局、教育委員会で十分な協議をしていただき、特認校制度を利用して地域の活性化が図られるよう、地域公共交通機関の整備をしていただくことを要請して、次に入ります。

グループ制の導入における効果について、3点ほど質問してまいります。グループ制を導入して約1年6か月が経過するところですが、市が考えているグループ制の趣旨が市民サービスの向上や効率化に効果が得られているか、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君）　グループ制につきましては、令和5年4月の試行的導入を経て、令和6年4月から全庁的に実施したところであります。グループ制導入の狙いの一つは、マニュアルの

整備等による業務体制の整備により、市民サービスを向上させ、かつ職員が休暇を取りやすい体制を整える等の職場環境の整備。二つ目に、閑散期、繁忙期の業務の平準化。三つ目に、課長を中心として、課の判断により配置変更を行うなど、柔軟で効率的な運用体制の確立。四つ目に、効率的な事務運用とグループ間の横断的な協力体制の整備であります。現時点において、休暇取得等の働き方改革や課長の判断での配置換えによる業務の効率化など、グループ制導入の効果が出てきていますので、今後も引き続き、各課の意見を聞きながら、志布志市に合ったグループ制の確立に努めてまいりたいというふうに考えています。

○10番（小辻一海議員） 「市民サービスの向上や効率化に活かされている」との答弁でしたが、市民の皆さんからグループ制については、「責任の所在がはっきりしない」、「市民から見て、分かりにくい」などの御意見をお聞きしています。市長は、グループ制を導入したのは職員全体でその業務に当たる、そして、市民の皆さんが来られたときも、誰でも対応ができるという市民サービスの維持向上を最大限に発揮できる体制になるということでグループ制にされたわけですが、今までの取組の中で、市民の評価をどう捉えられているかお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 市民の皆様からは、直接的な意見はいただいてないところではありますが、大きな混乱はないというふうに認識をしています。今後も皆様の御意見をお聞きしながら、より良いものになるように取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○10番（小辻一海議員） 今年の1月1日から、支所機能を維持しながら本庁機能を志布志庁舎に集約し、組織機構再編をされたグループ制の中で、市民サービスの維持向上に努めている職員の皆さんのグループ制導入に対しての課題や意見など、職員間の評価はどう捉えられているか、そのあたりはどうでしょうか。

○総務課長（鮎川勝彦君） 現在、1年半を経過いたしまして各グループによるアンケートを行い、集計作業をしている段階でございますが、その結果等々を見ますと、「休みが取りやすくなった」、「職員同士の情報共有がやりやすくなった」、「職員の配置等々によって、業務量の平準化が図りやすくなった」というようなお答えをいただいているところでございます。

○10番（小辻一海議員） グループ制に対する市民、職員の皆さんの評価のところ、少しお示しいただいたところですが、今までの取組の中で、市民、職員を含む全体のメリット、デメリットをお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） メリット、デメリットというより、係制とグループ制の違いをちょっと説明したいと思います。係制は、課長、課長補佐、係長及び係員が垂直に配置され、言わば、縦の業務の流れにより業務を遂行するものであります。これに対してグループ制は、グループリーダーをまとめ役として、グループの業務に対して主担当及び副担当決め、グループ内での横の連携を保ちつつ、課長及びグループリーダーへつなぐ業務体系でございます。

○10番（小辻一海議員） このことについては、後で質問しようと思ったんですよ。他の市においては、毎年検証を行い、その結果、権限の範囲が拡大したり、分散したりして、責任の所在が不明慮になるなど問題が出てきたことから、グループ制を廃止して係制に戻しているという事例

もあるようです。本市のグループ制を見ても、例えば、総務課の行政グループには、グループサブリーダーが3人配置され、財務課の財務グループには、グループサブリーダーが3人の配置と、それぞれグループサブリーダーが多数いるわけです。結局、前の係制と同じく、グループの中でそれぞれの仕事を分担しているのだと思います。グループの中に、昔で言う係長級の職員が2人、3人いたとすれば、そのグループの中で、誰が仕事の上で責任のウエイトがあるかというような迷いが生じてくるのではと危惧するところです。係長制であれば、その係に係長がいるわけですから、当然、その人が係の総括をするのだと誰でも思うことです。同じグループの中にサブリーダーが二、三人いたとしたら、決裁のやり方はどうなっているのか、グループの職員の皆さんが全員決裁されるのか、誰に責任のウエイトがあるのかという紛らわしさが出てくるのではと思うのですが、そのあたりの市長のお考えは、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） いわゆる係制は、係の事務分掌なんですね。グループ制は、課の事務分掌です。その仕事をみんなでしていこうという横型の業務ですので、みんなが関わりを持つ。いわゆるサブリーダーも、グループリーダーが課長補佐でありますので、グループリーダー、サブリーダー、同じグループ員なんですね。この係長という役割であるんですけども、業務は、その中で一緒になってやっていくという考え方ですので、グループ間での連携、意思疎通、そういうものがより幅広くできるということで、いわゆる市民サービスにもつながっていくことでもあります。

○10番（小辻一海議員） グループの中で、やはり係を決めるのでしょうか。財務グループに、グループサブリーダーが3人いるわけですよ。その場合は、多分、その財務グループも、管財、予算、そういうのもあるわけですから、やはりグループの中でまた係を決めるのではないですか。全部その人たちがグループの中で責任を負って、予算もつくとかするんですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、いわゆるグループ制は、グループリーダーを主にして、一つのグループで名称を付けていますが、そのグループ名によって業務をしているわけでもありますので、基本的にはグループリーダーが主になって業務を進めていくということになります。職員に対しては、グループの全ての業務について精通している段階を求めているのではなくて、まずは、課の共通業務や専門性を必要とする業務を中心に、どの職員でも対応ができる体制、これがグループ制の大きな趣旨、目的であります。

○10番（小辻一海議員） ちょっと理解に苦しむのですが。私の職員経験から申し上げますと、各課に多くのサブリーダーが配置されることにより、組織としての責任の明確化が図れないような状況になるのでは、と考えるのですが、事務分掌のウエイト、その責任、事務の振り分けによっては職務が多くなったり、また職務が少なくなったりという偏りが生じて、少し問題点があるのではと危惧するところです。それぞれの業務について、指示系統の不明確な状況は、サブリーダーが自らマネジメントをしっかりと行えない状況につながり、1人の職員のグループの中での負担が大きくなっていく可能性が出てくることやグループ制の所期の目的である横の連携ということが活かされているのか、ちょっと疑問に思います。今の組織の中では、それぞれの業務につい

て係制と同じようにグループの中で担当業務を決められ、その係のままの業務の持ち上げで、横の連携については、不十分な状況ではないかと懸念するところです。まだ1年6か月余りですが、このような責任の所在が不明瞭な状況を改善するため、係長を中心とした指示系統へ移行することにより、係長は、リーダーシップを発揮し、目配りが可能となり、組織全体の士気が高まり、組織の活性化へつながっていくのではないかと考えます。係長を中心とした係制に戻す考えはないか、そのあたりは、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 係制に戻す考え方というのは、全くないところです。先ほど言いましたように、係制は、係ごとに定めた事務分掌に基づいて、任命権者の辞令を受けて、私が辞令を出して、係制の場合は、業務をしていくということで、いわゆる係長が係に指揮監督をして仕事を進めている縦型のやり方。グループ制は、課全体の事務分掌を個別の事務事業に整理して、そして分類するとともに、職員を配置したグループを編制することによって業務を進めていく、いわゆる横型の体制ということであります。また、グループ制にしたことで、課長がいわゆる業務の効率化ということで人員配置をできるわけでありますので、係制のときは、私が辞令を出さないと動かせなかったものが、課長の権限でそれができるようになったということも、大きなグループ制の特性ではないかというふうに思っています。グループ制を導入して今2か年目ですが、PDCAサイクルにのっかってこの施策を評価した場合、しっかりと1年間の振り返りを行い、今後につなげていく時期であるというふうに考えていますので、現時点において、元の係制に戻すという考えは、全くないところであります。

○10番（小辻一海議員） では、市民の皆さんから「所管する業務の問合せ先や相談先が分かりにくい」という声をお聞きしました。市長は、1年前の東議員の質問に、「グループ制を導入したのは、全体で業務に当たると、市民の皆さんが来られたときも、誰でも対応ができるという大きなメリットがあります」と答えられています。6月だったと思います。私が市民のお尋ねの件を確認の意味で担当課へ連絡したところ、職員の方から尋ねたことの回答も得られず、「担当がないので、後日連絡する」とのことでした。このようなことで、市長が考えているグループ制の導入の趣旨が職員の皆さんに理解されているのか危惧しているところですが、そのあたりは、どうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 令和5年度の先行導入を行う前から、職員に対する説明を行ってきているところでもあります。導入の目的や得られる効果等に対して理解が得られていると思うのかということではありますが、それぞれの所管の業務が異なることから、グループ制のメリットが出しづらい業務、例えば、資格が必要な専門性、特殊性がある業務、情報の共有が難しい秘匿性の高い業務などは、その業務に当たることができる職員に限られていますので、そのようなことでは、今おっしゃったようなことで、市民に対する説明がちょっとできなかったのかなというふうに思っています。それをなくすためにも、職員が大変というよりも、その業務を固定化することで、今おっしゃったような説明が滞ってしまう。固定化を外すことによって、全体でその業務に当たるということでは、職員の皆さんも市民に対するサービスがより大きくなったのではないかなと

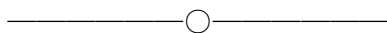
いうふうに考えています。

○10番（小辻一海議員） グループ制の導入についての市長の考えは理解しましたが、今後、行政に携わっていかれる職員の皆さんは、本当に大変な時期が来ていると思います。グループ制の導入については、まだ1年6か月ですので、これから市民の声、課題が少しずつ見えてくると思います。どのくらいで職員の方々に定着して、グループ制の趣旨を理解され、市民サービスにつなげるか毎年検証しながら、事務事業の見直し、課の在り方、併せて機構改革まで踏み込んだ具体的な取組が協議され、市政運営に取り組んでいただくことを最後にお聞きし、私の一般質問を終わります。

○市長（下平晴行君） グループ制を導入したのは、私が議員時代に一般質問をしています。これは、霧島市が取り組んでいることで、そのことはかなわなかったものですから、今回、公約に出してグループ制の導入をしたということでございます。おかげさまで、そういう面では、先ほどありましたように、休暇の取り方、働き方改革ですね、それから課長の采配によって、いわゆる業務の効率化、そういうメリットというのも相当あるわけでありますので、それを今後さらに活用して、職員も含めて働きやすい環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○10番（小辻一海議員） 終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、小辻一海議員の一般質問を終わります。



○議長（福重彰史議員） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後4時45分 延会

令和7年第3回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和7年9月4日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

稲 付 洋 平

八 代 誠

永 田 梓

南 利 尋

東 宏 二

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（18名）

1 番 永 田 梓	3 番 稻 付 洋 平
4 番 隈 元 香穂子	5 番 南 利 尋
6 番 市ヶ谷 孝	7 番 青 山 浩 二
8 番 野 村 広 志	9 番 八 代 誠
10 番 小 辻 一 海	11 番 持 留 忠 義
12 番 平 野 栄 作	13 番 西江園 明
14 番 丸 山 一	15 番 玉 垣 大二郎
16 番 鶴 迫 京 子	17 番 小 野 広 嗣
18 番 東 宏 二	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（2名）

2 番 栢 山 晋 司	19 番 小 園 義 行
-------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課 健康増進グループリーダー 岩 崎 浩 二	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議会グループリーダー 末 原 和 幸
サブリーダー 前 田 範 雄	サブリーダー 上 野 健 太 郎

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、玉垣大二郎議員と鶴迫京子議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（福重彰史議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、稲付洋平議員の一般質問を許可します。

○3番（稲付洋平議員） 改めまして、おはようございます。久々の朝一番の一般質問でございます。どうかよろしく願い申し上げます。それでは、早速通告書に従い、随時質問をさせていただきます。

まず初めに、農業政策について質問いたします。令和7年6月5日、政府は、米政策めぐり、関係閣僚会議を開き、これまでの生産抑制から増産へ転換することを掲げました。また、政府備蓄米の放出により一時的に価格は下がったものの、今後の生産性の向上や輸出拡大などの取組も重要であるという情報を新聞で確認したところです。また、8月6日の新聞でも、「増産にかじを切り、耕作放棄地の拡大を食い止め、これからも農地を次世代につなぐ」という記事を拝見したところでした。そして、翌日、「農業再建へ最後の機会」という記事も目にしたところです。日本は、米農家の過半数が70歳を超えている現状です。「農政転換の表明は、再建に向けたキックオフとしてタイミング的にはぎりぎりだ」という衝撃的な記事を確認したところでした。その中で、政府は、2026年夏頃までに政策の方向性を集約し、2027年度以降に増産に踏み出すということも掲げています。そこで、今回の質問となりますが、自民党の食料安全保障強化本部において、農家の所得向上に向け、今後5年間で2兆5,000億円の予算を確保し、農地の大区画化を進めることなどを求める農業構造転換集中対策の実施に向けた緊急決議が決定されました。この予算が計上された場合、この予算に対応できる計画は、本市にあるのか、どのように対応していくのか、計画などありましたら、教えてください。

○市長（下平晴行君） 稲付議員の御質問にお答えします。

令和7年5月に、自由民主党の食料安全保障強化本部において緊急決議をなされたことは、承知をしているところであります。その項目の中の農地の大区画化等の農業農村整備については、どのぐらいの予算が付くのか、また採択要件等、具体的な条件が提示されていないことから、この予算に対応した計画はないところであります。なお、予算が確保された場合は、継続中のほ場整備も含めて活用をして、対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○3番（稲付洋平議員） まだ具体的な採択要件というものが提示されていないということですので、対応できない状況であるとは思いますが。予算確保された場合の活用、そういった場合には対応していきたいということですので、最新の情報を随時確認していただきたいと思うところがございます。

では、ここから今後の質問につなげるために、何点か質問したいと思います。本市の農家の平均年齢と離農された件数など、把握しておられましたら教えてください。

○耕地林務課長（得丸八郎君） お答えいたします。

5年ごとに国が実施しています農林業センサスの数値では、2020年では農家平均年齢が62.2歳となっています。また、離農件数でございますが、2015年が2,133戸、2020年が1,733戸となっており、400戸の減少となっています。

○3番（稲付洋平議員） 分かりました。

次に、また質問してまいります。令和3年度に策定した志布志市過疎地域持続的発展計画について、「事務事業マネジメントシート等による事業評価、効果検証を行う」と本市は定めています。令和3年に作成した志布志市過疎地域持続的発展計画がありますが、この期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとなっています。この中の14ページ目になりますが、農林水産業の振興ということで、「本市の産業振興は、基幹産業である農林水産業を中心に、恵まれた地域資源を活用した産業振興と安全・安心な高品質農畜産物の生産実現に取り組むことが必要である。農業者の高齢化に伴う耕作放棄地の増加、農業後継者の減少などから生産の停滞が懸念される。農家数も年々減少し、令和2年には1,733戸、平成2年と比較すると約60%の減少となっています。一方では、土地の集約や高性能機械の導入により規模拡大を進め、経営の効率化を図っている経営体も現れています。本市では、生産コストの低減や農業経営の効率化を図るため、国及び県の各種助成制度を活用し、共同利用施設の導入を推進しています」と記載されています。また、20ページ目には、「農地については、優良農地を確保するとともに、農地の効率的な利用を図るため、農地中間管理事業や農地のあっせん活動等により担い手への農地の集積・集約化の取組を推進していく」と書いてあります。こういった部分について、この部門は、しっかりと効果を検証しているのかをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市では、例年4月1日以降に事務事業マネジメントシートにより、各課において主要事業の実施状況や成果、課題等について整理し、事業の有効性、効率性、達成度の評価項目により効果検証を行っているところであります。このことにより、次年度以降の事業の改善、効率化等につなげるためのPDCAサイクルを実践しているところであります。令和6年度の農政部門の効果検証につきましては、事務事業一覧表による事務事業評価と主要事業マネジメントシートによる評価の合計51事業について、効果検証を行ったところであります。

○3番（稲付洋平議員） このマネジメントシートの評価ですが、この評価については、誰が実施しているのかを教えてください。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 事務事業のマネジメントシートの効果検証につきましては、業

務の透明性を高め、効率的な運用を図るための重要なツールだというふうに認識をしています。この効果検証につきましては、全職員が関与をすることで現場の声を反映しながら、業務改善の実効性を高めていくこととしています。今後も、農家所得の向上につながるように、全体で協力し合い、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

○3番（稲付洋平議員） 分かりました。評価については、課長だけではなく全職員ということですので、そこを確認したかったのです。全職員が共通認識を持つということがやはり重要ではないかと思ったところでした。安心したところです。

次に、土地改良事業の分担金の部分について質問いたします。今回、この質問に至った経緯についてですが、有明庁舎の南側にある上段地区ほ場整備ですけれど、この事業は、3年ほど前に地域の方から相談を受けていた地域です。令和7年5月22日に有明地区公民館にて、土地改良区を主体とし、鹿児島県、市と合同で、耕作者、地権者の方々に説明会を開催していただきました。そして、現在、地権者並びに耕作者の方へほ場整備の仮同意をいただく作業を地域の方々と進めており、現段階では、40%ほど仮同意をいただいているところです。もちろん、この事業に対して同意できない方もいらっしゃいます。しかしながら、この事業採択の条件としては、100%に近い同意を得られないといけません。事業の内容を説明しながら仮同意をお願いしているのですが、その中で、市民の声が幾つかございます。「年金収入しかない。1反当たり5万円は、大きな負担である」、「ほかの作物、そういったものは、工事期間中には作付けできない」、「もし、地権者が入院している場合、同意はどういった方がするのか、誰がするのか」、ほかにもあるのですが、こういった問題が起きている状況です。実際、その中で、1反当たり5万円というこの負担金が一番大きな声でした。そこで、質問です。土地改良事業分担金の使途として、志布志市土地改良事業分担金徴収条例第1条に定められていますが、この具体的な内容についてをお示しください。

○耕地林務課長（得丸八郎君） お答えいたします。

この条例は、県が施工する土地改良事業及び市が施行する土地改良事業に要する費用に充てるものとして定めているところでございます。分担金につきましては、土地につき受益の程度に応じて分担金納入義務者より按分した額ということで計上しています。

○3番（稲付洋平議員） この分担金についてですが、一応確認です。1反当たり5万円ですよ。頂いた分担金は、市内全体の農地に利用されるのではなく、あくまでもその対象となる工事地域に対して使われるということでしょうか。

○耕地林務課長（得丸八郎君） 県事業につきましては、負担金として支出しています。市の事業としては、事業費に充当させていただいています。

○3番（稲付洋平議員） 分かりました。では、本市には、平成18年1月1日に志布志市土地改良事業分担金徴収条例施行規則を定めています。規則の第2条第3項ですが、「農業農村整備事業（区画整理に係るものとする。）当該土地改良事業の施行に係る土地10アールにつき5万円を乗じて得た額」と記載されています。この5万円という分担金の根拠は、何になりますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃった志布志市土地改良事業分担金条例は、平成18年の3町合併時に制定された条例となっています。当時、3町で一番低い分担金の額を根拠に1反当たり5万円としたところでございます。なお、合併前の旧有明町では10アール当たり20万円ほど負担していた経緯もございませう。

○3番（稲付洋平議員） 分かりました。この分担金は、合併前の旧町時代は20万円と今初めて聞いたのですが、これは、今5万円ですよね。この分担金は、国・県のほうは徴収するといったそういった規定というものはありますか。

○耕地林務課長（得丸八郎君） 国・県ともに土地改良法で定められています。国営土地改良事業につきましては土地改良法第90条第2項、都道府県営土地改良事業につきましては土地改良法第91条第3項によって定められています。

○3番（稲付洋平議員） 定められているということですね。分かりました。この国・県が定めていることなんですけど、この10アール当たり5万円の分担金について、この条例を改正して分担金をなくすことは不可能なのかなと、私はそう思います。もしくは、この部分を収入が少ない方、そういった方に対しても、負担を一部負担といった部分に変えることができるのではないかと考えるのですが、そこは、執行部としてはいかがでしょうか。

○耕地林務課長（得丸八郎君） 現在、ほ場整備の実施地区が3地区ございませう。それぞれ分担金条例に基づいて納入していただいておりますことから、公平性の観点から額の変更は考えていないところございませう。

○3番（稲付洋平議員） 分かりました。今、課長が言われたように、公平、平等、そういった部分からいくと、厳しい部分になるのかなと思うのですが、やはり農業推進という観点からいくと、そこも変えていく必要があるのかなと思うところで質問したところでした。現段階としては、現在のままで進めていくということですね。

[何言か呼ぶ者あり]

○3番（稲付洋平議員） はい、分かりました。

それでは、次の質問に入っていきたいと思ひます。このほ場整備事業の行政の関わり方について質問していきたく思ひます。このほ場整備事業については、仮同意書を作成するに当たり、地権者や田畑の場所を確認するため、税務課に自ら向かい、確認作業を実施し、地籍図の発行手数料についても個人負担となっています。また、仕事をしながら事業説明や同意をもらいに行くために、膨大な時間を費やします。こういった事業をスピード感を持って進めるために、行政も一緒に作業できないかと私は思っています。例えば、同意書、仮同意書もですが、そういう仮同意書の記入、もしくは事業説明、そういった細かい部分についても、市役所窓口で取り扱えるようにすることは、不可能なのかお伺ひします。

○市長（下平晴行君） 土地改良事業の実施においては、要望のあった地域について関係団体と一緒に進めているところでありませう。また、事業実施をしたい新規地域においては、要望書並び

に事業に関わる受益者の仮同意書を併せて提出をさせていただいているところです。この要望書や仮同意書は、事業に伴う受益者の皆様で、関係者へ同意徴集を行って推進をさせていただいているところでもあります。なお、事業採択に伴う本同意からは、行政と要望地域の推進委員と一緒にあって、同意徴集を推進しているところでもあります。また、市役所に問合せ等があれば、ほ場整備の説明などをさせていただいているという現状でございます。

○3番（稲付洋平議員） この要望書や仮同意書については、事業に伴う受益者で関係者へ同意徴集を行って推進していくわけなのですが、先ほども述べましたが、本当に時間をかなり要する作業なんですよね。ここの部分に行政が下支えすることで、農家や地権者の方々への事業の理解も深まって、農業推進にもつながるのではないかと私は思うんです。また、あくまでもこれは、私個人の考えですが、農業は、今、大きな分岐点に来ていると思います。合併後、条例を定めて本市の政策を進めてきたこととは思いますが、先ほど質問した志布志市土地改良事業分担金徴収条例は、約20年前のものであります。果たして、この条例が現代に合ったものであるのか、今述べた条例以外も見直す時期に来ているのではないかと私は思ったところでもあります。少し論点が変わってしまっていますが、この条例の見直し等について、検討を考えたことがあるのかを質問いたします。

○市長（下平晴行君） そのことについては、検討はしていないところでもあります。

○3番（稲付洋平議員） 分かりました。今回、やはり農家の声というものを届けるべきだと思って、いろいろ質問させていただいたところです。この議会の中で、同僚議員のほうからも過去に質問があったと思いますが、耕作放棄地の問題、あと農道が狭い、あと土水路ですよね、そういった部分の管理が困難であるといった多くの課題があります。地域によっては、多面的交付金事業で対応しているところもあるんですが、農家の方からの声というものは、「農地がしっかり整備された田畑であれば、借りたい」、そういう事業者、個人農家もやはりいらっしゃいます。様々な内容を今回ちょっと質問したんですが、この問題について市長のみならず、職員の皆さんも、どのように捉えているのかと私は思うところです。この行政、市役所というところは、新しいアイデアを生み出すこともできる機関であると思っております。以前、市長の一般質問での答弁の中に「ダイナミックに」という答弁をいただいたことがあるんですが、やはりダイナミックにですね、そこも検討いただけないかと思うところです。最後に、市長の思いをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、行政が関わらなければできないことも多々あると思っております。ただ、昨日も質問がありました公平、公正という観点からも、どこまで市が関わっているのか等々も含めてですね、確かに水路等については、やはり受益者だけでは、いわゆる人口減少というか、関わりを持つ人が少なくなっているというようなことも聞いています。そういうことも含めて、どこまでの関わりを市役所がしているのか。例えば、先ほどの同意の問題についても、これは、やはり受益者、関わる人たち自らがここを整備してほしいという、まずそこから始まりです。その後は、本同意になったときには、行政も関わりを持つというようなことと全く一緒でありますので、そういう市の関わり方がどの程度、どの時期に、どういう関わり方をしているのかということも含めて、これは、内部で十分協議していかなければいけないこと

だろうというふうに思っています。

○3番（稲付洋平議員） ぜひ、今、市長答弁にありましたとおり、内部のほうでまた協議いただければと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、稲付洋平議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

○

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

○

○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、9番、八代誠議員の一般質問を許可します。

○9番（八代 誠議員） 改めまして、皆さんこんにちは。議席番号9番、八代誠です。早速通告書に従い、一問一答により質問してまいります。

まず、道路行政のうち、市道伐採について伺います。今年は、平年より2週間ほど早い、5月中旬に梅雨入りをいたしました。例年であれば、この梅雨入りしたあたりに、志布志市ふるさと協議会に属している建設会社の皆さんによって、市道伐採作業が開始されていたと認識しています。様々な重機などを駆使しての作業で、作業終了後の市道は、実にきれいになっておりました。集落伐採を計画している自治会の会長さんから、複数の相談というか、苦情とも捉えられる電話をいただきました。一般質問通告書を提出してからの出来事になります。私が通告書を提出したのが8月21日でしたので、8月21日以降の相談になります。内容を要約して紹介いたします。

「毎年8月末から9月上旬にかけて、市道の集落伐採作業を実施している。今年は、業者による伐採が実施されていないので、作業の量が想定以上になりそうだ。地元の市議会議員に問い合わせてみてはどうか」と、自治会の定例会、月例会での話題だったということです。私の住む伊崎田地区では、現在でも伐採作業が実施されていない市道が多く見受けられます。道路には、大量の落ち葉及び結構大きな枯れた木の幹、それから枝、さらには枯れ竹も多く落ちたり、倒れたりしています。そして、刈り取らなければならない長く伸びた大量の雑草があります。まずは、昨年までこういう苦情は来なかったので、特に今年度について、現時点での市道伐採作業の状況について、お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えします。

市道維持管理の伐採につきましては、建設業者への業務委託として、基幹市道を6工区に分け、計12路線、延長36キロメートルを行っているところであります。その他の市道を業務委託で計66路線、延長92キロメートルを行っているところであります。また、自治会にお願いしています集落での道路愛護作業があります。それ以外の伐採は、市の直営の道路維持作業員による伐採で対

応をしているところであります。

○9番（八代 誠議員） ここで、令和7年度の当初予算額を見ていくと、令和6年3月31日現在の話になります。市が管理する道路は、990路線、延長776.8キロメートルとなっています。この言葉もですね、令和7年度の当初予算書の説明書きに書いてある言葉です。今、市長からもありましたように、まず報償費として集落伐採清掃報奨金、委託料として市道路伐採清掃作業委託、もう一つ委託料として基幹市道伐採業務委託。この基幹市道には、基幹市道伐採業務委託ということで、「清掃」という言葉が入っていません。また、基幹市道伐採業務委託で「作業」という言葉が入っていない。この市道路伐採清掃作業委託、基幹市道伐採業務委託、言葉の使い分けがちょっと自分にはよく分からないところなんですけど、内容を分かりやすく説明いただけますか

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

市道伐採に関しましては、建設課としては非常に大切な事業だというふうに強く認識しています。まず、基幹市道とその他市道の違いになりますが、基幹市道につきましては、以前はNPO法人のほうでその他市道と併せて伐採業務委託を行っていた経緯がございます。それは、令和6年度から基幹市道については工区分けをして発注を行っている。今まで基幹市道に関しまして、そういった伐採以外にも清掃とか道路補修を含む作業も含んでおりましたが、やはり直接、基幹市道につきましても、NPO法人ではなく、業者のほうで伐採をしていただくという形で、令和5年度から伐採業務委託という形で清掃は省いています。また、その他市道の分につきましては、従来どおり、NPO法人のほうで作業をして、これもあくまでも伐採だけになっています。以前につきましては、そういった形で清掃であったりとか、補修を含んだ形で組んでいましたが、令和5年度からその分は変更をしています。

○9番（八代 誠議員） 市道伐採清掃作業についても、伐採のみということですか。もう1回、お願いします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

そのとおりでございます。

○9番（八代 誠議員） ここまでちょっとヒアリングのときにちゃんと聞けばよかったですけど、以前は、建設会社による伐採清掃作業、私は、清掃というのは、側溝内の雑草や土の除去までが一連の作業であったというふうに認識しています。どうしてこの清掃を省かれたんですかね。やはり単価的にということなんですか。伐採は、していただくんですけど、側溝の中に伐採した後のその雑草の残り、あるいは1年間積もった土砂というのが撤去されていない。以前は、そういうことがなくて、しっかり伐採した後の草、あるいは側溝の土砂まで除去されていたと思うんですが、清掃の部分は、その積算上ないということなんですか。もう1回、お願いします。

○建設課長（富岡 裕君） 説明不足で申し訳ございません。一応、その清掃というのが伐採の中に、やはり草を刈った後の集積、そしてまたその側溝部分に詰まっている部分は併せてするわけでございます。その分の清掃は入ります。ただ、その道路補修というのが以前あったものから、道路補修は省いていますよという意味でございます。

○9番（八代 誠議員） まさしく、そのこともお聞きしたいところでした。私が住んでいる伊崎田地区は、業者による伐採が始まったところです。以前は、私も建設業に29年間携わっておりました。伐採を始める前に、建設課のほうに呼ばれたような気がするんですが、「道路から法上何メートルを伐採してくださいね。道路から法下何メートル伐採してくださいね。側溝の中も全部きれいに上げてくださいよ」、紙1枚に作業の内容が書かれていて、図まで書かれたA4ぐらいの紙だったと思います。そういった形で「しっかりこの作業をしてくださいね。あなたは、この路線のここからここまでですよ」というようなお願いというか、様式、マニュアルというか、そういうものがあつたのですが、最近、そういうのは、徹底されているのですか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

現在、そういった指導マニュアルというのは、業者のほうにはお渡ししていないところです。ただ、例年、そういった市道伐採、様々な市道につきましては、NPO法人のほうにお願いをしていますし、今回、基幹市道に関しましては、委託業務でもう発注しています。その設計の中に入っていますので、そういった設計に基づいた作業をしていただくという形になります。

○9番（八代 誠議員） いずれにしても、伐採は終わっています。伐採は終わったんだけど、側溝内にまだ伐採した後の切った残り、あるいは側溝に土砂がたまっているところもあつたりします。やはり、作業する前のそういった指導というかお願いを、しっかりどの業者がやっても同じような仕事ができるようなことを、もう1回、確認されないと。今、NPO法人にどのような形でお願ひされて、そこから間接的に「あなたはここ、あなたはここ」ということなんでしょうけれども、以前、数十年前ともいいますが、市になってからもきれいに作業をされてきました。「最近、ちょっと雑だなあ」というふうに自分は思っていますので、もう1回、そのことについては、確認をしていただきたいと思います。課長、もう1回、お願いします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

やはりそのことは、とても大切だと思います。私もあの現場を見る中で、やはり業者によってはその違いというのがあります。それを平準化するといいますか、やはりその違いがないようにしていただくのは大切ですので、今後ともそのことについては取り組んでいきたいというふうには思っています。

○9番（八代 誠議員） よろしく申し上げます。ただ、最初のほうでお話があつた、ちょっとその「令和5年あたりから発注」と言われたので、入札になつたりしているものもあるのかなというふうに考えるのですが、特に今年、この伐採作業が遅れたよなというふうに自分としては実感しています。そういった委託するタイミングが例年よりどうだったんだろう。何らかの都合で、作業自体がとにかく遅れている原因は何なのかということは、特定されているのですか。

○建設課長（富岡 裕君） 伐採作業が遅れた原因が何かということでございますが、建設課のほうでも、このことについては一応協議をしたところでございます。まず、基幹市道においては、6工区に分けて発注をしています。今年度は、6工区のうち二つの工区で入札不調がありました。そのことも要因の一つと考えています。その後、再度、入札を行ったものの、6工区のうち受注

者が重複している工区もあることから、路線が増え、作業が増えたことで、伐採作業に時間を要したことが遅れた要因の一つとも考えています。伐採作業の期間につきましては、例年、6月の梅雨時期から伐採作業を開始しておりましたが、令和6年度より草が一番繁茂する時期である7月から8月のお盆までの伐採作業で契約していることから、通常より遅れていると感じている地元の方もおられるのではないかと感じたところでございます。

○9番（八代 誠議員） 不調もあったんですね、分かりました。それでは、この不調の先には、もっと業者が受注できない理由というのが、根深いものがあるのかな。来年度以降の集落伐採の在り方、考え方、そして市道伐採清掃及び基幹市道伐採委託の在り方、このことについては、南議員も質問されますが、昨今の物価高による金額等についても是正していかなければ、不調ということは、やはり人手不足、あるいは単価的にはない、そういったものが原因なんじゃないかなというふうに、私は考えています。来年に向けての手法や対策を検討しておられますか。今後についての考え方をお示しくください。

○建設課長（富岡 裕君） 今後の伐採作業について、どのように改善をしていくのかということの質問でございませう。今後、来年に向けて、伐採につきましては基幹市道、その他市道については業務委託で行っています。その業務委託で行う全ての伐採については、市内の入札格付けに基づき、様々なランクの市内業者が入札に参加できる機会を設けるため、設計金額の見直し、適切な除草剤散布を盛り込んだ設計なども含めて検討をしていこうというふうに考えています。また、直営で行う道路維持作業員での伐採については、令和6年度より機械化も導入し、年次的に張りコンクリート工事を行い、伐採作業のメンテナンスフリー化を進めるなど、工事の効率化をより改善する工夫を検討してまいります。今後も優先順位を明確にして、計画的な市道伐採業務に努めてまいりたいと考えています。

○9番（八代 誠議員） 来年は、市民の皆さんから「まだ、せんとけ」というようなことがないように、今、課長が頑張りますということでしたので、よろしく願いいたします。

それでは、次の項目に移ります。道路行政の（2）番になります。本題に入る前に、少しだけお聞きしたいことがあります。まず、この志布志庁舎の上のほうに位置する志布志市文化会館の駐車場から文化会館に渡る横断歩道になります。スプレーでやられたんだなというふうに思うのですが、なぜか半分だけペンキが塗られています。文化会館では様々な催しが開催され、その際、横断歩道の左右には誘導員が配置され、横断歩道を渡るように指示されます。私の実体験になります。ペンキが塗られる前の話です。誘導員の方々が「横断歩道を渡ってください」と案内されます。「えっ、横断歩道どこけ。あれ、横断歩道があったけ」、私が過去に経験した出来事です。さて、このペンキは、誰が塗られたものか分かっておられますか。実名は必要ありません。分かるのか、分からないのかだけで結構です。お願いいたします。

○建設課長（富岡 裕君） 文化会館と駐車場を結ぶ道路に引かれている横断歩道でございませうが、基本的には、横断歩道は、公安委員会所管となることから、道路管理者である市では引き直しができないこととございませう。生涯学習課のほうに確認しましたら、生涯学習課のほうで志布

志警察署へ横断歩道が消えている部分の補修作業の願いはしたと聞いています。志布志警察署としては、公安委員会のほうに予算化の要望している段階であり、応急的な対策として、志布志警察署の署員の方々がペンキで引いたと報告を受けています。

○9番（八代 誠議員） 「どうして、この横断歩道は、ペンキが塗られたのかな」そういうふうに半分なんですよね、また半端なつて。しかし、「この横断歩道にペンキを塗ってほしい。どげんかせんないかん」というふうに考えられて、志布志警察署のほうに相談されたと思います。同じ思いで質問してまいります。市道においては、中央線や外側線をはじめ、停止線や横断歩道のラインを視認、つまり、目で見てもラインを確認できない箇所が多く見受けられます。地元の南日本新聞に8月14日掲載された記事では、「交通規制誤り139件摘発」と見出しにあり、鹿児島県警、8月13日、県の公安委員会が決定する交通規制と道路標識が一致していない事例が2,973件あったと発表いたしました。そういった規制と標識が一致していない箇所で見取りを実施し、誤って193件を摘発して反則金として徴収した約83万円を2024年までに全額返還し、行政処分も取り消しました。また、これらとは別に、鹿児島市や日置市など7か所で標識の設置箇所が不適切だったにもかかわらず、2018年から2023年の6年間に、14件を誤って摘発したことも判明しています。鹿児島県警の交通部長は、「多大な御迷惑をおかけしたことをお詫びする。再発防止を徹底し、県民の理解が得られる交通取締りをしていく」とコメントされています。また、「道路拡張や交差点改良の際、警察官の認識不足や道路管理者との連携不足が原因である」としています。鹿児島県警の交通部は、道路管理者との連携不足も一つの原因であったと分析していますが、道路管理者との連携不足という点において、本市の総務課の交通安全のほうの係、あるいは道路改良、交差点改良の工事を展開する建設課、あるいは耕地林務課のほうに、鹿児島県警察交通部から何らかのお願い、あるいは通達はありましたか。整理してお尋ねします。新聞記事にあった自治体との連携不足という点において、本市の総務課あるいは建設課、耕地林務課に、鹿児島県警から何らかのお願い、もしくは通達はありましたか。

○市長（下平晴行君） 現在のところ、警察側から道路管理者に対して何らかの通知、通達はないところであります。市道管理者としては、道路拡張や交差点改良の際は、志布志警察署と事前協議し、鹿児島県公安委員会からの回答文書に基づき、志布志警察署員立会いの下、交通規制設置等を行っているということでもあります。また、市道での交通規制に関する市民からの要望、問合せにつきましても、志布志警察署と協議し、連携を図った上で対応しているところであります。

○9番（八代 誠議員） この鹿児島県警交通部の部長さんのコメントは、何かこううまく煙に巻くような、「自治体との連携不足という、都合のいい言葉だな」というふうに感じてしまいます。私は、この記事を読んだときに、そういうふうに感じました。次に紹介するのも新聞記事になります。見出しには、「志布志市で交通事故多発地点合同現場診断」と書いてあります。「志布志町志布志の県道交差点で、現場診断が8月21日、地元の自治会や行政、志布志警察署など約20名が参加した。都城志布志道路の志布志インターチェンジ近くで、過去3年間に25件の交通事故が発生した。整備中の東九州自動車道の迂回路建設が進む状況や交通量を現場で確認後、市役

所で検討会が実施された」という記事であります。志布志インター付近については、都城志布志道路が開通したものの、特に「うなぎの駅」辺りは、迂回路の撤去に伴う高架になっている部分の下部の舗装工事が実施されています。さらに、東九州自動車道のうち、日南・志布志道路の工事も始まっています。こういった現場を確認した後の検討会は、大事なことだと思います。新聞記事にあるような課題解決、市長も、志布志市の建設課、耕地林務課、あるいは総務課の交通安全係で、道路交通法によって規制がかかってしまってできないこと、こういったときに現場の検討会はするけれども、私がこれまで話したような課題を解決するために、警察署と志布志市の会議は、定期的に実施されているんですか。

○総務課長（鮎川勝彦君） 警察署とは定期的な会議はしておりませんが、信号機の設置が必要な箇所、それから一時停止の要望があるときには、私が建設課長時代は、市長が自ら警察署長のところに要望書を持っていった経緯もあるところでございます。

○9番（八代 誠議員） これまでちょっと長くなりました。昨年6月に同様の質問しましたが、ここでお話したことが警察のほうに本当にうまく伝わってないというのが実感です。道路交通法に基づく表示として、公安委員会が設置、管理しなければならないとなっている視認できない、目で確認することのできない停止線、横断歩道の塗り残しは、全くこの1年間、私は手つかずになってるのではないかなというふうに考えています。定期的な警察署の会議でそういうのを設けていただいて、強く要請をしていただきたいと思います。市長、どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、市道停止線の補修作業につきましては、公安委員会や警察署と協議し、許可を得る必要があるところであります。今おっしゃったように、その点を実際してないところで、ただ、先ほど総務課長が言いましたように、信号機設置のお願いには直接行ったところであります。その後はしていないところであります。

○9番（八代 誠議員） あえて、志布志市議会の一般質問の中で伝えたいと思います。文化会館のその横断歩道は、半端極まりない。鹿児島県にしっかりこのことについては対応していただきたいというふうに思います。すっかり前置きが長くなってしまいました。今回お願いしたいのは、「止まれ」の標識が設置されていない市道の交差点及び丁字路において、交通規制を伴わない指導停止線の設置についてになります。長崎県警察のホームページに、停止線と指導停止線の違いについて掲載されています。停止線と指導停止線の目的は、一緒です。ただ、指導停止線については、法令による規制がありません。三差路などで、ここは止まったほうがいいよなというものを、以前も建設課長が「停止線みたいなのは、引けるんですよ」と、まさしくこの指導停止線のことです。この指導停止線の施工事例については、長崎県だけではありませんでした。私は、この指導停止線は、本当であれば建設課のほうで線の厚みとか、幅とか、長さとか、いろんな規定というものがあると思います。でも、志布志警察署は、横断歩道にスプレーのペンキを塗っているんですよ。彼らは、やっちゃってる。私は、伊崎田地区で地域安全モニターという係をやっています。そうすると、自分たちは、やはり「何か活動をせんないかんよね」ということで、いつも話しています。そういったときに、自分の地域の実情というのは、地域の人たちが一番分

かっているんです。建設課の皆さんより、特に地域安全モニター、あるいは交通安全協会支部の方々は、「どこが危ないね」、「あそこの草が最近すごいよね」ということで、自分の地域の道路事情というのは分かっている人が多いと思います。この指導停止線を何とか地域の人がそういった作業ができるような仕組みづくりというものを、ぜひ、検討していただきたいというふうに考えます。もちろん、私は、簡単に「あひこ塗ればよかったが」とかいうことではなくて、「どことどこの地図に落として、計画的にやっていきますよ。今年は、この分とこの分と写真を添付して申請書を出して、ただ、作業するときには安全確保のために誘導員も設置してくださいね」と、ありとあらゆる課題を一旦抽出していただいて、ボランティア団体でもそういう作業ができるような仕組みというものを、ぜひ、早急に検討していただきたい。標識の「止まれ」があるところは、自分たち、そういうボランティアではできません。ただ、丁字路で、まさしく以前は白線があるんですよ。でも、標識がない。それは、多分、旧有明町時代に引かれたのかなという線が残っているんです。そういうところを「ここは、止まったほうがいいですよ」という啓発ができるような指導停止線をボランティアの人たちが仕事ができるような仕組みを、ぜひ、検討していただきたいと思います。市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたように、この指導停止線の補修作業については、公安委員会や警察署と協議して許可を得る必要があるとなっているわけですね。それと併せて、先ほどおっしゃいましたように、厚みとかそういう土木管理の施工管理の基準があるみたいですので、その許可を得る必要があるということです。その許可が出れば、これは、もうおっしゃるように、その基準、施工管理に基づいて専門であればできるわけでありますので、その許可を得ることができるかどうかということ、まず協議をしていきたいというふうに思っています。

○9番（八代 誠議員） この指導停止線については、ほかの県はやっています。今、市長が言われるように、そのラインを施工する際のラインの厚みとか、幅とか、長さは、やはりしっかりした規格でやっていかなければならないのかなと思います。私が「文化会館の横断歩道をやっちゃってますよ。警察は、それがスプレーで許されて、何で自分たちはそれができないんですか」ということに矛盾を感じています。とにかく急がないと、急がないとというか、白線が引いてあったにもかかわらず、もう視認できない箇所がいっぱいありますので、それをボランティア団体でやりたいという人が、人というか、うちの地域そうなんです。だから、そういうことができるような仕組みをつくっていただけませんかということです。十分、その規格というものは分かります。でも、警察だったらスプレーで、それも半端な半分でオーケーで、自分たちボランティア団体がやると、「いやあ、もう規則がありますから」と、それ、おかしいですよ。市長、どう思われますか。

○市長（下平晴行君） やはり人命を、安全・安心と申しますか、そのために白線で分かるようにしているわけであります。これは、本当におっしゃるとおり、大変大事なことだというふうに思いますので、そのことも含めて対応してまいりたいと思います。

○9番（八代 誠議員） 自分たちボランティア団体なんですけど、本当に毎回会議を行うと、

「まだでけんとか、まだでけんとか」というふうに言われますので、そういったボランティア団体でも指導停止線、スプレーでも何でも、こう視認できるような形で作業ができる仕組みづくりというのを、ぜひ構築していただきたいなというふうに思います。

道路行政、最後になります。昨年の6月定例会での一般質問で市長にお願いいたしました志布志市内の生活道路の制限速度についてになります。昨年質問したときには、市長も「来年どこか9月頃に、そういった法律が正式に発表されるのではないかな」ということだったんですけど、いよいよ令和8年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が時速60キロメートルから30キロメートルに引き下げられることが正式に公表されています。有明庁舎の近くに30キロメートル規制の道路があるんです。30キロメートル、30キロメートルずっと付いてて、30キロメートルの上に終わりですよと、丸い表示に「終わり」というのが付いているんです。この生活道路は、30キロメートルになっていくわけで、その「終わり」の標識、誰が取るんだろう。まず、公安委員会になると思うんですが、そういった60キロメートルから30キロメートルになるということを本当に事前に早い段階から市民の皆さん方に周知していかないと、私が住んでる伊崎田地区は、市道吉村・山ノ口1号線、県道63号以外は、もう全部スピードに規制のない、標識の立っていない生活道路、これまでは60キロメートルで走っていた部分が来年9月1日から30キロメートルになる。このことは、本当にしっかり知らせて、周知していただきたいと思います。その点について、市長、よろしく願いますということで、御意見を願います。

○市長（下平晴行君） やはり市民にしっかり分かるような対応をしていかないといけないと思いますので、そこも含めてですね、対応してまいりたいと思います。

○9番（八代 誠議員） よろしく願います。

それでは、2項目目の伊崎田地区の住居環境整備について質問してまいります。伊崎田地区においては、県立の曾於地区特別支援学校が令和10年4月に開講予定となっております。そこで、まず教育長にお尋ねします。この曾於地区特別支援学校になりますが、どんな点に重点を置いて整備を進めていこうとしているのか、分かりやすく教えていただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 鹿児島県は、曾於地区特別支援学校の施設整備における基本的な考え方として、国の特別支援学校施設整備指針及び令和6年5月に策定されました曾於地区特別支援学校整備計画に基づいて、知的障害と肢体不自由の障害のある児童・生徒が学びやすい学校づくりやインクルーシブな学校運営を行うことができる環境を目指すとしています。学校の設計に当たりましては、特別支援教育の充実、児童・生徒の主体的な活動の支援、それから安全で快適な学習環境や地域との連携を図る施設整備に重点を置いているとのことをございました。

○9番（八代 誠議員） 教育長にさらに伺っていきます。この施設の概要や計画されている施設の内容について、公表できる範囲内で結構ですので、お知らせください。

○教育長（福田裕生君） 県からいただいた情報に基づきましてお伝えいたします。施設の概要といたしましては、敷地面積が約1万8,000平方メートル、木造2階建ての管理校舎棟、それから鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り2階建ての特別教室棟、廊下棟、鉄筋コンクリート造り一

部木造1階建ての屋内運動場やプール棟など、計7棟の建物と運動場が整備される計画だということです。校舎には、普通教室として小学部が8教室、中学部が7教室、高等部7教室をはじめ、自立活動のための部屋、プレイルームなどの共用室やセンサリールームといたしまして、聴覚、視覚などの感覚過敏である子供たちが安心して過ごせるような、音や光の刺激を遮断するような、特別な部屋の計画もしているということでございます。建設予算につきましては、現在調整中と聞いています。

○9番（八代 誠議員） 何回かお聞きしているのですが、この学校に通うであろう児童・生徒の皆さんの人数及び学校で働いていただく教職員の数について、鹿児島県の担当部局は、どんな予測をされていますか。

○教育長（福田裕生君） 県からは、令和10年4月の開校時に児童・生徒が約90人、教職員が約70人を見込んでいると聞いています。

○9番（八代 誠議員） 教育長については、最後の質問になります。この特別支援学校ができた際、伊崎田小・中学校の校長先生、教頭先生は、地元伊崎田地区に住宅が建設されていますので、住んでいただいています。この特別支援学校の管理職の方々の住宅について、鹿児島県は、どのような考え方を持っているんですか。できれば、伊崎田地区に住んでほしいという気持ちでお聞きしています。

○教育長（福田裕生君） 県からは、教職員住宅の建設予定はないというふうに聞いています。

○9番（八代 誠議員） 教育長、御丁寧な答弁ありがとうございました。それでは、早速本題に移ります。市長にお伺いいたします。令和10年4月に、この特別支援学校が開校予定になっています。私は、このことにより、伊崎田地区には新たな地域特性が形成されて、交流人口及び関係人口が拡大すると確信しています。今、教育長からもありましたように、学校に通うお子さんが90人、そして、先生方が70人勤務される。さらには、管理職の先生方の住宅建設の予定はない。こういった機会をチャンスと捉えて、県とも連携しながら、私は、まちづくりの取組として、移住・定住を促進するための住宅用地や学校職員用の戸建て住宅の整備は検討できないかなというふうに考えています。市長の思いをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 先ほどからありますように、今回、伊崎田地区に県立の特別支援学校が整備されることが決定したことで、今後、通学の負担が軽減するだけではなく、多くの児童・生徒が通学し、学校職員が勤務することによって、地域の活性化につながる可能性があるというふうに認識をしています。しかしながら、道路網の整備により通勤可能な範囲が広がっており、またスクールバスも今後、運行範囲が決定するとお聞きしており、学校職員や保護者の皆様の伊崎田地区への移住・定住の動向などが現時点では不明であることから、同地区への住宅用地や戸建て住宅の整備は考えていないところであります。

○9番（八代 誠議員） 考えてほしくて質問しています。伊崎田地区においては、平成30年6月に伊崎田定住促進住宅用地が完成し、分譲が開始されました。分譲の募集期間は、平成30年6月5日から6月7日の3日間でした。分譲されたのは、7区画です。土地の面積や形に違いはあ

りましたが、この3日間で完売しました。7区画が3日間で完売をしています。伊崎田地区には、民間になりますが、小学校に隣接する保育園があります。そして、小中一貫校。来年には、伊崎田中学校の新しい校舎が完成します。そして、令和10年4月には、鹿児島県立の曾於地区特別支援学校が開校予定です。市長、まだ特別支援学校が開校するには2年あるんです。私は、市長が「うん」と言われるまで、この質問を続けたいというふうに思っています。検討できませんか。もう1回、お願いします。

○市長（下平晴行君） 考え方としては、よく理解できる場所ではありますが、今、整備をしますというようなことは言えない場所があります。その辺は、御理解していただきたいと思いません。

○9番（八代 誠議員） 立場上、よく分かります。このことについては、これからまだ時間がありますので、幾度となく、12月もやろうかなというふうに考えています。また3か月たったら、同様の質問をしてまいりたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、八代誠議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。



午前11時23分 休憩

午前11時30分 再開



○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、1番、永田梓議員の一般質問を許可します。

○1番（永田 梓議員） 皆さん、こんにちは。1番、永田梓です。それでは、通告書に従い、早速質問させていただきます。

使用済紙おむつ回収が令和6年から市内全域で始まったことで、埋立処分場の延命化が図られたとのことですが、その詳細を教えてください。

○市長（下平晴行君） 永田議員の質問にお答えします。

清掃センターへの搬入量ではありますが、使用済紙おむつの市内全域での回収を開始する前年度の令和5年度が2,415トン、回収を開始した令和6年度が2,219トンで、196トン搬入量が減少しています。このうち、使用済紙おむつの再資源化の処理量が約167トンでありましたので、削減量の約83.5%が使用済紙おむつにより削減できたということになります。年間の埋立量から計算しても、約7%の埋め立てるごみの削減ができているところでもあります。なお、ユニ・チャーム株式会社との当初推計では、志布志市及び大崎町の家庭系、事業系全ての使用済紙おむつの回収見込量は、年500トンで、さらに延命化が図られることが見込まれているところでもあります。

○1番（永田 梓議員） 令和5年度から令和6年度にかけて、搬入量が196トン減少している

ということで、効果というのは見られているのかなと思います。埋立処分場をさらに延命化させる考えは、本市のほうはあるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 具体的な手法については検討中ではありますが、平成30年度に実施した固形燃料化に係る事業化可能性調査事業結果から、清掃センターで埋立処分している一般ごみの約63%が固形燃料（RPF）化に適した原料であることが分かっています。固形燃料（RPF）化できるものを分けて処理することで、埋め立てるごみを減らし、さらなる延命化を図ることが可能であるというふうに考えているところであります。

○1番（永田 梓議員） 調査から、約63%の固形燃料（RPF）化に適した原料があるということが分かったということですが、この固形燃料を分けて処理するという方向に、今後、本市はかじを切っていくということ考えていてよろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） そういうRPF化に適している材料がそれだけあるということであるので、これは、活かしていかなければいけないなというふうに考えています。

○1番（永田 梓議員） 分かりました。この事業を実際するとなったときに、さらに分別が増えることがないような取組を考えてほしいなと思います。この本市のリサイクル事業に対して、国の評価というものは、どのようになっているのか。また、本市のリサイクル事業について、国からの補填等は、どのようになっているのかお伺いします。

○市民環境課長（村山 睦君） お答えいたします。

大人用の紙おむつの消費量が高齢化に伴いまして年々増加しており、国の推計では2030年度頃には、一般廃棄物の割合の7%を占める見込みとなっています。再生利用を促進するための検討を毎年行っている状況でございます。また、生ごみなどの再資源化につきましては、資源循環社会づくりに対する特別交付税が今年度から措置される予定となっています。内容としては、生ごみ、剪定枝、食用油について、その分別収集及び再資源化に係る経費の2分の1を特別交付税で措置されるものでございます。5,000万円ぐらい入ってくると見込んでいるところでございます。

○1番（永田 梓議員） 特別交付税が今年度からということで、本市の行っている取組というのが、全国的にも注目度が高いものだというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） そのとおりだと思います。

○1番（永田 梓議員） それでは、災害ごみの仮置き場について、伺ってきたいと思います。近隣の自治体と連携し、今回、霧島市や始良市で発生したような豪雨災害が本市で発生した場合、災害ごみの仮置き場は、どのように検討しているのでしょうか。また、そのほか、地震や津波が発生した場合、災害ごみについては、清掃センターに最終的に埋立てされるのではないかなと思うのですが、近隣自治体と連携し、焼却処分をすることというのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 災害廃棄物につきましては、環境省が定める対策指針に基づき、令和4年3月に志布志市災害廃棄物処理計画を策定し、本市で災害ごみが発生した際の体制などを定めているところであります。災害廃棄物は、一般廃棄物に分類されるため、本市が処理の主体を担

うこととなっていますが、甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、鹿児島県に事務委託を行うこととしています。仮置場につきましても、県の計画で示されています南海トラフの巨大地震または種子島東方沖地震などを想定して作成された必要面積を参考に、松山地域に2か所、志布志地域に7か所、有明地域に5か所の計14か所を候補地としているところであります。候補地は、市有地のみであります。災害の発生状況により、県有地や国有地についても利用を検討し、要請を行ってまいりたいと考えています。また、災害ごみにつきましても、ある程度の分別を行い、処理することとしています。近隣自治体と連携することもその方法の一つと考えています。災害の規模や被災状況により、そのときにならなければ、実際に使用できる災害ごみの仮置場や処理方法など不透明な部分も多くありますが、埋め立てるごみが少しでも減るよう民間事業者と連携を含め、広域的な処理を検討してまいりたいというふうに考えています。

○1番（永田 梓議員） 令和4年3月に、志布志市災害廃棄物処理計画を策定されたということですが、私も内容を確認させていただきました。市内の一般廃棄物処理事業者の方に、この内容というのはしっかり周知されているのか、ちょっと確認させてください。

○市民環境課長（村山 睦君） 計画のほうは、ホームページ等でも周知していますので、されていると考えています。

○1番（永田 梓議員） 実際に関わってくださる事業者さんに、しっかり周知がされていれば、安心です。近隣自治体でも埋立地の問題というのが出てきており、本市の埋立地についても、いつか限界がくるのではと考えています。そのときのことも検討しておかなければならないと思いますが、現時点でどのようにお考えでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 清掃センターにつきましては、平成2年に運用を開始し、当初は平成16年に満杯になることを想定していたため、ごみ分別の推進を行ってまいりました。限界がいつか来ることにはなりますが、今は、ごみ自体を減らす努力や埋立てせずに再資源化できるものがないかを考え、埋立地の延命化を行っていくことを最優先に取り組みたいと考えています。

○1番（永田 梓議員） 市長は、もうかねがね「焼却炉は建設しない」と断言していますが、私も焼却炉建設は、コスト面や維持管理費を考えると、現実的ではないと考えています。しかし、災害時のことを考えると、焼却炉も必要ではないのかなと思うこともあります。市民の焼却炉を希望する声というのは、本当に多いです。近隣自治体と広域連携することは、今まで検討はされなかったのか教えてください。

○市長（下平晴行君） 焼却施設の建設については、御指摘のとおり考えておりません。今後も市民の皆様の協力をいただきながら、今ある資源を長く使うという考えの下、引き続き、ごみの減量化及び再資源化に取り組み、持続可能な社会の実現を目指してまいりたいというふうに考えています。そして、災害の場合であります。令和4年3月に策定しました志布志市災害廃棄物処理計画の中でも、災害時は、近隣自治体と連携を行い、ごみを分別処理することとしています。焼却炉を所有する自治体でも災害時には焼却処理せず、民間業者を活用して対応しているところ

もありますので、調査・研究してまいりたいというふうに考えています。

○1番（永田 梓議員） 先日、志布志市に一番近い焼却炉はどこかなと考えたときに、曾於市が一番近いのではないかと思い、曾於市クリーンセンターに見学に伺わせていただきました。詳細とか現状についてお話を伺ったんですが、緊急時の焼却受入れについて可能なのか、曾於市のほうと協議するという考えはないか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 一般廃棄物を他市町村で処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第9号の規定に基づき、当該市町村に通知することとなっています。通常は、通知する前に協議を行い、緊急時の受入れについても協議を行って通知をしなければならないところではありますが、災害発生時には、近隣では同じような被害を受けることが多く、受入れは難しい場合が多いため、曾於市に限らず、県内、県外様々な広域連携を行うことを想定し、検討してまいりたいと考えています。しかし、先ほど言いましたように、焼却炉がありながらも、そういう民間事業者を使って対応しているということもありますので、そちらのほうを調査・研究して、対応してまいりたいというふうに考えています。

○1番（永田 梓議員） 民間を活用するということですね。令和4年3月に策定された志布志市災害廃棄物処理計画の中でも、可燃物については、焼却施設の広域的な処理をするというふうになっています。策定されてから約3年経過していますので、早期に連携や民間との協議のほうを検討していただきたいと思います。災害が起こってからでは対応が遅れ、さらなる混乱と感染症などのリスクも上がると考えられます。先ほど検討してくださるということだったので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

井手間資源ごみ収集所について、粗大ごみの持込みが廃止となった経緯をお聞かせください。

○市民環境課長（村山 睦君） 現在、粗大ごみの排出につきましては、電話予約により月1回までは無料で個人宅まで収集に向う戸別収集か、清掃センターへの直接搬入をお願いしています。令和6年4月より、有明地域の循環センター開設と同時に、井手間資源ごみ収集所での粗大ごみ持込みを廃止したところでございます。本来、戸別収集が基本であり、有明地域や志布志地域との公平性を保つため、同じ取扱いにしたところでございます。井手間資源ごみ収集所の再開を望む声があることはお伺いしています。戸別収集か清掃センターへの直接搬入を行っていただければと考えているところでございます。

○1番（永田 梓議員） ちなみにですが、井手間資源ごみ収集所について、これまでに「粗大ごみの回収を中止してほしい」という意見やトラブル等、何か運営上問題が起こったことというのはないでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 現在、井手間資源ごみ収集所につきましては、毎週水曜日と日曜日の8時から15時までを、1名の方で分別指導を行っています。以前、粗大ごみの受入れを行っていたときから人数は変わっていないのですが、現在の状況でも、日曜日などは同時に複数台で来られて、気付かない間に、本来持込みができないごみが出されるなどの事案が発生しているところでございます。引き続き、戸別収集か清掃センターへの直接搬入を行っていただければと

考えています。

○1番(永田 梓議員) 松山・志布志地域に関して、志布志地域も田之浦地区とか、あっち方面になると、清掃センターまでの距離というのがかなりあると思います。回収のお願いをしても、実際の回収までに10日ほどかかると伺っています。特に松山地域に関しては、今まで可能だったことができなくなり、大変不便ですので、早期に松山地域に関しては、再開をお願いしたいのですが、もう一度、検討していただけないか伺わせてください。

○市民環境課長(村山 睦君) 松山地域のほうから粗大ごみの回収という御意見があることは、承知しているところでございます。今年度から、志布志地域に循環センターができたところでございますが、今のところ、まだ資源ごみの回収のみでございます。例えば、将来的にあちらのほうでも粗大ごみの回収ができるような形が取れるようになれば、松山地域のほうも同じような形での回収も可能ではないかと考えているところでございます。

○1番(永田 梓議員) 志布志地域のほうの循環センターで回収が始まるのは非常にいいことだと思うのですが、松山地域を止める必要があったのかなというふうに考えます。公平性と言われますが、現在、有明地域の循環センターと松山地域の井手間資源ごみ収集所では、市が発行した札がないとごみの搬入できなくなっています。志布志地域の循環センターでそのようなことはありません。清掃センターが有明地域にあります。後からの質問にもなりますが、志布志市は、リサイクルのそのリユース品回収をされているので、全てではないですが、家具等も出せるということになっています。こうなると、松山地域だけ出せないというふうになりませんか。

○市長(下平晴行君) 先ほど課長が説明しましたように、戸別収集をしていますので、これは、いわゆる粗大ごみを出すということで、リサイクルできていない部分が多くあったために、そういう取組を始めたところであります。それと一つは、持って出す所まで、いわゆる収集する所に限定してしまうと、年を取った方は大変だというようなことも含めて、戸別収集を始めたわけであります。戸別収集は、1回無料ですので、このことを十分利活用していただきたいというふうに思います。

○1番(永田 梓議員) ちなみに、その戸別収集は、市が運搬する負担をされているということですか。

○市民環境課長(村山 睦君) 粗大ごみの回収については、委託料の中に含まれているところでございます。

○1番(永田 梓議員) 私は、よく井手間資源ごみ収集所には行くのですが、松山地域の人たちは、回収方法とかマナーについて比較的非常にいいというふうに思っていて、逆にあの回収方法がモデルケースのようだと私は思っています。ぜひですね、地域の方が今までできていたことができなくなるという不便さというのは、ものすごく負担になっていますので、もう一度、担当課と市長のほうで検討していただけたらと思います。

4番目の質問に移らせていただきます。市内2か所の循環センター及び井手間資源ごみ収集所での一般ごみの回収について伺います。志布志市に循環センターが開設し、たくさんの方から

「便利になった」と声をいただいています。さらに利便性を求める声も多くいただいております。その中に「一般ごみの回収を循環センターで行ってほしい」との意見がよくあります。この件について、どのような見解かお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 令和7年4月に、志布志地域に循環センターを開設し、アピア前市営駐車場で行っていたときより、開設日を月2回から週2回に増やしたことで、多くの方々から「便利になった」という声をいただいているところであります。循環センターにつきましては、家庭から出る草木や生ごみを除く資源ごみを収集するための施設として開設しています。各自治会内での排出がある一般ごみは週1回などに対し、資源ごみは月1回ということで、その日に天候不良や仕事の都合などの理由により排出することができなかった場合でも、循環センターで排出できるように設定しているところでございます。さらなる利便性としての意見であります。リサイクルできるものを回収する循環センターですので、一般ごみの回収は考えてないところであります。

○1番（永田 梓議員） 一般ごみについては、特に夏場になると、虫の発生というのが必ず起きてくると思います。不衛生になるので、家の中に長く置きたくないと思うのは、当たり前のことだと思います。地域の回収を増やすことよりも、循環センターで回収したほうが予算的にもかからないと思うのですが、検討はしていただけないということではよろしいですか。

○市民環境課長（村山 睦君） 一般ごみについてですが、虫の発生の原因となる生ごみなどの有機物や腐敗物などは、適正に分別していただくことで一般ごみには混ざらないと考えています。ペット等を飼っていらっしゃる方々については、排せつ物などの腐敗した有機物に虫などが湧くことが想定されます。家庭で適正にごみを管理していただくことで、一般ごみに対して、虫の発生を防ぐことは、ある程度できると考えています。一般ごみは、最終的には埋め立てるごみとなりますので、収集頻度や収集場所を増やすのではなく、量を減らすことやごみそのものを出さないように、収集頻度を減らしていくことを取り組んでいきたいと考えています。先ほども申しましたが、リサイクルできるものを回収する循環センターでございますので、一般ごみの回収は考えていないところでございます。

○1番（永田 梓議員） 分かりました。ちなみにお隣の曾於市は、燃えるごみの回収は週に2回となっています。本市の市民の方たちは、ほかの地域よりもおそらくごみの削減を意識されていると思います。それでも「困った」と声があるということは、知っておいてほしいなと思います。

5番目の質問に移らせていただきます。令和6年第2回定例会において、環境循環センター（有明地域）に併設予定のリユースショップやリペア施設の運用開始について質問し、「実証実験を踏まえ、運用方法や開始時期などについて民間事業者とも協議・研究していく」との答弁をいただきましたが、いまだ開設には至っていないと思います。その後、どのような検討がされているのか、進捗状況を教えてください。

○市長（下平晴行君） 進捗状況でございますが、ごみの減量化や資源循環を目的として、資源

ごみ収集時に併わせて令和6年度はアピア前市営駐車場で3回、本年度は循環センター（志布志地域）で3回リユース事業者によるリユース品の引取りを実施し、回収量合計8.6トンでありました。回収内容としては、不要となった陶器類、雑貨、おもちゃ、家具などをリユース事業者が引き取り、市に売却益を納めていただいているところでございます。令和7年10月以降は、偶数月の第1土曜日に循環センター（志布志地域）において定期開催を行い、リユース品の引取りを行っていただくように協議を行っているところであります。これまでが不定期開催であったため、定期開催を行うことでさらなる需要の把握に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○1番（永田 梓議員） 計6回開催して、売却益を収めていただいているということですが、ちなみに、売却益が幾らになっているとかいうのは分かりますか。

○市民環境課長（村山 睦君） 売却益については、陶器類についてが大体キロ当たりの8円で聞いているところでございます。また、陶器について、これまでお金が入ってくる形ではなくて、こちらからお支払いをしていた状況になるので、その分のリユースの形は、ちゃんと取れているのかなということで考えています。

○1番（永田 梓議員） このような取組が、当初、有明地域の循環センターでされると思っていたのですが、有明地域の循環センターにある建物については、今後、利活用の方法は、計画とかそういうものはあるのでしょうか。

○市民環境課長（村山 睦君） 有明地域につきましても、その計画をやめたということではなくて、今リユースをしています株式会社E C O M M I Tのほうとお話をしたところであります。ただ、株式会社E C O M M I Tは、今のところは人間的なところでまだそこまで至っていないのですが、ほかにもいろんな民間事業者がありますので、そちらのほうと協議を進めて、あちらのほうで開設ができるか、志布志地域のほうで開設になるのか、またそちらのほうも研究してまいりたいと思います。

○1番（永田 梓議員） リユース品の回収について、無理に有明地域の循環センターにつくってほしいとかいうわけではなく、市民がより搬入しやすい場所があるなら、そちらでされても全く構わないと思っています。そうなるのであれば、有明地域の循環センター内にある建物については、また再度、私も勉強して、改めて提案させていただきたいと思います。現在、志布志地域の循環センターで行われているリユース品回収について、先ほども教えていただきましたが、市民の反応や効果は、どのようなものが見られるのか教えてください。

○市民環境課長（村山 睦君） 昨年から現在までに6回実施していますが、陶器類、衣類を中心に1回当たり約1トンの引取りをさせていただいています。多いときには、約2.5トンの回収をしていますので、やはりお盆前とか、お正月前とかに出される方も多いのかなということで考えています。売却益をいただいていますので、回収につきましては、「捨てるにはもったいなかったので、リユースに出せてよかった」等のお声を伺っているところでございます。リユースすることでごみを減らすことにもつながっていますので、引き続き、リユースのほうには力を入れ

ていきたいと考えています。

○1番(永田 梓議員) 一つ、そのリユース回収と地域づくりのことで、一番近いかちょっと分かりませんが、近隣自治体の宮崎県の三股町社会福祉協議会のコミュニティデザインラボがすばらしい取組をされていますので、御紹介させていただいて終わりたいと思います。厚生労働省の事業を基に設置された組織で、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域とともに創っていくことのできる地域共生社会の実現を推進するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う事業をされています。地域の課題に即した活動とプレイヤーを生み出すことで、地域の困り事を解決していく事業となっています。見学させていただいたのですが、新しく建物を造るのではなく、今使える建物を地域のみんなで造り変えるような取組をされており、「樺山購買部」という店舗では、文具リサイクルの取組がされておりました。使われなくなった文房具を寄附で集めて、もう一度、必要な誰かの手に届ける仕組みだったり、「NAZO」という洋服のリユースショップでは、地域の方が「カイシュウモンスター」という回収ボックスを通して提供してくださった衣類を販売されています。「NAZO」の建物は、2階建ての空き家になっていたのですが、地域の方とDIYし、おしゃれな空間になっていました。2階は「キマプロダクツ」というミシンが得意な方が気ままにお仕事をしたいということで、廃材などを使用してバッグやポーチなどを作り、1階のショップでも販売されていました。リユースだけの取組ではなく、地域がまとまって生活支援だったり、ごみ出し支援、若者の出会いの場、子供の居場所づくり、買物支援など、徒歩で回れるようなコンパクトな範囲で展開されており、地域になじめなかった方も、小学生にはヒーローのような存在になっていました。それと同時に、子供たちの見守りをされていました。本当に素敵な地域となっています。これがまちづくりだなと感動しました。近い地域でこのように成功例があるので、関係課の職員の方にもぜひ見に行っていただきたいと思いますが、市長、視察に行ってくださいませでしょうか。

○市長(下平晴行君) 今、お話を聞いてすばらしいなと思ったところでもありますので、やはり現場を、現地を見させていただいて、どういう形でこういうこと取組ができているのか、民間主導で多分されているというふうに思っていますが、先ほど言いましたように、現場を、現地を見させていただきたいと思います。

○1番(永田 梓議員) 終わります。

○議長(福重彰史議員) 以上で、永田梓議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

○
午後0時03分 休憩

午後1時05分 再開
○

○議長(福重彰史議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続行します。

次に、5番、南利尋議員の一般質問を許可します。

○5番（南 利尋議員） こんにちは。南利尋でございます。今回も市民の方々の意見や要望を私なりの文章にして質問させていただきますので、市民の方々に分かりやすい丁寧な答弁をよろしくをお願いします。

道路行政について伺います。昨今、雑草や竹、雑木などの成長に道路の伐採作業が追い付いていない状況が見受けられます。道路維持作業員や重機を増やして対応すべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えします。

現在、道路維持作業員は、松山地域が4名、志布志地域6名、有明地域5名で、市道の維持管理に努めているところであります。令和6年度から道路維持作業用のトラクター各地域1台ずつ、計3台を導入し、作業の効率化を進めているところであります。また、年次的に張りコンクリート工事を行い、伐採管理のメンテナンスフリー化についても進めているところであります。今後は、除草剤を適切な箇所や時期に散布する取組を実施し、伐採作業を行わない期間の延伸につなげていきたいというふうに考えているところであります。作業現場の優先順位を明確にし、計画的な市道の維持管理に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○5番（南 利尋議員） 通告書を出したときに、私の認識ではトラクターモアは2台ということで認識していたのですが、ヒアリングのときに「今、3台ありますよ」ということで、重機を増やしてということは通告書に従って質問していますので、これは、理解しました。昨今、異常気象などの気象変動により、雑草、竹、雑木の成長は、尋常ではありません。作業をお願いしたときに、「2か月ぐらい後になります」と言われたこともあります。私の住む柳井谷自治会では、今年も2回目の市道伐採作業を7月19日に行ったのですが、もう今既に、雑草は伸びた状態になっているわけですね。柳井谷自治会では、5年ほど前から年3回行っていますが、もう年末になると、伸びた状態になってしまうというのが現状なわけです。今までと雑草などの成長が同じであれば、今、市長の言われた重機導入によって作業の効率化が図られ、作業員を増やすという必要はないと思います。しかし、昨今の猛暑は尋常でなく、これは、熱中症リスクも高まっているわけです。作業員の方は、今4人と5人と6人でしたか、そういう人員を配置されているということですが、高齢の方が多いので、体調管理も十分配慮しなければならないと私は思います。市長も、私もそうなんですが、家の周りとか除草作業はやりますよね。大体、市長のところは知っているのですが、その辺の作業をやると思うんですね。最近のこの猛暑で、二、三十分すると、大変体がじんじんしだしたりとか、昼間の作業というのは、本当に今まで以上に大変な重労働になっているわけです。たまに作業班の方が一生懸命作業されたときに通りかかると、言っているのか悪いのか、休憩中、もうこのシャツの汗を絞り出して、ぬれタオルを絞るような、ものすごい汗の量を絞られているような状況を目にしたこともあります。最近、この猛暑によって、本当に大変な作業だなということを私は実感してるわけです。だから、最近、雑草や竹などの成長は、今までの倍ぐらい早く、厳しい猛暑の続く中、伐採作業を行わなければならないという状況に鑑

みると、6月から11月までの期間限定で作業員を増やすということも検討すべきではないかと思うのですが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） その前に、先ほど言いましたように、やはり刈ったら、本当に伸びるんですね。ですから、除草剤の散布をしっかりと対応していくと。そのことも建設課のほうでも作業の中に入れ込むということでもありますので、まず、そこから取組してまいりたいというふうに考えています。

○5番（南 利尋議員） 丸山議員とか、私も言ったことがあるんですけど、やはり除草剤散布というのは、今の時代、刈って2週間とかそんなときに散布すれば、本当に効果があると思うんですね。でも、実際今見てみると、本当に大変な作業だなとつくづく自分もやってて思います。例えば、教育委員会のほうで何かの遺跡が出たとき、発掘作業がありますよね。期間限定でその作業員を募集して取り組んでいただくということも実際できるわけですよ。そういう意味でも、今すぐ増やしてくださいというのは、予算的な面からもいろいろあります。この気象状況とかいろいろ鑑みると、そういうものも検討すべきではないかなということも思うわけです。その辺は、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 作業員の人数だというふうに思います。これは、建設課が担当部署でありますので、どういう形で増やしたら、それは解決できるのかどうか、そこも含めて、内部で協議させていただきたいと思います。

○5番（南 利尋議員） ぜひですね、この市民の安全・安心を確保するためにも、この伐採作業の現状に対して、在り方をしっかりと検討していただくことを強く要望しておきます。

集落伐採清掃報奨金についてお伺いします。近年続く物価高騰の影響を考慮し、報奨金の増額を検討すべきであると考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 集落伐採は、昨年度実績で、市が管理する市道777キロメートルのうち、約4割に当たる約300キロメートルを道路愛護作業として自治会に伐採を行っていただいているところであります。しかしながら、自治会員の高齢化や会員減少等の影響で、伐採作業を行うことが困難な自治会も出てきている状況でもあります。そういった状況の中でも自治会による伐採作業を行っていただいていることにつきましては、大変感謝をしているところでございます。報奨金の単価の見直しについてであります。あくまでも強制していく活動ではなく、もともとはボランティア活動として始まった経緯もあることから、これまで同様、共生・協働の観点からも道路愛護活動としての趣旨を御理解いただきたいというふうに考えていますので、現在のところ、単価の見直しを考えてはいないところであります。

○5番（南 利尋議員） 考えていないということからですね、質問させていただきますが、市長も今おっしゃいましたね、多くの自治会では高齢化が進み、刈払機で作業できる方が年々減っています。作業員が少なくなった自治会では、最近、トラクターモアなどの重機を借りて作業を行っていらっしゃる自治会もあるわけですね。燃料費、刈払機の刃も高騰し、今までより多額の経費がかかるようになってきたわけです。この物価高騰により、伐採を業者に委託するときの単

価は見直されていますが、自治会への報奨金単価は見直されていないというのが、今までの流れだと思えます。今、市長がおっしゃいました愛護作業は、地元が自分の地域は自分で守るという感覚の下で始まった事業だと思えますが、この時代の流れによって作業員は少なくなる。昔、旧志布志町時代は、年2回のその報奨金が払われていたわけですね。有明地域、松山地域は、1回だけということであったわけですが、それが年1回の報奨金の支払いになっているのが現状なわけですね。特に中山間地域が市道伐採の作業は必要なんです、中山間地域になればなるほど高齢化が進み、住民も減ってきて作業が困難な状況にあるわけです。それでも、自分たちの地域は自分たちで守ろうということで、経費をかけながら一生懸命伐採作業に取り組んでいただいている方がいっぱいいらっしゃるわけですよ。団塊の世代を遥かに超えた方々も一生懸命刈払機を担いで、自分のところのために頑張っているわけですね。ということを見ると、私は、市道伐採に対しての報奨金というのは、ほかの自治体もみんなそれなりの単価であると思えます。この単価の見直しというのは、本当にこの時代の流れのその物価高騰による見直しもありますけど、市長が「市民が主役のまちづくり」ということで、よく言われますよね。市民が主役、住民が主役であれば、自分たちのことは自分でやらなければいけないと。そのやってもらったことに対して、あとは市長の思いで、「物価も高くなっているな、みんな一生懸命取り組んでいて高年齢なのに頑張ってもらっているな」ということを考えれば、その単価をメートル何百円上げてくださいということじゃないわけじゃないですか。例えば、それなりの多少の金額でも上乘せしていけば、市長の思いもしっかりと市民の方々に伝わると私は考えます。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、地域自らが自分たちの地域を守るといふか、愛護というような形で取組をされて、昔は、これは、全く経費を出していなかったんですね。そして、今おっしゃるように、旧志布志町時代に2回出していたところを、今1回ということをしているわけです。もし出すとすれば、ビーバーの刃とか、そういう備品的なものは出してもいいのかなというふうには思っていますので、そこ辺は関係課とどういう形でその支援ができるのか、協議させていただきたいというふうに思います。

○5番（南 利尋議員） まず、刈払機の刃を検討するというようなことは、一つ前向きな答弁をいただきました。自治会運営の主な財源は、会員からの自治会費、市からの助成金、あと、大きなものが市道伐採報奨金などなんですね。多くの自治会では、高齢化によって、過疎化によって正会員が減少し、この時代において自治会費もなかなか少なくなっているわけですね。市道伐採報奨金は、本当にその自治会運営に対しても大きな収入源になっているわけです。この伐採作業を業者に委託するというのと、自治会で行っていただくというのは、もう既に作業が困難になった自治会も出ていますよね。潤ヶ野地区、八野地区でもあるんですが、もう困難になったら、業者に委託しないといけないわけですよ。同じ範囲でも、同じ距離でも、業者に委託して作業をしていく、保安全管理をしていくのと、自治会が一生懸命頑張って無理でもどこかにあったトラクターモアを借りてきて、「お金を払うから、これを貸してくれよ」ということで、払ってでも作

業をしていただけるその取組とは単価が違うわけですから、市に対しても予算の軽減にはつながると思うんですね。自治会の方々が一生懸命踏ん張って、頑張っていたとということですね、業者の単価と自治会の報奨金のその金額というのは違うわけですから、その辺もしっかり現実を考えていただいて、ぜひ、前向きな検討をしていただけないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 基本的には、先ほどから言いますように、愛護、自分たちの地域は自分たちでしっかりしていこうという考え方で取組であるわけですので、その経費を出したら、それに対応できるということではないのではないかなというふうに思っています。ただ、確かに地域の自治会の皆さんが参加をして対応していただくというのは、先ほど言いましたように、本当に感謝はしているところではありますが、それを事業者に頼むとお金がかかるから、かからないということではなくて、それもあるかもしれませんが、その地域のことは自分たちで一緒になってやりましょうということが狙いでありますので、そこも含めて、自治会のほうには、いわゆる活動支援事業というのでこれも出していると思うんですね。ですから、そこも含めて、もし出すとすれば、どういう形で出せるのかですね、そこは、しっかりもうちょっと詰めていかなければいけないのではないかなというふうに思っています。

○5番（南 利尋議員） 今、市長が言われました、その自治会に対して活動支援事業で助成しているということでありましたが、これは、伐採作業に取り組みなくても出されているんですね。伐採作業しないところには、そういうのもあるんですか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 現在、自治会への助成補助金としては、まず、世帯や人口に応じて交付しています運営費助成補助金ですね。あとは、活動の内容に応じて交付しています提案型活性化助成金の2本が主な助成となっています。

○5番（南 利尋議員） 今の市長の答弁で、「そういうのも出していますので」ということではありましたが、プラス頑張ったところは、市長が「頑張っているところは頑張ったなりに、そういうふうに応援していきますよ」ということをよく言われるわけじゃないですか。だから、本当に一生懸命、猛暑の中頑張っていて、僕も今、自治会長なので、クリーン作戦なんかいろいろ通知が来るんですが、7月から9月の間にやってくださいということになってますよね。猛暑の期間にクリーン作戦もやらないといけないわけですよ。そういう猛暑の時期が一番草が生い茂っているわけですから、その時期にその作業に取り組みなければいけないというところですね。「じゃあ、もういいや、暑くて体力がもたないから、市にお願いしよう」ということでお願いすれば、それは、簡単なことかもしれませんよ。だけど、今、市長がおっしゃいました。自分たちの地域を自分たちで守るという信念、昔からの志布志市の方々の志で、今のこの事業が続いているわけじゃないですか。だから、そういう思いも含めて、あとは、市長の思いなんですよ。市長も中山間地域に住んでいらっしゃるわけじゃないですか。そういうところに住んでいて、現実に市長も市道伐採に参加されていますよね。だから、そういうものを見て、本当に自分より先輩の方々が一生懸命頑張っている姿を見ると、少しでもやはり思いを伝えたいと思うなら、報奨金を増額して、「これからも持続可能な伐採作業をお願いしますよ」と、「市も一生懸命予算を

皆さんにお配りできるように頑張りますから」という、お互いさまという、そういう精神でもやはり私は見直すべきではないかと思いますが、もう一度、見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 補助金を出せというようなことでありますが、これもですね、積算根拠というのがありますので、それをどういう形で出せるのか。ただ、お金を出したら皆さんが参加してくださるといっていいというふうには、僕は思っているわけです。もちろん、支援金、補助金というのは、できるだけ多いほうがいいというふうには思いますけれども、そういう今度は出し方の根拠、そこも含めてですね、もし出すとすれば、そういう根拠をしっかりと見て対応していかなければいけないというふうに思います。ここで出しますということは言えませんが、それも内部でしっかりと協議してまいりたいというふうに思います。

○5番（南 利尋議員） ぜひですね、前向きな検討をよろしくをお願いします。

市内にある県道には、多くの危険箇所が点在しています。保全管理のため、今以上に県と緊密な連携を図るべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 市内にある県道の保全管理につきましては、県の管轄となっていますが、様々な形で市民の方々から市の建設課のほうに、直接要望が来ているのが現状であります。なお、建設課では、全ての道路の相談等を受ける窓口を設置して、市民サービスの向上を図っているところであります。建設課としては、県道の道路改良、舗装、補修、交通安全施設などの要望について、全て現地調査を行い、優先順位を明確にし、毎年県のほうに要望を上げているところであります。なお、緊急を要する危険箇所等も市で現地確認を行ってから早急に県の担当に報告するなど、連携を図って取り組んでいるところであります。

○5番（南 利尋議員） 私もですね、県道に対して建設課のほうにお願いすると、県につないでいただいでですね、早急な対応をしていただいで本当にありがたいと思っています。幾つかの事例を挙げますと、県道3号線ですよ、大性院付近、最近市長の通勤には使わないですよ。ルートを言うと、ばれてしまうので、あそこの大性院付近ですね。あそこのカーブのところは、前から崖と吹きつけの間に空洞ができて、雨が降ると、大量の水が流れ出し、大きな水たまりができます。今日も私が来るときに、もう既に水たまりができて、すごく大変な状況になっているわけですね。あれは、必ず雨が降り終わった後に、県の関係者が撤去作業をもう降るたびに行っていると言っても過言ではないわけですね。そういう状況もあるわけですね。八野地区では、巨木になった杉や雑木が折れて、もうこの道路の上空に引っかかっている状況も何か所かあるわけですね。今別府串間線の森山から立花迫間には、倒木がそのまま立っていたり、反対側に倒れてもたれかかっている状況もあるわけですね。また、そこの区間は、危険箇所が多く、大雨や台風などが来ると、しょっちゅう通行止めになりますよね。市長は、その場所はお分かりだと思うんですね。だから、県道がそういう状況にあるわけですね。港湾エリアにおいても、白線が消えたり、大型車両の通行の妨げになるような、街路樹や雑草の生い茂った箇所が点在しています。また、よく福重議員が、県道499号ですかね、柿ノ木志布志線ですよ、あそこの拡幅工事の現状と整備の在り方ということで何回か質問されています。私が県のある関係者の方に伺うと、「市のほうで

もっと真剣に取り組んでいただければ、県のほうも動けるんですけどね」みたいなことを言われた方がいらっしゃるわけです。でも、この議場でやり取りを聞いていると、「一生懸命、県に対して要望をしています」ということがあるわけですね。県の関係者の声を聞いたときに、そこでも、その一つでも温度差ができていると私は思っているわけです。だから、そういういろんな意味でも、この危険箇所をしっかりと把握して、また拡幅しなければ、整備しなければいけないところもしっかりピックアップして、県と緊密な連携を取っていかなければいけないんじゃないかなと考えるわけです。このような危険箇所を単年度で解消することは、不可能なわけですね。まして、最近、結構毎年災害が増え続けていまして、重要箇所を優先順位でいろいろ工事をしていくのですが、優先順位の低いところは、置き去りにされているところが結構ありますよね。道路のちょっとした崩落とか、そういうところは、県のほうも事業をいっぱいしなければいけないので、もう市のほうで「こういうところをやってくれ、ああいうことをやってくれ」ということで、ちょっとした地元の方しか分からないような、そういう災害箇所というのは、置き去りにされているところが結構あるわけですね。「どこかあるの」と聞かれば、僕は、現場に連れて行って一生懸命「何年もここはたってますよ」ということは、ちゃんと説明できますので、そういうところがいっぱいあるわけです。だから、そういう残されたところも含めて、この危険箇所を市のほうでピックアップして、優先順位をしっかりと市のほうで「ここから先にやってください」というような、そういう計画的な補修整備を県に対してしっかりと要望するべきではないかと考えるわけですね。でないと、言われたところ、言われたところだけで工事をやっていっても、本当にこの壊れたところが置き去りにになっているところもありますので、そういう具体的なピックアップをして県にお願いしていくような、そういう取組も必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 緊急を要する危険箇所については、市が現地を確認して、県のほうにお願いしているということをしているわけでありますので、その優先順位というのは、今度は県のほうが考えていかれる立場だろうというふうに思うんですね。ですから、市としては、そういう形でしっかり現地を確認して、県のほうにお願いをしているという取組をしているということでありますので、今後、また県のほうにもさらにもお願いをしていかなければいけないのかなというふうに思っています。

○5番（南 利尋議員） 市長の言われるとおりなんです。市のほうでも、建設課のほうでも、一生懸命やっただいただいているわけですね。ここが壊れました、あそこが壊れました、災害になりましたということで、やっってもらっているわけですよ。県もじゃあ、やりましょう、やりましょうと一生懸命やっってもらっているわけです。だけど、じゃあ、これは、ちょっと後回しにしてくださいみたいな道路の片隅が、もう雑草が生えたりとか、土がかぶさってそのままに、復旧作業はされていないところも点在しているということなんです。だから、そういう意味でも置き去りにされたという表現は、ちょっとあれなんでしょうけど、年々度重なる災害によって、放置された災害箇所をもう一回ピックアップして、「前にこういうお願いをしていたけど、ここは、も

う5年たったけど、まだやってもらってないんですよね」ということもしっかり点検管理していかないと、どんどん小さいところから大きい災害が発生すると思うんです。そういう取組も必要ではないですかということなんですけど、見解をお伺いします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

まずは、県との連携ということでございますが、大隅地域行政懇話会であったりとか、志布志市、曾於市、大崎町で構成する曾於地区土木協会、それと曾於地域土木事業連絡協議会という各協議会がございます。要望事項、本市が要望することについて優先順位を付けていますが、その中でまた協議をして事業に取り組んでいただくという形です。それと、今議員がおっしゃられたとおり、緊急を要する場所というの、やはり市民の方から通報があれば、県のほうにつないで、県のほうもそれを置いてけぼりにはしていないんですね、ちゃんと必ず対処していただいています。ただ、議員が言われますように、我々になかなか情報が入っていないところもありますので、そういったところは、なるべくこちらのほうに、建設課も全ての窓口で対応していますから、言っていただければ、県につないで、県が必ずちゃんとやっていただけます。やっていただければ、また改めて市から県のほうにお願いしています。そういった取りこぼしというのがないような対応はしていますので、御理解ください。

○5番（南 利尋議員） 理解しました。ただ、最近災害が多いので、特にもっと緊密な連携を図っていただいて、市民の安心・安全を確保できるような県道の在り方も、ぜひ取り組んでいただいて。取り組んでいただいていますよ、もうしょっちゅう僕も余計な電話をさせてもらっていて、すぐ対応してもらっているので、本当にありがたいと思っています。ただ、危険箇所その土砂の被ったところとか、そういうのも点在してるものですから、そういうところもしっかりと対応していただくように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

地域振興について伺います。地域社会における住民同士のつながりが薄れていることが懸念されています。自治会員間の交流の機会を増やすためにも、各自治会集会所内の設備が充実できるような補助事業を創設すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 現在、自治会施設に係る補助事業として自治会集会施設等整備事業補助金があり、経費総額が15万円以上の事業を対象として、集会施設や倉庫の修繕などの整備、解体、自然災害に伴う復旧を行う自治会に対し、助成を行っているところであります。本事業は、集会施設等の建物を対象としており、畳の表替えやカーペット張り替え、カーテンの交換、備品の購入は対象外となっているため、御相談いただいた場合は、備品購入が可能な宝くじ社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業を御案内しているところであります。

○5番（南 利尋議員） 今までの補助事業というのは、結局、災害にあったりとか、壊れたところを修復しますみたいなリフォーム的な感覚のそういうのはあるわけですよね。昨今、各自治会での行事や集まりが少なくなったということを聞きます。以前は、奉仕作業やグラウンド・ゴルフ、運動会などが行われた後は、反省会があるというのは、大体もうセットだったわけですね。最近では、大会とかそういう行事が終わりますと、弁当とお茶を配って、「じゃあ、今日は解散

です」みたいな、そういう流れが結構見受けられるわけですね。幾つかの自治会の懇親会などに呼ばれることがあります、潤ヶ野校区、八野校区の集会所には、ほとんどクーラーが付いていない状況があるわけですね。余計なことですが、市長の自治会、私の自治会も付いていますよね。それ以外は、意外とあと1か所ぐらいしか、八野校区、潤ヶ野校区については、付いていないんです。同僚議員にいろいろ聞いたところ、付いているところもあるんですが、付いてないところが結構あるということが現状なわけですね。例えば、クーラーも付いておりませんが、そういうところにお伺いすると、反省会をするときに、飲み物もクーラーボックスで冷やして準備されているようなところもあるわけですね。だから、夏場の伐採作業後、懇親会に呼ばれて参加するときもあるんですが、作業に参加しても、最近、反省会に参加する方は少ないように感じます。特に、若者の参加は少ないです。若者に聞いてみると、「あんな暑いところでは、参加したくない」という意見が結構あるわけですね。作業をしてシャワーを浴びて、その後に「じゃあ、反省会がありますので」と言うと、長年いらっしゃる方々は参加されますが、そこに何回かしか参加していない若者たちは、あまり参加しない傾向にあるわけですね。私は、いつもそういうところを見ると、「クーラーとかが設置されていれば、もっと多くの人に参加して、多世代交流ができるのにな」ということを思ったりもするわけです。昔のそういう気象状況というのは、クーラーがなくても、窓を開けて扇風機があつてということでも涼しかったわけですね。今は、猛暑で、無風で、蒸し暑いというような、大変な環境なわけですね。熱中症対策も考えるべきだと思います。ポロシャツ1枚で参加しても、汗が流れますね。現在では、学校や公共施設などには、もうほとんどクーラーは設置してあるわけですね。そこにいろんな方が集まって、いろんな交流ができるわけです。そこで、自治会員の交流の機会を増やすためにも、集会所の環境整備を促す新たな補助事業を検討すべきではないかと考えます。各自治会でクーラーの設置や冷蔵庫などの買替えなどをする場合、設置費用の2分の1、上限10万円というような補助事業があれば、設置を検討する自治会も多いのではないかと思います。私もいろんな方に言われて、4日前に潤ヶ野校区コミュニティ協議会の定例会で、「自治会長さん、クーラーが半額補助だったら、付けられる自治会ありますか」みたいな感じで聞いたら、何人かですね、「ぜひ付けたい、付けさせてくれ」みたいな意見がありましたね。また、「クーラーよりも、シロアリを何とかしてくれ」と言う人もいましたね。そういうふうな、皆それぞれが、自治会で集会所に対してのいろんな整備の在り方とか、環境の改善を要望されているわけですね。だから、今、過疎化、高齢化が進む地域社会において、自治会活性化、多世代交流、熱中症対策の一環として、前向きな検討をしていただけないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今、コミュニティ推進課を設置しています。その中で、先ほどありましたように、その地域の皆さんがどういう環境でいいのか、環境づくりが私も必要だというふうには思っています。今、エアコンの設置費用の半額補助ということでもありますけど、私もちょっとそこは聞いてなかったところですが、どういう形でその上限額を決めて、その支出ができるのか、そこも十分内部で協議をしていかないといけないなと思っています。全体的に何がどういう形で

の支援が望ましいのか、そこを今私にどうするかと言われて、やりますとか、やりませんとかということは言えませんので、これも十分コミュニティ協議会、コミュニティ推進課と協議して対応してまいりたいというふうに考えています。

○5番（南 利尋議員） 職員の方々も、同僚議員の方々も、市長とか教育長も、本当に各自治会に呼ばれて、いろんな交流をされて、経験あると思うんですよね。もうちょっと涼しいところで、短時間ではなくて長くこの話をしたいなと思っても、「もう暑いから、帰ろうよ」といった話になったりするんです。だから、そういう意味でも、過疎化、高齢化の中で、地域コミュニティの希薄化が懸念されていますので、ぜひ、前向きな検討を要望しておきます。

職場環境整備について伺います。市民サービスの向上を目指すためには、職員間で円滑なコミュニケーションが取れていることが不可欠だと考えます。庁舎内に職員が交流しやすい設備を整備すべきではないかと考えますが、市長の見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 職員の働きやすい職場環境を構築することは、市民サービスにも影響を与えることになるので、大変大切なことだというふうには認識をしているところであります。現在、志布志庁舎の2階には、テーブル、椅子及び自動販売機を設置した共有スペースを確保しており、有明庁舎にも1階の売店横に、松山庁舎にも2階正面玄関の入口近くに、それぞれ同様の共有スペースを設置しているところであります。また、志布志庁舎1階には、和室の休憩室も設置していますので、既存の設備を必要に応じて利用してもらえればというふうに考えています。

○5番（南 利尋議員） 似たような質問をです、前は「売店を整備しませんか」ということだったのですが、今回はそれじゃないんですよ。「売店を整備すべきではないか」という提案をしたときは、「経費がかかり、民間を圧迫するので、整備は考えていない」という旨の答弁がありました。市長の考えは、それで分かったんですが、今年、市民サービスの向上を図るために組織機構再編が行われました。昨年は、グループ制が導入されました。私は、今の時代に合った体制の在り方ももちろん重要だと思いますが、一番大事なことは、職員間での円滑なコミュニケーションが取れているということだと思います。優秀な業績を上げている企業や組織には、コミュニケーションスペースが設けられています。外部との打合せや商談にも使われています。市長も職員でいらっしゃったわけですが、職員時代には、業務終了後、飲食でコミュニケーションを取ることが、もう当たり前のそういう風潮があったわけですよね。何かいろいろ課の中で問題だったりとか、いろいろもっと話したいことがあれば、「今日、夜ちょっと」みたいな感じで、それがもう当たり前の時代でしたよね。今は、そういう飲食に誘うことがパワハラとみなされることもあるわけですね。時代の新しい風潮に対応するためにも交流スペースを設けるべきだと、私は考えるわけです。例えば、今、市長が「志布志庁舎の1階に休憩室などがあります。販売機があります」ということを言われましたが、人が休憩してるときに、横でぐちゃぐちゃしゃべられたら、「ここは、休憩室なんだよ」という話なんです。コミュニケーションスペースというのは、やはりお互いがいろいろ重要なそういう交流をする、人前で言えること、言えないことのいろいろな相談があるということがあれば、そういうときにしっかりと取れるような環境づくりと

いうことを、私は提案してるわけですね。以前の質問で、「経費がかかり、民間を圧迫するので、整備はしない」という市長の考えは、もう分かっています。だから、同じ質問はしませんよ。今回はですね、経費をかけずに交流スペースを整備するという提案を持ってまいりました。要はですね、最近、いろんな場所に設置されているスイーツ類とかスナックの入ったガチャガチャがあるんですよ。職員の方は分かりますよね、100円入れてガチャッとすると、そこに丸いのが出てきて、そこに何かちょっとしたスナックとかがあります。そこに自動販売機を置いて、そのガチャガチャを置いて、リラックスした中でテーブルと椅子を置いたスペースがあれば、そこがもうコミュニケーションルームになるわけです。現代社会において、もうどこの企業でもあるわけですから、大事なスペースなわけですね。円滑なコミュニケーションというのを調べると、最初に思っていたコミュニケーションの感覚とは全く違うんですね。やはり相手の話をしっかり聞いて、相手を前向きに捉えて、相手の言いたいことを受け入れてとか、もういろいろあって、それが長々と15分ぐらいかかりますので、もう省略しますが、そういういろんな定義があつての円滑なコミュニケーションが図れると、市民サービスの向上、「ああ、あの人は、多分今こう思ってるんだろうな。だから、私がこうしてあげよう」とか、「この事業は、こういうことだから、こういうふうにやらなきゃいけないな」ということが、しっかりコミュニケーションが取れた中で業務に当たっていただければ、もっともっとすばらしい、今でも職員の方々の対応はすばらしいと思いますよ、それ以上の対応ができて、とてもすばらしい雰囲気のようなそういう志布志市役所という形になると思うんですね。市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 企業の話でありました。そういうスペースがあることでということでありまして、そういう時間がどうなのかなという、一生懸命職員の皆さん頑張ってる業務に当たっていて、10時と15時は、休憩時間というのがあるわけでありまして。先ほど言いましたように、そういうスペースがそれぞれの箇所であるんですけれども、部屋としてどうなのかということだろうというふうに思うのですが、私のところに今までにそういう必要性というのは、何も上がってきてないところなんですね。それを、ないからしないということじゃなくて、そういうスペースが果たして本当に必要なかどうかということも含めて、ちょっと調査というか、職員にもその辺を聞いてみたいというふうに思っています。

○5番（南 利尋議員） そういうことなんです。市長も、私も、昭和の人間というか、皆さん昭和なんですけど、時代が新しいんですよ。今、市長がおっしゃいました10時と15時に休憩があつて、あとは俺たちの時代はみんな頑張ってたよみたいなですね、そういう感覚が今、通用しない時代になっているわけです。コミュニケーションの取り方が、昔の飲んで食べての世界とは全く違うわけです。やはり、今、いろんな情報もスマホとかで、上司に相談しない。コマースでもありますよね、上司に相談するよりもスマホで解決したほうが早いみたいなですね、そういう感覚の時代になってきているわけです。だから、そういう意味でも、じゃあ、どこの庁舎、どこの会社にどういうのがあるんだということはある程度ピックアップして、例えば、志布志庁舎のこのスペースにこういう感覚で設けようとかですね。しないとか、するとかじゃなくて、休

憩が何時だとか、そういうことは、全然関係ないんです。ただ、今の働き方改革に合ったそういう環境づくりも市民サービスの向上につながりますので、ぜひ、調査・研究していただいて設置すべきではないですかというこの質問なんです、見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 今、南議員が説明された、そういうことだろうというふうには十分理解をしています。そこも含めて、基本的には職員が働きやすい環境づくりをするのが私の役割でありますので、そこを含めて対応してまいりたいというふうに思います。

○5番（南 利尋議員） ぜひですね、前向きな検討をよろしくをお願いします。

観光振興について伺います。ダグリ岬ベイサイドパーク構想は、市民も大きな期待を寄せています。本構想について、進捗状況を定期的に公表すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬ベイサイドパーク構想については、年度末までにイメージ図やタイムスケジュールを含んだ実施計画書を策定することにしており、委託業者とともに作業を進めています。進捗状況としては、優先して開発を進めることにしている三角地を含めたダグリ公園内の再整備について、関係者から意見をお聞きしながら、関係する法令等に抵触することはないかを確認しつつ、開発案を練っているところであります。進捗状況を定期的に公開すべきとのことではありますが、本構想は、市民の関心も高く、関係者が多岐にわたることから、不確定な状態で情報を公開すれば事業進捗に支障を来しますので、定期的な情報公開はできないところであります。

○5番（南 利尋議員） 定期的には公表できないということで、前も何かありましたね。「道の駅が」という世間でうわさが広まって、業者が撤退して、「だから、なかなかその進捗状況を公表することはできない」みたいなそういう答弁もあったと思います。僕は、逆なんですね。例えば、公表すると相手が逃げちゃうから、ちょっと黙って進めようみたいなことは、僕は、ちょっと違うんじゃないかなといつも思うんです。三角地の周りがすばらしい環境であって、「ここで商売やりませんか。やれる人がいたら、ぜひ来てくださいよ」というような方向の取組であれば、別に「こういう業者が来て、今、選定中です」ぐらいの話も私の感覚ではできるような気がします。ただ、余計な情報を漏らすと、また何かのうわさが広まって、またこれが駄目になるんじゃないかなみたいなですね、市長がよく言われる「攻めの取組」というのは、私は、そういう事業の在り方ではないと思うんですね。もっと、「ここでやってくださいよ。こういう事業、じゃあ、これだけの予算を付けますよ」とかですね、そういう感覚でいけるような事業でなければ、多くの市民が期待している事業は現実化できないのではないかと、私は、そういうふうな感じで思うわけです。だから、もう本当にこれは、前向きな話なんですけど、この前、担当課の方とヒアリングをやらせていただきまして、やはりみんな本音でヒアリングをやった上で納得して事業が進んでいくというのが、私は、一番すばらしいんじゃないかなと、そういうふうを感じることもありました。だから、ぜひですね、今の段階ではできないかもしれないけど、今後の進捗状況によっては、公表できるような状況があれば、ぜひ、公表していただきたいと思います。先日、

海水浴場を利用された若い方々から、「子供を連れて海水浴に行きましたが、トイレや更衣室は、薄暗くて清潔感のない状態ですけど、きれいにしてもらえませんか」というような話がありました。同僚議員と現場を見に行くと、外側は、塗装がしてあり、以前よりもきれいな感じになっておりました。トイレの中は、ドアのベニヤがはがれかけていて、清潔感はありませんでした。シャワー室のヘッドは、数が少なくなっておりました。更衣室は、薄暗く、清潔感がありませんでした。3年前、ダグリ岬ベイサイドパーク構想を策定する前に、トイレは撤去して、整備するということが1回決まったんですね。そういうことをお伺いしたときは、何人かという、30人以上には「撤去して、整備する」ということを伝えていたんですね。その後すぐに、ダグリ岬ベイサイドパーク構想を策定するので、その事業の中でトイレ整備も行うということになったということを知ったわけですね。それから、トイレのことを聞かれると、「三角地を整備するときに、トイレも整備される」と答えています。私は、若者たちと志布志市のこれからを語るときに、必ずダグリ岬ベイサイドパーク構想の話をしていきます。毎年、海水浴場を利用する若者たちから、「まだ整備しないのか」と聞かれます。最近では、「全然進まないですね」とか、「本当にできるんですか」というようなネガティブな意見を言う若者もいるわけですね。多くの市民が期待しているのに、全く市民には何も聞こえてこない、見えてこない。それがダグリ岬ベイサイドパーク構想の現状です。もっと積極的にSNSや市報などで、「ダグリ岬ベイサイドパーク構想は、今」というような情報発信をすべきではないかと考えます。例えば、さつき市長から「事業の中で公表できないことがいっぱいあるので、進捗状況を定期的に伝えることはできない」という答弁がありましたよね。だから、私が思うのは、「ダグリ岬ベイサイドパーク構想は、今」的な、そういうフレーズで、「現在、設計業務委託を行い、全体像を策定中です」と、それだけでもいいじゃないですか。「今、進みますよ」みたいなですね、中身を今はこうで、あれはこうでじゃなくて、策定中で今やっていますよということで、公表できることは、市民に対して定期的に周知していくべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） その部分的に公表ということをするので、逆にですね、市民からは取り方だと思っんです。そんなふうにして、ダグリ岬ベイサイドパーク構想が今どの段階だということを知って受け取る側と、なぜ、この部分だけ説明するのかと、公表するのかというようなことも含めてですね。先ほど言いましたように、今、委託事業者とともに作業を進めて取り組んでいるところですので、私は、そういう公表をする必要はないというふうに思っています。公表することによって、途中段階ですので、かえって受け取る側が変な誤解をしてしまう可能性もあるのではないかなというふうに思います。公表をもしするとすれば、どういう形でできるのか、ここも十分協議をしてまいりたいというふうに思います。

○5番（南 利尋議員） 私は、なぜ、こういうことを毎回質問するかといいますと、歴まちのPRとか、歴まち事業のことは、いろんなホームページとか、市報とかで取り上げられて、どんどん先行してるわけですね。ダグリ岬ベイサイドパーク構想は、「じゃあ、夏井地区はどうなっているの」という話が必ず出るわけですね。だから、そういう意味でも、公表できることは、全

部公表してくださいじゃないじゃないですか。ダグリ岬ベイサイドパーク構想は進んでいますよ的な感覚の、皆さん期待してくださいみたいな、そういう感覚でも、ダグリ岬ベイサイドパーク構想という、そういう文字がどこにも走らないから、みんな「あれはどうなったの、これはどうなったの、どうなってるの」という話になっているわけですよ。歴まち、麓地区がどうの、今度行事をやります、何をやりますということであるものだから、夏井地区に興味のある方、夏井地区を利用される方からは、「ダグリ岬ベイサイドパーク構想の文字は、志布志市のどこを探してもないですよ」という話になっているわけです。そういうものでも、事業がもう策定されているわけですから、イメージ的なものでも何でもですね、多少は文字に起こして発信するようなことも必要ではないかということ、私はお伺いしています。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私は、先ほど言ったようなことで、やはりこれは、慎重にしていかなければいけないのではないかなというふうに思うんですね。先ほど言いましたように、事業者と連携して前向きに取り組んでいるわけであります。これが進んでいなかったらですね、こういうことで進んでいないというような情報提供は、逆にすべきではないかなと思うんですけど、今は、まずどういう形で、ダグリ岬ベイサイドパーク構想というのを取り組んでいくかという状況でありますので、さっきから言いますように、その途中段階での公表というのは、私は、すべきではないのではないかなというふうに思っています。

○5番（南 利尋議員） 分かりました。そういうことですね。ということで、ぜひですね、本当にみんな楽しみにしてるんですね。今年の夏は、特にいろいろ言って尋ねて来られる方や若い人たちがいたものですから、やはりそれはですね、一刻も早く、今年度末にはそういう全体ビジョンができるのであれば、来年度からそういうイメージ図的なものもぜひ公表していただいて、取り組んでいただくことをお願いしておきます。

ダグリ岬ベイサイドパーク構想の範囲には、国際の森周辺が含まれています。国道北側から国際の森周辺は、県立公園としての整備を県に要望していくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬ベイサイドパーク構想においては、その開発方針を3月に定め、実施計画を策定中であります。その中で、具体的な計画区域を陣岳の一部である国際の森と三角地を含むダグリ公園に定め、ダグリ岬を最優先にして具体性を増すことにより、事業の早期化を図ることができるように取り組んでいるところであります。このことから、県立公園としての整備を県に要望することは考えていないところであります。

○5番（南 利尋議員） 私は、今まで勘違いしていたことがありまして、ダグリ岬ベイサイドパーク構想では、よく「ダグリ岬周辺から国際の森周辺まで」という説明が今まであったわけですね。ダグリ岬周辺と国際の森周辺という説明ではなかったですかね。

[何言か呼ぶ者あり]

○5番（南 利尋議員） 僕が勝手に個人に聞くことができないので。そうなんです。文章で、周辺から周辺までということがいろんな説明で、いろいろ調べてもらえれば、分かると思います

よ、そういう説明が議会でもあったと思うんです。でも、市長がおっしゃいました今の事業計画というのは、ダグリ岬周辺と国際の森周辺だけなんですよね。前は、「エリアを分けて、こういう事業を計画しています」とか、いろいろ説明があったもんですから、僕は、全体像で、前に夏井港のところには何か島があって、そこに弁天さんか何かがあって、観光としてエリア区分をしていますので、そのエリアで何ができるかということでいろんな答弁があったもんですから、全体がそうだと思ってたんです。今、市長の答弁にもありましたが、その2か所がダグリ岬ベイサイドパーク構想ということで理解しました。それで大丈夫なんですよね、2か所で事業をしていくということですよ。

[何言か呼ぶ者あり]

○5番(南 利尋議員) はい。ダグリ岬ベイサイドパーク構想はということで、以前の質問で、市長は、新しいまちづくりに対していろいろ質問をさせていただいたときに、「本市のまちづくりは、点と点を線で結び、それを面にし、回遊することでにぎわいを創出し、全体の活性化が図られる」という旨の答弁をされたということを、もちろん覚えていらっしゃいますよね。されましたよね。

[何言か呼ぶ者あり]

○5番(南 利尋議員) はい。私もそのとおりだと思うんです。ダグリ岬ベイサイドパーク構想は、ダグリ岬周辺と国際の森周辺との事業ということで、線でつながるわけですね。海で遊んで、山に行って、何か事業、そういう遊びがあってみたいな2か所で今やっているわけです。でも、その間にとっても広大な空間があるわけですね。山林や原野などあって、そこは、面にならないわけですよ、国際の森のそういうベイサイドパーク構想の今の感覚の事業はですね。じゃあ、その全体を面にするというのを考えるならば、結局、その間はどのような事業を行うかということこれから検討していかなくちゃいけないということが、もちろんありますよね。今のままでは終わらないわけですから。だから、そこの二つの事業を設定した場所の間に、大自然を活用した事業を計画していくというのがこれからの方向性だと思うんですが、もう費用的に考えると、本市単独ではなかなか厳しいのではないかと私は考えます。そこで、自然を活用した県立公園整備事業を県に要望していくことも検討すべきではないかと考えます。ベイサイド構想と県立自然公園が実現すれば、大きな面になり、近隣自治体には類を見ないにぎわいを創出する観光拠点になるのは間違いないと私は考えますが、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 県立公園となりますと、県の管轄で事業を展開していかなければいけないというふうに思うわけでありまして。国際の森と今のいわゆるダグリ岬周辺の事業であるわけですが、その途中ができない理由というのは、やはり私有地が点在しているということが大きな要因であります。それをどういう形で国際の森を活かして、今のダグリ岬公園整備とのつながりですね、これは、しっかりとその計画の中に入れていきますので、そういう形でのいわゆるダグリ岬ベイサイドパーク構想ということでの取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○5番(南 利尋議員) その私有地が多いということですよ、だから、そこは県と連携し

て、例えば、まだ個人の所有のところとか、そういうものはしっかりと協議をしながら、市のほうで用地を交渉しながら、県のほうに事業の計画をお願いするとか、幾つかの県立公園を視察してみると、どこの公園も指定管理者によって保全管理がもうしっかりと行き届いているんですね。こちら辺で言えば、大隅広域公園とか、吉野公園とか、そういういろんなところがあります。私は、もうこの質問は何回もやっているんですが、2回ほど質問で取り上げてさせてもらった長崎県の西海市にある県立西海橋公園のロケーションは、国際の森周辺と類似しています。木製の遊具が多く設置され、大自然の中に自然を活用したアクティビティが幾つもあります。先日、同僚議員5人で視察に行きましたが、5人とも「すばらしい施設だが、県レベルでの整備事業でないと、市単独では難しいのではないか」ということで、共感したところでありました。ぜひですね、所管課の方々も幾つかの県立公園、特に長崎県の西海橋公園を調査・研究していただいて、できるかできないかとか、このイメージ的なものを感じていただきたいと思うんですね。市長がさっき「私有地があつてなかなか」と言いましたが、大体レベル的に、広さ的に市が市単独で何かをやるとしても、予算がかかり過ぎて、もうダグリ岬ベイサイドパーク構想の期間どころじゃなくて、相当、長い時間を要するような事業になると思うんですね。だから、その辺も、現時点で私が質問したからどうのこうのじゃなくて、1回いろんな場所の調査・研究をしていただいて、そこにそういうものが当てはまるかどうか。今、大自然を活用したいいろんなものに対しての森林環境譲与税とか、国のほうもそういう「自然を体感して」、「自然に触れて」みたいな文言でやっていますし、今、鹿児島県も鹿児島の観光振興に対して予算を拡充して、いろんな取組をしているわけです。だから、そこに対して、今こそ志布志市が手を挙げて、この場所に、県の事業の中で大自然を活かした海に見えるそういうものをぜひ、というような要望も検討して取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、ダグリ岬ベイサイドパーク構想についての実施計画中であります。これを途中でまた公園整備を県の県立公園というような形になると、この事業自体がもうとてもじゃないですけど進みませんので、それはそれと聞いておきます。こっちのダグリ岬ベイサイドパーク構想という形で進めさせていただきたいと思います。

○5番（南 利尋議員） 聞いておいて終わりでは、何も意味がないと思うんです。やはり、聞いていただいて、それで、できるかできないかという。例えば、もし仮に国道から海沿いのほうをダグリ岬ベイサイドパーク構想に絞ろうとかですね、今の段階で国際の森周辺は、この前も「遊歩道を整備するようなことも考えています」みたいな答弁もありましたよね。ということは、公園になるわけじゃないですか。公園的な感覚の整備を考えているということになるわけですね。であれば、現実的になる事業であれば、国道から海沿い、ダグリ岬周辺だけをダグリ岬ベイサイドパーク構想の事業として位置づけて、国道から国際の森周辺を県立公園という感じで軌道修正することも、この時代の自然を活かした観光ビジョンというのがいろんなもので立ち上がっていますから、そこの検討をするべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員は、自分の考えでぼんぼん言われますけども、そんな簡単なもの

じゃないです。先ほど言いましたように、実際ですね、この構想を今計画しているわけでありますので、まずはそれを見守っていただきたい。そして、今言われたその県立公園も視野に入れながら、もし県が、これはもう県のほうの考え方が受け入れてくださるかどうかというふうになるだろうから、それと併せて、そこもちょっと頭に入れながら考えてまいりたいと思いますので、まずは、このダグリ岬ベイサイドパーク構想の実施に向けて取組をしてまいりたいというふうにご考えています。

○5番（南 利尋議員） 冒頭でも言いましたように、市民の意見や要望を私なりの文章にして、まとめて質問させていただいています。これは、市長が「私の考えるままでものを言われても」というニュアンスの答弁をしていただきましたが、いろんな市民の方々と、いろいろそういう話が出て、そういうのも考えることもあるよねということで、それなりの文章で質問させていただいています。今、「そういうこともあるかもしれません」ということが、可能性を秘めたちょっとした文言が入っておりましたので、それで一応伝えておきます。

先日、東九州自動車道建設促進日南・串間・志布志地区総決起大会が串間市でありました。志布志市のPR動画では、必ずダグリ岬が紹介されます。市のホームページ、観光パンフレットなども、本市のPRには、ダグリ岬がほとんど掲載されています。例えば、今日SNS等でダグリ岬を見た方が初めて観光に訪れられるとしますよね。どのようなことを思われるかということは、それは、もう言うまでもないと思うんですね。だから、私がいつもダグリ岬ベイサイドパーク構想のことに對してしつこく質問をさせていただくのは、スピード感を持って事業を現実に行っていたきたいということを節に願っていますという意味ですので、前向きないろんな検討をよろしくお願いします。

終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、南利尋議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

午後2時17分 休憩

午後2時25分 再開

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほどの南議員の一般質問に対して、地域振興についてでございますが、コミュニティ推進課長のほうから発言訂正の申出がございましたので、これを許可します。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 先ほど自治会運営費助成事業の説明の部分で、「世帯、人口」というふうに申し上げましたが、正しくは「世帯数」に応じた自治会運営費助成事業となります。大変申し訳ございません。おわびして訂正いたします。

○議長（福重彰史議員） 次に、18番、東宏二議員の一般質問を行います。

○18番（東 宏二議員） お疲れさまでございます。私も明日かと思ったら、同僚議員が私まで

回してくれました。ありがたく思っています。先ほどから市長の答弁を聞いていると、前向きなところやら、いろいろ考えさせられる答弁もございましたので、私のときは、前向きな答弁をよろしく願います。一般質問を通告しておりましたので、通告順に従って質問してまいります。

まず、ふるさと納税についてでございます。新聞報道によると、本市の令和5年度のふるさと納税寄附額は約67億6,500万円であったが、令和6年度は約15億7,400万円の減となった。その要因を教えていただきたい。

○市長（下平晴行君） 東議員の御質問にお答えします。

ふるさと納税制度は、地方と大都市の格差是正、人口減少地域における税収減少対応、地方創生を主目的に平成20年度に創設され、本市につきましては、平成27年度から本格的に事業の推進に取り組み、それ以降、ふるさと納税の受入額は、右肩上がりに推移し、令和5年度には約67億6,500万円、全国市町村別ランキング20位に位置するなど、多くの皆様から寄附をいただき、観光や生活環境、福祉、教育文化など多くの事業の財源として活用させていただいたところであり、また、寄附に対するお礼の品としてお送りした本市の魅力ある特産品を通じて、市の認知度向上や地域経済の活性化に寄与してきたところでもあります。このことは、担当職員が生産者や関係機関とともに魅力ある返礼品の開発を進め、一体となってその魅力を寄附者に伝えてきたことも大きな要因であるというふうに考えています。令和6年度につきましては、全国的にふるさと納税の受入額は、前年比約1.1倍増加しているものの、本市のふるさと納税受入額は、約15億7,400万円の減額となったところでございます。受入額が減少した具体的な要因としては、物価高騰により、トイレットペーパーやお米などの日用品を返礼品として選ぶ傾向が高まり、本市の中心的な返礼品であるうなぎやお肉などの申込みが大きく減ったことであります。都市部をはじめとする全国の自治体が取組を強化してきたこと、また、昨年度に発生しました本市ふるさと納税返礼品の不適正表示事案により、原因究明やその後の対応、寄附者や生産者をはじめとする関係者への説明対応など、一定の期間新たな返礼品の登録や広告などの露出を控えたことなどにより、昨年度の受入額が大幅に減少したというふうに分析をしているところであります。

○18番（東 宏二議員） 令和6年度は、15億7,500万円以上下がっているんですけども、今、市長が述べられたように、要因はいろいろあると思うんですが、やはり昨年起きた産地の手違いのことが大分大きいのではないかと考えています。この産地の手違いというか、表示の違いで、どのぐらいの金額が落ちたと担当者のほうでは把握されているのか、その辺は、どうでしょうか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 不適正表示事案の発生後においては、県や総務省への詳細報告とか、マスコミ対応など、発生事案に真摯に対応してきたことによって、本市のイメージ低下とか風評被害、そういったものについては極力抑えることができたのではないかと考えています。ただ、具体的な数字というところについては掴んでおりませんが、先ほど市長の答弁でありましたとおり、新たな返礼品を登録したりとか、広告等について事態が収束するまで露出を抑えたというところで、かなり大きな影響があったというふうに考えているところでございます。

○18番（東 宏二議員） 新聞等で見ると、大崎町は、55億円でナンバーワンになっているんで

すよね。去年は、志布志市よりも大分下がっていたんですけども、十何億上げているんですよ。先ほどの市長の答弁では、いろいろな物価高騰の中で、食料品とかいろんなものが返礼品に入っていたということで、うなぎとか牛肉は、ちょっと控えられたような答弁でございました。隣のことでございますが、この大崎町が伸びた要因というのは分析されていませんか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 本市としては、大崎町については、やはりうなぎの一番人気のある価格帯といたしますか、寄附額のところでの部分をしっかりと広報し、その部分が伸びたのではなかろうかと考えています。一方、本市につきましては、今、経費率というところがございまして。特に一番人気のある価格帯に関しましては、若干、経費率が高い部分がございますので、そういったところを勘案したときに、市としては、そういった部分を少し減らしたところも要因ということで、大崎町は伸びたけれども、本市としては、そこについてはちょっと減少してしまったというところでございます。

○18番（東 宏二議員） 商材が大崎町と我が市は似ているということでありまして。先ほど出ました3割という総務省の規定がございまして、大体1万円の寄附をいただければ、3,000円ぐらいの商品を返礼品としてお送りするというところになっているかとは思いますが、今、物価高騰でうなぎも1尾3,000円近くするような値段になっているわけですが、そのことでボリュームがなくなったりとかいろんな中で、1万円でうなぎ1尾送ってもらうとか、そういうのも大分寄附される方々にも「ちょっとボリュームがないな」というような考えもあるのではないかと思います。この返礼品の志布志市のアイテムは、どのぐらいのアイテムが紹介されているんですか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 現在、登録してある返礼品につきましては、約950アイテムというところでございます。

○18番（東 宏二議員） 950アイテムがあって、その中で一番出るのがうなぎとか、黒豚とか、そういうものだと思っています。ほかにも紹介されているもので農産物とか海産物もあろうかと思いますが、大崎町は、やはり果物のマンゴーを持っているんです。これが大きいんですよ。でも、志布志市は、メロンとか、イチゴとかはございますが、マンゴーを栽培されているところはないと思うんです。やはりマンゴーが大分人気があってですね、大崎町のほうではこういう果物のほか、志布志市と同じような形で伸びていると思うんです。やはり、志布志市でも今950アイテムあるんだけど、その中で選ばれるのは、ほかの寄附される県にないような魅力あるものを注文される方も多いと思いますので、その辺は、今後の開発も大事じゃないかと思っています。担当課としては、今後の開発とか、いろいろな商材を集めるとか、そういうことはどういうふうにお考えられますか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） あくまでも、このふるさと納税につきましては、寄附ということでございます。そういったところの中で、当然、その寄附に対してのお礼の品物としては、やはり市として信頼を受けるしっかりしたものをお送りするというのが本筋じゃなかろうかと思っています。当然、新たに開発することもですが、しっかり今、地域の生産者の方が作って、そういったものをやはり安心して送ることが基本ではなかろうかと思っています。今あるも

のをしっかり生産者と一緒になってより魅力あるものに、また表現的なものも含めてしっかりと取組をしていきたいと思っているところでございます。

○18番（東 宏二議員） 難しいとは思いますが、すぐ簡単にできるものではないと思っています。そこで、今、米がすごく人気がありまして、新聞にも、新潟県の南魚沼市は、寄附が前年よりも1.2倍、71億円まで伸びたということで、これは、何かといたら、お米だそうです。あきたこまちとか、ブランド米がいっぱいございます。それに対して、志布志市も無農薬でお米を作っている農家があるんですよ。今からの収穫だと思しますので、それも商材に入れてもらって、その辺も同じような商材かもしれませんが、やはり「南の米は、おいしい米」というようなキャッチフレーズを付ければ、また一つの新しい返礼品になるのではないかと考えています。その辺は、どう考えておられますか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 当然、今、お米のほうも返礼品として登録をさせていただいています。先ほど言いましたとおり、当然、その生産者によって物流なり、その生産体制であったり、また経営体制、そういったところも含めて、今あるものを無理のない範囲の中で、しっかりと送れる範囲でそこを送っていくというところがまず基本ではなかろうかと思っています。そういった中で、全体的にやはり経営の支援であったり、生産の支援であったり、技術的な支援、そういった総合的に含めて一つの地域としての特産品、そこが伸びていくというところがまず基本にあった上で、ふるさと納税の返礼品、お礼の品として登録していくということが理想じゃないかと思っています。

○18番（東 宏二議員） 市長も言われたのですが、これは、寄附金ですので、誰が考えても多くいただいたほうが得なんですよね。であれば、この寄附金を多くいただくためには、どういう返礼品が人気があるのか、どういうことをやったら寄附していただけるのか。これも一つの今後の課題だと思うんです。やはり、この寄附金が多いほど、市の財政にもつながってくる。また、我々が「このふるさと納税をどこの事業に使ってください」ということは言いませんが、やはり、それは、執行部のほうでちゃんと考えておられると思いますので、この辺も大事だと思います。それで、令和5年度、6年度は分かっていますが、令和2年度、3年度、4年度のふるさと納税の金額は分かかりますか。分かっているければいいですが、分かれば教えていただきたい。

○シティセールス課長（大迫秀治君） ちなみに令和2年度が約51億円、令和3年度が約53億円、令和4年度が約62億円、令和5年度が約67億円というような推移をしているところでございます。

○18番（東 宏二議員） 本当に担当課の皆さんのお力で毎年こういうふうが増えていく。令和6年度に産地表示の間違いでガタッと落ちた。これは、この原因が大きいだろうとは思っています。それで、令和5年度と令和6年度に対して、今、ポータルサイトとかPRをされている中で、令和5年度と令和6年度では15億7,000万円ぐらい減ったわけです。このPR費やら、そのポータルサイトいろいろもろもろがあると思いますが、その辺の令和5年度、6年度に対しての差額は、どのぐらいあったのか、分かっているければ、教えていただきたい。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 寄附額に対しての経費率というのがございます。基本的

には5割以下に抑えるというルールになっていますので、大体47%から50%未満の中で推移しています。令和5年度と令和6年度に関しての比較も、同様に収入に応じてその半分以下というところがございますので、大きく減ったところがございます。

○18番（東 宏二議員） そうすると、大体4割になるから、5割を計算したときが経費だということで算定すればいいわけですね。はい、分かりました。金額は、後でまた計算したいと思っています。いろいろ国のくくりとか、総務省のくくりとか今後もあるわけですが、今もあると思いますが、このふるさと納税がいつまで続くかは、我々も見通せない、また担当課も見通せないと思うんです。やはり、あと何年かすれば変わってきますので、令和6年度は下がったんですけど、令和7年度に向けて、今年のふるさと納税は、令和5年度に近づく勢いがあるのか。その辺は、どうですか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 令和7年度のふるさと納税受入額の見通しにつきましては、依然として物価高騰とか、そういったところで日用品を返礼品として選ぶ傾向が高いところでもあります。また、同様に、全国の自治体がさらなる取組強化を図っているというところがございます。現在のところ、令和6年度並みの状況で推移をしているところがございます。

○18番（東 宏二議員） 今回の補正予算にも出ていますが、またこれは、委員会で聞きたいと思うんです。いろいろ予算上にも出ていますが、50億円という目安のこの予算の計上ですか。

○市長（下平晴行君） 令和6年度並みということでの今回、補正予算を計上させていただいたところがございます。

○18番（東 宏二議員） 前に戻るのですが、やはりこういう事故があった後に検証をして、再発防止をしていかないと、またこういうことが起きると、また減っていくと思うんですよね。その辺は、どういう検証がされたのか。その辺は、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 再発防止策につきましては、観光特産品協会と連携し、返礼品登録事業者の食品衛生管理等の取組状況を調査をした上で、独自のふるさと納税食品衛生管理ガイドラインを作成し、産地偽装や食中毒、食品表示違反等を起こさないための取組を強化するとともに、情報セキュリティ対策についても確認し、事業者の皆様の特産品のブランド力向上と安全・安心の再徹底を図って、再発防止に努めているところであります。

○18番（東 宏二議員） そういうことで、やはりしっかりと検証して、二度とこういうことが起きないような対策を取ってもらいたいと思っています。それから、この令和7年度のふるさと納税寄附額の見通しということで質問したのですが、これは、やはり令和6年度に大体近づいているということで考えてよろしいでしょうか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 現在、令和6年度と同じような推移をしているところがございます。

○18番（東 宏二議員） 令和6年度を少しでも超えていければなと思っています。本市は、このふるさと納税を「平成27年度から取り組まれた」と市長のほうで答弁がございました。私は、平成26年の6月議会で、このことを一般質問した経緯があるんです。そのときは、本田市長でし

た。新聞報道の方も来ておられて、私が一般質問したとき、志布志市の返礼品は、お茶10グラム、市報1部でした。その頃の寄附金が400万円いかないぐらいでした。それが駄目だということで、「地元の食材とか、グルメ券とか、いろんなものを返礼品で送ったら」と言いましたら、そのときの市長が「この事業にはそぐわない」ということでございました。それから、私が「返礼品を送ったほうがいいんじゃないか」ということで言い続けましたら、「そうします」ということで、それから返礼品が発送されて、どんどん寄附金が上がっていった経緯もございます。それで、その当時、どんどん上がって行って、あまりに過剰気味になって、「うな子事件」もございました。その辺もやはりふるさと納税というのは、寄附金だから、少しでも多くいただいたほうがいいということが分かってきて、今の市長、今の職員の方々が一生懸命頑張っていたいただいてこの金額になったと思います。今後、この金額を少しでも上げていくような形で取り組んでいただければと思いますが、その決意は、どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、ふるさと納税をしていただいている方、そして返礼品を提供していただいている方々、そして職員の皆さん、本当にですね、先ほどからありますように、私は、職員の努力のたまものだというふうに思います。志布志市がこのように上がってきたのも、そういういろんな対応の仕方が良かったから、ここまで来たと、これまで上がってきたというふうに思っています。基本的には寄附金でありますので、そこを含めて市のいろんな教育環境、あらゆる福祉とかいうものに活用させていただいています。再確認して一生懸命努力してまいりたいというふうに考えています。

○18番（東 宏二議員） 令和5年度は、鹿児島県でナンバーワンだったんです。令和6年度は、大崎町が55億円でナンバーワン、2位が南さつま市で54億9,000万円、本市が51億9,000万円ということで、3位ということでございます。令和7年度は、去年の水準ということでございます。令和8年度は、またナンバーワンを取り返すような勢いで、今、市長も言われたように職員の皆さんも大変だと思いますが、少しでも多くもらえれば、志布志市の良い事業ができますので、その辺を考えながら頑張っていたいただければと思っています。このことについては、終わります。

2番目の道路行政についてでございます。道路行政については、市道の中央線や白線が消えている箇所が多く見受けられます。交通安全のために今後の対応についてお伺いします。また、県道、国道も同様の状況が見受けられます。国・県との連携が取れているのか、その辺もお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 市道維持管理の区画線設置につきましては、毎年、市内各地をパトロール等で、区画線が消えている箇所、要望のあった箇所等につきまして現地調査を行い、交通安全施設整備工事という形で工事を発注しているところであります。今後も定期的なパトロールに努め、現地調査を行い、現場の優先順位を明確にし、計画的な市道の維持管理に努めてまいりたいというふうに考えています。国や県が管理する道路の区画線につきましては、志布志市子どもの移動経路・通学路交通安全推進会議や曾於地区土木事業連絡会などで国や県、関係機関とは連携しており、要望等も行って対応をお願いしているところであります。

○18番（東 宏二議員） 今、市長の答弁では、順次整備していく道を、担当課でどういう箇所があるのかということもちゃんと調べてあるということでございます。ということは、横断歩道とか中央線がどの辺がないのか、何か所ぐらいないのか、担当課は、把握されておられるんですか。その辺は、どうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 区画線等の把握につきましては、まずはその道路パトロール等で確認して、実際、その路面状況確認したときに、やはりここはかなり危険だなというところ、特に多いところは、幹線道路ですね。それと併せまして、そういった各地区交通安全推進協議会からの要望等も含めて対応を図っているところでございます。現在、交通安全施設整備ということで、特にライン、区画線引きに関しましては、前期と後期という形での工事のほうを発注しています。その中で、今回、交通安全施設工事の前期分という形で、路線名としては、飯野・松山線、樽野・山久保線、そして吉村・押切線、昭和・弓場ケ尾線の交差点、そして同じくカラーライン舗装という形で路線を決めて設置をしていきます。そしてまた今後、そういった地域の方からの要望があれば、後期で交通安全施設工事という形でまた工事を発注していくという状況でございます。

○18番（東 宏二議員） パトロールで回って分かっているということですが、今、一部の路線が出ましたけども、やはり通学路の横断歩道、言えば、大原のビジネスホテル枇杷の反対側、あそこも消えている。あそこは、中学生がいつも横断するところです。自転車通学したりとか、あの辺も消えている。図書館からずっと上がってきて、あの道路に出るところも消えている、いろいろですよ。だから、優先順位を建設課で決めて、1年間に何キロメートル、何千キロメートルしないと間に合わない。ここに有明庁舎の課長級の方々、松山庁舎の課長級の方々もおられます。市役所に通勤されるときにも見えていると思うんですよ。私が見えるんだから、あなたたちは、まだ若いから、なお目が見えると思うんです。その辺をやはり担当課に言っていけないと、危ない。本当に、高齢の方を後ろから見てみると、中央線がないもんだから、やはり中央線側に寄って運転されている方が多いんですよ。そうすると、大型でも来たときには、本当に危ないことを見ることがございますので、その辺のことも早くして、令和7年度の事業は、もう上半期は終わったんですか、後半だけですか。あと、予算は、どのぐらい残っているんですか。その辺を教えてください。

○建設課長（富岡 裕君） 議員が申されるとおり、私自身も道路を通っていますと、右折レーンとか、そういった中央線が消えているというのは、やはりすごく気にはしているところです。そういった、この前期要望、後期要望という形で作業はやっているところでございます。それと併せて、予算的なことを申し上げますと、交通安全施設整備の区画線等の工事費につきましては、令和5年度でいきますと、予算として350万円程度だったのが、令和6年度から600万円に予算を上げていただきました。それは、区画線等でございますので、区画線以外の部分の交通安全整備もでございます。そういった関係で、なかなか追い付いていない状況もでございます。やはり、その点は、また反省しないといけない点でございます。ただ、道路維持の事業費につきましては、令

和6年度予算から令和7年度予算につきまして、約6.1%の増額予算をいただいたところでございます。その中には、使いやすい予算といえますが、軽微な作業委託という道路路面の補修であったりとか、緊急を要する路面補修等にも予算をいただいたところでございますので、そういった予算も活用しながら、区画線であったり、中央線が消えている分についても対応を図っていきたいと思います。

○18番（東 宏二議員） 大変だと思うんですけども、これは、600万円で今の状況を見ると、とてもじゃない。私も単価は分かりませんが、中央線を100メートル引くだけで幾らかかるんですか。計算、出ませんか。1キロメートルでも100メートルでもいいです。出れば、単価がどのぐらいかかるのか教えてください。

○建設課長（富岡 裕君） すみません。手元に資料がありません。後ほど回答させていただきます。

○18番（東 宏二議員） 聞き取りのときにしていませんでしたので、申し訳ないと思っています。そういうことで、私が見た限りでも600万円でできるはずがない。市長、何とかしないと、もし事故があったりとか、そういうことがあったら、終わりですよ。あの中央線は、道路幅が何メートル以上あれば、中央線を引かないといけないという決まりがあるんですか。

○建設課長（富岡 裕君） 基本的には、5.5メートル以上となっています。

○18番（東 宏二議員） 5.5メートルの市道がすごくあると思うんです。だから、この600万円ではちょっとできませんので、やはり課長、私が言ったように市長に、財務課も聞いておられると思いますが、やはり交通安全のために、その辺は予算をちょっと大きくして、もうやってください。白線が、中央線の引いてある道路は、きれいですよ、走りやすいですよ。ないところは、本当に難しいです。もうそのことは、皆さん分かっておられると思います。その辺のことも加味しながら、やはり予算を多く組んでいただいて、建設課だけ責めるわけじゃないですけども、やはり担当課としても、そういう考えがあると思います。遠慮なく安全のためには予算を要求して、市民が走りやすい市道ですので、市民が使う道路ですので、その辺のことも考えながら予算計上をお願いすればどうでしょうか。その辺は、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、やはり生命・財産というか、安全・安心を守る大変大事なことでありますので、年次的に増額をして対応していかなきゃいけないなというふうに思っています。しっかり対応してまいります。

○18番（東 宏二議員） 課長、そういうことでございますので、ぜひ、ないところは、早めに予算をいただいてやってください。それと、横断歩道もなんですが、横断歩道も大事だと思います。両サイドはもう、それを言えば切りがありません。センターラインと横断歩道だけのことでいいのですが、その辺のことで、課長が何か答弁したいということでございますので、課長どうぞ。

○建設課長（富岡 裕君） 申し訳ございません。交通安全施設工事600万円だけがラインを引く工事ではございません。実際、道路維持補修工事の中には、工事請負費として道路の改良工事も含まれます。その分もありますから、横断歩道であったりとか、中央線であったり、右折レー

ンであったり、そういった改良工事でも、新設改良工事、そして道路維持補修工事でもやっていますので、その分は分かっていたいただきたいということで答弁させていただきました。

○18番（東 宏二議員） そのことがあるから、私は、「予算を多くもらってください」ということをお願いしています。課長、多分予算が付くと思いますので、どんどん白線を引いて安全な道路にしていきたい。これは、やはり市は管理者ですから、市が管理しないと、誰も管理しません。しつこいようでございますが、その辺は、もう1回、600万円の中でいろんな補修工事とかあるそうでございますので、白線には300万円も使われないような感じの答弁でした。その辺も市長、今後の予算としては、どうですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど八代議員のほうでも質問がありましたが、やはり停止線と横断歩道については、公安委員会に許可申請をしなければいけないということです。おっしゃるように、そういう中央線とか外側線、そういうものは、市でできるわけですので、それは、予算をしっかりと付けて対応してまいりたいというふうに考えています。

○18番（東 宏二議員） そういうことで、予算を付けていただくということでございます。担当課としてもやりやすいと思いますので、しっかりと白線を引いて、安全な道路にしていればと思っています。それと、県道、国道も同じようなところが見受けられるんですよ。もう港入口の右折車線が消えている、郵便局の前の右折車線も消えている。本当に県道、国道が同じような状況なんですけど、これは、県と国の協議会というのはあるんですか。市の担当課を交えていろいろ協議をして、危険な場所があるということで、県・国に要望したりとかする機会があるんですか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

県道につきましては、曾於地区土木事業連絡会とか、曾於地区土木協会で要望して、お願いをしているところでございます。また、随時、そういった、市民の方から相談等があった場合に関しましては、すぐに県のほうにつなぎまして、そこを区画線なり補修の対応していただく。国においてもそうです。国においても要望活動もあります。その中で、また随時、やはり市民からの要望等があった場合、国の出先機関にも報告というか、つないでいるところでございます。ちなみに、先ほど御質問があった、ラインにどのぐらい金額がかかるのかということで、キロメートル当たり約15万円、メートル当たりが1,500円です。

○18番（東 宏二議員） 今、メートル単価も出ました。キロメートル15万円。1,000キロメートルであれば、幾らですか。2,000キロメートルであれば、幾らですか。出ますので、答えなくていいですけども、そういう形で予算計上をお願いしていただきたいと思います。国のほうも、県のほうも、そういう協議会があるということであれば、やはり危険な箇所でございます。右折ということは、線からはみ出したら、本当に危ない。関屋でも一緒なんです、関屋にもあります。もう言えば切りがございませんので、また、国・県の方々に、「パトロールをして、危険な箇所があるということをお聞きしましたが、どうか早いうちに改良していただだけませんか」ということもお願いしていただければと思いますが、近々そういう協議会があるんですか。

○建設課長（富岡 裕君） 来週の月曜日に、曾於地区土木事業連絡会がごございますので、その場で、併せてラインのことについても要求していきたくと思っています。

○18番（東 宏二議員） それは、もう課長に一任しますので、そのことで線が引かれたら、課長の努力が実ったということでごございます。そういうことでよく理解していきたくと思っています。

次に行きます。市道の植樹帯の除草がされていない箇所が多く見受けられます。昨年の6月議会でも質問したわけですが、そのときだけのことだと私は思っています。そういうことで、今後、管理対応はどのように考えておられるか。また、県道、国道も先ほどと一緒にですが、同じような状況が見受けられます。また、近々協議会があるということでごございますので、これも取り入れて問題にさせていただいて、早いうちに解決していただければと思っていますが、その辺は、どうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

市道の植樹帯の除草がなされていない箇所が多いということで、議員が言われるのは、香月線のところだということで聞いています。香月線のところが、ちょうどシマトネリコという樹木とラカンマキのところが、やはりカヤが生えて、見苦しいなというのは実感しています。やはりここを適正に管理しないといけないというふうには思っていますし、同時に、市長からもいつも申されているんですけど、メンテナンスフリー化についても対応を図っていかないといけないということで、建設課のほうとしてもメンテナンスフリー化を考えているところでごございます。ただ、そういった植樹帯においては、地域のコミュニティの方がそこで花植えをされている状況もごございます。やはりそのところの関連もごございますので、地域の方が花植えをされている場所を、いきなりそのメンテナンスフリー化でコンクリートを張るのはいかがなものかということもごございます。やはり、まずは道路維持班であったり、業者の伐採を活用しながら植樹帯の管理をしていく。植樹帯においても、もう使われていない、地域の方々からもうその植樹帯自体の植栽はないような場所は、メンテナンスフリー化をして適正な管理に努めてまいりたいと考えています。

○18番（東 宏二議員） 大変なことは大変で、雑草ですから、どんどん取っても出てきますからね、根っこから取らないと、駄目です。まず私が言いたいのは、一昨年は、国体の成人のサッカーがございましたね。そのときに、私が6月に一般質問をしたときには、早々と対応をされたと思っています。私は、8月22日に一般質問を通告して、駅前のあの一番いいところのメイン、アピアの前の駐車場、それから鉄道記念公園、本当に恥ずかしいぐらいの草が生い茂っています。8月の盆前に、駅通りの方々がボランティアで、国道から30メートルぐらいは除草したりとか、いろいろされておられました。「感心だな」と思っておりましたが、その後、私が一般質問を通告しても、植樹帯もアピアの前の駐車場も、もう草ぼうぼう、駅前も1か所すごく草が生えている。「一般質問を通告しても、全然動かないということは、管理をしなくてもいいんじゃないか」というようなことを私は思ってしまったんですよ。いつも言われたらされるんですけども、今回、暑さが厳しいからちょっと無理かなとは思っていますが、やはり駅前ぐらいは、メイン通りです

ので、その辺は早々ときれいな場所を提供して、無理であれば、あそこは大きな木がありますので、除草シートでもくるっと巻けばいいと思うんですよ。先ほど課長が言われたトヨペットからずっと、香月小学校の前からずっと、あの通りは、地域の方々が植栽されています。けれども、植えただけです。草は取らないんだから、ぼうぼうとしているんですよ。そこを何とかしないと、植栽されるんだけど、花も見え隠れしていますよ。その辺をどう管理していくのかが問題だと思います。けれども、大変だと思います、私も分かっています。であれば、どういう形でやっていったほうがいいのかということも、やはり担当課が考えていかないと、毎年一般質問をされて同じことの繰り返しになりますので、やはり早めに駅前ぐらいからアピア、鉄道記念公園ぐらいのところはきれいにしてほしいと思うんですが、その辺は、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、やはり環境整備というのは、大変大事なことであります。先ほどメンテナンスフリーのことも出ましたけれども、やはり管理の在り方というのは、草は本当に1週間もたてば、もう相当伸びるわけでありますので、先ほど言いましたように、除草剤の活用等々も含めて、しっかり建設課長とも話はしています。どういう形で1年間を通じて環境美化が図られるのかということでは、本当に相当なお金も使っているところです。はっきり言って本当に整備費はかかるわけですが、お金がかかるからどうこうというわけじゃないですけども、管理の在り方をどうしたらいいかということで、今、内部でも協議をしていますので、そこも含めてしっかり対応してまいりたいというふうに考えています。

○18番（東 宏二議員） 市長がいつも言われる「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」ということで、やはり環境も大事だと思います。それも本当に予算が要ると思います。私が一般質問をして担当課も大変だと思いますが、やはり予算がないとできないわけですので、多分お金は出されると思います。しっかりとそういう環境整備とか、道路安全の場を市民の皆さんが喜んでいただくような形で予算を付けていただければと思っています。答弁は、結構です。そういうことで財務課長にも言いましたので、その辺は、やはり皆さんが歩いて、ジョギングをされる方もおられるし、買物に来られる方がおられる駅近くですので、よそから来られる方、日南線を使って来られる方、また「ぽっぽマルシェ」があります。そういういろんなイベントをされる場所でございますので、しっかりとまた市街地のほうは特にきれいにしていただければと思っています。また、国道とか県道も草が生えています。そこは、課長が来週協議会があるということでございますので、お願いして、ちゃんとしていただければと思っています。環境問題ということは、道路のことでございますが、やはり市民の方々が喜んで通勤とか、通学されるような環境を整えていただければと思っていますので、その辺をちゃんと予算を付けていただいて、しっかりときれいなまちづくりをしていただきたいと思います。最後に、市長の答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 管理の仕方としては、以前、県のほうで区間を持って特定の人が道路をずっと管理していた時期があったわけですね。1年間を通じて環境整備がされておりましたので、

私は、そのことも含めて、区間を持って整備ができないのかどうかということも考えています。そういう全体的なことも含めた予算の在り方、管理をしてまいりたいというふうに考えています。

○18番（東 宏二議員） 通告をしていないので、答弁もありませんが、9月21日がみなとまつり、花火大会がございます。観光バースもカヤぼうぼうですので、その辺もしっかりと県のほうに伝えて、きれいな場所で夏祭りができればと思っています。その辺もひとつよろしく願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（福重彰史議員） そのままちょっと待ってください。

建設課長のほうから発言訂正の申出がございましたので、それを許可します。

○建設課長（富岡 裕君） 申し訳ございません。ライン引きのキロメートル当たりの単価について、ちょっと訂正をさせていただきます。最初、「1キロメートル当たり15万円」というふうに言っておりましたが、「1キロメートル当たり150万円」と1桁違いましたので、申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（福重彰史議員） 以上で、東宏二議員の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後3時17分 延会

令和7年第3回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和7年9月5日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

1 番 永 田 梓	3 番 稻 付 洋 平
4 番 隈 元 香穂子	5 番 南 利 尋
6 番 市ヶ谷 孝	7 番 青 山 浩 二
8 番 野 村 広 志	9 番 八 代 誠
10 番 小 辻 一 海	11 番 持 留 忠 義
12 番 平 野 栄 作	13 番 西江園 明
14 番 丸 山 一	15 番 玉 垣 大 二 郎
16 番 鶴 迫 京 子	17 番 小 野 広 嗣
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

2 番 栢 山 晋 司

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総 合 政 策 課 長 川 上 桂 一 郎
コ ン ミ ュ ニ テ イ 推 進 課 長 五 代 千 加 子	み な と 振 興 課 長 木 村 勝 志
シ テ イ セ ー ル ス 課 長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市 民 環 境 課 長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健 康 長 寿 課 長 富 重 隆 之	こ だ も 子 育 て 課 長 若 松 利 広
農 政 畜 産 課 長 萩 迫 和 彦	耕 地 林 務 課 長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松 山 支 所 長 兼 総 務 市 民 課 長 折 田 孝 幸
有 明 支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	危 機 管 理 監 黒 川 晃

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議 会 グ ル ー プ リ ー ダ ー 末 原 和 幸
サ ブ リ ー ダ ー 前 田 範 雄	サ ブ リ ー ダ ー 上 野 健 太 郎

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、玉垣大二郎議員と鶴迫京子議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（福重彰史議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行議員の一般質問を許可します。

○19番（小園義行議員） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。今、マスコミで、参議院選挙の結果を受けて、責任の取り方が連日報道されています。選挙の在り方というのは、政策をお互いの政党が戦わせて、その結果がそれぞれに出るわけですけど、一人の人の責任ということではなくて、その政治の在り方が国民の側を向いていたのかどうか、国民に寄り添ったそういった政策だったのかというのが問われているのではないかと思います。誰か一人責任を取って新しいものに変われば、それで全て終わったというふうには思わないところであります。我がまちは、下平市長を先頭にして、職員の皆さん方、また私たち20人の議員も全て住民の皆さんの側をしっかりと向き、寄り添った行政が行われているというふうに信じています。そういった立場から、今回5点ほど質問通告をしました。順次、質問に移らせていただきます。

まず、個人情報保護の在り方についてということをお願いしました。7月からいろいろな措置が入室に当たって行われています。私たちが頂いた資料で、本市の情報資産がSNS上において公開されたことが疑われる事案が確認され、セキュリティ侵害の発生を未然に防ぐ対策として、この7月から執務室への入室に関する措置が講じられています。これに至った経緯をまずお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えします。

本市において、情報資産がSNS上にて公開された疑いがある事案が確認されたことを大変重く受け止めています。情報の漏えいやセキュリティ侵害は、市民の信頼を失う重大な問題であり、志布志市情報セキュリティ運用指針に基づき、迅速かつ適切に対応していくことが求められています。事案が確認された経緯としては、情報セキュリティアセスメントを実施し、その結果を庁内に周知したところ、内部からの報告があり、SNS上で今回の事案を確認したところであり、これを受けて調査を開始し、事実関係の確認を行ったところであり、調査の結果、SNS上に公開された情報が、本市の情報資産であることが疑われる状況が確認され、原因の特定に

努めるとともに、再発防止策を講じることが急務であるということで判断をしたところであります。今回の措置により、再発防止に努めるとともに、市民の皆様安心していただけるよう、情報セキュリティの向上に全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○19番（小園義行議員） 今、市長のほうから「情報資産が漏れたことがしっかり確認された」ということです。私たちの立場からすると、なぜ、その情報資産が漏えいしたのか、行政の側には仕事のやり方として何ら問題がなかったのかという思いがあるわけですね。そこについては、どうなんですか。

○市長（下平晴行君） これは、令和7年2月に内部からの一報を総合政策課が受けて調査を開始し、一議員のSNSから、執務室内のセキュリティに影響を及ぼす画像を発見したところであります。その後、鹿児島県DX推進アドバイザーを3月に招聘し、防止策について助言を受け、ゾーニング導入について具体的な検討を始めたところであります。重ねて各課にアンケートを実施し、現状や意見を集約した上、ゾーニングの導入方針を策定し、4月に開催した志布志市DX推進会議において決定したところであります。なお、ゾーニングマップの作成や職員への周知等、準備期間を設けたために、入室措置の全庁実施を7月1日としたところであります。

○19番（小園義行議員） もう市長のほうから、いろいろまだ質問もしてないことの答弁がありました。私は、情報漏えいを故意にさせる、そういったものは、当然、情報を漏らすというのは、犯罪だというふうに思っています。NTTで仕事をしていまして、私たち自身が仕事上いっぱい個人情報を知り得るわけですね。もう私は、NTTを辞めて34年たつんですけど、その間に、全国のNTTの職場で情報漏えい等々が、個人情報を名簿業者に何かあるというような事例がニュース等々であって、非常に私たち自身も仕事がしにくくなって、そのことに対してはしっかりと自分としては持っているという思いで、私たちは仕事をしていきます。今言いましたのは、漏えいしたことは、まあそれぞれでしょう。でも、行政の側には何ら問題はなかったのかなというのがあります。なぜなら、5人で仕事をしていまして、1人の人が1,000円札を5枚そこに置いて、みんなで仕事をしていきますね。仕事でちょっと席を外したりしている間に、その5,000円のうち3,000円がなくなっているという事象が発生するわけですね。それは、それを盗んだ人が悪いのか、そこにそういう状況をつくっていたのがまずいのか。あくまでも私の立場は、盗むということは当然犯罪ですけど、そういう環境をつくっていた自分たちには何ら問題はなかったのかという、そういう見方を私はします。そういった意味で、行政の側にもそういう情報が漏れてしまうような状況は全くなかったということなのか、それとも何らかのそういう少し失敗があったのかというそこらについて、今、市長のほうからの答弁はなかったんですけど、そこらについて、行政の側には何ら問題がないという理解でいいですか。

○市長（下平晴行君） 私は、行政のほうには問題がないと思います。それは、なぜかと申しますと、その相談に来た方に対して、しっかりと情報提供というか、説明をしているわけですね。そのことをSNSで出しているわけですから、それは、出すべきじゃないことだというふうに思

っています。ですから、行政側としては、執務室にそのことの聞き取りや相談に来られた、そのことに対してしっかりと対応しているわけですので、それを止めるということではできないわけです。いつの間にかSNSに、分かりませんが、撮られていたということでもありますので、私は、行政側に何ら落ち度はなかったというふうには思っています。

○19番（小園義行議員）　じゃあ、そのやり取りの中で、結果として、たまたまそういうことが起きてしまったわけですね。それはそれで、それぞれでしょう。今回そのことを受けて、今、それぞれ本庁、支所に対して「ゾーニングの設定をして、表示物の設置を行います」というふうに、ここにありますがね。その中で、個人情報保護のためと、もう一つは、職員の業務スペースですので、入室の制限、そういったものがかかっているわけですね。今回、この措置をそれぞれ二通りの分け方にしてあるわけですが、先ほどおっしゃったそのセキュリティ侵害をさせないためにこういう措置を取ったということですけど、それは、この表現を見れば、セキュリティの問題だけでこの入室の制限ということになるわけですね。それは、そのDX推進会議だけでやったのか、全体として志布志市の業務の在り方として、どういった議論がされて、どの会議でこういう措置が取られるようになったのかということをお示してください。

○総合政策課長（川上桂一郎君）　お答えいたします。

今回の事案においては、そういった情報の漏えいということでしたので、まず、その対策としては、本市にありますDX推進会議において、そういったゾーニングの必要性というのを議論したところでございます。その前段につきましては、先ほど小園議員のほうからも質問がありました、今年の1月1日に組織再編で本庁集約をいたしましたその関係上、いろいろデスクワークとか、そういった状況もあるというところで、現在の執務室の状況とか、どういった方たちとの対応をどこで、どの場所でやっているとか、そういったこと等もアンケートの中でいろいろ把握をしまして、そういったところからゾーニングが必要であるというのをDX推進会議のほうで決めさせていただいたというところでございます。

○19番（小園義行議員）　そのことは、全ての職員が理解をした上で、こういう決定に至っていると理解をされているのですか。

○市長（下平晴行君）　そのとおりであります。

○19番（小園義行議員）　そういうことですね。では、私たちに示されたこのゾーニングの設定が、入室の在り方というのがここにありますがね。これは、職員だけ対象なのですか。これを見ると、ゾーニングの設定で執務エリア、特定エリアで、利用対象は職員というふうにしてありますね。当然、別な人がするわけないからですよ。これは、その入室の措置も職員だけということなのかというふうに理解していいのですか。

○市長（下平晴行君）　利用対象が職員というのは、その執務エリアと特定エリアを限定していると。そのほかは、もうフリーだという考え方であります。

○19番（小園義行議員）　例えば、これだと執務エリアですよ。そして、A課からB課に行くとき、A課の課長も1回フリーのところに出て、B課のところに行って「入ってよろしいですか」

という許可をもらってやるというふうに、当然、理解するんですけど、そういう理解の仕方ではないですか。

○市長（下平晴行君） そこまでは制限はしていません。職員は、制限はしていません。

○19番（小園義行議員） では、窓口に入室のあれが設定されている。これについては、職員はそうではないよと。ということは、あと役所に来られる人は、住民か、議員か、そして県から来られた人、国から来られた人ですよ。住民の中には、いわゆるそういうお届け物をされるJPとか、クロネコヤマトとか、いっぱいありますね。私が考えるに、職員以外だと、議員か、今言いました県から来た人、あと住民ですね。この人たちは、この入室のための制限がかかっている対象ではないと理解していいのですか。

○市長（下平晴行君） 対象は、ここに、いわゆる色で付けて、持っておられますね。執務室についてということで、ゾーニングがされているのですけれども、このいわゆる執務エリアはグリーンで、特定エリアは赤、フリーエリアは青ということでありますので、そういう形で外から市民とか、そういう人たちは、その範囲内で窓口対応というか、相談事ができるということになります。

○19番（小園義行議員） ちょっと整理しますね。職員の人は、A課からB課に行くときは、「そこまでの規制はしていない」という市長答弁でしたね。じゃあ、残りは、議員か、住民か、県や国から来られた人がこの個人情報の保護のため入室を制限しているという、その対象ですよ。それであれば、皆さん方が個人情報保護のために一生懸命努力するというのはよく分かりますけど、対象とすると、議員、そして住民、国や県から来た公務員の人はですね。そこが窓口においておられるあれの対象だというふうに理解しましたので、そういうことですよ。そこで、私は、議員として35年仕事をさせていただいていますが、私は、公務員だと理解しています。地方公務員法の特別職ですのでね、議員として守秘義務が課せられています。そして、私は、情報を漏らすというのは犯罪だという理解をして仕事と向き合っています。そうしたとき、この議員や住民は、この入室の制限の対象として考えておられるということですので、このことをどういうふうにして、7月から住民には知らされたんですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 住民への周知につきましては、ホームページ上と、先ほども言いましたが、本庁集約を志布志庁舎はしていますので、その総合案内の窓口の担当職員にその旨を周知するような取組と、あと支所につきましては窓口部門の職員のほうに、今、こういった執務室への入室の制限をしているということについて促しをしたところでございます。

○19番（小園義行議員） 先ほどの答弁をちょっと整理して言うと、個人情報の保護のため、そして市の情報資産の保護のため、職員は、対象でないから、もう除かれていますよね。あと、議員や住民は、この入室要件が措置された個人情報の保護のため、入室を制限すると、これは、受け取る側からすると、私も含めてですけど、この表現は、犯罪を犯す人と当局から見られていてもおかしくないですよ。私は、個人情報や市の行政の情報資産がしっかり守られていくことは当たり前のことだと思っています。また、私自身も守秘義務が課せられていますので、いろいろ

やり取りした中で分かったこと、そういったものを他の人に漏らすということなんか一切ありません。そして、その情報資産でもそうですよ。基本的に、このことで議員や住民は情報漏えいをするという、犯罪を犯す人と見られるような表現の在り方というのは、僕はおかしいと思います。個人情報保護をちゃんと守るのは、行政の当たり前の仕事です。そこにわざわざ書かれると、足がすくみますし、私も犯罪を犯す人と全ての職員から見られているとなると、非常に議員としての活動が制限をされてしまう。それは、違うと私は思うんですよ。だから、市長、この「個人情報保護のため、入室を制限しております」、これはね、少し見直しをすべきじゃないですか。

○市長（下平晴行君） 議員もおっしゃるように、情報資産がSNSで公開というか、そういうことが実際出たから、それは、小園議員はそういう考え方かもしれませんが、実際、そういう形が出たわけじゃないですか、公開されたわけです。ですから、私は、市民の生命・財産を守るということも含めて、しっかり情報のセキュリティを管理する責任があるわけです。もちろん、我々は、守秘義務がありますけれども、議員の皆さんには、ほとんどないわけですね。ですから、僕は、今言われたそのことは違うような気がします。そういうことで、やはり私は、市民のそういう個人情報をしっかり守っていかなきゃいけないということも大きな要因でありますので、そこは、御理解いただきたいと思います。

○19番（小園義行議員） だから、仕事の仕方として、議員がそこに来て、いろいろ情報提供をした。このことは、「あなた以外に、そういうことをほかに漏らさないでくださいよ」というのは、当然、そういう一言があって当たり前ですよ、仕事の仕方としてですよ。住民の方が来られたときでも、そうですよね。私は、今、市長がおっしゃるようなその立場に立てません。守秘義務を守るのは、当たり前ですよ。私は、今でもそうです。議員として仕事をさせてもらっていますが、知り得たことをほかに漏らすなんて、一切そういうことをしたことはありません。当然、当局は、そういう仕事のやり方をしないといかんわけですよ。そこら辺中に情報が漏れるような資料がぼんと置いてあって席を外すとか、そういったものは、おかしいでしょう。ぜひ、個人情報の保護のためのこの表示の在り方、ここについては、少し考えていただきたいなど。志布志庁舎で見ると、13課が個人情報保護のために、業務スペースは、四つの課だけですね。それぞれ分かれています。そこでは、職員は関係ない。関係あるのは、議員と住民と国や県から来られた人と特定されていますよ。さっきの市長の答弁からいくと、その人たちだけということです。これね、私たちは、犯罪を犯すとか、そういった意識を持って役所に来ることはないですよ。そこは、しっかりと当局が個人情報の保護や市の行政情報資産を守るというのは、当たり前のことです。一方、それを守ることで、役所が住民から遠くなってしまったというのが、一つは私の思いです。なかなかそこに行けなくなっている。私は、水道の漏水、そして道路の凸凹になっている、陥没している、そういったものを年間にするとすごい数報告します。以前は、「ちょっと」と言って、パソコンをそこで開いて、「ここの道路の100メートル行った、ここだよ」と、すぐ分かっていました。水道の漏水にしても、「ここが漏水しているから」とパソコンを見てですよ。スマホでそこを撮っても、漏水しているというこれだけは分かるけど、場所が分からない

からですよ。今はどうしているかというのと、「ちょっとお願いします」って、ここに書いていますよ。「ここがクロネコヤマトで、ここからこういったところの100メートル、50メートルのところに穴ぼこがこれこれあります」、これを本当に建設課、水道課にお願いしてやっていますけど、基本的に中に入れないからですね。精神的に「中に入っちゃいかん」と思うから、そういう仕事のやり方として、すごく精神的に「役所が遠くなった」というふうに思います。私は、住民から見たときに、「役所は、役に立つところであって、役所と住民は、近くないといけない、閉じられた役所ではいけない」というふうに思います。「もっと開かれた役所でないといけない」というのが私の思いです。その前提条件は、住民も議員も、その他の商売をされている人たちが来られたときでも、一切、その知り得た情報を漏らすとか、そういうことは意図的にやってはいけないというその前提に立って、役所はどういうふうな仕事の在り方がいいのかというのは、やっぱり考えてほしい。あくまでも、住民から見たら、役所が開かれているという、その立場に立って、職員の人たちが仕事をしてほしいなど。「あっ、犯罪者が来たね」と、そんなふうに見られるようなこうした表現の仕方とか、それについては、少し見直しをすべきじゃないですか。

○市長（下平晴行君） 私は、全く逆で、職員の皆さんはしっかり情報提供しているわけですので、それをいつの間にか撮られていたということで、小園議員は、「ちゃんとそれは守るべきだ」とおっしゃいますけど、守れなかったから、今回こういうことをしたということになるわけです。説明しながら図面を開いたり、パソコンで話をしたりするその状況の中で、いわゆるSNSで公開されたという、これを守ることができるのかというのと、これは、とてもじゃないけど守れないと。やはり情報セキュリティというのをしっかりやって、先ほど言いましたように、そういう情報資産の管理をしていかなければいけないということで、今回はこういう取組をしたということですので、そこは、理解していただきたいなというふうに思います。

○19番（小園義行議員） 行政の仕事の在り方として情報を提供した、そのことは、それでいいでしょう。でも、基本的に1回のそういう事案があったとして、全てほかのことも同列にそれをやるというのは、このことでどれだけ精神的な苦痛や、住民の人たちだって役所が遠くなったという、そういうものを感じられて仕方ないんですよ。その一つ一つの事案が、もしそういうもので問題があるのであれば、当局としては、何らかの対応をすべきだし、基本的にはそういうことで解決していくという、それで済むことですよ。私は、一切そういうことやるという意思もないし、またやったらいけないという認識で35年間議員という仕事をさせてもらった。知り得たことを他の人に話すことも一切ないです。だから、そこは、役所で問題が起きたから、こういうふうにして閉じるようなことではおかしいと。それはそれとして、一つの事案として向き合うべきですよ。全体にそれをかけてしまうというのは、少しこれは行き過ぎじゃないかという気がしますよ。これからも私たちは、行政に情報提供をいっぱいします。するけれども、正直な話、非常に情報提供の仕方一つも難しくなったというふうに僕は思っています。だから、市長がかねておっしゃるじゃないですか、「役所は、住民にとって役に立つところでなきゃいけない」と。私も全くそのとおりです。そこには、お互いが守秘義務や個人情報の漏えい、情報資産の漏えいとい

うのは、犯罪に当たるから、絶対やらないという前提ですよ。それで、私は、仕事をしています。それを一つのことが起きたから、全部シャットアウトしてしまうようなやり方については、少し問題があるなど。「役所は、開かれたところでないといけない」というふうに、「自分たちの側は、一切悪くない」という、そういうことで、市長は、おっしゃっています。その事案は事案で、自分たちには落ち度はなかったということかもしれないけど、そういうことでない人まで、そういうことを犯す人だと見られるような、これについては、私は、ちょっと納得いかないと思います。少しそこについて、もう1回、最後です。「役所は、開かれたものでなければいけない」、「役所は、住民にとって役に立つところでなければいけない」と市長はおっしゃるその立場からしたときに、今回のこの全て閉じてしまうようなやり方は、全体の会議としてどんな議論があったんだろうと思います。なぜなら、ある職場に、私は許可をもらって行きました。そしたら、その職員の人私に何も言わずにですよ、「個人情報保護のため、入室を制限しております」、私の前に来て、黙ってですよ、ずっと私を見て。「許可をもらって、仕事をちょっとしています」と言って、文句も何も言いませんよ。これは、「来るな」という意味でしょう。職員がああ措置された表示板を持って私のところに来て、職員の人、黙ってですよ、私の目の前にこれを持って一言もおっしゃらないんですよ。私は、気付いたから、「あっ、許可をもらって仕事しています」と、それで、何にも怒ることもありません。でも、これは、市長としてそういったことは、どういう理解でその職員の人されたかという。黙ってこれですよ、入るなというわけですからね。そういったものが、しっかりと先ほどいろんな検討をした結果、こうだと。現実にはこうですよ、これ。これを突きつけられたらね、「役所には来れないな」と思ってしまう。こんなことが役所にあっていいですかね。一言おっしゃっていただければですよ、「小園さん、こういうことがありましたので」と、「うん、よく分かっています。許可もらって今ちょっとしてますね」と、一切、知り得たものを漏らすとか、そういったことを全ての職員がこれってやられたら、住民は、役所に来れますか。私は、これはもっと真剣に考えてほしいことだと、そう思って、今回この問題を取り上げました。なぜなら、さっきから言いますが、私たち議員もそれぞれ長い人もおれば、短い人もいて、全ての住民の人も、ここに何十年住んでる人もおれば、転居して来られたり、いろいろでしょう。でもね、職員からこうされたら、市長だって嫌でしょう。「全ての課の人たちは、一切関係なくどこでも行けるよ」と、「そこまで制限をかけていない」ということでした。かけられているのは、議員、住民、そして県から来られた人、国から来られた人、この四つしかないんですよ、役所に来られる人は。あとは、もういませんでね。職員は、ないというわけだから。これは、市長、どういう理解をすればいいですか。やはりこれは、もっとよく検討してほしい。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったそのことについては、これは、絶対してはならないということで、それぞれの窓口で、課によってその入室の在り方というのは違うということで提示をしているということでもあります。いわゆる市民の皆さんには、今までと違うやり方というのがマイナスになるようなことではなくて、私は、「市民は、主役だ」ということで考えていますので、

市民の皆さんが来たときは、先ほど「遠くなった」とかいうお話もありましたけれども、職員が出てきて対応するということは、もう絶対これは、市民サービスの観点から基本的なことだというふうに思っています。ただ、今、小園議員がおっしゃった、その考え方ですね。「私は、絶対していません」とおっしゃった、本当にそのとおりだと思うんです。でも、議員も市民も含めて、みんながそうであるかという、そうじゃない。いわゆる情報管理をしきれないというようなことの大きな要因は、そこなんです。ですから、全く市民サービスを妨げるということではないんです。これは、もう本当に、市民の皆さんがいらっしゃるから、市役所があるんだと。市役所の職員の皆さんには、しっかりと「あ・た・え・た・い・こ・と」ということでの対応をするようにという、これは、もう基本的なことですので、そのことについてのサービス低下というのは、僕はないようにしていかなければいけないというふうに思っています。まして、今おっしゃったそういう対応の仕方というのは、100%してはならないことだというふうに思いますので、これは、職員に再度、その対応の仕方というのを改めてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えています。

○19番（小園義行議員） 今回、この「個人情報保護のため、入室制限」、ここについても、今の答弁は、しっかり検討するということですよ。こんなことをやられて、誰だってこれは、「あっ、役所に行けないね」と思います。しかもこのセキュリティ侵害という意味からしたら、どこまで役所がその相談者に対して出しているのかというのは、こっちは分からないわけで、「こういうことだけ」と言って分からずに来て、いろいろ出すのは、当局ですよ。そこについても、「これ以上は、出したらまずい」とかいったら、当然そこで止めればいいわけですよ。それを先ほどから言いますように、守秘義務がかかっていることとか、情報の漏えいというのはまずいと、犯罪だという認識を持ってやっている人間からしたらね、とんでもないことだということを、今回、本当に役所に情報提供するのも非常に困難になったなというのを私自身が感じています。「水道の漏水、路面の凸凹の損害賠償の議案になる前に、ちゃんと対応したほうがいいよね」というのを、年間すごい数報告させてもらっています。それさえも、なかなか足が遠のいてしまうような状況になってしまっている。ぜひ、当局の仕事の仕方としてどうなのかというのが一つの点と、こういうことをやるんだったら、全ての職員にしっかりとそのことが理解されて、あくまでも役所というところは、住民にとって役に立つところでなければいけない。主人公は、住民の皆さんなんですからね。その立場をしっかりとわきまえて対応するという、そういうものがしっかりと市長の側から発言がないと、職員は、その理解の仕方も難しいじゃないですか。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 全くおっしゃるとおりでございます。先ほど言いましたように、市民があつてこそ、市役所はあるわけでありますので、そして、そこで働かせていただいているということを見ると、市民の皆さんのためにどう対応していくか、サービスしていくか。ですから、私はいつも、その仕組み、組織、人というこの改革をしないと、まちの活性化はあり得ないし、市民サービスもできない。ですから、本当に市民の皆さんが求められることに対しての対応をし

っかりやるというのが、私は、市役所の職員のやり方だというふうに思っていますので、今おっしゃったような市民に対する対応の仕方を、改めて市民が主役だと、市民のために市役所はあるんだということも含めて、職員の皆さんにも伝えて、そのように対応してまいりたいというふうに考えています。

○19番（小園義行議員） この件については、最後です。例えば、私がAという課長さんのところに「ちょっと入っていいですか」、「どうぞ」と、課長席まで行って相談すると。これは、いかがですか。オーケーですか、駄目ですか。

○市長（下平晴行君） これは、公平、平等にしないといけません。そのことを踏まえて、基本的には入室はできないということになっていますので、課長が出てくるということになるかどうかというふうに思います。

○19番（小園義行議員） 基本的には、もうレッドカードが貼ってあるところがありますよ。ここからは、もう一切中に入っちゃいけないという、そういう理解なんですね。このことについてずっとやるわけにはいかないから、次の機会でもまた議論したいと思います。ぜひですね、役所は、開かれたものでないといけない。当然、職員の皆さんもそうですけど、住民の皆さんも、私たち議員も、外から来られる人も、全て守秘義務を守るとか、情報の漏えいは犯罪だという、その前提で、今、私は話をしています。このことについては、「今後、課長のところまで行って、仕事を相談したりとかいうのは、もう駄目だ」という今答弁がありました。それは、非常に僕は「問題があるな」というふうに思います。そういうことをしようと思っただけじゃありませんからですね。このことについては、7月から今2か月ちょっとでするので、後日また議論しましょう。

では、次に行きます。職員採用試験についてということで、それぞれ試験区分が毎年度見直されて、一般事務や保健師、いろいろありますね。これは、どういうことで判断されて、その年度ごとの試験区分があるんですか。

○市長（下平晴行君） 現在、職員の定数については、一般事務職、保健師、土木技術職など技術職を含め、職種の区分ごとには定めておらず、職員全体の人数を令和4年3月に策定している第4次志布志市職員定員適正化計画に基づき、募集採用を行っているところであります。令和7年度の計画に定めている職員の定数は317人であり、令和7年4月1日現在の職員数は317人となっているところであります。

○19番（小園義行議員） 令和7年度の保健師、社会福祉士、農業技術、土木、これは、令和7年度に求められているわけですけど、現在、何人おられるんですか。

○総務課長（鮎川勝彦君） 専門職種ごとの人数でございますが、現在、保健師は15名、社会福祉士は1名、農業技師は2名、土木技師は23名いるところでございます。

○19番（小園義行議員） それぞれ保健師、社会福祉士、今回ここに農業技師、土木技師。一般事務は、それぞれもうあるでしょう。何人ぐらい欲しいんですか。

○総務課長（鮎川勝彦君） 今回の専門職につきましては、1名程度を募集しているところでござ

ざいます。

○19番（小園義行議員） なかなか募集をかけても来られないですよ。保健師も全部令和のやつから見えていますけど、なかなか来ない。それは、それぞれの事情があるんでしょう。それで分かりました。私も令和3年、それからその以前のやつを何枚か見えていますけど、これまでそれぞれの必要な数を考えて募集をやって、そこに至っているということですね。その中で、これまで試験区分に、図書館や学校図書館、図書室で働いている司書及び司書補の採用というのが1回もないわけですね。旧志布志町時代に図書館の司書補という人の募集があつて、2名ほど採用されています。お一人図書館にいて、あとお一人は、別な市長部局でお仕事をされている。この図書館及び学校図書館、図書室の司書、司書補の採用というのは、どのようにそれぞれ考えておられるのですか。市長、教育長にお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 図書館及び学校図書室の司書及び司書補については、現在、図書館で勤務している職員や会計年度任用職員で運営を行うことができているところであります。職員採用試験の募集職種としては、ないところであります。今後、司書及び司書補を職員として採用することが必要というふうに判断した場合には、職員採用試験において募集をしてまいりたいというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） 志布志市立図書館及び学校図書館の運営につきましては、司書及び司書補資格を有する職員に限定せず、市立図書館及び学校図書館の運営の職務に適した一般職員も配置しています。図書館法第13条には、「必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く」、また、学校図書館法第6条には、「学校には、司書教諭のほか、学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならない」と定めています。職員採用につきましては、専門的知識を持つ有資格者を配置することで、市立図書館及び学校図書館の役割をさらに充実し、市民の学びや文化の支援が一層向上する可能性があるかと認識しています。現在、人員の欠員もなく、資格を有する職員を配置しながら適切に運営していますので、今後も市立図書館及び学校図書館それぞれが果たす役割に応じて、市民並びに児童・生徒へより充実したサービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えています。

○19番（小園義行議員） 市長も教育長も、「必要があれば」ということでした。この令和7年度においても、社会福祉士、保健師、農業技術、土木、これは、それぞれ必要だと思っ出されているわけですよ。旧志布志町時代から学校図書館の司書、司書補の配置をいっぱい議会で取り上げて、旧志布志町は、頑張って、全ての学校に司書、司書補を配置しています。これは、全てが当時は臨時職員、それから嘱託職員となってきて、今は、会計年度任用職員ですよ。これは、正職員としてきちんとやっぱり必要だというふうに、教育長、思われませんか。

○教育長（福田裕生君） 正職員、会計年度任用職員にかかわらず、現在配置している職員も研修を深められたり、または有資格者もおられますので、現在においては、十分にその職務の内容の専門性を有しながら仕事を進めていただいているというふうに認識しています。今後、欠員等が生じた場合において、どのような形での採用が適切なのかについては、またこれは市長部局と

その際に、検討しながら進めていくことが必要だろうと考えています。

○19番（小園義行議員） 会計年度任用職員である司書、司書補を配置すればいいんだというふうに受け取ってしまうのですが、やはりこれは、文部科学省が、子供たちの主体的・対話的で深い学びを実現するために、学校図書館を活用して授業の改善に活かすよう学習指導要領でこれをわざわざ定めていますね。それをしっかりとするとき、ここに調べたやつもありますけど、学校段階が上がっていくにつれて、図書館が利用されているのが少ないという現実はお分かりですよ。やはり、それは、一番は人の問題だというふうに僕は思うんですね。この会計年度任用職員でいいんだということではなくて、法が必置と認めてるわけです。そして、司書教諭は、12学級以下は置かなくていいとなっているじゃないですか。法律で求めている。それは、会計年度任用職員でもいいのかもしれないけど、やはり保健師や社会福祉士やほかの職種と同じように、私は、図書館の司書、司書補もぜひ正規職員として採用して、充実していくべきだというふうに考えるのですが、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃることはよく分かるのですが、私は、その資格を持っているのは会計年度任用職員でも職員でも同じことだというふうに思っています。ですから、市の職員も8人は資格を持っている職員が全体的にはいるわけですね。ですから、いわゆる職員の配置の問題になってくるだろうと思うんですが、内容的にはその資格というのは、職員であろうが、会計年度任用職員であろうが、私は、変わらないのではないかなというふうには思っているところです。

○19番（小園義行議員） 正規職員と会計年度任用職員の人たちは、待遇がもう全然違います。今、市長がおっしゃったのは、お二人は図書館の司書補として採用になっているけど、他の人は図書館の司書補として採用されるという、この試験区分で受けて来ているわけではないですよ。そこについては、この保健師や社会福祉士、歯科衛生士、そういうことと併せて、やはりきちんと正規職員として採用していくというその道を開くべきではないですかね。なぜ、こんなことを言うかという、市長も、この市報の8月号を当然読んでおられると思います。尚志館高校1年生の名前は申しませんが、こういうふうに彼女は書いていますよ。「卒業までに、ビジネスに関する資格を数多く取得したい」と話されています。「図書館司書として働くことを目指し、夢に向かって頑張ります」と、夢の先がしっかりとしたその正規雇用じゃなくて、任期のある会計年度任用職員とかそういうことじゃなくて、せっかくこうやって高校1年生が「夢に向かって頑張る」とおっしゃっているんですよ。「やがて私が卒業して資格を取ったときには、志布志市の図書館で働きたいね、学校図書館で働きたいね」という、こういう若い人の思い、夢に向かって頑張る、それを支援するという意味でも、正規職員としてしっかりと図書館の司書、司書補、そこもこの試験区分の中に入れて、毎年充実させていくべきではないですか。

○総務課長（鮎川勝彦君） 図書館の司書、司書補の募集につきましては、平成8年以来していません。先ほど市長が申したように、司書、司書補の資格を持っている職員が8名いるところで、この職員がもともと持っていたとか、また市役所に入ってから御自分で努力

されて取得された場合等々もあつたり、また、ほかの職種につきましても、社会福祉士は1名の募集をしていますが、市役所に入ってから御自分でまた勉強されて取得された方等もおおり、そういう職員が司書の場合はいますので、自己申告でまたそういう図書館で勤務したいとかいう思い等もあるでしょうから、そういった形で現在は資格者がいるということで募集していないところでございます。先ほど小園議員がおっしゃいましたその市報の記事等も読んで、我々もうれしい思いをしたところでございます。

○19番（小園義行議員） この試験区分にない中での採用、これがここにあると、ちゃんと正職員としていくわけですね。これがなければ、ずっと会計年度任用職員という、そういう立場での仕事になりますよね。でも、この尚志館高校のこの生徒さんも、おそらく「あっ、それだったら、もう私いいわ」と、「もう別のところに行って、ちゃんと正規職員として働きたい」というふうに、せつかくのこの同じ志布志市内の若者が夢を持っているのに、それを、「今後検討した結果で、試験区分の中に入れて、年次的に採用していきます」というそういったものでもあれば、なお彼女の夢が大きく膨らむのではないですか。市長、ぜひ、ここを検討していただきたいと思います。もう1回、お願いします。

○市長（下平晴行君） 図書館の役割というのは、大変大事だというふうには理解しているところでありますので、そこを含めて、今後、募集の在り方等も内部で十分協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○19番（小園義行議員） 次に、本市の障害を抱えている人の法定雇用率の達成状況をちょっと教えてください。

○市長（下平晴行君） 本市の令和7年6月1日現在の障害者の雇用率は、2.65%で、法定雇用率の2.8%を下回っているところであります。令和7年4月に志布志市障がい者活躍推進計画（第2期）を策定していますが、法定雇用率を達成できるよう、さらなる体制整備を整えていくこととしているところであります。

○19番（小園義行議員） 令和3年ですかね、一般事務の中に障害者枠というのが1回だけあって、採用されていますね。今後、法定雇用率、障害を抱えている人が定年退職なり、定年前にお辞めになっていくということで、この達成率は、ちゃんと法律で定められているわけですので、きちんとそういったものもやっていくべきだと、今、市長から答弁がありましたように、ぜひですね、この精神障害者保健福祉手帳、知的障害の療育手帳をお持ちの方も含めて、これも年次的に、「毎年やれ」ということじゃないですよ。きちんとそういう法定雇用率を満たすような形での法令遵守なわけですから、そこについては、しっかりと身体障害の人はもう主に採用になってますけど、ぜひ、その二つの療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のそこについての年次的な採用の考え方は、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 私は、障害者が職員であることで健常者が気付かないこと、そういうことも職員も分かるんじゃないかという必要性は大変大事だというふうに思っていますので、今おっしゃるように、障害者の採用については、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えて

います。

○19番（小園義行議員） 障害を持つて人は、何もできないとかではないんですよね。私たち障害がない人でも得手不得手があるように、その人その人にそれぞれしっかりとした特性を持って皆さん生きておられますので、うちの息子も一般企業で就労して、もう毎日一生懸命「お父さん、仕事行ってくるよ」と言って頑張ってやっています。ぜひですね、その一番の大きな規範である市役所の中にも、そういった障害をお持ちの方を採用して、合理的配慮はどうあるべきかという、そういったことも学んでいくような社会でないといけないと、今、障害者差別解消法があります。ぜひ、今、市長がおっしゃったように、「年次的に考えて検討していく」ということのでしたので、このことについては理解をします。

では、この項については、最後です。この採用試験実施要領の共通事項がありますね。この3のエです。共通事項で、「日本国憲法施行後の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」は、駄目ですよと、受けられません。ここを僕たちは、どう理解したらいいんですか。

○市長（下平晴行君） このことにつきましては、地方公務員法第16条の職員または競争試験に適用される基準の欠格条項として定められていますので、削除する予定はないところであります。

○19番（小園義行議員） これまで受験を希望された人に、これに該当した人がいるんですか。また、このことをどう理解したらいいですか。

○総務課長（鮎川勝彦君） 過去において、これに該当する方で受験された方は、いないところでございます。今、これに公安調査庁の破壊活動防止法の中で、団体の活動の制限または解散の指定を受けた団体ということを理解しているところでございます。

○19番（小園義行議員） では、どんな団体ですか。その政党とか、それを教えてください。

○総務課長（鮎川勝彦君） そこまでは、まだ把握していないところでございます。

○19番（小園義行議員） 私が言うわけにはいかないんですけど、公安調査庁は、日本共産党もその監視下に置いているということが過去にもずっとあります。一切、そういうことがなかったというのものもあるわけですけど、こういうものをどう考えても、政府を転覆するとか、そういうことを歴史の中では過去にあったり、オウム真理教とかいろいろありましたね。これは、私は全然おかしいと。これに加入した者、私は、日本共産党員ですよ。役所の職員としては、これだと何かおかしいことに仮になるという、そういう見方をしていること自体が、日本共産党の綱領に一切そういうことなんかありませんので、当局としては答弁しにくかったと思うけど、これね、民主主義社会の中でずっと何十年と監視したけど、そういうものは、一切なかったというのが、公安調査庁のそういうのがありますのでね。そこについては、しっかりと考えてください。しかも、「これに加入した者」というのは、これは、憲法で保障している内面の自由まで踏み込んでいますよ。それについては、僕は「すごく問題だ」と本当にそう思いますよ。ぜひ、これは考えていただきたい。簡単に外せないかもしれないけど、ぜひ、ここについては、よく考えてください。いかがですか。

○総務課長（鮎川勝彦君） 地方公務員法で定められていますので、外すことはできないところでございます。また、共産党につきましても、活動の制限または解散の指定を受けた団体に該当しているとは考えていないところでございます。

○19番（小園義行議員） 公安調査庁がそういうふうに行っているわけですが、日本共産党の綱領に、暴力をもってそういう政権を転覆するとか、そういったものは、一切書かれていませんのでね。また、僕もそういう立場で活動しているわけじゃないですよ。しっかりと皆さんといいまちづくりをしようという立場で、ここでも今質問しています。これは、何かやはりいろいろ考えてやっていただきたいなと思います。ここについては、今言いましたように、「日本国憲法施行後の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」、その個人が簡単には政党を結成したりできないでしょう。だから、これは、何かこの条文そのものがおかしいと、そのことは、申し上げておきたいと思います。ぜひ、ここについてもよく議論してほしいなというふうに思います。この「加入した者」、私は、日本共産党に加入していますが、私は、私の人生において、私自身が判断して日本共産党に入って活動しています。そして、今、ここで質問しています。内面の自由まで当局が侵す必要はないと、僕は思います。市長、そこについては、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、内容を十分精査して対応してまいりたいというふうに思います。

○19番（小園義行議員） ぜひ、よく検討していただきたいと思います。

次に、三つ目に行きます。中学校における部活動の地域移行の現状をちょっと教えてください。

○市長（下平晴行君） 中学校の部活動の地域展開、地域移行につきましては、国の学校部活動の地域移行の方針を受け、令和5年度から、志布志市部活動地域移行推進協議会を立ち上げ、学校及び地域が協働・融合した形でのスポーツ及び芸術文化等の活動のための環境整備並びに生徒にとって望ましい持続可能な部活動及び教職員の効率的な職務遂行の両立の実現のため、部活動の段階的な地域展開の推進について協議をしているところであります。具体的なことにつきましては、教育長が答弁をいたします。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

部活動の地域展開、地域移行につきましては、国や県の動向を踏まえながら、中学生が安心して活動できるように、各種団体等の協力を得ながら、現在、円滑に進めてきているところでございます。志布志市部活動地域移行推進協議会では、令和5年度から、市スポーツ協会、市スポーツ少年団、レインボー424スポーツクラブ、市の文化協会、生涯学習センター、市PTA連絡協議会、コミュニティ推進課、学校教育課、そして生涯学習課、各中学校、市中体連の代表が集まりまして、今後の部活動の地域展開を目指して協議を行っているところでございます。現在、協議会では、現在の部を地域クラブとして認定する場合の要綱や、地域クラブとして申請する際の提出書類等について準備を行っています。また、地域展開に向けての課題や問題点等をいろいろと出されていますので、それらを整理しながら、その解決に向けて取り組んでいるところでござ

います。教育委員会といたしましては、今後も協議会での熟議を重ね、それから生徒、保護者、地域、学校をはじめ、広く市民の理解を得ながら、丁寧に地域展開、地域移行ができるように進めてまいりたいと考えています。

○19番（小園義行議員） この中学校の部活動の地域移行というのは、最初は、部活動を指導する学校の先生の働き方改革の一環として、外部におられる人をお願いして部活動を指導してもらうという、そういう方向だったのに、今、教育長の答弁として、やはり変わってきてるんですね。もう部活動そのものを地域移行していくということで、地域クラブとしてということで、本市のこの第3期のこども計画で、先ほどおっしゃった部活動地域移行推進協議会といったものがつくられて、地域指導者人材バンクといったものも始まっている。本来だと、学校の先生方の働き方改革の一環としてそれをやろうとしていたけど、なかなか難しく、今、教育長がおっしゃったように、もう部活動そのものを地域クラブとして持っていくという、国はそういう考え方ですね。そこで、仮にそうなったとして、今、市役所の職員の人たちがいっぱい中学校の部活動を指導されていますね。これが地域クラブに移行した場合に、今は、勤務が終わった後に、そこに行って指導してもらうというボランティアですよね。そういう人たちが安心してそういうのに関われるようにしないと、一切できなくなるようなことだと、部活動そのものが難しいということになるから、ぜひ、この地域移行をしたとき、地域クラブとして動き出したとき、おそらくそこに報酬とか発生しますよね。そういう職員の人が、バスケットでも何でも指導している人が安心してそれに関われるように、いわゆる自分の空いている時間の中で一生懸命やって報酬を頂くということはできないわけで、その職員の人たち、一生懸命やっている人が安心してそれに関われるような環境づくりというのは、やはりちゃんとしないといけないと思うんですよ。そのことは、教育総合会議の中でもしっかりと議論して、職員の人に関われるようにする。その環境づくりに向けての考え方を動きも含めて、市長、教育長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど教育長のほうでお話がありましたように、教育委員会において、部活動の地域移行について様々な議論が重ねられているようであります。市役所職員が指導者として関われる環境づくりについては、今後、どのような議論がされ、どのように方針が決まっていくかを注視し、対応について検討をしっかりとまいりたいというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） 部活動の地域展開、地域移行につきましては、全国的な流れとして、本市においてもその流れに沿った形を今つくろうということで熟議を重ねているところでございます。その中において一番の課題は、指導者の確保、それから指導してくださる方々への処遇などでございます。一方で、また参加する生徒への配慮をどうするかといったような、非常に幅広い、すぐに解決できるような課題ではない重たい部分もございます。これらにつきまして、国が受益者負担の問題であるとか、公的負担の問題のバランスであるとかということを示すというふうにしていますので、国や県のそういった動きをしっかりと注視しながら、市としてどのようなことが可能になってくるのか。これは、市長部局と十分に連携を取りながら、今後も丁寧に協議を進めてまいりたいと思っています。スポーツを続けたい、それから文化活動を続けたいという、

そういった生徒たちの思いにしっかりと寄り添うということが一番であろうと思います。一方で、また指導してくださる方々への指導のしやすい状況をいかにつくるかということでもございますので、その両方から様々なアプローチをしていきたいと考えています。

○19番（小園義行議員） 児童・生徒のスポーツをする権利、それを保障していくという意味で、すごく大事なものだと思っています。今、実際に指導してもらっている市役所の職員の人たちは、一方では、仕事が終わった後に、ボランティアでされているわけですね。これが正式にこの地域クラブ移行としたときに、公務員の人が手を出せないような、指導ができないような形だと、まずいですよね。そういった意味では、仮に報酬が発生するとしたら、Aさんにやるのではなくて、サッカー協会とか、バスケットボール協会とか、そういうところにその報酬を出して、その中での問題としてやりやすいように、安心して職員の人々が指導ができるということを考えて、組織の在り方として考えてほしいです。あわせて、一生懸命されているわけで、一方では社会貢献ですよ。16時半ぐらいに終わって部活が始まるわけですけど、職員の人々のそのフレックスタイムというか、8時に出てきて、16時半には帰っていいというようなね、そういうふうにしてお互いに地域に貢献しているわけで、そういったことなんかも含めて考えていただかないと、「一生懸命やっている人たちが肩身の狭い思いをしながらやるというのは、どうだろうか」と、僕は思うんですよ。ぜひ、教育長、背中を押すような環境づくりをしてほしいものだと思います。この件に関しては、市長のほうも、教育総合会議の中で、当然、地域移行のそういう議論がありますので、ぜひ職員の人たちが指導者として関わる際の在り方は、本当にその子供たちのスポーツする権利を守るというのと併せて、職員が積極的に関わられるような環境づくりをしてほしいと思うんですが、市長、教育長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、職員が指導しやすい体制づくりですね。例えば、時差出勤にしても、今は事由を付けているわけですけど、これを取っ払っていつでも、もちろん公務が主ですけども、そこを主に考えて自由に取れるようにというような指示を今しているところでもありますので、そこも含めて、職員の指導体制がスムーズに行われるように対応してまいりたいというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） 現在、市長部局とも、こういった課題につきましては協議を進めているところでございます。今、市長からもお話があったとおりでございます。教育委員会といたしましても、今回のこういった地域展開に向けての取組というのが、子供たちのスポーツ・文化に親しみを持って取り組み続ける、そういうこれからをつくる世代に対して、地域の知的資源、そして物的資源というものをまち全体で支えるという仕組みづくりにもなっていく大きな課題であろうと思っています。これは、将来的にはやはりまちとしてのコミュニティの大きな形成にもつながるでしょうし、そして後継者をつくっていくことにもつながっていくと思っていますので、様々な視点からいろんな御意見もいただきながら、整理をしながら、なかなか難しい問題ではありますが、しっかりと丁寧に取組を進めてまいりたいと考えています。

○19番（小園義行議員） ぜひ、この件に関しては、市長も教育長も同じような思いですので、

環境づくりを進めてほしいというふうに思います。

では、次に行きます。国保についてですが、私たち国保に加入している人間は、7月31日で保険証の有効期限が済んだんですね。これは、これまでに何回も「病院の窓口で10割負担がないようにするために、資格確認書を全員に送ってください」ということで取り上げたりしました。この間、国もその病院の窓口での10割負担を回避するという意味で、「期限切れの保険証でも、診察が可能です」という通知を出していますが、それについて、当局は、どういうふうな対応をされたんですか。

○市長（下平晴行君） 厚生労働省保険局医療課から、令和7年6月27日付事務連絡で、健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いが示されたところでもあります。内容としては、令和8年3月末までは、有効期限が切れた健康保険証を気づかずに持参した患者及び本来マイナ保険証と一緒に提示する必要がある資格情報のお知らせのみを持参した患者の受診について、10割の負担を求めるのではなく、被保険者番号等により資格情報を照会した上で、一定の負担割合を求め運用とすることを通知したものであります。有効期限到来後の混乱を防ぐため、本市の対応としては、事前の広報として、被保険者に対して7月中に8月以降の受診方法を確認するようにし、市報掲載及び行政告知放送を行っております。また併せて、市内医療機関に対しては、直接訪問して、内容に対する窓口での声かけや広報用ポスター掲示の協力をお願いし、市内薬局及び歯科医院につきましても、文書で同様の依頼をしたところでもあります。次に、有効期限到来後に対しての広報として、被保険者に対して有効期限の切れた健康保険証の暫定的な取扱いが令和8年3月末まで行われることについて、市ホームページへ記事掲載をした上で、市内医療機関等に対しても、国の当該通知の周知と通知に基づく令和8年3月末までの対応について、協力依頼の文書を送付したところでもあります。暫定的な取扱いに対する被保険者向け広報については、市報掲載など、引き続き周知に努めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○19番（小園義行議員） 実際、前の議会でも市長が「10割負担にならないように、きちんと直接、私が行きます」という、そういう答弁をされましたね。ぜひ、この問題についても努力をしてほしいと、10割負担というのは、大変ですからね。滞納されている人に、今、資格確認書はもう出ないわけですけど、それも国が、市町村の判断で1回10割とするのではなくて、3割でいいというね、そういうことも出されていますので、ぜひ、今、市長がおっしゃったような立場で努力をしていただきたい。あわせて、この国保に限って言うと、9種類あるんですよ。マイナンバーカードでマイナ保険証、資格確認書、資格情報、ちゃんと調べたら、9種類あります。だから、窓口で10割負担というのが発生しないためには、今、市長がおっしゃったようなことをしっかりと対応していただくという答弁ありましたので、ぜひ、これについては、引き続き努力をしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。自衛隊への名簿提供についてです。現在、本市は、国の要請に基づいて、18歳及び22歳の年齢に限って、住民の個人情報を、自衛隊に名簿を提供されていますけど、プライバシー権、これは、個人の尊厳を基になす重要な権利であって、憲法第13条で保障されているわけ

です。自らの個人情報、誰に、どの範囲で開示するのかについては、決定する権利が極めて重要であると、それは、自己情報コントロール権だというふうに、私はそのことを思っているわけですね。その視点から、現在のやり方を見直す考えはありませんか。

○市長（下平晴行君） 自衛官募集に関する名簿提供等の事務につきましては、地方自治法施行令に基づく法定受託事務として行われていますが、自己情報コントロール権を含めた個人情報保護の観点からも、慎重な対応が求められることは十分認識をしているところであります。このことから、市としては、名簿提供を希望されない方は、名簿から除外することができるよう対応しており、市報やホームページを通じて周知を図っているところであります。今後も個人情報の適正な取扱いには細心の注意を払いながら、事務を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行議員） 今、私が思うそのプライバシー権の重要性ということから考えると、22歳と18歳ですので、18歳は、自立的判断が十分でない。また、要保護性の高い高校生の個人情報が本人の同意、親の同意もなく提供されている、そのことさえも知らないという状況があるわけですね。これについては、やはりしっかりと考えるべきじゃないですか。今、その除外申請もあるということですが、実際に提供されていることを知らないわけですので、その対象の人が幾らあるのかということ、結構な数ですよ。まだいろいろ言いたいわけですが、自分が、提供されていることが分からないという18歳の高校生に限ると、自立的判断が十分でない、要保護性の高い高校生の個人情報の提供はされたということですね。高校生に対する就職勧誘活動については、厳格な規制があるにもかかわらず、個人情報は提供されている。その提供先が自衛隊という特殊な組織であるにもかかわらず、その点の説明も一切ないまま、情報提供はされている。本人にも、親権者にも、何らの通知もなく、目的を示した上での同意を得る手続も取られないで個人情報が提供されている。このことについては、市長、本当によく考えて、憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される」という、その人が持っているプライバシーですね、それをコントロールする権利は私ですよという、その視点からしたとき、今のやり方はまずくありませんかというのを僕は言っているのですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 個人情報の提供を地方自治法施行令に基づく法定受託事務として行っているところであり、適正であるというふうに考えているところであります。また、提供を受けた自衛隊側も、市と同じく個人情報の保護に関する法律に基づき、当該情報を適正に取り扱う責務がありますので、問題はないのではないかとこのように考えているところであります。

○19番（小園義行議員） 「問題がない」と、今、市長がおっしゃるけど、私は、「問題がある」というふうに思うんです。そこで、さきの議会の答弁で、危機管理監のほうから「ダイレクトメールが私の息子にも届いた」という答弁がありましたね。市長も記憶はありますね。本人も保護者も知らないままに情報が提供されて、学校も通さないで保護者も介さず、直接勧誘、文書を送りつけられている。これは、非常にやはり問題だと思うんですよ。今やっているようなやり方ではなくて、住民基本台帳法にあるきちんと閲覧という、そういう格好なら何ら問題ないわけで、

文書で提供するというのは、おやめになりませんか。

○危機管理監（黒川 晃君） 自衛隊への名簿の提供につきましては、市報、ホームページ等で情報提供を行いますということを知らせていただいています。その際に、除外についても、「申請していただければ、除外しますよ」ということで、同じように周知を行っているところがございます。

○19番（小園義行議員） あまり時間がないけど、では、今提供している法的根拠をもう一回、示してみてください。

○危機管理監（黒川 晃君） 防衛大臣のほうから自衛隊法施行令第120条に基づき、名簿提供の依頼があるところがございます。私ども総務課といたしましては、地方自治法第2条第9項の法定受託事務が定められていますので、それに基づいて事務を行っており、市民環境課のほうに対して、住民基本台帳法第12条の2第1項に基づき、住民票等の写し等の交付請求をしているところがございます。市民環境課のほうから、住民基本台帳法第12条の2第4項に基づき、住民票等の写し等を交付していただき、私どもとしては、それを基に法定受託事務として防衛大臣のほうに名簿を提供しているところがございます。

○19番（小園義行議員） それぞれの法律に基づいて、市長、過去にいろいろ議論もしましたね。住民基本台帳法第11条第1項だとかいろいろあるけれども、写しの閲覧を定めて、紙媒体ではできないというふうになっているんですよ。そこで、自衛隊法第97条第1項や第120条というのも、何らそれを基に提供してよいというふうには、どう考えてもうたってありません。そこで、地方自治法第1条の2に何て書いてあるかということ、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。国は、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」とうたっているんです。この地方自治法の趣旨からしても、やはり住民のことはここで決められるわけで、国が言ったからしなければいけないということではないでしょう。そこについては、いかがですか。地方自治法第1条の2、それぞれ役割が決めてありますが、そこについては、どうですか。

○危機管理監（黒川 晃君） 地方自治法の第1条の2につきましては、十分認識していますけれども、あくまでも私どもは、この地方自治法第2条第9項に基づく法定受託事務として行っているということで、御理解いただきたいと思います。

○19番（小園義行議員） そこは、いろいろ見解が違うから、また後で議論したいと思います。もう1回言いますよ。一般質問の冒頭で、個人情報の保護というのは、非常に大事だから、入室の制限まで設けて志布志市はやるというふうになっていますよね、議論しましたね。その視点から見たときも、この個人情報の保護をしっかり守りますという行政の側が、今度は、勝手に個人情報を自衛隊に渡している。これは、最初の一般質問の冒頭でやりました個人情報の保護の在り方で、入室制限までやっているその行政として、この個人情報を勝手に自衛隊に渡しているというのは、整合性が取れないのではないですか。その視点からどういうふうに考えますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど監からも説明がありましたとおり、自衛隊法施行令第120条に基づいて提供しているということでございます。

○19番（小園義行議員） 市長、それじゃないです。自衛隊法施行令第120条は、報告や資料の提出を求めることができると言っているだけであって、上の法律の自衛隊法第97条の雑則で定められているところです。私が問うたのは、冒頭であった個人情報の保護のために全力を挙げて頑張っていて、入室制限までやっているその自治体が個人情報を勝手に自衛隊にやっていると、それについてどうですかということ言っているんです。

○市長（下平晴行君） 先ほどの情報セキュリティの、いわゆる入室制限の在り方については、やはり市民の皆さんの情報提供をしっかりと守るということでの対応であります。今回の自衛隊の資料提供については、やはりそういう法律に基づいた対応をしているということでの理解をしていただければというふうに思います。

○19番（小園義行議員） ぜひですね、住民の立場に立って努力をしていただきたいと、この問題は、また議論したいと思います。

終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、小園義行議員の一般質問を終わります。

次に、16番、鶴迫京子議員の一般質問を許可します。

○16番（鶴迫京子議員） 皆さん、こんにちは。昼食前の時間になりましたが、もうしばらくお付き合いください。こんにちは、鶴迫京子です。今回は、福祉行政についてとがん検診について質問いたします。

まず初めに、福祉行政についてです。車椅子に対応した福祉車両を市で購入し、貸し出す事業に取り組むことができないかであります。車椅子に頼っている高齢者や障害者の方々は、個人の家庭で車椅子対応の車両を購入することが容易なことではありません。そこで、山梨県大月市では、軽ワゴン車を2台購入し、事前予約制で希望者に無料で貸し出し、貸出期間は、原則3日間だそうです。ガソリン代として、利用者が走行キロ数に20円を掛けた額を支払うことになっています。旅行や通院、買物などに幅広く利用され、本人にとっても人生が楽しいものになり、家族の精神的負担も軽減されます。このように気軽に高齢者や障害者の方々が外出できるように、本市でも車椅子を乗せられるワゴン車を購入することは考えられないか、市長の所信をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えします。

車椅子等を利用されている方の外出支援については、移動支援事業等民間事業者と連携を図りながら、様々な取組を進めているところであります。御提案いただいた内容の事業実施に当たり、現状では、車両導入に係る費用や継続的な維持管理費、民間事業者が行っている既存サービスとの兼ね合いなど、多岐にわたる課題があるというふうに考えており、実施に向けては、現在のところ考えていないところであります。しかしながら、車椅子等を利用されている方の交通手段の確保は、社会参加の機会を広げる上で必要不可欠であるというふうに思っています。車椅子利用

者の方が車椅子に対応した福祉車両を購入した場合や車椅子対応のタクシーを利用した場合に対して、助成できる制度について検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

○16番（鶴迫京子議員） 多岐にわたる課題が多くあるということで、それは、大変よく理解しました。

それでは、車両購入のほうは、難しいということでありました。そこで、少し視点を変えましてお伺いいたします。志布志市では、障害者の方々が車を運転しやすいように車両を改造するための支援策としての制度が実施されています。その内容について、お聞かせ願います。

○福祉課長（山口善央君） 車椅子改造の助成事業につきましては、障害のある方の自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有する自動車を改造する場合に、改造費用の10万円を上限に、現在、助成しているところでございます。

○16番（鶴迫京子議員） 今の説明によりますと、本人が所持する車に対する改造の助成が10万円あるということではありますが、それは、規則で決められていることですか。その所持している方々にとということでありまして、ほかに見解はないですか。

○福祉課長（山口善央君） 現在では、「自ら運転する車を」ということになっているところでございます。

○16番（鶴迫京子議員） 自ら運転する車ということではありますが、そのところを少し広げまして、家族の者並びにそれに準ずると認める者など、従前の規則を見直すことは、考えられないか。そうすることで、利用の幅が格段に広がると思います。そして、社会的弱者に寄り添うという市長の姿勢を表すことになるとはと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員、さっき私は、「車椅子に対応した福祉車両を購入することを検討している」と答弁したのですが、そこは、分かっているのでしょうか。何か分かっておられないような質問であります。

○16番（鶴迫京子議員） 私は、もう聞き取りの中で否定的に捉えまして、もうそのつもりで用意していましたので、聞いていませんでした。もう一度、すみません。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃった「福祉車両で、市で購入の場合の対応の」という質問されているところでありますので、私は、「車椅子に対応した福祉車両を購入した場合、あるいは車椅子対応のタクシーを利用した場合に対して、助成していこうということを検討している」という答弁をしたところであります。それよりずっとまだ考え方が上というか、対応していくということでもありますので、理解していただければというふうに思います。

○16番（鶴迫京子議員） 大変失礼をしまして、とてもいい答弁ではなかったかと思えます。ぜひ、市長、よろしく願います。

それでは、次に移ります。がん検診についてであります。がんの予防は、早期発見にあると言われております。そのためには、検診が最も有効な対策であります。本市では、毎年、胃がん、肺がん、子宮がん、大腸がん、乳がん、前立腺がんなどのがん検診委託料を計上し、検診を実施しています。そこで、まず1点目、がん検診の種類別の対象者数と受診者数について、本市の現状

をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 御質問のがん検診の令和5年度における実施状況につきましては、胃がん検診は、対象者が1万9,341人のうち受診者は1,478人で、受診率が7.6%であります。大腸がん検診は、対象者が1万9,341人のうち受診者は2,608人で、受診率が13.5%でございます。子宮がん検診は、対象者が1万2,668人のうち受診者は1,586人で、受診率が12.5%であります。乳がん検診は、対象者が1万282人のうち受診者は937人で、受診率が9.1%となっているところであります。肺がん検診は、対象者が1万9,341人のうち受診者は3,139人で、受診率が16.2%となっているところであります。本市では、健康で笑顔があふれる誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現するために、健康づくりに積極的に取り組み、さらなる健康寿命の延伸を目指していくために、第3次健康しぶし21（志布志市健康増進計画）を策定しています。市民の皆様お一人お一人の取組により、市民の皆様が元気になり、「つながろう 笑顔で取り組む 健康なまち」を基本目標に、取組を進めているところであります。

○16番（鶴迫京子議員） ただいまがん検診の受診率を述べられましたが、大変低いものになっています。もう本当に驚くほどの低さです。そして、これは、令和5年度と比較してどのような状況になっているのでしょうか。

[何言か呼ぶ者あり]

○16番（鶴迫京子議員） 微増に……検診率は、変わらないと思うんですね。

それでは、次に入りますが、2点目、がん検診の種類別の受診率は、近隣市町と比較してどのような状況にあるのかお伺いいたします。

○健康長寿課長（富重隆之君） 御質問の令和5年度の近隣であります曾於市と大崎町のがん検診受診率の比較について、鹿児島県のホームページに掲載されています令和5年度がん検診受診率一覧の数値でお答えしたいと思います。

胃がん検診は、志布志市が7.6%、曾於市が6.2%、大崎町が5.5%であります。大腸がん検診につきましては、志布志市が13.5%、曾於市が13.8%、大崎町が17.5%であります。続きまして、子宮がん検診は、志布志市が12.5%、曾於市が13.2%、大崎町が12.5%であります。乳がん検診につきましては、志布志市が17.7%、曾於市が20.3%、大崎町が20.8%であります。最後に、肺がん検診につきましては、志布志市が16.2%、曾於市が12.9%、大崎町が18.8%という現状であります。近隣の市町と比較しますと、胃がん検診のように受診率が上回っているものもございしますが、大腸がん検診、乳がん検診のように下回っているものもあるところでございます。しかしながら、がん検診の受診率につきましては、大きく上回っているとか、下回っているという状況ではないところでございます。

○16番（鶴迫京子議員） ただいまの答弁によりまして、さほど差異はないということになります。近隣市町もやはりがん検診の受診率向上については、大変課題を抱えられていると思います。

次に、3点目に入ります。そのような現状を見まして、がん検診のさらなる受診率向上のために、具体的な取組を検討しているのかであります。本市の死亡の原因の最多なものは、がんであ

る。今、二人に一人は、がんだと言われています。また、死亡された方の中には、がん検診を一度も受けたことがなかったという事実も明らかにされています。その方々が検診を受けていれば、早期に発見され、現在もなお人生を楽しんでいたであろうと推測されます。そうしますと、対象者が全員検診を受けることは不可能としても、より多くの人が受診できるようにすることが行政の任務であると考えます。受診率が低ければ、原因は何であるのかを究明し、その改善策を講じなければなりません。その受診率向上対策として、どのようなことが検討されているのかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 受診率向上のための現在の取組状況についてであります。令和7年度から新たに、肺がん検診と女性がん検診については、モデル的に特定健診等と併せて実施する複合検診を導入しているところであります。また、女性がん検診については、夜間検診や乳房超音波検査も導入したところであります。次に、今後の取組についてであります。がん検診の受診率を向上させるためには、情報提供や啓発活動、住民が受診しやすい環境づくり、費用負担の軽減など、多方面からのアプローチが必要と考えます。また、手軽かつ安心して検診を受けられる仕組みを整えることで、受診率をさらに高めることができると考えますので、複合検診を充実し、一度に複数の検査を受けられる機会を提供し、効率化するワンストップサービスを強化するなど、体制整備に努めてまいります。また、市民お一人お一人が健康意識を高めることで、検診受診や疾病予防である一次予防を図れるよう、今年度から開設した商業施設内での出張健康相談会を充実させ、健康づくりの拠点となれるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○16番（鶴迫京子議員） いろいろあの手この手も尽くしながらやっというふうな検診ではないですけど、検診の前の、血圧を測ったりとか、血管年齢とか、そういうのをされています。そのことは、皆さんに周知されて、そして受診者は受けられていますでしょうか。

○健康長寿課長（富重隆之君） お答えいたします。

「まちの健幸ひろば」のほうになります。現在、7月からになります。第4金曜日に毎月実施しています。こちらは、毎日の暮らしの中で、お一人お一人がちょっとした健康に良い習慣を取り入れ、楽しみながら健康づくりに取り組み、気がつけばみんなが健康になれるようなまちを目指すため、7月から「まちの健幸ひろば」を、市と包括連携協定を結んでいます生活協同組合コープかごしま及び生命保険会社と連携しながら、運営実施しているところでございます。血管年齢チェックや握力測定、血圧測定、健康相談など各種測定機器を通して体の状態を知ることができ、食事や運動の意識づけに役立っているということで、市民からは好評を得ているところでございます。こういった開催につきましては、市報やホームページで周知を行ったり、あと、全戸の回覧であったり、そういったところで周知を図っているところでございます。参加者につきましては、7月開催では110人の方が参加されています。あと、先月の8月には115人の参加があったところでございます。

○16番（鶴迫京子議員） 「まちの健幸ひろば」ということで、健康の「健」に「幸せ」と命名されています。参加人数も多いということで大変いいと思いますので、またそれを拡大して周知していただければと思います。それで、先ほど市長の答弁で費用のことに触れられましたが、たくさんいろんなことをやって、対策を打っていきたいという考え方をお示しされました。その中で利用料金について、お聞きします。本市で設定されているがん検診の利用料金の積算根拠は、何でしょうか。自己負担があったり、国民健康保険はただですよとか、社会保険は1,000円要りますよとか、その種類別でいろいろあるわけですが、その単価の根拠は、ありますか。それと、もう大分前からそのようになっていると思うんですが、国保と社保に分けたその理由は、何でしょうか。

○健康長寿課長（富重隆之君） お答えいたします。

こちらのがん検診の設定料金につきましては、県内のこういった各種検診医療機関がございますが、そういったところと契約を結ぶ形で、また近隣のそういった利用料金の価格設定も勘案しながら、契約に基づいた料金設定という形にしているところでございます。本市につきましては、国保の方ががん検診を受けられた場合には、基本的には無料という形で一応させていただいているところですが、こちらは、無料と言いましても、国保被保険者分につきましては、国保の特別会計のほうで自己負担の費用負担をしている形になっています。あと、自己負担額につきましても、近隣の自己負担額を参考にすることもありますが、受診者になるべく受診できるような価格設定というところを、検診医療機関を含めて検討をして、こういった自己負担額にしているところでございます。

○16番（鶴迫京子議員） 現在のがん検診の利用料金は、いつ設定されたのでありますか。何年前から同じ料金になっているのでしょうか。

○健康長寿課長（富重隆之君） こちらのがん検診の費用額については、毎年、同じ料金設定というわけではなくて、一部見直した形で、毎年実施している状況というふうになっています。

○16番（鶴迫京子議員） 一部見直したという種別は、何ですか。

○健康長寿課長（富重隆之君） すみません、私も全てを把握しているわけではないですが、前立腺がんの自己負担額については、見直しをしているというふうに確認をしているところでございます。

○16番（鶴迫京子議員） 見直したということは、いいほうに見直されたということで理解してよろしいでしょうか。

○健康長寿課長（富重隆之君） 前立腺がんにつきましては、若干、負担の増えた形の料金設定となっているところでございます。

○16番（鶴迫京子議員） ちょっと聞き違いかと思いますが、増えたということですか。肺がんも増えたというようなことをお聞きしたのですが、そのようなこともありますか。

○議長（福重彰史議員） 鶴迫議員、これは、ヒアリングのときもちゃんとそういうことを伝えてありますか。

[何言か呼ぶ者あり]

○16番（鶴迫京子議員） 個別にどうこうというわけではありませんが、検診料の自己負担額が増えたということでもあります。根本的に命というのは、国保とか、社保とか、そういうことに関係せずに命の大切さというのはあるんですが、何かそういうところが少し分からないのです。そして、この検診料を設定するに当たり、近隣の検診料金を参考にして見直したり、増やしたりとかいうこともありますし、何か一定の基本的なことはないみたいです。そういう検診料の設定という考え方で、今こういうがん検診の受診率がすごく低い中で、それももう10年と言わないぐらい、私が議員になってずっとこのがん検診の受診率の向上ということで対策を言っているんですが、これは、なかなか難しくて上がりません。その変わらないということに、何とかしなければいけないという思いがあります。その料金設定はしかりで、基本的に、私は、原則、命に関わることなので、1,000円とか、300円とか、1,500円とか、それを上げてみたり下げてみたりとか、そういうことではなくて、もう無料にしたらどうかなと思うんですね。本当にそれは大変なことであるとは思いますが、そういう考え方に立てないでしょうか。

○健康長寿課長（富重隆之君） お答えいたします。

こちらの国保と社会保険との検診の料金設定の考え方になるのですが、例えば、社会保険の方については、胃がん検診を受けた場合には、検査費用はお一人5,000円かかっているという状況になります。そのうち御本人様からは1,000円の自己負担をお支払いいただき、残りの4,000円につきましては、市が助成しているという状況になっています。こちらの検診の自己負担の助成については、現在のところ、ある程度市のほうでもこういった形で見ている部分もあるということで、そういった検討にまだ至っていないという状況でございます。

○16番（鶴迫京子議員） 他市での例をとってみますと、岡山県総社市では、この集団検診と個人検診、本市でも集団検診と医療機関検診ですね、それを受診したときには、検査して支払った料金を申請すれば、後で償還払いで返ってきますよとか、1万5,000円まではみますよとか、いろいろな形があらうかと思いますが、そういうのではなくて、まずこの自己負担があるということもですし、私の一番言いたいことは、命のことは無料にしてほしいということです。そして、その医療機関検診でも何百円とか徴収をされると思うのですが、総社市では何百円とかで検査を受けて、全部総合的に払ってから償還払いではなくて、後で払いますよと言って、何か月かかかるわけですね。面倒なそういうことを複雑にしないで、もっと簡素化したら、検診もそこに一人なり、二人なり増えていくのではないかと思います。そういうことは、考えられないか、伺います。

○市長（下平晴行君） これは、国保については無料で対応しているということで、社保については、先ほど課長が説明したように、一部負担をいただいているということで、そういう無料ということでは考えていないところであります。

○16番（鶴迫京子議員） 5,000円のところを1,000円は払っていて、4,000円は助成していますよということではありますが、がんになって高額医療とかなった場合に、そのがん検診を受けなく

てがんになった場合、最終的には大変な多額な費用がいるわけでありまして。もう初期で見つかるか、末期で見つかるかということで、がん検診を受けたか受けないかによって、人の命の差が出てきます。そうすると、本人の苦しみもですが、命だけではなくて、その周りに置かれた環境、家族なり、周りの環境まで一変してしまうのであります。そういうことを鑑みますと、その入口のところですね、健康診断。その末期で分かった場合は、多額の医療費がかかります。国保財政を圧迫するぐらいの医療費になると思います。今、高額療養費で騒がれていますが、本当に本市でもそこは団塊の世代のこともありますし、高額療養費の額も年々増えてきているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○健康長寿課長（富重隆之君） 高額療養費につきましては、国保に係る分についてはなりましたが、やはり被保険者が減少している一方で、そうした1人当たりの高額なレセプトの件数も割合的にも増えてきているということで、1人当たりの高額な医療費につきましては、増加の傾向にあるという状況にあります。

○市長（下平晴行君） がん検診の受診率と死亡の因果関係ですね、これは、あります。がん検診は、住民の健康保持向上、医療費負担の抑制、健康意識の啓発といった、多岐にわたる役割を果たす重要な取組であるというふうに考えています。先ほど説明がありましたとおり、本市は、子宮がんの死亡率が全国と比較して2倍以上であることから、がんの初期段階での発見が極めて重要であるというふうに認識をしているところであります。そのために進行予防に対する重要性についての啓発、がん検診では早期受診が極めて重要であるということについて、市民の皆様の理解を深めるとともに、併せて地域全体で健康長寿を目指せるよう、がん検診の体制整備の一層の努力をして取り組む必要があるというふうに考えていますので、その額については、理解していただきたいと思います。

○16番（鶴迫京子議員） 「その額については、理解してほしい」ということでありますが、再度、検討なりしていただけたら、また少しでもがん検診を受けやすいのではないかと思います。命に差はないので、ぜひ、そのようにもう少しがん検診の向上対策に対して頑張してほしいと思います。

皆さんも御存じかどうか分かりませんが、ここにちょっと書いてきました。この日めくりカレンダーですが、志布志地域の柳井谷の人です。柳井谷の山や川の自然豊かな中で、わんぱくで好奇心いっぱいの野球好きの少年が、ALTの先生の英語に触れ、鹿大大学院と、苦学しながらも十数か国をめぐり、現在、鹿児島大学准教授として、がんの免疫療法、治療薬研究の第一人者であることを私は創年市民大学で知りました。治療薬は、できてはいるが、治験率が向上しなければ、安価で治療ができないとのこと。あと一步、あと一步というところでありまして。名前は、新地浩之さんという方でありまして。「二人に一人はがんと言われる昨今、人生100年時代、希望の光が差す。もうがんなんて怖くない、そんな日の到来が待ち遠しい。新地先生の科学の力で未来を創造するんだという研究へのゆるぎない情熱と挑戦、そんな日も遠くはない。地元志布志市からみんなでエールを送りたい。羽ばたけ、志布志市から世界へ」ということで、創年市民大学生

涯学習講座で講義がありました。とても感動しましたし、またその一翼を担っているのが我が志布志市の若者であるということにこれからも期待して、がん検診の向上対策に対しても精いっぱい頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、鶴迫京子議員の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 以上で、本日の日程は、終了しました。

お諮りします。

委員会審査のため、明日から9月18日まで、13日間休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、明日から9月18日まで、13日間休会とすることに決定しました。

9月19日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午後0時13分 散会

令和7年第3回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：令和7年9月19日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第43号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第46号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 報告第4号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第5 議案第50号 権利の放棄について
- 日程第6 議案第51号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第53号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 報告第5号 令和6年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第9 報告第6号 令和6年度志布志市資金不足比率について
- 日程第10 認定第1号 令和6年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第2号 令和6年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第3号 令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第4号 令和6年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第5号 令和6年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第6号 令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第7号 令和6年度志布志市水道事業会計決算認定について
- 日程第17 認定第8号 令和6年度志布志市農業集落排水事業会計決算認定について
- 日程第18 議案第52号 令和6年度志布志市水道事業剰余金の処分について

出席議員氏名（18名）

1 番 永 田 梓	3 番 稻 付 洋 平
4 番 隈 元 香穂子	5 番 南 利 尋
6 番 市ヶ谷 孝	7 番 青 山 浩 二
8 番 野 村 広 志	9 番 八 代 誠
10 番 小 辻 一 海	11 番 持 留 忠 義
12 番 平 野 栄 作	13 番 西江園 明
14 番 丸 山 一	15 番 玉 垣 大二郎
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（2名）

2 番 栢 山 晋 司	16 番 鶴 迫 京 子
-------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課長 富 重 隆 之	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議会グループリーダー 末 原 和 幸
サブリーダー 前 田 範 雄	サブリーダー 上 野 健 太 郎

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、玉垣大二郎議員と小野広嗣議員を指名します。

日程第2 議案第43号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第2、議案第43号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（南 利尋議員） ただいま議題となりました議案第43号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月5日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容についての補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正によって、育児に係る部分休業制度が拡充されることとなるが、現状において部分休業を取得した職員はどのくらいいるのかとただしたところ、部分休業については、現在6人の職員が利用している。具体的な取得の例としては、子供の送迎のために、午前8時30分からの1時間と午後4時15分からの1時間に分けた部分休業などであるとの答弁でありました。

権利行使の平等性という観点から、特定の職種によって部分休業の取得率に差があってはならないと考えるが、内部で協議や調整を行っているかとただしたところ、各部署において、部分休業を取得する必要がある職員と連携し、所属長を中心に業務の適切な配分を行っている。現在、窓口業務担当職員や保健師においても、部分休業を取得している状況である。今後も、職員が必要な休暇などを取得しやすい職場環境の整備に努めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第43号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

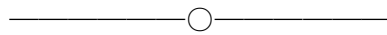
以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第43号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第43号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第46号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（福重彰史議員） 日程第3、議案第46号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（小辻一海議員） ただいま議題となりました議案第46号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月9日、委員17人出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、予算書及び説明資料による補足説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

初めに、財務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、旧ひばりビル敷地内駐車場整備工事について、小児科側に車椅子使用者用駐車施設を1台分確保する計画となっている。本駐車場は、現在整備が進んでいる多世代交流施設の利用者と共用することのだが、多世代交流施設側についても車椅子使用者用駐車施設の設置が必要なのではないかとただしたところ、令和7年6月1日に施行されたバリアフリー法の改正によって、車椅子使用者用駐車施設の設置数を駐車台数に対する割合で定める見直しが行なわれた。今回は、その基準を満たす1台分を設置するものである。なお、令和8年度に多世代交流施設側にも1台分設置する計画であるとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、今回、令和6年度市県民税の按分率を誤ったことに伴い、県民税は過少に、市民税及び森林環境税は過大に算定され、県との間で精算処理を行う必要が生じたとの

ことであるが、今後このような事態を生じさせないために、グループ全体の責任として対応する体制を整えるべきではないかとただしたところ、按分処理の検証がなされていなかったことは反省すべき点であるが、この件を担当職員にのみ責任を負わせるような対応は考えていない。今回を契機として、チェック体制の充実を図るようにしていきたいとの答弁でありました。

次に、市民環境課分については、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、総合政策課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、企業版ふるさと納税推進事業について、マッチング手数料が必要経費として計上されているが、物納寄附額の20%という算定根拠についてただしたところ、今回、企業から施設園芸用附帯設備が物納寄附されたところだが、寄附を希望する企業がマッチングサポートサービスを活用し、成立したものである。寄附成立に伴い、マッチングサポートサービスを提供する事業者には、一般的に取引されている正当な価格の20%を手数料として一律で支払う仕組みとなっているとの答弁でありました。

松山地域の三つの小学校の跡地等利活用検討委員会設置に係る謝金が計上されている。まだ松山地域の三つの小学校を廃止する条例の議論は行われていないが、どのような経緯で予算の計上に至ったのかとただしたところ、庁議において、義務教育学校の整備に関する議題が取り上げられ、松山地域の三つの小学校のあるべき姿について議論するとともに、施設の利活用に関する協議も併せて開始することが決定されたため、跡地等利活用検討委員会設置に係る予算を計上したところであるとの答弁でありました。

次に、教育総務課、学校教育課及び建設課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、松山地域学校再編整備事業における基本計画策定等業務委託の内容についてただしたところ、基本計画の内容は、5項目あり、1点目が再編後の学校に求める機能の検討、2点目が松山中学校の調査、現状整理、3点目が所要室規模の検討、4点目が配置平面計画の検討、5点目が事業スケジュール、概算事業費の検討であるとの答弁でありました。

次に、耕地林務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、農業用施設災害復旧事業において、公有財産購入費として20万円、補償、補填及び賠償金として30万円を計上しているが、その詳細についてただしたところ、用地取得を予定している場所は、松山町新橋字山ノ田と志布志町田之浦字宮谷口の2地区であり、排水路の切り回し工事を施工するためである。また、両地区の用地買収に伴う立木補償金として計上しているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、今回の9月補正予算において、志布志運動公園体育館空調設備設置事業における設計業務委託を提案した理由についてただしたところ、最短で令和9年度からの空調稼働を目指しているところである。来年度の当初予算で計上すると、工事から稼働まで1年遅れることとなるため、少しでも早く整備できるよう今年度に設計を済ませておく必要があると判断し、今回の補正予算に計上したとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、あおぞら農業協同組合負担金において、市があおぞら農業協同組合に支払う負担金の期間についてただしたところ、あおぞら農業協同組合の整備計画では、国の補助金を活用して施設を整備し、その費用を積み立てることとなっている。その積立金の一部を市が負担することとし、積立額は、単年度で3,271万円となることから、その1年度分を負担金として支援するものであるとの答弁でありました。

次に、健康長寿課分については、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、こども子育て課分については、質疑はなく、質疑を終結しました。

最後に、シティセールス課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、スポーツ合宿誘致促進事業において、スポーツ合宿等誘致奨励金として770万円を計上しているが、令和7年度の宿泊数等の見込みについてただしたところ、現在までのスポーツ合宿等での宿泊数等の実績は、42団体、1,013人、延べ2,702泊である。令和7年度の宿泊数等として、121団体、3,517人、1万3,110泊を見込んでいるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえた上で、議案第46号に対する市長、教育長の考え方について、質疑を行う必要があるとのことから、市長、教育長への総括質疑を行いました。

主な総括質疑といたしまして、市長として、150年という歴史のある学校が果たしてきた役割をどのように捉えているのかただしたところ、子供たちがどのような環境で教育を受けられるのかということについては、市としての責任は大変大きいものだ捉えている。学校が地域に果たしている役割の大きさは認識しているが、本市における小・中学校の児童・生徒数が減少傾向にあることを含め、今後の子供たちのより良い学びの場の在り方を議論することも必要な状況である。そのような中、松山地域の学校の在り方検討委員会から教育環境の整備等に関する要望が取りまとめられ、義務教育学校として統合する方向性が示されたことは、大変すばらしいものであるとの答弁でありました。

これまで、議会では松山地域の学校を廃止するための条例の改正を議論していない。そのような中、学校の跡地等利活用検討委員会の設置に係る予算が今回計上されていることは、議会軽視であると考え。このような提案の在り方をどのように捉えているかとただしたところ、公の施設を新設する場合には、公の施設として利用に供し得る段階で条例を提案することになる。学校の場合、単に校舎が完成しただけでは不十分であり、机、椅子等の設備がそろい、授業を受けられるような状況になって初めて公の施設として利用に供し得る段階となるものである。また、跡地の利活用について松山地域の学校の在り方検討委員会から出された「検討委員会を設置し、地域と共に検討する場を設けるとともに、伴走型の支援をしていただきたい」という地域の要望に応えるものである。民間事業者での活用についても検討する必要がある、少しでも早く跡地の利活用検討委員会を設置するため、今回の関係予算を計上したところである。なお、財源の確保の見込みがない条例の議案を提出することは法律で禁じられているものであるとの答弁でありました。

最終的に条例の議案が否決された場合には、どのような対応を考えているのかとただしたところ、否決となることを前提として取り組んでいない。そのような結果とならないよう、しっかりと対応していきたいとの答弁でありました。

議会には、今後学校をなくすという大変重い決断が求められる。以前、法的な手続に不備があったことに伴い、議案の撤回に至った事案があった。そのようなことも踏まえて、適切に手続を進める必要があるのではないかとただしたところ、松山地域の学校の設置については、在り方検討委員会の最終取りまとめを受け、教育委員会及び総合教育会議で協議し、教育委員会での設置方針の決定を受け、令和11年4月の設置に向けて全庁一丸となって取り組んでいることをこれまで説明してきたところであり、議会の理解は得ているものと認識しているとの答弁でありました。

以上で全ての課の質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、志布志地域においては、特認校制度を利用してでも農村部の学校を存続させるための努力を一生懸命続けている。一方で、松山地域については、早々に学校を廃止して義務教育学校にしていくという方向へと進み、今回の予算提案に至っており、整合性が取れていない。この状況については、一度立ち止まり、松山地域の学校の在り方検討委員会での議論の内容をよく精査する必要があると考える。尾野見地区では、住宅政策に取り組むなど、尾野見小学校を複式学級にしない、学校をなくさないという思いで頑張ってきた背景を考えたときに、果たして今回の提案でよいのかという疑問がある。本市では、各小学校区に地域コミュニティ協議会の設置が進んでいる。その考え方の中に、学校を拠点とすることが明確にうたわれている。各地域に小学校があることで、運動会などの行事を通じて団結が図られ、地域コミュニティが守られてきた。そのような役割を果たしてきた学校が廃止されることで、今後も地域コミュニティがしっかりと守られていくのかという心配がある。学校を地域からなくすということがどれほど大きなことか、過去の経験で深く実感している。そのようなことを踏まえて考えると、今回提案された予算の在り方は、議員に非常に重い判断を突き付けるものとなっている。学校がまだ存続しているうちに跡地の利活用を検討するようなことではなく、別の方法を模索できるという思いがあることから、議案第46号については反対である。

一方、賛成討論として、今回の提案は、松山地域の総意、結論から出されたものであると捉えている。これまでの全員協議会でも、度々本件に関する説明が行われ、準備が進められている。こうした長期にわたる事業で条例改正が必要となる案件については、まず準備委員会等の予算を確保し、同委員会での協議を行ったのちに条例改正の手続となるものであると理解している。学校の供用開始との関連からも、その時期については、良と考える。災害の発生を含め不確定要素があることや重い判断となる案件であることを踏まえると、時期を見据えた適切なタイミングであるべきものとする。現在整備が進んでいる伊崎田学園や学びの多様化学校についても条例の改正等に係る議案の提出は行われていないところであり、整合性を考えても、今回の予算は、準備の一環として適正に提案されているものと認められることから、議案第46号については賛成である。

以上のように、反対・賛成の両討論がありました。

討論を終え、起立採決の結果、議案第46号は、起立多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行議員） 今回のこの予算の提案の在り方として、少し考え方を述べたいと思います。

今回、松山地域の三つの小学校と中学校をなくすという方向で義務教育学校を立ち上げていくという、そういう前提でこういうことがあります。私は、今回の行政としての住民の要望に対する向き合い方がどうなんだろうかということを中心に考えました。私が昨年的一般質問で「松山庁舎を、まさか出張所にする考えはないですよ」といった質問に対して、市長は、「松山地域は、『教育のまち松山』としてこれから進めていく」という答弁であります。全く初耳の答弁でありまして、「教育のまち松山」、どういったことだろうと、そういうものが背景にありました。時が流れて一年もたたないうちに、今回住民からの要望として、「三つの小学校をなくして、そして一つの中学校をまたなくして、義務教育学校としてくれ」という住民の要望があった。そのことをよく立ち止まって考えもしないで、住民の要望が来たから、「分かりました」という提案のやり方でありまして、もし、大きな学校を抱えている地域から、例えば、志布志小学校や香月小学校、安楽小学校などの大きな学校を抱えている地域の方々からこのような要望が来たら、行政としては必ず立ち止まって、しっかりと住民の意向をくまなく聞く、そういった方法で、真に住民が求めている「三つの大きな小学校を廃校にして、さらに大きな学校をつくってくれ」といったことに、こういったスピード感を持って行政が取り組むのだろうか。これは、小さな学校、児童数が少ない学校の地域からの要望だからという、そういう理解をするわけですが、その地域にある学校をなくすということを全ての松山地域の尾野見地区、泰野地区、新橋地区の住民の皆さん方が本当に心からそういうふうにいるだろうか。150周年のお祝いの会がありました。そこで市長、教育長も祝辞を述べられたり、いろいろ「今後ますますその小学校の発展を願う」というような祝辞等を述べられています。そういった観点からしたときに、大きな学校を抱えている地域からこういった要望が来たときにも、こんなスピード感を持って予算計上、そういったものに至るだろうか。私は、住民の要望が仮にあったとしても、しっかりと全ての住民の意思を確認していく、そういった手順をちゃんと踏んだ上で、予算の計上というそこにならない限り、行政の在り方としては、今回のこの提案の在り方として非常に問題がある。今後、松山地域のそれぞれの三つの小学校区、まだ中学校は一つですが、その方々から別の意見が出てきたりしたときには、どういう対応をするのだろうか。私は、こういった予算の提案の在り方があったときに、

私たち議会が果たすべき役割があるというふうに思います。しっかりとその住民の要望に向き合った上で、全ての住民の意思としてそこに結論があるというふうになったら、こういう形でいいでしょう。でも、全ての住民の意思をどういうふうにつかんだのか、そういったものは、明らかになっていません。在り方検討委員会から要望がされた上で、それをさっさと今回予算計上する。私は、とても行政の在り方としてこういったやり方ではおかしい。それが大きな反対の理由であります。最終的に児童が少なくなる、いろんなことになったときには、その地域で本当に全ての住民を巻き込んだ形でこれが行われないと、こんな形で要求が来たから、「分かりました」という形でのもの。「教育のまち松山」、この答弁を聞いたときに、「何を意味してるんだろう」と全く私は理解ができませんでした。おそらく、執行部の皆さんもそうでしょう。「教育のまち松山」、そのことは、初めて聞く言葉でしたので、とても理解ができなかったけれども、今回初めて予算という形で出てきて、「三つの小学校を廃校にして、中学校もなくして、義務教育学校としてやるんだね」と分かったところです。これからの行政の在り方として、学校が果たしてきた役割、そして学校が果たしている役割、そういったものをちゃんと考えた上で、行政としてはその地域をどう発展させていくのか、そういったことを踏まえた上で、こういった予算計上が時間をかけてされるならいいですけど、それがされない中では、私は、とても今回の予算を全ての旧松山町の住民の方々が理解されているというふうに思えない、そういった思いであります。1人の方に聞きました。「小学校がなくなるといったことは、子供たちが少なくなっていく、そういうことでは仕方ないね」という、そういう問題等も抱えておられました。こういう形で早急に進んでいくこのやり方は、行政が本当に学校をどう捉えているのか、それぞれの地域の発展をどういうふうな方向性を持って向かっていくのかという、それが今回の予算の提案については、全然考えられていないというような思いがあります。もちろん、在り方検討委員会という、それは、民間のそういう形で始まったのかもしれませんが、議論の中身は、私たち自身は全く分からないで、新聞報道で三つの協議会からこういう要望書が来たというような、そういうことでしか理解してないところであります。もっと行政は、その地域の住民に寄り添って、しっかりとその中で意思を確認しながら方向性を出していく。そういったことが十分にやられたとは思えない。そういった意味で、私自身は、この松山地域の学校を統合して、松山小学校、泰野小学校、尾野見小学校、松山中学校を4年後になくして、義務教育学校を立ち上げていくということを、学校をなくすことを前提とした予算としては認められないという立場で、少し長くなりましたけど、思いを述べさせていただきました。

○議長（福重彰史議員） ほかに討論はありませんか。

○17番（小野広嗣議員） 基本的に賛成の立場で討論させていただきたいと思います。今回、補正予算全般にわたって必要な予算を計上されているなというふうな理解であるわけですが、ただいま反対討論がありましたので、その反対討論に関して、少し賛成の立場から討論をいたしたいと思っています。

予算委員会でも、いわゆる条例改正へ向けて、「あまりにも性急な手続が進んでいるのではな

いか」と、大ざっぱに言えば、そういった角度での反対の議論がずっと進んでいて、それに対して、同僚委員のほうから賛成討論として「的確に当局は、これまで全員協議会等を通して、丁寧に我々議会に説明がなされてきた」ということを述べておられました。私も全く同感であります。これまで、当局におかれましては、我々議員に対しても、全員協議会等で様々な資料も出させていただきながら、丁寧に説明をしていただいたところでもございました。特に、反対討論の中でもありましたが、住民の意向をどのように当局が捉えてこのように進めてきたのか。そこが一つの大きなポイントなのかなというふうに思っています。教育委員会をはじめとして、一番そこに重点を置きながら、松山地域の住民の方々の思い、これまでの歴史、様々なものを含めながら議論をされ、その協議の中には各コミュニティの代表の方々がいらっしゃいます。その方々は、またその地域の声をしっかりと押さえながら、その場で様々な意見を述べられてきたものと理解をいたしています。そういった観点からしても、松山地域のお一人お一人全ての声がそこに反映されている。これは、まさしくそうであってほしいと思いますが、難しい観点もあるから、民主主義は、そういった代表制の下で市民の声を集めて、進めてきているんじゃないかなというふうに私は思っています。教育委員会としても、また当局としても、そういった思いで本日まで事を進めてみえたと思っています。また、我々のほうにも「教育のまち松山」ということが述べられておりました。これは、学校が統一されることによって、その「教育のまち松山」という構想が決して遠ざかっていくものではないと私は思っています。ある意味で、これまで以上にそういったことを真剣に考えられる余地があるんだなというふうにも理解をしていますし、そういった方向で進めていっていただきたいということと、今回の提案が短兵急に進めてこられたものではないと、私は思っています。条例改正に至るまでは、様々な手続を経て進んできています。これまでもそういった手順で、本市は、事業を展開されてきています。いよいよという年度の前年度あたりに、これまでも条例が制定されています。ということは、それまでに様々なことを整備して、そこへ向かっていくという流れがこれまでもあったという理解をしていますので、そういった反対討論もございましたが、それは、当たらないのではないかなというふうに思います。また、これまで小学校の統廃合、志布志中学校の一本化、様々な課題もありましたが、その一つ一つを、議会も様々な指摘をさせていただきながら、行政もそういった指摘を受け、また、市民、保護者の方々の声を受けて、修正すべきは修正し、前向きに取り組んでみえたと思います。今回の議案は、あくまでも松山地域学校再編整備事業ということで、いわゆるこの計画策定業務の委託ということで予算として計上されていますので、こういった事業を展開していく上で、こういった計画が様々な声を得る中でしっかりとしたものとして策定され、また改めて我々の前に提案されることを見守りたいと思っています。

そういった観点から、補正予算に関しては様々述べたいこともございますが、反対討論がこの松山地域の学校再編に関してのみありましたので、その点についても十分理解するものとして、賛成討論といたしたいと思います。

○議長（福重彰史議員） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第46号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案を所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福重彰史議員） 起立多数です。

したがって、議案第46号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第4 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（福重彰史議員） 日程第4、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第4号、専決処分の報告につきまして、説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、専決処分しましたので、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

令和7年9月5日に、市有地除草作業中の事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、令和7年8月4日の午後2時40分頃、市有地敷地内の除草作業中に、職員が使用していた刈払機で誤って雑草中の小石を跳ね、国道220号線を串間方面に走行中の和解の相手方が所有し、その子が運転する軽自動車の左後方側面部を破損したものであります。

事故の原因は、刈払作業前に雑草中の小石等の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方の所有する軽自動車の原形復旧に要する費用5万7,200円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（福重彰史議員） ただいまの説明に対し、質疑があれば、許可します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

以上で専決処分の報告を終わります。

○

○議長（福重彰史議員） お諮りします。日程第5、議案第50号から、日程第7、議案第53号まで、以上3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、議案第51号及び議案第53号の3件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第50号 権利の放棄について

○議長（福重彰史議員） 日程第5、議案第50号、権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、権利の放棄について説明を申し上げます。

生活支援ハウスの利用料を放棄するに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○健康長寿課長（富重隆之君） 議案第50号、権利の放棄につきまして、補足して説明申し上げます。

生活支援ハウスにつきましては、居宅において生活することに不安のある高齢者等に対し、一定期間、住居を提供することを目的とした施設で、社会福祉法人隆愛会に運営を委託しているところであります。

本議案の内容につきましては、志布志市生活支援ハウス運営事業実施要綱第10条に規定する生活支援ハウスの利用料について、利用者の滞納が生じ、その後、当該利用者が死亡された案件となります。

本市といたしましては、本人の生活実態等を勘案しながら、利用料の納入について促してきたところでありますが、最終的な滞納の解消にはつながらず、令和6年3月に死亡されたものになります。

また、利用料の滞納分として残された市の債権の取扱いについては、これまでも債権対策委員会等において検討を重ねてきたところですが、相続人全員が相続を放棄し、相続人が不存在であること、そして相続財産に換価価値がないことが判明していることから、時効が到来する時期を待たずに、債権を放棄する形で、滞納額5万8,580円を不納欠損処理したものであります。

債権の放棄として不納欠損処理を行うことについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づいた議会の議決が必要となるため、今回、議案として提出するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（野村広志議員） 議案第50号についてお聞きいたします。この議案の中身そのものにつ

いて、何ら指摘するようなことではございませんが、行政手続上の手法についてお聞かせいただきたいと思います。

先ほど全協でも説明があり、今もございましたが、また決算審査における監査意見書の中でも指摘があったとおり、この件については、既に不納欠損処理が行われています。ですので、この議案第50号については、既に不納欠損処理がされた事案と密接な関係性がございますので、前提となるこの不納欠損処理されたことも含めてお聞かせいただければと思います。本来のこの行政手続としては、今ありまして、地方自治法第96条第1項第10号により、債権の放棄は、議会の議決事項とされていますとおり、議案第50号のような事案が発生した場合、本来であれば、先に債権放棄等の議案上程が行われ、議会に議決を求めたのちに、不納欠損処理を実施することがあるべき手法ではないのかなと考えています。全協でも「失念をした」ということで説明があったわけですが、今回、先に不納欠損処理が行われており、追認を求めるような形で議案第50号として議案上程がされたことに少し違和感を感じています。そこでお聞きいたしますが、既に処理された不納欠損処分は、実質的に債権を放棄した行為に当たるのかどうかということが1点と、この不納欠損処分に当たっては、どのような過程を経て処理されたのかということ。それと、本来、この行政手続とは違う瑕疵があったと捉えていますが、どの時点でこのことに気づき、今回の議案提案という形に至ったのか、そこについてお聞かせください。

○健康長寿課長（富重隆之君） ただいまの御指摘の内容になりますが、今回この不納欠損という形で処理した経緯につきましては、先ほども一応説明したところでございます。債権対策委員会のほうで、そういった債権の取扱いについてこれまでも協議がなされてきたところでございます。そして、なおかつ、滞納整理指導官による個別ヒアリング等も受けて、こういった債権の取扱いについても協議がなされたという状況であったところでございます。そういった協議の内容を受けまして、被相続人の相続人全員の方につきましては、今回、相続の放棄があったということが判明したということもありまして、今回、令和6年度末に不納欠損の処理をしたところでございます。どの時点で気づいたかという御指摘になりますが、これにつきましては、9月10日に公表されました監査委員からの令和6年度の決算審査の意見書を受けて、今回そういった状況になっているということで、こちらとしても確知のほうをしたところでございます。今回こういった議会の議決が必要であったのですが、その辺の事務手続につきまして、我々職員のほうそういった手続の認識が欠けていたということで、今回このようなことが生じたということにつきましては、おわびのほうを申し上げたいと思います。債権の放棄という形、権利の放棄という形になるかという御指摘になりますが、こちらにつきましては、そういった地方自治法の規定もございます。議会の議決が必要であったということもありますので、今回の不納欠損については、効力を現時点では得ていないという状況になるかというところで一応認識をしています。

○8番（野村広志議員） 実質的債権の放棄というのは、不納欠損処理については帳簿上の処理に当たりますので、法的効力を発しないということですね。債権自体は、残っているというような捉え方でいいということよろしいですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○8番（野村広志議員） この手法自体は、法に触れることではないということは十分承知していますが、法令解釈上の課題として、実質的にこの債権放棄に当たる行為に対して不納欠損処分をしたということ自体はですね、議会の議決を経ずに債権放棄に相当する処分をしたと捉えられて、議会権限の侵害に当たるとみなされるおそれがあるのではないかと心配をしています。そこで、実質的債権の放棄には当たらないということではありますが、議案第50号の権利の放棄に至った経緯として、前提として、監査の意見書の中で「今後、このようなことがないように再発防止の徹底を図り、内部統制体制の強化と職員の意識向上に努めること」として、監査の指摘がされています。これは、再発防止についてどのような改善策を講じる考えなのか、監査の意見指摘というのは、大変重たいものがあるかと思っています。これをどのように議論されたのか、そこについてもお聞かせいただけますか。

○財務課長（坂元正知君） 債権管理に関することですので、財務課のほうから答弁させていただきます。

現在、本市には、債権管理のマニュアルとして策定いたしました志布志市税外債権管理指針というものがございます。今回の件を踏まえまして、この指針を見直し、改定をするとともに、債権管理に携わる職員への周知徹底を図り、併せて事務処理チェック体制の改善・強化を図ってまいりたいと思います。

○8番（野村広志議員） 「指針の見直しをして」ということでありました。今回、債権の放棄か、不納欠損処分かという、この線引きが非常に曖昧で、条例や要綱等で基準を明文化されていないことが原因ではなかったのかなど、私は少し考えたところでありました。今回の事案を鑑みて、市長にぜひお答えいただきたいのですが、本市には債権管理条例のようなものがまだ整備されていないわけです。そういったことも含めながら、今、条例と指針等は見直しをするというようなことで、財務課長のほうからございましたが、再発防止にしっかり取り組んでいく必要があるかなと思っています。市長、考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 先ほどもありましたように、これは、職員のいわゆる認識がなかったということで、こういうふうになったということでもあります。先ほど財務課長からも話がありましたとおり、こういう管理指針に基づいて業務をしているわけではありますが、この管理指針の管理の在り方をもっと全職員が分かるような、何かそんなふうにしていけたらいいのかなど。例えば、税務課とか、建設課とか、それに関わっている課の職員というのは、割と理解しているのですが、いわゆる債権管理に関わるこういうものについては、あまり認識していないところですので、しっかりとしたそういう管理体制の指針等を作成していきたいというふうに考えています。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、可決することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第51号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（福重彰史議員） 日程第6、議案第51号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、農業用施設災害復旧事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,956万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ334億6,037万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、災害復旧事業債を1,350万円増額、限度額を7,160万円としています。

予算書の7ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業を1,975万円増額しています。

予算書は、8ページを御覧ください。

歳入の繰入金基金繰入金は、財政調整基金繰入金を561万円増額するものであります。

予算書は、9ページをお開きください。

歳入の市債は、災害復旧事業債を総額で1,350万円増額するものであります。

予算書は10ページ、付議案件説明資料は4ページをお開きください。

歳出の災害復旧費の農林水産施設災害復旧費は、災害復旧に係る経費として、総額で3,956万円増額しています。

なお、被災箇所につきましては、付議案件説明資料の5ページ以降に示していますので、お目通しください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第7 議案第53号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第7、議案第53号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、同法の条項が追加されたため、条例中の当該条項を引用している部分を改めるとともに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設における虐待を規定する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○こども子育て課長（若松利広君） それでは、議案第53号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して御説明を申し上げます。

付議案件説明資料の1ページをお開きください。

内容につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が追加されたため、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例及び志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例ともに、第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正

については、先ほどの児童福祉法の改正を行うとともに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設における虐待を規定するため、第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改め、第15条の改正において規定の整理を行うものでございます。

今回改正のあった児童福祉法第33条の10第1項各号及び認定こども園法第27条の2第1項各号では、放課後児童クラブ、家庭的保育事業等や保育所及び幼保連携型認定こども園を利用又は入所する児童に対し、施設職員等による身体的虐待、性的虐待、ネグレクトや心理的虐待などの虐待の行為等が示されているものがございます。

なお、この条例は、法律等の改正に合わせ、令和7年10月1日から施行するものがございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第53号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第8 報告第5号 令和6年度志布志市健全化判断比率について

○議長（福重彰史議員） 日程第8、報告第5号、令和6年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第5号、令和6年度志布志市健全化判断比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度志布志市健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、全ての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、算定されませんでした。

実質公債費比率につきましては、本市の早期健全化基準である25.0%に対しまして、10.1%と

なりました。

将来負担比率につきましても、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、算定されませんでした。

いずれも早期健全化基準を下回っています。

よろしく願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） ただいまの説明に対し、質疑があれば、許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

以上で、令和6年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。



日程第9 報告第6号 令和6年度志布志市資金不足比率について

○議長（福重彰史議員） 日程第9、報告第6号、令和6年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第6号、令和6年度志布志市資金不足比率について、説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度志布志市資金不足比率を、監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、農業集落排水事業会計、国民宿舎特別会計及び工業団地整備事業特別会計に資金不足額がなく、資金不足比率は、算定されませんでしたので、これらの公営企業会計の経営は、健全であります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） ただいまの説明に対し、質疑があれば、許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

以上で、令和6年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。



日程第10 認定第1号 令和6年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（福重彰史議員） 日程第10、認定第1号、令和6年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、令和6年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

令和6年度決算につきましては、これまでの取組をなお一層本格化させるとともに、誰一人取り残さないまちづくりを目指し、物価高騰等に対応するための必要な対策を講じました。

主要施策成果説明書の一般会計の1ページをお開きください。

決算額は、歳入総額321億7,466万1,000円、歳出総額311億5,348万8,000円、差引残額10億2,117万3,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,883万7,000円を差し引いた実質収支額は、10億233万6,000円となり、全額翌年度へ繰り越しています。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入のうち市税、寄附金、繰入金等の自主財源は、総額155億5,667万8,000円、構成比48.4%、令和5年度と比較しますと、24億6,023万7,000円の減額となっていますが、ふるさと納税に係る寄附金、ふるさと志基金繰入金の減額等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は、総額166億1,798万3,000円、構成比51.6%、令和5年度と比較しますと、2億1,300万8,000円の減額となっていますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の終了などにより国県支出金が減額となったこと等によるものであります。

6ページをお開きください。

次に、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費は、108億575万7,000円、構成比34.7%、令和5年度と比較しますと、1億424万5,000円の増額となっていますが、人件費や住民税非課税世帯に対する給付金給付事業の増額等によるものであります。

普通建設事業費及び災害復旧費の投資的経費は、39億3,984万6,000円、構成比12.6%、令和5年度と比較しますと、3億9,180万円の減額となっていますが、災害復旧費が減額したこと、志布志運動公園体育館改修事業の終了に伴う減額等によるものであります。

物件費、補助費等のその他の経費は、164億788万5,000円、構成比52.7%、令和5年度と比較しますと、26億2,483万1,000円の減額となっていますが、ふるさと納税推進事業の減額等によるものであります。

7ページをお開きください。

令和6年度末地方債残高につきましては、193億1,250万6,000円で、令和5年度と比較しますと、7億2,198万8,000円、3.60%の減少となっています。市民1人当たりで換算しますと、65万9,000円の残高となります。

8ページ及び9ページの本市の主な決算財政指数を見ますと、財政状況は、おおむね健全であると考えています。しかしながら、国県補助・負担金の廃止・縮減など、歳入の伸びは期待できない一方で、人件費や扶助費など義務的な経費が増加し、さらに厳しい財政運営が見込まれるこ

とから、「入るを量りていずるを制す」を念頭に、引き続き財源確保に努めるとともに、貴重な財源を有効に活用し、真に必要な事業の見極めを行いながら、健全な財政運営を推進してまいります。

詳細については、主要施策成果説明書をお目通しください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。発言の通告はありませんので、質疑終了とします。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第1号については、18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限の委任を含めて付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については、18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限を含めて付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定により、議長において決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、議員控室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

—————○—————

午前11時11分 休憩

午前11時26分 再開

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 会議を再開します。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。委員長に青山浩二議員、副委員長に永田梓議員。

以上のとおりです。

—————○—————

日程第11 認定第2号 令和6年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第3号 令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

て

日程第13 認定第4号 令和6年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第5号 令和6年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第6号 令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第7号 令和6年度志布志市水道事業会計決算認定について

日程第17 認定第8号 令和6年度志布志市農業集落排水事業会計決算認定について

日程第18 議案第52号 令和6年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（福重彰史議員） 日程第11、認定第2号から日程第18、議案第52号まで、以上8件については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号、令和6年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額42億145万3,152円、歳出総額41億979万9,643円、実質収支額は、9,165万3,509円となり、全額翌年度へ繰り越しています。

また、国民健康保険基金の総額は、令和7年3月31日現在で6,071万1,268円となっています。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が5億9,617万7,874円、構成比14.2%、県支出金が31億906万7,857円、構成比74.0%、繰入金が3億7,119万5,317円、構成比8.8%となっています。

また、国民健康保険税の現年課税分の収納額は、5億7,263万1,911円で、収納率は、95.15%となっています。

歳出の主なものは、保険給付費が29億9,917万2,182円、構成比73.0%、国民健康保険事業費納付金が10億1,839万8,435円、構成比24.8%、保健事業費が2,981万8,948円、構成比0.7%、諸支出金が2,689万6,672円、構成比0.7%となっています。

令和6年度につきましては、前年度より国民健康保険事業費納付金、国民健康保険保険給付費等交付金の確定に伴う返還金に係る償還金が減少しましたが、被保険者数の減に伴う国民健康保険税収納額の減少の影響もあり、実質単年度収支は、7,000万9,790円の赤字となっています。

国民健康保険は、他の医療保険制度と比較しまして、前期高齢者が多くを占めており、所得水準が低く、一方で、1人当たり医療費が医療技術の高度化等に伴い、年々増加し、国保財政の状況は、国民健康保険基金5,000万円の繰入れのほか、鹿児島県国民健康保険財政安定化基金5,000万円の借入れを行っており、非常に厳しい状況を迎えています。

県と一体となり、国保財政安定化のため、国保税収納率向上による財源確保に努めるとともに、

被保険者の生活習慣病の重症化予防につながる健康増進事業のほか、医療費の適正化に取り組んでまいります。

次に、認定第3号、令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額5億1,354万4,841円、歳出総額5億1,156万6,244円、実質収支額は、197万8,597円となり、全額翌年度へ繰り越しています。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が3億2,754万4,176円、構成比63.8%、繰入金が1億8,496万1,500円、構成比36.0%となっています。

歳出の主なものは、広域連合納付金が5億1,012万8,526円、構成比99.7%、総務費が110万1,656円、構成比0.2%となっています。

後期高齢者医療保険の事務につきましては、資格の取得・喪失に係る事務、保険料の徴収に係る事務のほか、医療給付を行うための手続事務を実施してまいりました。

団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行に伴い、被保険者数が増加し、今後、医療費は、伸びていくことが見込まれますので、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第4号、令和6年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額43億8,962万8,209円、歳出総額38億5,014万5,275円、実質収支額は、5億3,948万2,934円となり、全額翌年度へ繰り越しています。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が6億7,874万2,440円、構成比15.5%、国庫支出金が10億3,191万6,889円、構成比23.5%、支払基金交付金が10億208万1,000円、構成比22.8%、県支出金が5億6,213万4,655円、構成比12.8%、繰入金5億9,848万9,000円、構成比13.6%となっています。

歳出の主なものは、保険給付費が35億5,652万9,367円、構成比92.4%、諸支出金が1億3,641万9,437円、構成比3.5%、地域支援事業費が7,754万8,270円、構成比2.0%、基金積立金が7,728万9,817円、構成比2.0%となっています。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護保険事業計画に基づき、介護サービス基盤の確保、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進等に取り組み、持続可能な介護保険制度の運営を図ってまいります。

次に、認定第5号、令和6年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額3,790万9,926円、歳出総額3,790万9,137円、実質収支額は、789円となり、全額翌年度へ繰り越しています。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が3,789万2,000円、構成比99.9%となっています。

歳出の主なものは、管理費が2,899万5,918円、構成比67.9%、公債費が1,214万9,332円、構成比32.0%となっています。

次に、認定第6号、令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額5億5,321万3,430円、歳出総額5億5,320万5,762円となり、歳入歳出差引額の7,668円を翌年度へ繰り越しています。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

歳入の主なものは、繰入金が3億6,717万円、構成比66.4%、財産収入が1億8,602万9,650円、構成比が33.6%となっています。

歳出の主なものは、管理費が1億8,621万2,580円、構成比が33.7%、事業費が2,645万9,644円、構成比4.8%、公債費が3億4,053万3,538円、構成比61.6%となっています。

市臨海工業団地については、令和6年度に分譲を完了しました。今後は、インター工業団地の整備を促進し、企業進出の需要を獲得してまいります。

次に、認定第7号、令和6年度志布志市水道事業会計決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市水道事業会計決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算の結果、総収益が5億7,221万399円、総費用が5億648万3,649円となり、6,572万6,750円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が4億8,175万5,035円、構成比84.2%、営業外収益が8,623万1,564円、構成比15.1%となっています。

総費用の主なものは、営業費用が4億8,955万7,991円、構成比96.7%、営業外費用が1,673万8,911円、構成比3.3%となっています。

令和6年度は、耐震化等を目的とした久保園地区送水管布設替工事や老朽化した西部水源地の電気計装設備、ポンプ廻り配管などの設備改修のほか、東九州自動車道日南・志布志道路建設に

伴う布設替工事として国道220号線配水管布設替工事などを実施しました。

今後も市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化及び老朽化設備の更新に引き続き努めてまいります。

次に、認定第8号、令和6年度志布志市農業集落排水事業会計決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市農業集落排水事業会計決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算の結果、総収益が2億6,020万6,456円、総費用が2億4,091万6,069円となり、1,929万387円の純利益となりました。

総収益の主なもの、営業収益が6,793万7,020円、構成比26.1%、営業外収益が1億9,226万9,436円、構成比73.9%となっています。

総費用の主なもの、営業費用が2億2,644万5,147円、構成比94.0%、営業外費用が1,447万922円、構成比6.0%となっています。

今後も、加入率の向上を図り、効率的な事業運営に努めてまいります。

次に、議案第52号、令和6年度志布志市水道事業剰余金の処分につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市水道事業剰余金につきまして、当該剰余金の一部を資本金として組み入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

それでは、令和6年度志布志市水道事業会計決算書の9ページをお開きください。

当年度未処分利益剰余金1億6,963万9,509円のうち、その一部の1億391万2,759円を資本金として組み入れるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。発言通告はありませんので、質疑終了とします。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第2号から議案第52号まで、以上8件については、それぞれの所管の常任委員会に付託し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限を委任して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から議案第52号まで、以上8件については、それぞれの所管の常任委員会に付託し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限を委任して審査することに決定しました。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 以上で、本日の日程は、終了しました。

お諮りします。

委員会審査のため、明日から10月9日まで、20日間休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、明日から10月9日まで、20日間休会することに決定しました。

10月10日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時44分 散会

令和7年第3回志布志市議会定例会会議録（第7号）

期 日：令和7年10月10日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 報告

日程第3 南利尋議員の辞職の件

追加日程第1 議会運営委員の選任

追加日程第2 広報等調査特別委員の選任

追加日程第3 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

日程第4 認定第1号 令和6年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第2号 令和6年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第3号 令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第4号 令和6年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第5号 令和6年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第6号 令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第7号 令和6年度志布志市水道事業会計決算認定について

日程第11 認定第8号 令和6年度志布志市農業集落排水事業会計決算認定について

日程第12 議案第52号 令和6年度志布志市水道事業剰余金の処分について

日程第13 議員派遣の決定

日程第14 閉会中の継続審査申出について
(総務常任委員長)

日程第15 閉会中の継続調査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課長 富 重 隆 之	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	総務市民課 地域振興グループリーダー 木 村 泰 志
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議 会 グ ル ー プ リ ー ダ ー 末 原 和 幸
サ ブ リ ー ダ ー 前 田 範 雄	サ ブ リ ー ダ ー 上 野 健 太 郎

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから、本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、玉垣大二郎議員と鶴迫京子議員を指名します。

○
日程第2 報告

○議長（福重彰史議員） 日程第2、報告を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検評価報告書が、また、総務常任委員会及び産業建設常任委員会から所管事務調査報告書が提出されましたので、配布しました。参考にしていただきたいと思います。

○
日程第3 南利尋議員の辞職の件

○議長（福重彰史議員） 日程第3、南利尋議員の辞職の件を議題とします。

南利尋議員からお手元に配布のとおり、辞職願が提出されています。

お諮りします。南利尋議員の辞職を許可することに御異議ありませんか

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、南利尋議員の辞職を許可することに決定しました。

ここで、全員協議会のため、しばらく休憩します。

○
午前10時02分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（福重彰史議員） 会議を再開します。

ただいま、議員の辞職に伴い、総務常任委員会の委員長が欠員となりました。

ここで、委員会条例第9条第2項の規定により、総務常任委員会の委員長の互選が行われるため、その間、しばらく休憩します。

○
午前10時12分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（福重彰史議員） 会議を再開します。

ただいま総務常任委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に永田梓議員、副委員長に野村広志議員。以上のとおりです。

ただいま、議員の辞職に伴い、予算常任委員会の副委員長が欠員となりました。

ここで、委員会条例第9条第2項の規定により、予算常任委員会の副委員長の互選が行われるため、その間、しばらく休憩します。



午前10時29分 休憩

午前10時31分 再開



○議長（福重彰史議員） 会議を再開します。

ただいま予算常任委員会において互選されました副委員長を報告します。

副委員長に永田梓議員。以上のとおりです。

ただいま、議員の辞職に伴い、議会運営委員が欠員となりました。

お諮りします。ここで、議会運営委員の選任を日程に追加し、選任を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員の選任を日程に追加し、選任を行うことに決定しました。



追加日程第1 議会運営委員の選任

○議長（福重彰史議員） 追加日程第1、議会運営委員の選任を議題とします。

議員の辞職に伴い、欠員となりました議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、議員の辞職に伴い、広報等調査特別委員が欠員となりました。

お諮りします。ここで、広報等調査特別委員の選任を日程に追加し、選任を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、広報等調査特別委員の選任を日程に追加し、選任を行うことに決定しました。

○

追加日程第2 広報等調査特別委員の選任

○議長（福重彰史議員） 追加日程第2、広報等調査特別委員の選任を議題とします。

議員の辞職に伴い、欠員となりました広報等調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、広報等調査特別委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

現在の大隅曾於地区消防組合議会議員のうち、本市議会議員から選出する議員について1人の欠員が生じています。

お諮りします。ここで、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、大隅曾於地区消防組合同約第5条第3項の規定により、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、大隅曾於地区消防組合同約第5条第3項の規定により、選挙を行うことに決定しました。

○

追加日程第3 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

○議長（福重彰史議員） 追加日程第3、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

大隅曾於地区消防組合議会議員に、永田梓議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました永田梓議員を大隅曾於地区消防組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました永田梓議員が大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました永田梓議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

ここで、当選人の発言を求めます。

○1番（永田 梓議員） 　ただいま大隅曾於地区消防組合議会議員の推選をいただきました永田梓です。短い期間ではございますが、地域の皆様のために一生懸命仕事をさせていただけたらと思います。よろしくお願いします。



日程第4 認定第1号 令和6年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（福重彰史議員） 　日程第4、認定第1号、令和6年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（青山浩二議員） 　ただいま議題となりました認定第1号、令和6年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月24日、25日、26日、29日の4日間にわたり、執行部から、関係課長、局長ほか担当職員の出席を求め、決算書及び成果説明書による補足説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、主な質疑と答弁について報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、令和6年度のふるさと納税寄附金は、令和5年度と比較して約15億円の減となった。先行きが不透明なふるさと納税頼みの予算編成は、財源の確保という観点からすると、難しい側面がある。今回の寄附額実績を踏まえて、今後の予算編成の在り方をどのように考えているかとただしたところ、ふるさと納税については、制度としての先行きが不透明な状況もあり、本市としてその点を十分に考慮し、ふるさと納税に依存しない形で対応していく必要があると認識している。しかしながら、一朝一夕にその解決を図ることは難しい部分も多く、課題意識や危機意識を常に持ちながら取り組む必要があると考えている。全職員がそういった意識を共有し、今後の財政運営に取り組んでいきたいとの答弁でありました。

次に、シティセールス課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、イベント運営事業について、各イベントの来場者は、どのくらいなのか。また、イベント開催による市への経済効果を把握しているのかとただしたところ、各イベントの来場者数については、志布志お釈迦まつりが前夜祭を含めて約4万5,000人、志布志みなとまつりが約4万8,000人であった。また、イベント開催による市への経済効果については、イベント会場での飲食や宿泊等の直接的経済波及効果と市内店舗での土産品購入等の間接的経済波及効果があることは理解しているが、具体的な数値は把握していないとの答弁でありました。

次に、こども子育て課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、保育所費における扶助費の不用額約1,450万円について、子供の数が減ったことにより結果的に保育所運営費が減ったという理解でよいかとただしたところ、公定価格が改定されたため、保育所運営費の増額補正を行ったところであるが、保育所等の職員配置基準による加算の実績が見込みの半分程度となったことから、このような不用額となったところであるとの答弁でありました。

次に、みなと振興課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、雇用促進事業について、市合同企業説明会等の参加者のうち地元企業に何人が就職したのかとただしたところ、市合同企業説明会に参加した企業を対象に本市高校生の就職について聞き取りを行ったところ、7事業所に18人が就職したとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、畜産共進会等謝礼事業については、農家戸数の減少や高齢化等の理由により出品頭数確保に苦慮している状況があるようだが、出品者に対する謝礼金の額の見直しや畜産共進会の在り方を議論する必要があるのではないかとただしたところ、畜産共進会における成績上位者をみると、子牛の競り市においても高い価格での取引となっている実績もある。出品に向けて改良を重ねた結果が収益につながっていることから、畜産共進会に参加する意義は大きいと考えている。一昨年度立ち上げた改良青年部会を通じて、畜産共進会への出品が農業経営の改善につながることを若い世代に伝えていきたい。なお、出品者に対する謝礼金の額については、令和6年度から若干の引上げを行っているところだが、畜産は、本市の重要な基幹産業であることから、効果的な支援の在り方について今後も検討していきたいとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、基金の運用について、国債以外にどのような債券を購入しているのかとただしたところ、国債以外に購入している債券は、都道府県債、地方公共団体金融機構債である。なお、債券の購入金額の総額は、39億5,000万円余りで、額面金額は、40億円となっている。この差額は、既発債の購入によるもので、満期の時点で利益として本市に償還されるものであるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、特定外来生物防除等対策事業において、7月から12月にかけてアルゼンチンアリの集中的な防除を実施したとあるが、働きアリの活動が活発になる春頃に実施せず、この時期に実施した理由についてただしたところ、昨年、初めて環境省の補助事業に申請して行った事業であり、申請は、4月に行った。理想的な防除の時期は、4月から5月にかけてであるが、事前着手分については、補助対象外となり、補助事業の採択を待つ必要があったことから、7月からとなったとの答弁でありました。

次に、総合政策課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、事務機器借上料について、約8,200万円と高額な費用を要している

が、具体的にはどのような内容となっているのかとただしたところ、本市の業務を行う上で必要なシステムネットワークは、セキュリティ対策のためにL GWAN系、インターネット系、基幹系という3層に分けている。それぞれの層は、仮想化しているが、高い性能が求められる機器を使用しているため、毎年このような金額となっている。今後、物価高騰等を要因として関係機器の借上料は上昇する可能性があると考えているとの答弁でありました。

次に、健康長寿課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、ポピュレーションアプローチとして、新規で薬剤師講話及び認知症講話を実施したとあるが、その参加人数及び参加者の反応はどうだったのかとただしたところ、薬剤師講話の参加人数は、123人であった。参加者にアンケートを行ったところ、「多剤や副作用、飲み合わせといった薬の飲み方など具体的な話を聞くことができ、大変参考になった」との声があった。また、認知症講話の参加人数は、61人であった。物忘れの自覚があるが、それが認知症によるものなのか気軽に相談できるということの意識づけになったとの答弁でありました。

次に、耕地林務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、森林経営管理事業で購入したドローンと特用林産物の産地づくり推進事業で購入したドローンの購入金額の差についてただしたところ、森林経営管理事業で購入したドローンは、森林の管理のための撮影を目的とした小型のドローンであり、特用林産物の産地づくり推進事業で購入したドローンは、薬剤散布を目的とした大型のドローンであることから、購入金額に差が生じているとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、個人市民税賦課事務支援事業について、令和6年4月から同年10月までの7か月間分と、令和6年11月から令和7年3月までの5か月間分とで、課税支援システム保守業務委託料に大きな金額の差が生じている。後期の5か月分が前期の7か月分の約2倍の金額となった理由についてただしたところ、課税支援システムは、旧システムのベンダーによる継続保守が令和6年度末で終了する連絡を受け、保守業務を新たな業者への委託に切り替えたところである。新たに委託した業者は、課税支援システムに精通しているため、課税支援システムの開発元への事象の問合せを挟む必要がない等、これまで以上に質の高い保守を享受できるようになったことから、相応の委託料の額になったものと捉えているとの答弁でありました。

次に、教育総務課及び学校教育課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、デジタル教科書導入事業において、教科書をデジタル化することで、より学習しやすい環境が作られていくと考えるが、子供たちの反応は、どうだったのかとただしたところ、黒板や言葉で伝えるだけでなく、大画面のモニターまたは個人のタブレットを通して教科書の内容等を示したり、考えさせたりすることができる。映像等を通じることで、より興味を持って子供たちが授業に向かうような様子が見られているとの答弁でありました。

次に、コミュニティ推進課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、自治振興事業について、自治会提案型活性化助成金の交付実績がない自治会は、指定されたメニュー項目の活動がなかったものと理解してよいか。また、自治会統合推進事業補助金を活用して統合した自治会についてただしたところ、自治会提案型活性化助成金の交付がなかったのは、7自治会であった。そのうち、4自治会は、実績報告書の提出がなかったものであり、3自治会は、実績報告書の提出はあったものの、不採択という結果であった。自治会統合推進事業補助金は、自治会の統合後3年度間交付するもので、令和6年度は、2自治会が対象となっている。具体的には、松山地域の西豊留、下豊留、中豊留、上豊留の4自治会が統合した豊留自治会、志布志地域の金屋、新道の2自治会が統合した金屋自治会にそれぞれ交付されたものであるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、生活保護扶助費給付事業における医療扶助費が多額であるが、医療を受けている被保護者数及び健康診断の受診体制は、どうなっているかとただしたところ、本市の生活保護受給者のうち、約240人が定期的または不調時に医療を受けている状況である。健康診断未受診者に対しては、病院受診や市の検診を勧奨し、病気の早期発見、治療につなげている。現在治療中の場合は、主治医訪問等を行い、適正医療に努めているとの答弁でありました。

次に、総務課、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、個人情報点検監査支援業務委託事業について、内部監査による指摘事項にはどのようなものがあつたのか。また、個人情報の保護は、行政の法令遵守が当然のこととして求められる中で、それに関する業務を委託する形では職員一人一人の意識が薄れてしまうおそれがあるのではないかとただしたところ、内部監査においては、おおむね問題ない運用となっている結果であったところだが、記憶媒体の保管に関して、一部、施錠されていないロッカーを使用していたケースがあつた。その点については、監査責任者である総務課長名で、対象となった部署に対し、監査報告を行ったところである。また、個人情報の保護については、職員が負う守秘義務の最たるものと認識しているが、本業務を委託したことによって第三者としての視点や専門的な知見に基づくアドバイスを受けることができたところである。職員一人一人については、個人情報保護の研修の実施により意識向上を図っていききたいとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、農地保有合理化事業について、遊休農地は、どのような傾向にあるのかとただしたところ、遊休農地割合は、増加傾向にあり、令和3年度が3.17%、令和4年度が3.85%、令和5年度が4.07%、令和6年度が5.09%となっている。主な要因としては、高齢化による離農が増えたためであるとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、志布志東部地区エリアマネージャー事業において、福山氏庭園の管理人としてエリアマネージャーの採用に至らず、別途、文化財管理人として会計年度任用職員を雇用した経緯についてただしたところ、本事業は、総務省の地域プロジェクトマネージャー推進

要綱に基づくもので、会計年度任用職員として任用することと定められていることから、会計年度任用職員の報酬額の最も高い水準で募集をかけたところであるが、応募がなかったものである。しかしながら、令和6年7月から福山氏庭園を一般公開する計画で進めていたため、当該庭園を管理する職員が必要であることから、文化財管理人という形での雇用をすることとなったとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、地域優良賃貸住宅整備事業について、入居基準を変えない形での三者契約を可能とし、広報活動の見直しを行った結果、入居率が向上したとのことだが、三者契約の内容は、どのようなものなのか。また、令和6年度の入居率についてただしたところ、会社として入居の申込みをしたいとの要望があり、国・県に確認したところ、入居基準を変えない形であれば、入居者の勤務先の会社、入居者及び志布志市の三者間での契約は可能であるとのことから、三者契約を締結した。また、令和6年度の入居率は、24戸中19戸、79.2%であるとの答弁でありました。

次に、議会事務局分については、決算に関する質疑はありませんでした。

最後に、監査委員事務局分については、質疑はありませんでした。

以上、全ての課・局の質疑を終了し、討論・採決に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

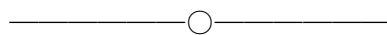
以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。認定第1号に対する委員長の報告は、認定です。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



日程第5 認定第2号 令和6年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第3号 令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第4号 令和6年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第5号 令和6年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第6号 令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第7号 令和6年度志布志市水道事業会計決算認定について

日程第11 認定第8号 令和6年度志布志市農業集落排水事業会計決算認定について

日程第12 議案第52号 令和6年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（福重彰史議員） 日程第5、認定第2号から日程第12、議案第52号まで、以上8件については、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長に報告を求めます。

○総務常任委員長（永田 梓議員） ただいま一括議題となりました認定第2号から議案第52号のうち、総務常任委員会分における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、10月3日、執行部から、みなと振興課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、認定第6号、令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

みなと振興課長の説明を受け、質疑に入りました。

市工業団地整備事業に係る地方債の償還を完了するのはいつかとただしたところ、資金の借入れについては、現在のところ令和5年度が最後となっている。今後の借入れがなければ、令和10年度に償還を完了するところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第6号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から議案第52号のうち、総務常任委員会分の報告を終わります。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま一括議題となりました認定第2号から議案第52号のうち、文教厚生常任委員会分における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、10月3日、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、認定第2号、令和6年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

健康長寿課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特定健康診査における受診率が未確定値として41.2%とあるが、当局としてはどう分析しているのかとただしたところ、特定健診の受診率は、平成26年度の54.8%がピークであり、令和2年度に新型コロナウイルスの影響で大きく減少した。令和3年度以降は、回復傾向にあるものの、40代と50代の受診率が特に低い。また、これまで毎年受診していた団塊の世代が後期高齢者医療に移行したことも受診率低下に影響していると考えている。若年層の被保険者には、まず受診してもらい、保健指導を行いながら継続受診の習慣化を図られるよう取り

組んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、収入未済額が約1億5,800万円、不納欠損額が約636万円という状況である。また、被保険者数の減により財源確保が厳しい状況下で、保険給付費の削減は、非常に大事である。監査意見書でも、特定健康診断事業に積極的に取り組んで医療費の適正化に努められたいというような意見がある中、保健師等の専門性の高い職員の活かし方は不十分であるとの観点から、不認定という立場であるとのことでありました。

賛成討論として、国民健康保険制度は、以前から制度上の問題点や意見はあるが、医療費の適正化を図る中での本市の決算としては、適正に処理されているとの観点から、認定すべきという立場であるとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第2号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号、令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

健康長寿課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和6年度の後期高齢者医療保険料の不納欠損5件の内訳についてただしたところ、5件のうち4件、14万3,220円については、高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項の時効による消滅であり、無財産、死亡等により執行停止後、2年を経過したものである。また、1件4,700円については、地方税法第15条の7第5項の規定により徴収金の納付義務を直ちに消滅させたものであり、相続人調査を実施したが、相続放棄により相続人不存在となったものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、後期高齢者医療保険料は、2年ごとに引上げの状況が続いており、被保険者の負担が増加している。広域連合による運営では、会計の中身が不明であり、2年ごとに引上げがされる保険料の在り方には問題がある。以前の老人保健特別会計に戻し、高齢者の負担を軽減する必要があると考えている。

以上のような観点から、不認定という立場であるとのことでありました。

賛成討論として、後期高齢者医療保険制度は、様々な意見や課題があると思うが、その部分については国に対して地方から声を上げる方法もある。後期高齢者医療広域連合が運営する制度下での本市の決算としては、適正に処理されているとの観点から、認定すべきという立場であるとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第3号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号、令和6年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

健康長寿課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和6年度において、経営難による介護事業所の廃止はあったのか。また、令和6年度末の特別養護老人ホームの入所待機者数及びその待機期間の状況はどうかとただしたところ、同一法人ではあるが、居宅介護支援事業所、通所介護事業所及び訪問介護事業所が1か所ずつ廃止された。このほかに、廃止ではないが、人員確保が困難という理由で利用者の定員を減らした事業所が1か所ある。また、特別養護老人ホームの入所待機者数は、毎年4月1日現在で調査しており、令和7年4月現在、84人であり、何年も待機している要介護者はおらず、以前と比べ、待機状況は、解消されつつあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、介護保険特別会計は、多額の収入未済額及び不納欠損処分の内容に被保険者の実態が表れていると考えている。令和6年度に通所介護事業所の廃止が1件あり、安定的な運営ができる状況になっていない。また、令和7年4月現在で、特別養護老人ホームの入所待機が完全に解消されておらず、保険料を納付しても、実際にサービスが受けられない状況にある介護保険制度の在り方には問題がある。

以上のような観点から、不認定という立場であるとのことでありました。

賛成討論として、介護従事者の報酬改定による施設の閉鎖等の報道もあり、制度上の課題もあるが、本市の決算としては、適正に処理されているとの観点から、認定すべきという立場であるとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第4号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第8号、令和6年度志布志市農業集落排水事業会計決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和6年度において、加入戸数が増加したにもかかわらず、年間総排水量は減少している理由についてただしたところ、蓬原地区の流量記録計が令和5年度中に落雷により故障し、令和6年度分の記録が全て取れていなかった。このことが決算値としての年間総排水量が減少している原因と考えるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第8号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から議案第52号のうち、文教厚生常任委員会分の報告を終わります。

○産業建設常任委員長（持留忠義議員） ただいま一括議題となりました認定第2号から議案第52号のうち、産業建設常任委員会分における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、10月3日、執行部から、シティセールス課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、認定第5号、令和6年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、審査

経過の概要と結果について報告いたします。

シティセールス課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ボルベリアダグリの施設劣化度調査について、その結果を踏まえた長期的な計画があるのかとただしたところ、令和6年度に実施した劣化度調査を基に早急に対応すべきものと年次的に対応すべきものを分類し、施設の全体的な改修計画を今年度中に作成する予定であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第5号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号、令和6年度志布志市水道事業会計決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

水道課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有収率が令和5年度82.30%から令和6年度は81.05%と減少した原因についてただしたところ、有収率が減少した原因は、地中の漏水が増えているためと考えている。表面から見える漏水については、老朽化した管の更新等対応を行っているが、地中の漏水の場合は、調査で見つけることが非常に難しいという現状があるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第7号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第52号、令和6年度志布志市水道事業剰余金の処分について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

水道課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、剰余金について、条例で定める目的以外の用途に使用することは制限があるが、令和6年度において目的以外の用途に使用したことはあったのかとただしたところ、令和6年度において、目的以外の用途に使用したことはないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第52号については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から議案第52号のうち、産業建設常任委員会分の報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、認定第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号について採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。認定第2号に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福重彰史議員） 起立多数です。

したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号について採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。認定第3号に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福重彰史議員） 起立多数です。

したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号について採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。認定第4号に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福重彰史議員） 起立多数です。

したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号について採決します。

お諮りします。認定第5号に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第6号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号について採決します。

お諮りします。認定第6号に対する委員長の報告は、認定です。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。
これから、認定第7号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号について採決します。

お諮りします。認定第7号に対する委員長の報告は、認定です。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。
これから、認定第8号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号について採決します。

お諮りします。認定第8号に対する委員長の報告は、認定です。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。
これから、議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号について採決します。

お諮りします。議案第52号に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議員派遣の決定

○議長（福重彰史議員） 日程第13、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

日程第14 閉会中の継続審査申出について

○議長（福重彰史議員） 日程第14、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長から閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。総務常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第15 閉会中の継続調査申出について

○議長（福重彰史議員） 日程第15、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和7年第3回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時19分 閉会